

平成15年度

# 包括外部監査の結果に関する報告書

「補助金について」

長野市包括外部監査人

倉 田 博 光

# 目 次

<b>第1 外部監査の概要</b> .....	1
<b>1. 外部監査の種類</b> .....	1
<b>2. 選定した特定の事件（テーマ）</b> .....	1
(1) 包括外部監査対象事項.....	1
(2) 包括外部監査対象期間.....	1
<b>3. 事件として選定した理由</b> .....	1
<b>4. 監査要点及び監査手続</b> .....	2
(1) 監査要点 .....	2
(2) 監査手続 .....	2
<b>5. 外部監査実施期間</b> .....	3
<b>6. 外部監査人補助者</b> .....	3
<b>7. 利害関係</b> .....	3
<b>第2 外部監査対象の概要</b> .....	4
<b>1. 補助金の概要</b> .....	4
(1) 補助金の性格と問題点.....	4
(2) 長野市の補助金 .....	5
<b>2. 個別監査対象の選定</b> .....	14
<b>第3 外部監査の結果</b> .....	17
<b>1. アンケート調査票からの結果</b> .....	17
(1) 補助金交付要綱について .....	17
(2) 事業費補助、運営費補助等の区別について .....	17
(3) 補助開始年度及び終期設定について.....	18
(4) 実績報告書の徴収及び効果測定について.....	19
<b>2. 1補助事業2,000万円以上の補助金</b> .....	20
01 防犯灯設置等補助金 .....	20
02 長野市職員互助会交付金 .....	22
05 路線バス維持活性化補助金 .....	26

0 6	病院事業補助金 .....	29
0 8	長野市社会事業協会運営費補助金 .....	34
0 9	民生・児童委員協議会補助金 .....	37
1 0	地域福祉サービス事業補助金 .....	39
1 1	友愛活動補助金 .....	41
1 5	老人クラブ活動補助金 .....	43
1 7	心身障害者共同作業所運営費補助金 .....	49
1 8	身体障害者福祉工場設置運営費補助金 .....	51
2 1	幼児教育補助金 .....	53
2 3	民間施設経営調整費補助金 .....	55
2 5	部落解放運動団体補助金 .....	57
2 9	精神障害者グループホーム運営事業補助金 .....	61
3 0	水道事業補助金 .....	63
3 3	生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金 .....	65
3 6	農業協同組合事業活動補助金 .....	67
3 8	経営構造対策事業補助金 .....	71
4 0	農林漁業資金借入補給金（土地改良区等） .....	73
4 1	国営造成施設管理体制整備促進事業補助金 .....	75
4 4	イベント事業補助金 .....	78
4 5	商工団体育成補助金 .....	82
4 7	工場等立地対策補助金 .....	92
4 8	長野市空き店舗等活用事業補助金 .....	98
4 9	中心市街地活性化事業補助金 .....	100
5 2	観光まつり補助金 .....	103
5 3	勤労者共済会補助金 .....	108
5 4	下水道事業補助金 .....	110
5 7	優良建築物等整備事業補助金 .....	114
5 8	私学振興補助金 .....	116
6 0	長野市立学校図書館運営費補助金 .....	121
6 1	地域公民館新築事業補助金 .....	125
<b>3 . 5 0</b>	<b>万円以下の少額補助金 .....</b>	<b>127</b>
( 1 )	補助金交付先の繰越金額と補助金額との比率の観点から .....	127
( 2 )	補助金交付先の収入に占める補助金額の割合の観点から .....	129
( 3 )	補助金額が 4 年間同額の観点から .....	131
( 4 )	補助効果を把握すべきもの .....	134

( 5 ) 単年度補助金の精算を行うべきもの .....	134
( 6 ) 補助金の一部について返還させるべきもの .....	134
( 7 ) 歳出予算に計上すべきもの .....	135
( 8 ) 補助事業活動の実態に沿って収支を明確にすべきもの .....	135
少額補助金一覧表 .....	137
<b>4 . 政務調査費 .....</b>	<b>149</b>
( 1 ) 政務調査費の概要 .....	149
( 2 ) 指摘事項 .....	158
調査旅費について支払証明書と収支決算書との金額が相違するもの .....	158
支出内容の明細を明確にすべきもの .....	158
事務員雇用について出勤を証するものを備えるべきもの .....	159
旅費に含めるべきでないもの .....	159
政務調査費の対象について主旨の徹底を図るべきもの .....	159
政務調査費で支出すべきでないもの .....	160
支出の年度帰属を厳密に行うべきもの .....	160
領収書を添付すべきもの .....	161
領収書の管理方法について検討すべきもの .....	162
年度ごとに預金口座の残高を0とすべきもの .....	162
現金出納帳を作成すべきもの .....	163
<b>【参考資料】</b>	
アンケート調査票一覧表 .....	164

<p>報告書中の表の合計は、端数処理の関係で合計欄の値と内訳の合計値が一致しない場合がある。</p>
--

## 第 1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

#### （1）包括外部監査対象事項

補助金について

#### （2）包括外部監査対象期間

平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで

ただし、必要に応じて過年度に遡るとともに、平成 15 年度の予算についても参考とする。

### 3. 事件として選定した理由

長野市は、平成 14 年度一般会計において補助金等（性質別経費分類）として 146 億 1,091 万円（構成比 11.9%）を支出している。住民福祉の増進のために補助事業の適時・適切な実行が期待されるところである。

補助金は、地方公共団体が特定の事務事業に対して公益上必要があると認めて、その事務事業の奨励・促進を図るため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付である。補助金は行政における特定の政策目的達成のための手段として重要な機能を有するものであるが、このように補助金は公金を特定の目的のために特定の者（補助事業者）に対して支出するものであることから、公益上必要なものに限って行われるべきであり、公益性の判断は慎重に行わなければならないものである。

実際には、公益上の必要性が抽象的、相対的であるため補助の要否の決定については客観的判断基準の確立が困難であり、あるいはその時代の社会的・経済的なニーズによっても公益上の必要性は大きく変化するものである。とりわけ現下の社会経済環境は大きな変革期にあることから改めて公益性について見直す必要があるとともに補助事業については有効性、効率性、経済性の観点から検討する必要性がある。

#### 4. 監査要点及び監査手続

##### (1) 監査要点

公益性の検証の観点から、補助金が公益上必要と認められるものを対象としているか。

合規性の検証の観点から、補助金は補助金等交付規則等に定める合規の手続に沿っているか。

経済性・効率性の検証の観点から、補助金の額及び算定方法は適正であるか。

経済性・効率性の検証の観点から、補助事業の実績の確認は適切に行われているか、また、補助金交付団体に対する指導監督は適切に行われているか。

有効性の検証の観点から、補助事業の評価（効果の測定）は適切に行われているか。

##### (2) 監査手続

監査要点 について

ア． 補助金交付要綱・要領等の内容を分析し、補助金の交付目的、補助対象事業の内容及び補助対象経費が明確になっているか検証した。

イ． 補助事業者が提出する補助金交付申請書等に対する審査状況を調査し、要綱・要領で定める事業及び組織（団体等）が補助対象となっているか検証した。

ウ． 審査文書の作成及び保存状況を調査した。

監査要点 について

ア． 必要な書類は全て提出され、定められた審査及び確認が行われることによって補助金交付が決定されているか検証した。

イ． 補助金交付要綱・要領の制定状況及び現行要綱等の補助金等交付規則との整合性、規定の明確性及び実情への適合性等について見直しを図る必要はないか検証した。

監査要点 について

ア． 補助金の算定基礎の妥当性について検討した。

イ． 補助金の決定過程の妥当性について検討した。

ウ． 補助金の交付時期の適時・適切性について検証した。

監査要点 について

ア． 補助金実績報告書の内容を検討し、補助金の使用状況が適切であったか検証した。

イ． 補助金実績報告書に対する審査方法及び補助金交付団体への指導、監督の状況について検証した。

監査要点 について

- ア． 補助事業の効果の測定方法及び分析及び評価方法を検証した。
- イ． 評価結果の今後の対応方法について調査した。

5．外部監査実施期間

平成 15 年 5 月 20 日から平成 16 年 3 月 10 日まで

6．外部監査人補助者

行政実務経験者	小杉重雄
行政実務経験者	中嶋正
行政実務経験者	須藤正浩
税理士資格取得者	田中孝一

7．利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第 2 外部監査対象の概要

### 1. 補助金の概要

#### (1) 補助金の性格と問題点

補助金は、地方自治法第 232 条の 2 において「普通地方公共団体は、その公益上必要性がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされている。

補助金は、地方公共団体が特定の事務事業に対して公益上必要があると認めて、その事務事業の奨励・促進を図るため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付であり、行政における特定の政策目的達成のための手段として重要な機能を有するものである。反面、補助金の特性から、その問題点が指摘されている。

補助金の持つ問題点として、一般的には次のことが指摘されている。

公益上の必要性が抽象的、相対的であるため、補助の要否決定についての客観的な基準の確立がむずかしいこと。

時代の社会的・経済的なニーズによって、公益上の必要性が大きく変化すること。

反対給付のない一方的な金銭の給付であるという特性を有するため、その執行が濫費に陥りやすいこと。

補助金が補助事業の自主的意欲を減退させ、行政依存を招来しがちなこと。

以上のことから、ややもすると補助金は、その既得権化やその惰性的運用を招き、また補助事業者の自己責任意識の希薄化をもたらしその自主性を損なうなど財政資金の効率的な執行を阻害する要因ともなる。

このように、補助金は行政政策遂行上の重要性とともに、一方で種々の問題点を有する。このため、補助金の交付・決定に当たっては、社会経済情勢の推移や行政需要の変化に応じて、絶えず公共性の観点からしかも客観的に、その必要性を常に見直すことが要請されている。とりわけ現下の社会経済環境は大きな変革期にあることから改めて公益性について見直す必要があるとともに補助事業については有効性、効率性、経済性の観点から検討する必要性があるとされている。



## ( 2 ) 長野市の補助金

### 長野市における補助金交付手続き

市は、補助金等交付手続を制定し、補助金等の申請から交付に至るまでの具体的な手続を定めている。さらに補助金交付要綱を定め、使途などについて条件を付している。

### 長野市補助金等交付規則

#### 長野市補助金等交付規則

( 昭和 61 年 3 月 27 日長野市規則第 4 号 )

改正 平成 7 年 6 月 30 日 規則第 29 号

#### ( 趣旨 )

第 1 条 この規則は、法令、条例等に特別の定めがあるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

#### ( 定義 )

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が補助事業者に対して交付する補助金、交付金  
利子補給金その他の給付金で、相当の反対給付を受けないものをいう。
- (2) 補助事業 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

#### ( 補助金等の交付申請 )

第 3 条 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に關係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名 ( 法人の場合は、住所、名称及び代表者の氏名 )
- (2) 補助事業の目的及び内容
- (3) 補助事業に要する経費及び補助事業の完了の予定期日
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

#### ( 補助金等の交付決定 )

第 4 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金等の交付の可否を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、当該交付の目的を達成

するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

( 交付申請の取下げ )

第 5 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、市長が別に定める期日までに補助金等の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

( 事情変更による交付決定の取消し等 )

第 6 条 市長は、第 4 条第 1 項の規定により補助金等の交付の決定をした後において、天災その他特別な事情( 補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。 ) により補助事業の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

( 補助事業の遂行命令 )

第 7 条 市長は、補助事業が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

( 補助事業の内容の変更等 )

第 8 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更( 市長が定める軽易な変更を除く。 ) し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

( 実績報告 )

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は前条の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、次の各号に掲げる事項を記載した実績報告書に關係書類を添えて市長に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときも、同様とする。

( 1 ) 住所及び氏名( 法人の場合は、住所、名称及び代表者の氏名 )

( 2 ) 補助事業の成果

( 3 ) その他市長が必要と認める事項

( 補助金等の額の確定 )

第 10 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき補助金等の

額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

( 是正のための措置 )

第 11 条 市長は、第 9 条の規定による実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対しこれらに適合させるための措置を執るべきことを命ずることができる。

2 第 9 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

( 補助金等の交付 )

第 12 条 市長は、第 10 条の規定により補助金等の額を確定した後において、補助金等を補助事業者に交付するものとする。ただし、補助事業の遂行上必要と認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

3 第 1 項ただし書の前払金の場合においては、第 9 条の規定は、適用しない。

( 交付決定の取消し )

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り或其他不正な手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) その他この規則又はこれに基づき市長が行う処分に違反したとき。

2 前項の規定は、第 10 条の規定により補助金等の額を確定した後においても適用があるものとする。

( 補助金等の返還 )

第 14 条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第 10 条の規定により補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

( 報告及び質問 )

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又

は関係者に質問することができる。

(理由の提示)

第 16 条 長野市行政手続条例(平成 7 年長野市条例第 41 号)第 3 条の規定にかかわらず、市長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業の遂行又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 61 年度分の補助金等から適用する。

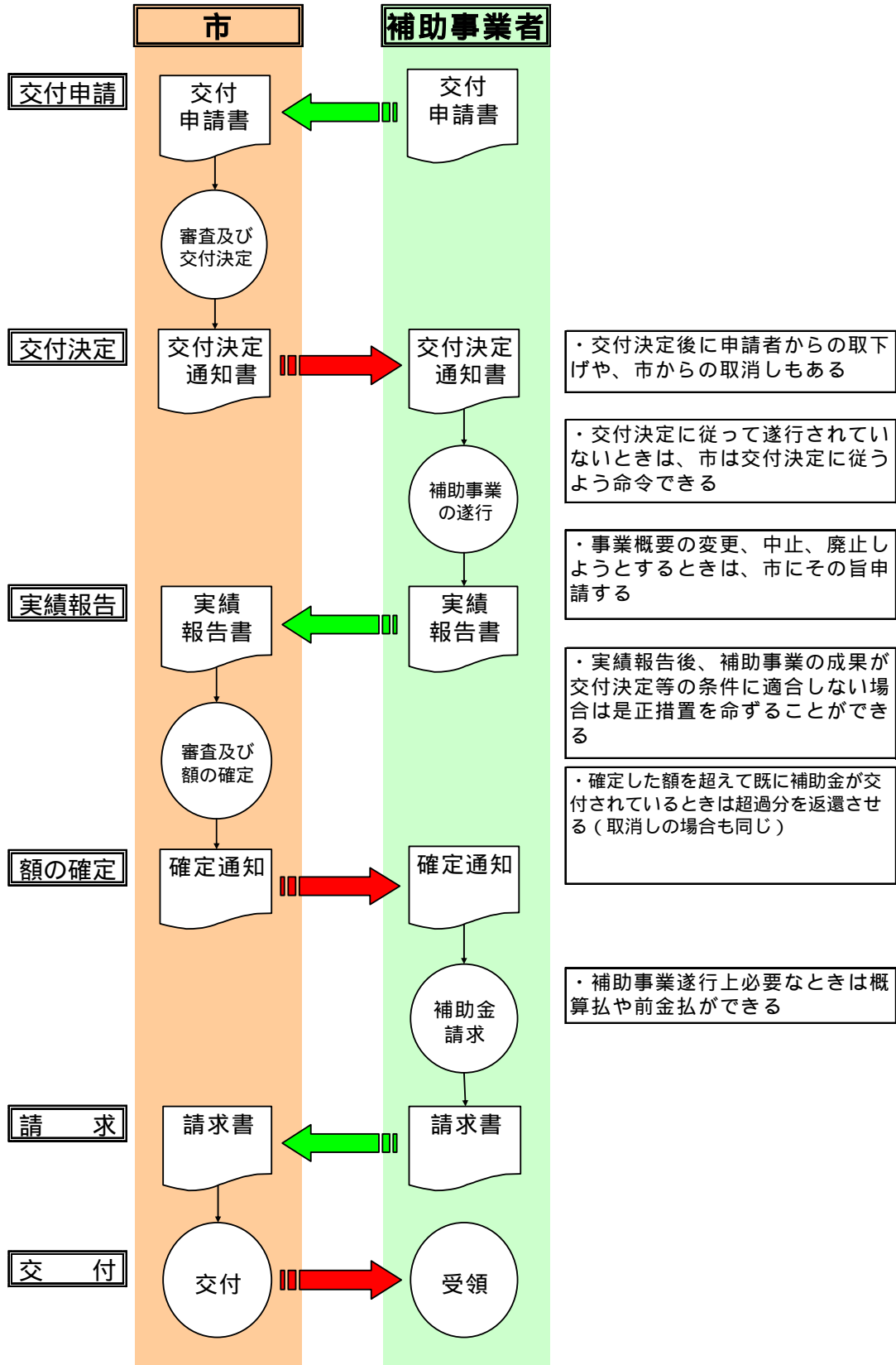
附 則(平成 7 年 6 月 30 日規則第 29 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

補助金交付までのフロー図

上記の「補助金等交付規則」が定める手続を図で示すと次のようになる。



### 補助金等の執行状況

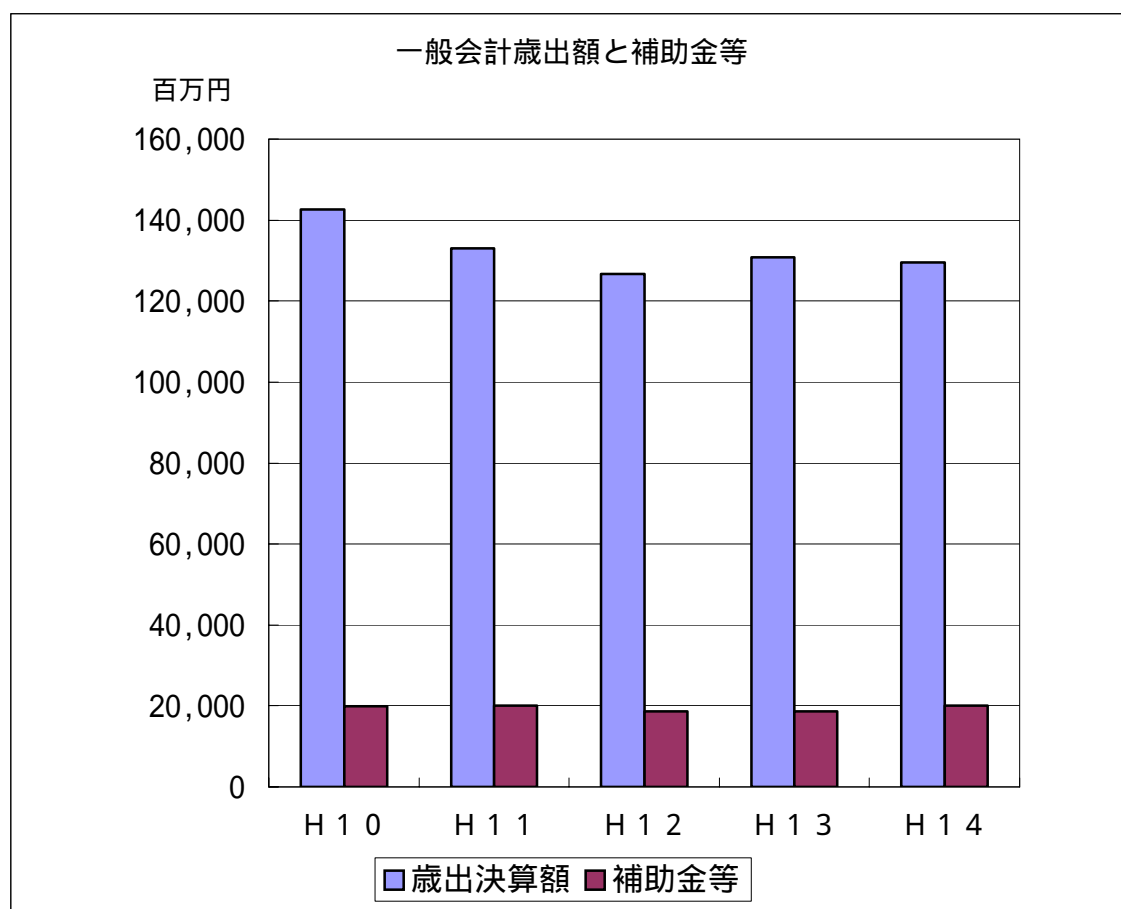
長野市の補助金等の年度別執行状況についてみると次の表のとおりとなっており、歳出額は減少傾向にあるものの補助金等については、金額で 200 億円前後で、その割合は 15%前後と横這状況で推移している。

(表 1) 補助金等の執行状況一覧

(単位：千円)

年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
歳出決算額 ( A )	142,603,424	133,021,408	126,687,582	130,810,483	129,491,704
補助金等( B )	19,839,256	20,001,805	18,659,110	18,667,473	20,008,828
( B ) / ( A )	13.9%	15.0%	14.7%	14.2%	15.4%

(注) 補助金等とは負担金、補助金及び交付金の合計金額である。



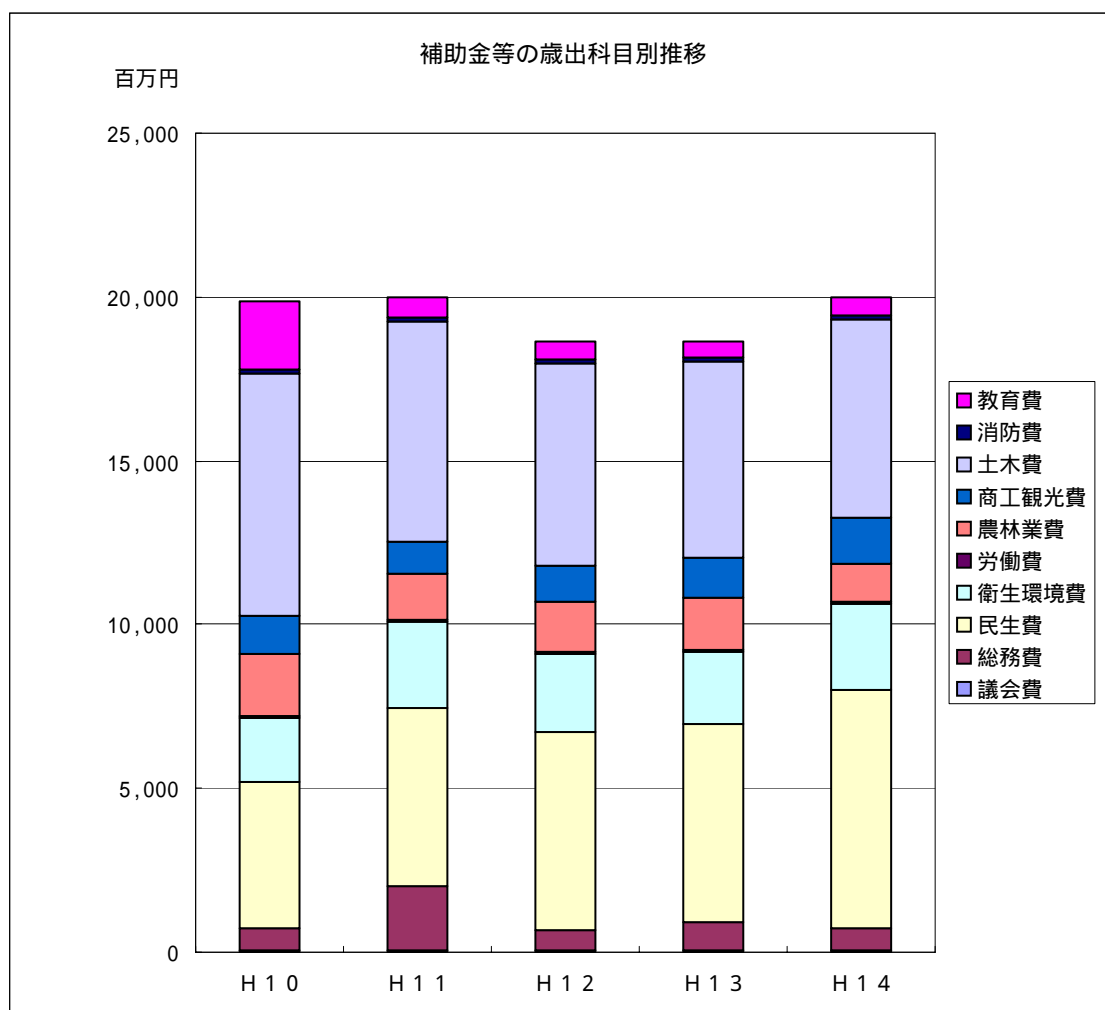
### 歳出科目別状況

このような状況下、歳出科目別にみると次の表のとおり民生費、土木費等が多額な執行となっており、民生費・衛生環境費、商工観光費などは、増加傾向となっている。

(表2) 歳出科目別補助金等一覧

(単位：千円)

科目	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
議会費	48,891	46,837	46,967	57,022	51,727
総務費	690,755	1,994,686	638,390	834,997	702,038
民生費	4,442,601	5,446,012	6,046,629	6,106,588	7,271,136
衛生環境費	1,962,814	2,580,818	2,355,131	2,160,065	2,610,476
労働費	88,689	84,028	68,557	66,999	71,711
農林業費	1,872,744	1,404,520	1,515,024	1,567,142	1,131,149
商工観光費	1,173,772	980,518	1,142,383	1,223,434	1,423,086
土木費	7,405,802	6,706,030	6,157,586	5,990,394	6,045,507
消防費	124,573	115,687	111,068	120,065	115,482
教育費	2,028,610	642,664	577,370	540,762	586,511
歳出合計	19,839,256	20,001,805	18,659,110	18,667,473	20,008,828



### 金額範囲別補助金の状況

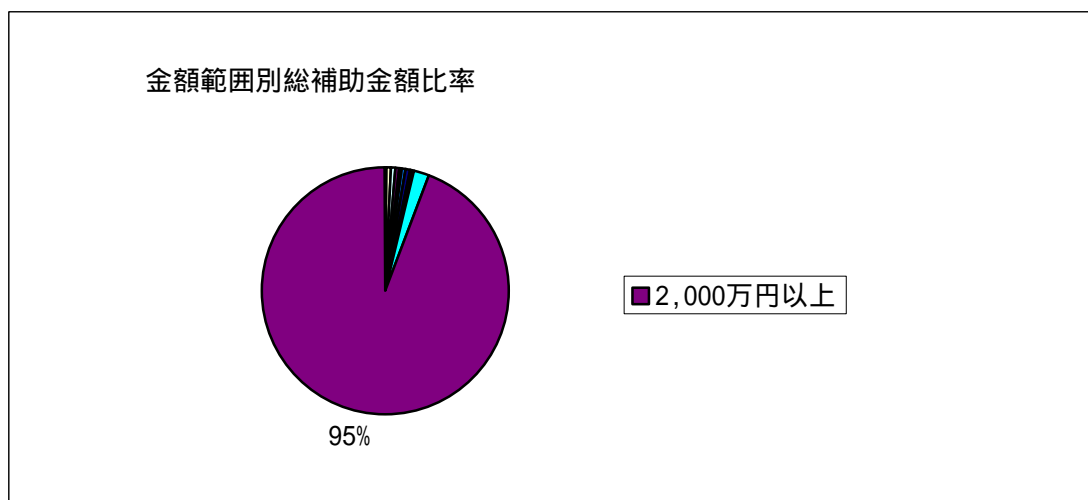
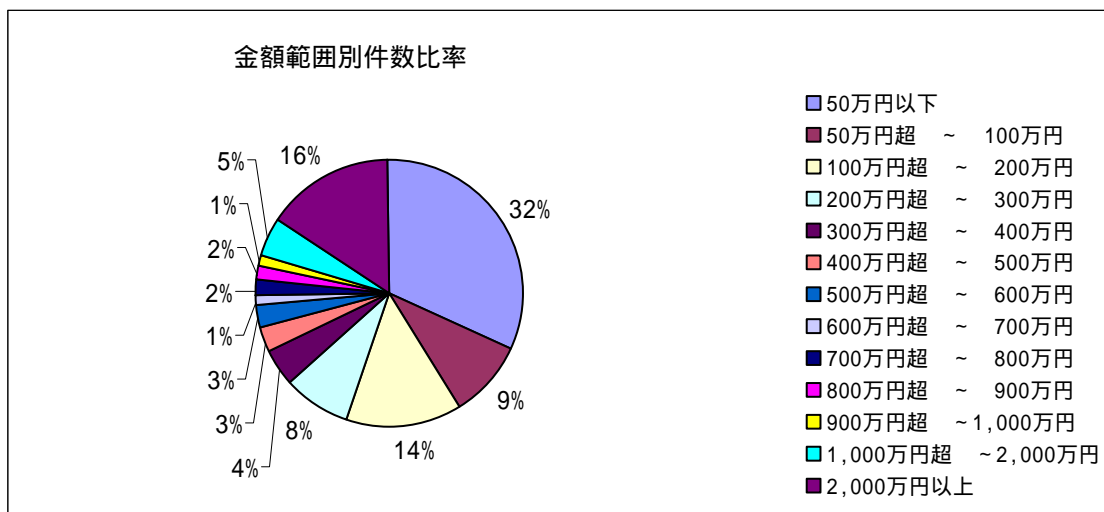
ところで、表2で示した平成14年度補助金等のうちからアンケート調査により補助金を抽出した結果、補助金を金額階層別に集計してみると次の表3のとおりであった。件数的にみると50万円以下の補助金は全体の31.9%を占め、金額的には2,000万円以上の補助金が全体の94.3%を占めていることがわかる。

(表3) 補助金額階層別一覧表

(単位：円)

金額範囲	件数		補助金の総額	
	件	比率	金額	比率
50万円以下	122	31.9%	20,373,686	0.1%
50万円超 ~ 100万円	35	9.1%	25,885,315	0.2%
100万円超 ~ 200万円	54	14.1%	81,497,595	0.6%
200万円超 ~ 300万円	31	8.1%	76,303,070	0.5%
300万円超 ~ 400万円	17	4.4%	59,012,787	0.4%
400万円超 ~ 500万円	11	2.9%	50,047,662	0.4%
500万円超 ~ 600万円	11	2.9%	60,851,628	0.4%
600万円超 ~ 700万円	4	1.0%	26,150,000	0.2%
700万円超 ~ 800万円	8	2.1%	58,602,043	0.4%
800万円超 ~ 900万円	6	1.6%	51,789,180	0.4%
900万円超 ~ 1,000万円	5	1.3%	48,256,601	0.3%
1,000万円超 ~ 2,000万円	18	4.7%	245,647,422	1.7%
2,000万円以上	61	15.9%	13,275,258,382	94.3%
合 計	383	100.0%	14,079,675,371	100.0%





継続的な補助金の状況

アンケート調査では平成 11 年度から平成 14 年度の補助金額に変更がなく、4 年間同額のもので 383 件中 78 件 (20.3%) 含まれていた。78 件のうち 50 万円以下の補助金は 53 件 (4 年間同額の補助金のうち 67.9%) であった。50 万円以下の補助金は 53 件であるから、そのうちの 43.4% は 4 年間毎年同額の補助が行われていたことになる。

(表 4) 4 年間補助金額が同額のもの (利子補給も含む。)

補助金額の範囲	件数	総補助金額 (円)
50 万円以下	53	7,137,567
50 万超 ~ 2,000 万円以下	24	58,775,100
2,000 万円	1	22,100,000
合 計	78	88,012,667

## 2. 個別監査対象の選定

上記のような長野市における補助金の概要を踏まえ、383件の補助金のうち以下のものを個別監査対象として選定した。

金額的な重要性の観点から平成14年度予算で1補助事業(グループ)2,000万円以上のもの56件。ただし、アンケート調査の結果で平成14年度決算額が2,000万円以上となるもの5件を追加した。

なお、予算上は2,000万円以上であっても決算額が2,000万円未満のものも含まれている。

一般的に行政効率上、事務手続き等が問題となる50万円以下の少額補助金(ただし、利子補給補助金は除く。)106件。

今回個別監査対象として抽出した2,000万円以上の補助金61件は次の表のとおりとなっている。また少額補助金についてはP137以降に一覧表として記載してある。

(表5) 2,000万円以上の個別監査対象一覧

(単位：千円)

対象	部局名	補助事業名	金額
01	総務部	防犯灯設置等補助金	36,606
02	総務部	長野市職員互助会交付金	86,670
03	総務部	地域ケーブルテレビ施設高度化事業補助金	101,000
04	企画政策部	地域ふれあい・交流・活性化事業補助金	25,588
05	企画政策部	路線バス維持活性化補助金	32,756
06	生活部	病院事業補助金	1,333,814
07	保健福祉部	社会福祉協議会補助金	177,367
08	保健福祉部	長野市社会事業協会運営費補助金	87,035
09	保健福祉部	民生・児童委員協議会補助金	78,123
10	保健福祉部	地域福祉サービス事業補助金	22,855
11	保健福祉部	友愛活動補助金	21,747
12	保健福祉部	老人ホーム等施設整備補助金	1,619,953
13	保健福祉部	介護老人保健施設等整備補助金	4,000
14	保健福祉部	軽費老人ホーム事務費補助金	183,530
15	保健福祉部	老人クラブ活動補助金	31,050
16	保健福祉部	おでかけパスポート事業補助金	42,876
17	保健福祉部	心身障害者共同作業所運営費補助金	31,278
18	保健福祉部	身体障害者福祉工場設置運営費補助金	53,124

対象	部局名	補助事業名	金額
19	保健福祉部	障害者福祉施設整備補助金	163,831
20	保健福祉部	私立保育所特別保育事業補助金	309,151
21	保健福祉部	幼児教育補助金	123,928
22	保健福祉部	幼稚園就園奨励費補助金	202,232
23	保健福祉部	民間施設経営調整費補助金	138,132
24	保健福祉部	民間保育所等施設整備補助金	386,818
25	保健福祉部	部落解放運動団体補助金	26,810
26	長野市保健所	病院群輪番制病院運営事業補助金	28,668
27	長野市保健所	精神障害者社会復帰施設整備事業補助金	28,775
28	長野市保健所	共同作業所運営事業補助金	52,220
29	長野市保健所	精神障害者グループホーム運営事業補助金	31,202
30	長野市保健所	水道事業補助金	30,923
31	環境部	環境美化連合会補助金	22,100
32	環境部	小松原地区 INC 整備事業他補助金	89,994
33	環境部	生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金	113,700
34	環境部	し尿収集運搬業者合理化事業転廃交付金等	132,600
35	環境部	合併処理浄化槽設置事業補助金	26,000
36	農林部	農業協同組合事業活動補助金	21,445
37	農林部	農業生産総合対策事業	21,886
38	農林部	経営構造対策事業補助金	35,000
39	農林部	果樹振興補助金	31,037
40	農林部	農林漁業資金借入補給金（土地改良区等）	622,019
41	農林部	国営造成施設管理体制整備促進事業補助金	21,796
42	農林部	農林漁業資金借入補給金（林道整備）	81,859
43	農林部	林業構造改善事業補助金	21,424
44	商工部	イベント事業補助金	29,903
45	商工部	商工団体育成補助金	95,271
46	商工部	商店街環境整備事業補助金	5,137
47	商工部	工場等立地対策補助金	511,782
48	商工部	長野市空き店舗等活用事業補助金	29,686
49	商工部	中心市街地活性化事業補助金	8,838
50	商工部	市商工振興公社補助金	77,683
51	商工部	長野市観光協会事業補助金	20,690
52	商工部	観光まつり補助金	15,000
53	商工部	勤労者共済会補助金	38,000
54	建設部	下水道事業補助金	5,400,000

対象	部局名	補助事業名	金額
55	都市整備部	土地区画整理事業補助金	36,300
56	都市整備部	市街地再開発事業補助金	1,400
57	都市整備部	優良建築物等整備事業補助金	164,600
58	教育委員会	私学振興補助金	104,700
59	教育委員会	遠距離通学費補助金	44,970
60	教育委員会	長野市立学校図書館運営費補助金	62,189
61	教育委員会	地域公民館新築事業補助金	57,499
合		計	13,436,570

(注) 太字の補助金は指摘事項を監査の結果に記載したものである。

なお、今回の2,000万円以上の個別監査実施率については次の表のとおりとなっている。

(表6) 部局別個別監査実施率

(単位：千円、%)

部局名	補助金額(A)	監査対象額(B)	実施率(B)/(A)
総務部	242,895	224,276	92.3%
企画政策部	99,778	58,344	58.5%
財政部	90	-	0.0%
生活部	1,335,994	1,333,814	99.8%
保健福祉部	3,814,226	3,703,840	97.1%
長野市保健所	211,099	171,788	81.4%
環境部	454,782	384,394	84.5%
農林部	930,454	856,466	92.0%
商工部	908,714	831,990	91.6%
建設部	5,407,172	5,400,000	99.9%
都市整備部	261,298	202,300	77.4%
行政委員会	1,950	-	0.0%
教育委員会	409,860	269,358	65.7%
消防局	1,358	-	0.0%
合計	14,079,675	13,436,570	95.4%

### 第3 外部監査の結果

#### 1. アンケート調査票からの結果

補助金について各部局にアンケート調査を実施した結果、383件全件の回答を得た。このアンケート調査票全体を通じての問題点を以下に記載する。

##### (1) 補助金交付要綱について

補助金交付要綱の有無について集計した結果、次のような状況であった。

交付要綱がある補助金	205件	53.5%	4,900,184千円	34.8%
交付要綱が無い補助金	178件	46.5%	9,179,490千円	65.2%
合計	383件	100.0%	14,079,675千円	100.0%

平成14年度補助金383件のうち半数近い178件については補助金交付要綱がなく、さらにこのうち135件については根拠法令または根拠条例の記載がなかった。要綱は住民に対しての直接的な法的拘束力はないが、地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部的規範となるものであり、各種補助金交付要綱は当該補助金の交付目的、補助対象経費及び補助率、交付条件、申請及び実績報告に必要な書類等を明確にしているものである。また、補助金交付要綱は毎年度見直しを行い、年度ごとに制定、施行すべきものである。

補助金交付要綱のないもののうち、補助の理由(目的)の記載のないものが12件(19,172千円)、実績報告書または決算書の徴収のないもの(記載のないものを含む。)が33件(753,226千円)あった。

補助金行政において、市の担当者のよりどころである内部規範的な各種補助金交付要綱の整備を早急に行うべきである。

##### (2) 事業費補助、運営費補助等の区別について

事業費補助、運営費補助等の区別について集計した結果、次のような状況であった。

運営費	66件	17.2%	1,449,632千円	10.3%
事業費	212件	55.4%	4,888,739千円	34.7%
利子補給	15件	3.9%	93,607千円	0.7%
運営費と事業費の両方	50件	13.1%	454,479千円	3.2%
その他の	39件	10.2%	7,192,851千円	51.1%
記載無し	1件	0.3%	366千円	0.0%
合計	383件	100.0%	14,079,675千円	100.0%

(注)その他の内容はさまざまであるが、件数的には補助事業者の経費補填や負担軽減を挙げているものが多く見受けられた。また、金額的には事業費用及び資本的支出に充当とするものが1件54億円、償還元利金とするものが1件6億円余と突出していた。

補助事業者に対する運営費補助、事業費補助及び利子補給等の区別に応じて、当該補助金の審査・検証手続きが異なるはずである。運営費であれば補助対象事業者の収支状況を審査・検証する必要があり、事業費補助であれば当該事業そのものの実地検証や精算(額の確定)の検証並びにその時期等に重きがおかれるであろう。また、利子補給であれば当該補助の開始時及びその後の元金返済状況等が検証の中心となる。

しかし、1つの補助金で運営費と事業費の両方との回答が50件のアンケート調査票に記載されていた。このうち補助金に対する検査を現地調査と書類審査の両方と記載してあるものは7件しかなく書類審査のみが42件、無しが1件であった。

補助金の性格、即ち補助事業者のどの活動を対象とするのかを明確にすべきである。

### (3) 補助開始年度及び終期設定について

補助開始年度について集計した結果、次のような状況であった。

開始年度が昭和	167件	43.6%	2,396,298千円	17.0%
開始年度が平成	171件	44.6%	5,495,830千円	39.0%
不明又は記載無し	45件	11.7%	6,187,545千円	43.9%
合計	383件	100.0%	14,079,675千円	100.0%

終期設定について集計した結果は次のような状況であった。

終期設定あり	52件	13.6%	715,492千円	5.1%
終期設定無し	331件	86.4%	13,364,182千円	94.9%
合計	383件	100.0%	14,079,675千円	100.0%

補助開始年度が昭和の167件には、元号の記載のみで年度が不明のもの及び年度の記載がないものが17件(325,687千円)また開始年度が平成には同じく元号の記載のみで年度が不明のもの及び年度の記載がないものが6件(58,550千円)含まれている。補助金関係書類の整備・保管等が十分でなかったことによると思われる。

終期の設定がされていない補助金が85.6%もあるが、現下の経済環境においては市財政も逼迫しており、この点を考慮すれば補助金については予め終期を設定しておき、終期がきたら自動的に廃止し、継続する場合はあらためてその必要性を検討するサンセット方式を最低限採用することを検討すべきである。

( 4 ) 実績報告書の徴収及び効果測定について

実績報告書の徴収について集計した結果、次のような状況であった。

実績報告書無し又は記載無し	110 件	28.7%	2,819,426 千円	20.0%
実績報告書あり	273 件	71.3%	11,260,248 千円	80.0%
合計	383 件	100.0%	14,079,675 千円	100.0%

注) 無しまたは記載無しのうち、決算書の添付も無しのアンケート調査票は 64 件 1,342,478 千円であった。

補助金の効果測定について集計した結果、次のような状況であった。

効果測定無し又は記載無し	365 件	95.3%	13,448,925 千円	95.5%
効果測定あり	18 件	4.6%	630,749 千円	4.4%
合計	383 件	100.0%	14,079,675 千円	100.0%

補助金等交付規則によると、補助事業者は補助事業が完了したとき、補助事業の成果等を記載した実績報告書に関係書類を添えて提出しなければならない、と規定しており、また補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときも同様としている。

アンケート調査票上、実績報告書の徴収の無いもの及びその記載の無いものが実に 110 件と 3 割弱を占めており、さらにそのうち補助事業者の決算書も無いものが 64 件もあった。効果測定に至っては、383 件中 365 件が無しまたは記載のない状況であった。

個別調査の過程でアンケート調査に実績報告書の徴収を無しと記載されていても実際には徴収されているものがかなりあったが、アンケート調査票に実績報告書の徴収が無しと記載すること自体、補助金の金額確定及び補助事業の効果(成果)を測定する重要性が担当者に認識されていないのではないかと危惧せざるを得ない状況であった。

補助金に係る事務の執行において、額の確定及び効果測定の重要性を認識させるため、職員の意識改善を検討すべきである。

## 2.1 補助事業 2,000 万円以上の補助金

1 補助事業 2,000 万円以上の補助金 61 件を個別監査対象としたが、指摘事項のある 33 件について記載する。なお補助金名の 2 桁の数字は、P14(表5)の個別監査対象である。

### 01 防犯灯設置等補助金

(整理番号1)

補助事業等	防犯灯設置事業等				
補助開始年度	昭和45年度				
補助要綱等	長野市防犯灯設置事業等補助金交付要綱				
補助目的	夜間における地域住民の通行の安全を確保するため				
補助事業者等	新諏訪町区 他409件				
担当部課	総務部庶務課				
補助金額 (千円)	11年度決算 32,765	12年度決算 35,346	13年度決算 36,748	14年度予算 38,139	14年度決算 36,606

#### 【補助金の概要】

防犯灯設置等補助金は、夜間における地域住民の通行の安全を確保するため、区(行政連絡区)が市道及びこれに準ずる道路に防犯用の街灯(防犯灯)を設置する場合に、当該防犯灯の設置に要する経費及び維持管理に要する経費の一部を補助するものである。

防犯灯設置事業においては、いずれの補助率も10分の10以内であるが、人家と人家とが概ね200m未満の人家連坦地域と概ね200m以上の人家不連坦地域とに区分して補助限度額を設定している。人家連坦地域は10,000円が限度額で、人家不連坦地域は設置内容によって10,000円、15,000円、25,000円が限度額である。防犯灯の更新についてはいずれも10,000円である。また、防犯灯維持管理事業における補助率は、人家連坦地域で防犯灯電気料の10分の5以内、不連坦地域では10分の10以内で限度額4,000円である。

平成14年度の防犯灯設置等補助実績は、次のとおりである。

- ・連坦：新設317件、3,170,000円
- ・不連坦：新設12件、290,530円、既設電柱に防犯灯併設6件、60,000円、送電柱新設4件60,000円
- ・防犯灯の更新：263件、2,587,090円



- ・ 防犯灯電気代：25,768 件、30,439,220 円

## 【指摘事項】

### (1) 補助金交付手続きの簡素化を図るべきもの

防犯灯設置事業補助金の補助金交付手続きについてみると、補助金申請書に防犯灯、電柱の位置及び工事見積書を添付して提出期限(市の定める一定の期限)に申請している。また、実績報告書には補助事業に係る領収書(写)を添付するものとして補助事業の完了した日又は交付決定年度の3月31日のいずれか早い日に報告するものとされている。

平成14年度における実際の補助金交付手続きの事例をみると、次のとおりである。

- ・ 平成15.1.20...補助金交付申請書：申請額10,000円  
(見積額H14.8.1：58,900円、事業完了予定年月日：H14.8.20)
- ・ 平成15.2.5...補助金交付決定：補助金額：10,000円
- ・ 平成15.2.7...実績報告書(事業完了日H14.8.20、領収書H14.8.23：58,900円)
- ・ 平成15.2.12...額の確定：10,000円

しかし、この事例でみると、補助事業は既に完了し、当該経費も支払済みであり、確定払いの補助金となっているので補助金申請のときと実績報告のときとは、なら状況変化はない。単に形式的に補助交付手続きを整えているに過ぎない。

補助金合計は2,000万円以上となるが、1件当たり補助額は1万程度である。したがって、件数も多く、補助申請について一定の提出期限を設け、一括処理していることから、補助金等交付規則との整合性の範囲内で、申請書の段階で完了届け及び領収書を添付させ、実績報告とを兼ねさせるなど、補助金交付手続きの簡素化を図るべきである。

### (2) 定額補助とするなど補助金の算定方法について検討すべきもの

防犯灯設置事業の補助率は10分の10以内であるが、連坦地域と不連坦地域とに区分して補助限度額を設定しており、連坦地域は10,000円の限度額を、不連坦地域は設置内容によって10,000円、15,000円、25,000円の限度額を設定している。防犯灯の更新の限度額はいずれの地域も10,000円である。

通常、防犯灯を設置するには実績(事例平均：50,430円)からみて1灯設置するのに50,000円以上を必要とすることからみると、10分の10の補助率に対する10,000円から25,000円の限度額は実態と乖離していることから、また、補助金交付事務の簡素化の面からも限度額をそれぞれ定額とするなど補助金の算定方法について検討すべきである。

## 02 長野市職員互助会交付金

(整理番号7)

補助事業等	長野市職員互助会交付金				
補助開始年度	昭和41年度				
補助要綱等	職員互助会設置規則				
補助目的	市が職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を行うため				
補助事業者等	長野市職員互助会				
担当部課	総務部職員課				
補助金額 (千円)	11年度決算 90,488	12年度決算 85,298	13年度決算 90,213	14年度予算 88,154	14年度決算 86,670

### 【補助金の概要】

長野市職員互助会(以下「互助会」という。)は、職員の相互共済及び福祉増進のための企業内福祉制度として役目を果たし、その内容は、慶弔・保健・文化・体育・レクリエーション活動・福利施設の管理等をはじめ、広範囲にわたっている。

互助会に対する補助金については、職員互助会設置規則(昭41.10.16規則第27号)により毎年度予算の定める範囲内で交付するとされている。実際には職員の掛金(給料月額に100分の1を乗じて得た額から200円を差し引いた額)相当額を予算化し交付している。したがって会費1/2、補助金1/2である。

### 【指摘事項】

#### (1) 補助対象から除外すべきもの

互助会は会員全員に、元気回復奨励金として1万円の現金を給付している。平成14年度の元気回復奨励金は2,537人分、2,537万円が保健給付金として給付された。また、育児休暇等の会員を除くほぼ全員(2,520人)に対して、教養向上の一助として5千円の図書券を渡しており、この図書券購入費用1,216万円が教養費として支出された。現金給付及び図書券購入額の合計額3,753万円のうちほぼ半額相当1,877万円は補助金で賄われたことになる。現金及び換金可能な金券の給付は、それが何に使われたか把握することはできず、補助金の対象事業とすべきではない。

また、会員が眼鏡を購入したときは、保健給付として8千円の現金給付が行われる(但し3年に一度)。平成14年度は268人に対して213万円の保健給付費が支払われ

ている。これもその半額は市の補助金が使われたことになる。一般の企業では眼鏡に対して補助するのは稀であり、また所得税の医療費控除も眼鏡は控除対象としていない(治療用を除く。)。この事業も市の補助の対象とすることは適切でない。

## (2) 職員互助会事業の見直しを実施すべきもの

互助会の会員1人当たりの事業規模等について比較するため、任意に都市形態が長野市に類似する中核都市等(表7)を選定し、その実態についてみたところ、職員の掛金率は千葉市とほぼ同額で最高額となっていることからすると中核都市等の中では、高い水準となっている。

また、互助会の一般会計の歳入額についてみると、互助会費としての掛金(93,453,660円)と市からの受託金収入(95,637,000円)等を合算すると216,342,921円となっている。

歳出の主なものについては厚生費(86,423,332円)、給付費(60,673,916円)があげられるが、次に多額なものは、ライフプラン特別会計への繰出金40,995,000円があげられる。この特別会計についてみると経費の殆どについて退職者に対する記念品料として現金で支払われている。

この支出内容についてみると、1人平均額は41万円(うち補助金充当分が1/2相当額)と多額なものとなっており、試算によれば、現在の制度を継続するならば平成20年度には特別会計は赤字を計上せざるを得ない状況にあり、平成37年度には1,432万円程度の赤字が見込まれている。

現在の支給額は概ね職員1ヵ月分の給料相当額(会員期間が15年以上で退会するとき)となっているが、他都市と比較すると千葉市が最高額となっており長野市も高い方にランクされ高額支給の状況にある。

市財政からみて補助金の増額はありえず削減の方向に向かわざるを得ない状況下、互助会は、現行の現金支給による福利厚生事業のあり方とともに、将来赤字となるような事態とならないよう早急に支給額を削減するなど対策を講ずるべきである。

(表7) 退職記念料の比較

都 市 名	市交付金 率	掛金	退職記念料
長 野 市	掛金同額	本俸×1/100 - 200円	給料月額×12.5/100～100/100
秋田市	掛金同額	本俸×0.75/100	在会1年 旅行券10,000円～ 在会29年 580,000円 在会30年～ 190,000円
青森市	給料予算総額 ×6.5/1,000～ ×4.0/1,000	無	在会10～14年 40,000円 在会15～19年 50,000円 在会21～24年 70,000円 在会25～30年 100,000円 在会30年～ 130,000円
盛岡市	財政課査定	入会時2,000円	在会10年未満 7,000円 在会10～19年 10,000円 在会20年以上 18,000円
仙台市	給料×5/1000 特別補助金 79,609千円	本俸×2/1000	在会1～10年 1年につき3,000円 在会11～20年 1年につき5,000円 在会21～30年 1年につき12,000円 在会31年～ 1年につき25,000円
山形市	掛金倍額	本俸×2/1000	1 勤続20年以上、50歳以上 旅行券 70,000円 2 勤続20年未満、50歳未満、死亡 1年につき2,000円
福島市	掛金同額	本俸×6/1000	在会1年につき 5,000円
いわき市	掛金同額	本俸×5/1000	在会1～10年 1年につき5,000円 在会11～20年 1年につき6,000円 在会21～30年 1年につき8,000円 在会31～35年 1年につき10,000円 上限 240,000円
郡山市	(給料+扶養手当)× 0.9/100+ドック費	(給料+扶養手当)×0.9 /100	在会1年につき 12,000円
水戸市	掛金同額	本俸×8/1000	給料月額×6/100×年数 限度額 400,000円
川越市	無	無	無
さいたま市	掛金同額	本俸×5/1000	在会1～9年 30,000円 在会10～19年 100,000円 在会20～29年 200,000円 在会30～ 300,000円
宇都宮市	掛金同額	本俸×6.5/1000	在会1～9年 60,000円 在会10～19年 100,000円 在会20～29年 150,000円
千葉市	掛金同額	本俸×1/100	本俸×年数/10
船橋市	給料月額×3/1000	本俸×5/1000	無
八王子市	掛金倍額	本俸×2.4/1000	在会1～4年 30,000円 在会5年～ 55,000円
横浜市	掛金倍額	本俸×5/1000 (上限2,200円)	普通退職 1年 3,000円 定年退職 ～19年 80,000円 定年退職 ～24年 140,000円 定年退職 ～29年 200,000円 定年退職 30年～ 300,000円

都 市 名	市交付金 率	掛金	退職記念料
横須賀市	給料月額 × 7.5 / 1000	本俸 × 6 / 1000	在会 1～10年 1年につき 10,000 円 在会 11～20年 1年につき 15,000 円 財界 21～30年 1年につき 20,000 円 財界 31～35年 1年につき 25,000 円 (限度額 700,000 円)
相模原市	146,911 千円	本俸 × 6 / 1000	在会 1～2年 18,000 円 在会 3～4年 37,000 円 在会 5～9年 111,000 円 在会 10～14年 185,000 円 在会 15～19年 259,000 円 在会 20～24年 370,000 円 在会 25～29年 380,000 円 在会 30～34年 390,000 円 在会 35～39年 400,000 円 在会 40年～ 410,000 円
新潟市	掛金同額	本俸 × 5.25 / 1000	旅行券 在会 1～2年 50,000 円 旅行券 在会 10年～ 20,000 円
富山市	給料月額 3.5 / 1000	給料月額 3.5 / 1000	(年数 × 3,000 円) + 10,000 円
金沢市	掛金同額	本俸 × 6 / 1000	限度額 300,000 円
福井市	給料月額 5.85 / 1000	本俸 × 5.4 / 1000	年数 × 5,000 円
甲府市	(給料 + 扶養手当) × 10.5 / 1000	(給料 + 扶養手当) × 5 / 1000	1 退職慰労金 給料月額 × 5 / 1000 × 給付月額 × 1 / 2 2 脱退餞別金 年数 × 3,000 円 3 永年組合員脱退餞別金 勤続 20年 100,000 円
岐阜市	掛金同額	本俸 × 4 / 1000	年数 × 3,000 円 ~ 6,000 円
静岡市	119,900 千円	本俸 × 5 / 1000 (上限 1,500 円)	1年につき 5,000 円 (上限 150,000 円)
浜松市	1人 年 33,000 円	本俸 × 5 / 1000	年数 × 5,500 円 (上限 200,000 円)
名古屋市	給料 × 11 / 1000 + 500	本俸 × 5.6 / 1000	勤続 15年～ 50,000 円 勤続 20年～29年 50,000 円 勤続 30年～ 60,000 円
岡崎市	給料 × 6 / 1000	本俸 × 5 / 1000	給料 × 3 / 100 × 年数 (上限 300,000 円)
豊橋市	掛金同額	本俸 × 7 / 1000	給料 × 1 / 10 × 年数 + 70,000 円 (上限 400,000 円)
豊田市	給料 × 8 / 1000	本俸 × 5 / 1000	本俸 × 5 / 1000 × 年数 × 12 (上限 120,000 円)

## 05 路線バス維持活性化補助金

### (整理番号 15)

補助事業等	バス待合所設置事業補助金				
補助開始年度	平成3年度				
補助要綱等	長野市バス待合所設置事業補助金交付要綱				
補助目的	バス利用者の利便性の向上				
補助事業者等	川中島バス(株)・松代町第22区				
担当部課	企画政策部交通政策課				
補助金額 (千円)	11年度決算 500	12年度決算 500	13年度決算 552	14年度予算 1,000	14年度決算 479

### (整理番号 16)

補助事業等	代替バス運行費特別補助金				
補助開始年度	昭和48年度				
補助要綱等	長野市代替バス運行費特別補助金交付要綱				
補助目的	廃止となったバス路線の運行の確保				
補助事業者等	川中島バス(株)				
担当部課	企画政策部交通政策課				
補助金額 (千円)	11年度決算 33,935	12年度決算 32,599	13年度決算 34,040	14年度予算 33,717	14年度決算 32,277

### 【補助金の概要】

#### (整理番号 15) バス待合所設置事業補助金

バス運行事業者がバス待合所を設置した場合、事業費の1/2以内で50万円を限度に補助するものである。

#### (整理番号 16) 代替バス運行費特別補助金

一般乗合バスの廃止に伴ない、バス路線の運行の確保を図るため長野市の依頼を受けて、代替バス事業者が行う代替バス運行に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもので、補助金は、経常収益から経常費用を差し引いた差額から代替バス車両購入費等補助金の額を控除した額としている。

## 【指摘事項】

### (1) 補助金交付要綱に沿った補助対象路線を決定すべきもの

#### 代替バス運行費特別補助金（整理番号 16）

平成 14 年度の路線バス維持活性化補助については、川中島バス株式会社に対して 31,427 千円（市 25,676 千円、信州新町 1,270 千円、県 4,481 千円）を交付している。

ところで、現行の補助対象路線の実情についてみると、篠ノ井～新町線他 16 系統を対象としているが、補助対象とする要件としては、交付要綱によれば、平均乗車密度（年間運送収入 / 平均賃率 × 年間実車走行キロ）が 5 人以上となる運賃支出を確保する見通しがあることとされているが、実態は地元要望等を考慮して決定していることから、次の表 8 のとおり平均乗車密度が要綱で定められている要件を満たしていないものが多数見受けられる（17 系統中 13 系統が要件を満たしていない。）

廃止路線は、近年の自動車社会の実情からみて乗降率が減少し民間バス会社での運行が困難になっている路線で地域住民の必要性も希薄な状況にある。市は、毎年実態調査（乗降数調査等）を実施し、どのような利用者がいるかを把握し、地元と協議し利用状況の向上に努めているとのことであるが、公的機関として真に必要なとする路線分についてのみ補助対象路線とするよう補助要綱の厳格な適用に留意すべきである。

なお、市は、現行の補助制度では地元負担を求めているが、特定地域への税金投入であるとする観点からみると、地元の利用計画及び負担額等を定め合理的な補助制度とするよう県等と協議するなど補助制度のあり方について検討すべきである。

(表8) 路線バス維持活性化補助対象系統一覧

申請番号	運行系統	系統キ口 上段：往路 下段：復路	運行開始 年 月	年間運 行日数 (日)	輸送人員(人)	平均乗 車密度 (人)
(新町線)						
第1号	篠ノ井(原市場)新町	18.3 17.3	H 3.10	97	3,717	2.6
第2号	篠ノ井(新町)犀峡高校	21.5 20.5	H 3.10	97	5,222	4.7
第3号	原市場(久米路)新町	7.0 7.0	H 3.10	23	1,002	6.2
第4号	篠ノ井(原市場)新町	16.5 16.5	H 14. 2	192	7,950	3.1
第5号	篠ノ井病院前(上石川) 原市場	10.5 10.5	H 9. 9	289	4,731	2.5
第6号	篠ノ井病院前(原市場) 新町	17.5 17.5	H 9. 9	289	18,004	2.4
第7号	篠ノ井病院前(新町)犀 峡高校	20.7 20.7	H 9. 9	289	1,058	5.4
第8号	篠ノ井駅(新町)犀峡高 校	19.7 19.7	H 14. 2	161	9,737	5.1
(川後線)						
第9号	長野バスターミナル(川 後)滝屋	15.8 15.8	H 3.10	289	33,315	2.6
(市場線)						
第10号	長野バスターミナル(市 場坪根)中尾	24.3 24.3	H 5.11	289	14,106	3.4
第11号	瀬脇(市場坪根)中尾	13.8 13.8	H 5.11	289	738	0.7
第12号	長野バスターミナル(市 場平出)坪根	17.0 17.0	H 5.11	289	909	0.8
第13号	瀬脇(市場平出)坪根	6.5 6.5	H 5.11	289	4,112	1.4
第14号	長野バスターミナル(市 場)中尾	19.3 19.3	H 7. 1	289	2,437	1.7
第15号	瀬脇(市場)中尾	8.8 8.8	H 7. 1	289	400	4.0
(原市場線)						
第16号	大安寺橋(安庭桜井)原 市場	9.6 9.6	H 11.10	265	14,762	8.3
(中曽根線)						
第17号	浅川農協前(北郷)中曾 根	5.5 5.5	H 12. 4	289	16,109	0.9

(注)・ 第1・2号は平成14.2.2まで運行、第4・8号は平成14.2.4から運行、第8号の土曜1回は犀峡高校休校日のため第4号で運行。

- ・ 平均賃率とは、各停留所からその他の停留所までの運賃の合計額を、各停留所からその他の停留所までの距離の合計額で除して得た数をいう。



## 06 病院事業補助金

(整理番号 27)

補助事業等	病院事業会計繰出金				
補助開始年度	平成7年度				
補助要綱等	地方公営企業法				
補助目的	地方公営企業法の繰出基準等に従い、病院事業会計の健全経営を図るため繰出すもの				
補助事業者等	長野市病院事業会計				
担当部課	生活部市民病院課				
補助金額 (千円)	11年度決算 1,021,707	12年度決算 874,349	13年度決算 857,354	14年度予算 852,429	14年度決算 852,428

### 【補助金の概要】

市は市民の健康保持に必要な医療を提供するために、長野市民病院(以下「市民病院」という。)を設置している。市は長野市病院事業の設置等に関する条例を制定し、第1条において市民病院を地方公営企業とし、第3条において「病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない」と経営の基本を定めている。

平成14年度における市民病院の事業実績は、延べ入院患者数105,891人、延べ外来患者数222,044人、延べ救急車搬送患者数1,130人である。また損益状況は次のようになっている。

平成14年度 長野市民病院事業損益計算書(要約)(単位:円)

医業収益	6,319,032,934
医業費用	6,557,864,768
医業損失	238,831,834
医業外収益	799,862,733
医業外費用	480,226,158
当年度純利益	80,804,741
前期繰越損失	399,084,679
当年度未処理欠損金	318,279,938

市は平成14年度において市民病院に対して、病院事業会計繰出金として8億5,242万円(細節44公営企業会計その他補助金)と、市民病院建設補助金として4億8,138

万円（細説 34 公営企業会計建設事業補助金）（整理番号 26）の計 13 億 3,381 万円を一般会計において 19 節負担金、補助金及び交付金として支出している。これは市民 1 世帯当たり 1 年間で 10,390 円を負担していることになる。この 13 億 3,381 万円の内容は次の表のとおりである。

（表 9）平成 14 年度病院事業会計一般会計からの繰入金内容

（単位：円）

区 分	種別	内 容	金 額
基準分 （負担金）	3 条	起債利息	285,245,694
		高度医療	204,865,686
		（放射線）	(69,544,000)
		（I C U 治療）	(63,887,000)
		（特殊手術）	(18,015,000)
		（病理解剖）	(26,061,840)
		（特殊歯科）	(17,303,846)
		（減価償却追加分）	(10,054,000)
		研究研修	18,545,781
		リハビリ	45,181,864
	救急医療	90,869,398	
	計	644,708,423	
	4 条	建設改良	314,538,275
		起債元金	166,848,595
計		481,386,870	
合計		1,126,095,293	
基準外分 （補助金）	3 条	起債利息	142,622,847
		市職員経費	57,925,127
		その他	7,172,144
	計	207,720,118	
合計		207,720,118	
3 条 合 計		852,428,541	
4 条 合 計		481,386,870	
総 合 計		1,333,815,411	

（注 1） 区分の基準分とは総務省が示す「地方公営企業繰入金について」一般会計からの繰入金の基準に相当するものであり、基準外分とは一般会計からの繰入金の基準に相当しないものである。

（注 2） 種別の 3 条は収益的支出、4 条は資本的支出のことである。

（注 3） ( ) は高度医療費の内訳である。

## 【指摘事項】

### (1) 負担金として経理すべきもの

市民病院は地方公営企業であり、地方公営企業法（以下「法」という。）の適用を受ける。法は第三章財務において、地方公共団体の一般会計と地方公営企業である特別会計の経費の負担の原則について次のように定めている。

#### （経費の負担の原則）

第 17 条の 2 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

(1) その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

(2) 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

この一般会計が負担すべきものについて、地方公営企業法施行令（以下「施行令」という。）は第 8 条の 5 第 1 項第 3 号で法第 17 条の 2 (1) の具体的な内容として、看護師の確保を図るために行う養成事業に要する経費、救急の医療を確保するために要する経費及び集団検診、医療相談等保険衛生に関する行政として行われる事務に要する経費、を定めている。

また、施行令第 8 条の 5 第 2 項第 2 号は法第 17 条の 2 (2) の具体的な内容を、山間地、離島その他へんぴな地域等における医療の確保を図るため設置された病院又は診療所での立地条件により採算をとることが困難であると認められるものに要する経費及び病院の所在する地域における医療水準の向上をはかるため必要な高度又は特殊な医療で採算をとることが困難であると認められるものに要する経費、としている。

さらに、施行令は附則で、一般会計等において負担する経費に関する経過措置として、当分の間、病院及び診療所の建築又は改良に要する経費（当該経費に充てることができる病院事業の経営に伴う収入の額をこえる部分に限る。）を特例として追加している。

これらの経費はその全てを一般会計が負担すべきものではなく、このため総務省は

毎年度「地方公営企業繰出金について」を財政局長名で通知し、一般会計が負担すべき繰出金の基準を示している。前記の表 9 はこの基準に従って市民病院が作成したものである。このため、病院事業会計の平成 14 年度決算書には収益的収入として、医業収益 - 他会計負担金 90,869,398 円と医業外収益 - 一般会計負担金 553,839,025 円、計 644,708,423 円が計上されており、また、資本的収入として一般会計負担金 481,386,870 円が計上されている。合計 11 億 2,609 万円である。これは法、施行令及び総務省財政局長通知の繰出金基準に沿った適切な処理である。

一方、市の一般会計は【補助金の概要】で記したように、19 節補助金、負担金及び交付金で扱っているものの、その細説及び名称において本来負担金とすべきものを負担金とせず、補助金として処理しているのは適切でない。

本来一般会計が負担すべき市民病院の経費は、一般会計においても負担金として処理すべきである。

## ( 2 ) 市民病院の独立採算制を高め補助金の廃止を検討すべきもの

地方公営企業は住民の福祉の増進を目的とすると同時に、企業としての独立採算性も目的としなければならない。これは、地方公営企業が提供する役務については受益者が特定化できるものであって、またその程度も個々にことなるため、受益者負担の原則に従ってその経費を負担すべきものであり、この受益者負担の原則が地方公営企業に独立採算制を求めているのである。

他方、地方公営企業は住民の福祉の増進のために、採算性のない事業も行わざるを得ない。このため指摘( 1 )で記したように、一般会計が負担すべき経費も認められるのである。では、これ以外に一般会計から地方公営企業の特別会計へ繰出しができないのであろうか。これについて、法は一般会計から地方公営企業の特別会計への補助、出資及び長期貸付けについて定めている。

( 補助 )

第 17 条の 3 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

( 出資 )

第 18 条 地方公共団体は、第 17 条の 2 第 1 項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による出資を受けた場合には、利益の状況に応じ、納付金を一般会計又は当該他の特別会計に納付するものとする。

( 長期貸付 )

第 18 条の 2 地方公共団体は、第 17 条の 2 第 1 項の規定によるもののほか、一般会

計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による長期の貸付けを受けた場合には、適正な利息を一般会計又は当該他の特別会計に支払わなければならない。

このように、法第 17 条の 3 で一般会計から地方公営企業の特別会計に対しての補助制度はあるが、これは厳格に解されるべきとされている。これを厳格にしないと、地方公営企業の非効率性や放漫経営を一般会計がかぶることになり、ひいては地方公営企業の独立採算制を阻害することになるからである。

市の平成 14 年度一般会計から市民病院への繰出金は 13 億 3,381 万円であるが、そのうち 11 億 2,609 万円は前記指摘事項(1)で述べたように、本来負担金とすべきものである。残りの 2 億 772 万円についてみると、起債利息や市職員経費であり、法第 17 条の 3 が規定する補助金には該当せず、適切な補助金とは言いがたい。本来的には、法第 18 条の出資金又は法第 18 条の 2 の長期貸付金とすべきものとも思われるが、どちらにしても納付金や利息の問題が残り、市民病院の将来事業を圧迫する要因になる。

【補助金の概要】にある平成 14 年度長野市民病院事業損益計算書では 8 千万円の当年度純利益を計上しているが、これは本来一般会計が負担すべきでない 2 億 772 万円を一般会計補助金として受入れ、医業外収益に計上したためであり、この補助金が無ければ 1 億 2 千 6 百万円の当年度純損失の状況にある。

担当職員に市民病院の経営分析状況を聞いたところ、現状では診療科別の医業費用も把握できない状況にあった。膨大な業務系のデータから経営管理や経営分析のためのデータを収集整理する情報システムが構築されておらず、人海戦術ではとても分析に必要なデータを取りきれないのが実情である。早急に経営管理や経営分析に役立つ情報システムを構築し、現状分析を行い、経営改善計画、設備計画や事業計画をたて、独立採算制を高め、本来一般会計が負担すべきでない補助金を廃止するよう検討すべきである。

参考までに、平成 10 年度から平成 14 年度までの 5 年間の、本来一般会計が負担すべきもの(基準分)と負担すべきでないもの(基準外分)の状況をあげておく。

(表 10) 病院事業会計への一般会計繰出し金(基準分、基準外分)

(単位: 千円)

	H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度
一般会計繰出し金合計	1,032,567	1,385,267	1,074,786	1,063,790	1,333,815
(内訳)					
基準分	783,571	1,082,392	898,597	887,680	1,126,095
基準外分	248,996	302,875	176,189	176,109	207,720

## 08 長野市社会事業協会運営費補助金

(整理番号 370) の一部

補助事業等	長野市社会事業協会運営費補助金				
補助開始年度					
補助要綱等	無し				
補助目的	長野市との連携により、市内で必要な社会福祉施設の設置、市の福祉事業の受託運営を通じて福祉行政の一翼を担う長野市社会事業協会の運営を支援する				
補助事業者等	社会福祉法人長野市社会事業協会				
担当部課	保健福祉部厚生課				
補助金額 (千円)	11年度決算 61,249	12年度決算 61,098	13年度決算 65,042	14年度予算 92,033	14年度決算 87,035

### 【補助事業の概要】

社会福祉法人長野市社会事業協会（以下「事業協会」という。）は、救護施設、児童養護施設及び養護老人ホーム等直営施設 15 施設の経営管理と保育所、精神障害者授産施設及び母子生活支援施設等市が設置する 14 施設の受託管理を行っている。また、市長が顧問として法人運営に関わり、市の福祉行政の一翼を担うほど市と密接な関係にある社会福祉法人である。

市は、事業協会に対して 87,035 千円（人件費 27,328 千円、活動費・事務費 4,440 千円、施設整備借入金元利償還金 55,267 千円）を補助している。

### 【指摘事項】

#### (1) 補助対象経費等を明確にしておくべきもの

事業協会運営補助金の補助交付にあたり、補助金交付要綱（以下「要綱」という。）は制定されておらず、施設整備借入金元利償還金補助（平成 13.5.30 補助金交付確約書起案文書）を除く、人件費及び事務費補助については決裁文書においても補助対象経費、補助金算出根拠等についての必要事項が明確となっていない。事業協会は、市の福祉行政の一翼を担う社会福祉法人ということから、事業協会の予算見積書をもって保健福祉部の予算要求資料とし、予算化されているので相互に自明であることをもって敢えて要綱や決裁文書に明記する必要はないということと思われる。

しかしながら、予算作成と予算執行とはおのずと異なることから補助金予算の適正な執行を図るためには補助金等交付規則と整合するよう要綱を作成するなど補助対象経費及び同算出根拠を明確にしておくべきである。

## (2) 実績報告を徴し額の確定を行うべきもの

事業協会運営費補助金については、実績報告を徴しておらず、したがって、額の確定も行っていない。平成14年度事業協会運営費補助金について平成15年3月18日の年度末近くに増額(12,052千円)の変更交付決定87,035,000円をし、人件費の精算をしているが、人件費及び事務費等運営費の実績については、本来、年度終了後であることから、補助金等交付規則に従い、実績報告書に關係書類を添付して提出させ、審査のうえ額の確定をすべきである。

## (3) 補助対象経費とすべきでないもの

平成14年度事業協会運営費補助金のうち、活動・事務費補助金において市からの障害者共同作業訓練施設等4施設の委託料に伴う受託施設消費税相当分(2%の簡易処理分)について補助金として1,187千円を支出しているが、当該消費税相当額は補助対象経費とすべきでなく、市としては委託料の中で支出すべきものである。

なお、平成16年度以降については改善の予定であるとのことである。

## (4) 社会福祉法人の助成の手続に関する条例を遵守すべきもの

地方公共団体が社会福祉法人に対して補助金を交付する等助成するに当たっては、その手続を条例で定めることが必要である(社会福祉法第58条第1項)。そこで、長野市は「社会福祉法人の助成の手続に関する条例」(昭和41.10.6長野市条例第52号)を定め、社会福祉法人が市の助成を申請しようとするときは、申請書に理由書、助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書、財産目録及び貸借対照表、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない(条例第2条)としている。

ところで、社会福祉法人の補助金申請における当該条例の適用状況についてみると、一部施設整備事業補助については適用されており、この場合当該補助金交付要綱において社会福祉法人の助成の手続に関する条例及び長野市補助金等交付規則に定めるほか、必要な事項を定めるものとし、その申請書の様式で条例による手続内容を明記している。施設整備事業関係以外については、補助金交付要綱が制定されていても条例の手続に触れられていないものもある。

しかしながら、社会福祉法人に対する各種補助について当該補助金交付要綱の有無あるいは同要綱における条例に関する記載の有無にかかわらず、社会福祉法人が市の助成（補助）申請に当たっては当該条例によって理由書等の書類は添付することが義務付けられていることから、これを添付していないのは適正でない。

社会福祉法人に対する各種補助金交付要綱の策定に当たっては、社会福祉法人の助成の手續に関する条例、補助金等交付規則との整合性をもたせ、これを遵守するとともに要綱のない補助金についても当然に当該条例を遵守すべきである。

なお、社会福祉法人に対する他の補助金についても同様の事例があったので、その例を次表に記載する。

（表 11）社会福祉法人の助成の手續に関する条例の不適用事例（一部抽出）

補助事業名	補助金交付要綱の有無	社会福祉法人助成手續条例の適用状況
対象 18 長野市身体障害者 福祉工場運営事業 補助	有：長野市身体障害者 福祉工場運営事業補助 金交付要綱	要綱には長野市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるとし、条例の手續には触れていない。補助申請においても条例で定める理由書等の添付もない。
対象 20 長野市特別保育事 業補助	有：長野市特別保育事 業補助金交付要綱	同上
対象 10 長野市地域福祉サ ービス事業補助	要綱無し	補助申請において条例で定める理由書等の添付もない。



## 09 民生・児童委員協議会補助金

(整理番号 368)

補助事業等	民生・児童委員協議会活動(市単独補助)				
補助開始年度					
補助要綱等	補助金交付要綱無し				
補助目的	民生・児童委員の活動及び民生児童委員協議会事務局運営費の補助をし、民生・児童委員活動の推進と組織の強化を図り、地域福祉を推進する				
補助事業者等	民生・児童委員協議会				
担当部課	保健福祉部厚生課				
補助金額 (千円)	11年度決算 26,932	12年度決算 28,231	13年度決算 31,496	14年度予算 31,465	14年度決算 31,464

(整理番号 369)

補助事業等	中核市民生・児童委員協議会活動				
補助開始年度	平成11年度から中核市として負担(以前は県費補助金)				
補助要綱等	民生委員法第26・28・29条、補助金交付要綱無し				
補助目的	民生・児童委員の日常福祉活動に要する経費を補助し、活動の充実を図る				
補助事業者等	民生・児童委員協議会				
担当部課	保健福祉部厚生課				
補助金額 (千円)	11年度決算 42,352	12年度決算 42,817	13年度決算 44,362	14年度予算 46,490	14年度決算 46,659

### 【補助金の概要】

民生委員は、民生委員法によって市町村の区域に置かれ、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣から委嘱される。同時に児童委員に充てられたものとされる。民生・児童委員協議会補助金は、民生委員協議会及び民生委員の活動に対して補助金が交付されるもので都道府県の負担とされているが、中核市については中核市が処理するものとされている。

長野市は、従前より県の補助金とは別に市単独で民生・児童委員協議会に補助をしており、同委員協議会は、会費収入(平成14年度予算額2,278,000円)を除いて、そのほとんどを補助金収入で運営されている。

長野市は、中核市になって4年経過しているが、現在も民生・児童委員協議会補助金77,953千円を中核市補助相当額（中核市以前には県から民生・児童委員協議会に直接支出。）と市単独補助相当額とに分けて補助金を交付している。

#### 【指摘事項】

#### （１）補助金経理責任を文書により明確にすべきもの

民生・児童委員会協議会は、当委員会協議会として独立した事務局が設置されていないため、実際には、事務局の事務を社会福祉法人長野市社会福祉協議会が代行しているが、当委員会協議会あるいは長野市から特段の委託あるいは委任の協定書等文書の取り交わしはしていない。

多額の補助金を取り扱うことから、経理責任の所在を明確にするために委任協定等文書で取り交わしておくべきである。

#### （２）補助金等交付規則を遵守すべきもの

民生・児童委員会協議会補助金の補助金交付決定についてみると、同交付決定書に「事業終了後は、実績報告書を提出しなければならない。」と補助金交付に条件が付されているが、実績報告の提出はなく、したがって補助金等の額の確定も行っていない。

補助金交付に当たっては補助金等交付規則の規定を遵守し、実績報告に従って額の確定をすべきである。

#### （３）民生・児童委員協議会補助金を統合すべきもの

民生・児童委員協議会補助金は、平成14年度において77,953,540円を交付されており、民生委員法を根拠法として特に交付要綱は策定されていないが、中核市補助相当額46,489,520円と市単独補助相当額31,464,020円とに分割され、それぞれ別々の補助金交付手続きによって交付されている。

しかしながら、中核市補助相当額は、従来、都道府県の負担とされていた補助金（民生委員法第26条）で、当該負担分については地方自治法の改正によって中核市が処理するものとされている（同法第29条）ことから、いずれも市単独補助金であり、両者を分割する特段の理由に乏しい。

事務の簡素化のために二つの補助金を統合するとともに交付要綱等を策定して補助対象経費及び補助金算定方法等を明確にすべきである。

## 10 地域福祉サービス事業補助金

(整理番号 33)

補助事業等	地域福祉サービス事業				
補助開始年度	昭和 62 年度				
補助要綱等	無し				
補助目的	高齢者等に対する身近な地域で家事援助などを行い、相互に助け合う会員方式の有料在宅福祉サービス事業を実施するため				
補助事業者等	(社福)長野市社会福祉協議会				
担当部課	保健福祉部高齢者福祉課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 14,183	12 年度決算 17,177	13 年度決算 21,431	14 年度予算 22,855	14 年度決算 22,855

### 【補助事業の概要】

地域福祉サービス事業補助金は、長野市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)における地域福祉サービスコーディネーター(本部嘱託職員及び地区臨時職員、以下「コーディネーター」という。)に対する人件費及び事務費補助金である。

社協の行う地域福祉サービスは、高齢者や障害者、母子父子家庭等の者が日常生活で困った時に地域住民の自発的参加によって家事援助等のサービスを有料で提供し、その生活を支援する制度である。これは相互に助け合う会員方式で維持される福祉サービスで、コーディネーターは当該制度を利用する者のよき相談相手として、また、地域福祉サービスを円滑に行うための調整を行っている。平成 14 年度においては本部及び 14 地区にコーディネーターが 1 名ずつ配置されている。

コーディネーターの配置による 5 年間の実績は、次の表とおりである。

(表 12) 相談・調整活動の実施状況

年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度
相談件数(件)	17,195	26,247	23,403	32,110	33,805
サービス総実施件数(件)	16,016	16,675	18,285	21,296	21,838
利用会員数(人)	1,584	1,776	2,135	2,042	2,389
協力会員数(人)	516	509	634	566	564

## 【指摘事項】

### (1) 補助目的及び補助対象経費等を明確にすべきもの

社協の地域福祉サービス事業補助金の交付にあたり、補助金交付要綱は制定されておらず、支出負担行為等の決裁文書においても補助目的、補助対象経費、補助金算出根拠等についての必要事項は明確となっていない。

ただ、平成 14 年度予算要求資料をみると「地域福祉サービス事業平成 14 年度実施計画（案）」において地区コーディネーターの増強、設置等の必要性等が記述されており、予算要求書では人件費、事務費等について賃金、需用費等各細節ごとに説明及び積算内訳を示されている。この予算要求額は、即社協の予算要求書であって、市と社協との協同作業のようなものであるが、この要求額が地域福祉サービス補助金（22,855 千円）として申請される。

このように、実際には補助対象経費及び同算出方法等は予算要求という形式において明確にはなっているが、予算作成と予算執行とはおのずと異なることから、補助金に係る予算の執行の適正化を図るためには、補助金等交付規則と整合するよう補助金交付要綱を作成するなど補助目的、対象経費及び経費配分等を明確にしておくべきである。

### (2) 実績報告を提出させ額の確定を行うべきもの

地域福祉サービス事業補助金は、主として人件費補助であり、補助事業完了後において実績報告書等必要書類を提出させていないが、補助金等交付規則に従って、実績報告書を提出させ、これを審査し、額の確定を行うべきである。

## 1.1 友愛活動補助金

(整理番号 36)

補助事業等	ふれあい会食・自宅訪問活動事業				
補助開始年度	昭和 61 年度				
補助要綱等	長野市ひとり暮らし高齢者友愛活動事業補助金交付要綱				
補助目的	地域のボランティア団体によるひとり暮らし高齢者の孤独感を和らげ、安否確認等を行う事業を支援し、地域福祉の推進を図る				
補助事業者等	西長野町友愛会他 58 件				
担当部課	保健福祉部高齢者福祉課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 20,122	12 年度決算 21,352	13 年度決算 21,112	14 年度予算 22,771	14 年度決算 21,747

### 【補助金の概要】

ひとり暮らし高齢者の孤独感を解消し、社会生活における自立を援助するため、町、区等一定の区域を単位として、社会奉仕活動に熱意を持つボランティアで組織する団体が行う友愛活動事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもので、補助金の額については、自宅訪問活動事業で高齢者 1 人につき年額 1 万円、ふれあい会食事業で高齢者 1 人につき 1 回 550 円（月 3 回以内）とされている。

### 【指摘事項】

#### (1) ひとり暮らし高齢者友愛活動事業の拡充について検討すべきもの

この事業の推移をみると、表 13 のとおり高齢化社会が進行し対象高齢者が増加しているのに対してボランティア団体数・会員数の増加がそれに伴っていないこともあり、市から受益を受けている高齢者の割合が年々減少傾向にあるのは公平性の観点からみて適切でない。

受益を受けることができない地区に住んでいる高齢者では一生この制度の対策外となるものも出ているので、制度を抜本的に変更するか、更に、現状を是認するならば、ボランティアの育成や老人会等の協力を得るなど広くボランティアを募り市内の高齢者全員が受益できるよう改善されたい。

(表 13) 高齢者福祉課調べ(ふれあい会食分)

(7月1現在)

年度	65歳以上ひとり暮らし高齢者(A)	補助の恩恵を受けている高齢者(B)	割合(B)/(A)	補助額(千円)	ボランティアグループ数(団体)	増加率(平成6年度を100とした場合)
平成6	3,581人	3,003人	83.9%	11,586	139	100.0%
7	3,809人	3,089人	81.1%	12,038	148	106.5%
8	4,209人	2,617人	62.2%	12,791	151	108.6%
9	4,567人	3,210人	70.3%	13,005	158	113.7%
10	4,592人	3,429人	74.7%	13,731	161	115.8%
11	4,944人	3,509人	71.0%	14,688	157	112.9%
12	5,069人	3,949人	77.9%	15,663	163	117.3%
13	5,205人	3,457人	66.4%	15,492	163	117.3%
14	5,552人	3,434人	61.9%	16,147	162	116.5%
15	5,668人	3,484人	61.5%	18,341	164	118.0%

(注) 平成6年度を100とした場合の65歳以上の人数は平成15年度で158.2と増加しているものの、恩恵を受けている人数については116.0にとどまっている。

## 15 老人クラブ活動補助金

(整理番号 38)

補助事業等	老人クラブ補助金(会員割額補助)				
補助開始年度	昭和46年度				
補助要綱等	老人福祉法第13条、老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱				
補助目的	豊かな老後の生活及び明るい長寿社会づくりに資するため、老人の知識及び経験を生かした生きがいと健康づくりのため				
補助事業者等	新諏訪町老人クラブ和合会他277件(30人以上の老人クラブ)				
担当部課	保健福祉部高齢者福祉課				
補助金額 (千円)	11年度決算 13,903	12年度決算 13,982	13年度決算 13,307	14年度予算 13,307	14年度決算 13,042

(整理番号 39)

補助事業等	老人クラブ補助金(市単独、会員割額補助)				
補助開始年度	昭和46年度				
補助要綱等	老人福祉法第13条、老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱				
補助目的	豊かな老後の生活及び明るい長寿社会づくりに資するため、老人の知識及び経験を生かした生きがいと健康づくりのため				
補助事業者等	西之門町老人クラブ西寿会他17件(30人未満の老人クラブ)				
担当部課	保健福祉部高齢者福祉課				
補助金額 (千円)	11年度決算 386	12年度決算 588	13年度決算 331	14年度予算 331	14年度決算 331

(整理番号 384)

補助事業等	老人クラブ補助金 連合会運営補助金(国庫補助分)				
補助開始年度	昭和42年度				
補助要綱等	老人福祉法第13条				
補助目的	老人クラブ連合会の地域福祉活動を促進させ、単位老人クラブ会員の地域を越えた相互交流や生きがい活動を支援する				
補助事業者等	老人クラブ連合会				
担当部課	保健福祉部高齢者福祉課				
補助金額 (千円)	11年度決算 4,226	12年度決算 7,181	13年度決算 6,501	14年度予算 2,100	14年度決算 2,176

## (整理番号 385)

補助事業等	老人クラブ補助金 健康づくり事業補助金				
補助開始年度	平成 14 年度				
補助要綱等	無し				
補助目的	だれでも簡単にできるスポーツを通じ、老人クラブ会員相互の交流を促進し、老人福祉の向上と生涯スポーツの普及、振興に寄与するとともに、高齢者の心と体の健康保持と介護予防を図る				
補助事業者等	老人クラブ連合会				
担当部課	保健福祉部高齢者福祉課				
補助金額 (千円)	11 年度決算	12 年度決算	13 年度決算	14 年度予算	14 年度決算
	-	-	-	3,000	3,000

## (整理番号 386)

補助事業等	老人クラブ補助金 単位老人クラブ(社会活動割)				
補助開始年度	平成 14 年度				
補助要綱等	老人福祉法第 13 条、老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱				
補助目的	豊かな老後の生活及び明るい長寿社会づくりに資するため、老人の知識及び経験を生かした生きがいと健康づくりのため				
補助事業者等	新諏訪町老人クラブ和合会他 295 件				
担当部課	保健福祉部高齢者福祉課				
補助金額 (千円)	11 年度決算	12 年度決算	13 年度決算	14 年度予算	14 年度決算
	-	7,775	7,531	7,800	7,060

## (整理番号 387)

補助事業等	老人クラブ補助金 連合会運営費補助(市単独)				
補助開始年度	昭和 42 年度				
補助要綱等	老人福祉法第 13 条				
補助目的	老人クラブ連合会の地域福祉活動を促進させ、単位老人クラブ会員の地域を越えた相互交流や生きがい活動を支援する				
補助事業者等	老人クラブ連合会				
担当部課	保健福祉部高齢者福祉課				
補助金額 (千円)	11 年度決算	12 年度決算	13 年度決算	14 年度予算	14 年度決算
	2,950	3,100	3,100	5,734	5,441



## 【補助金の概要】

### (整理番号 38) 老人クラブ補助金 (会員割額補助)

この事業は、30 人以上の会員を有する老人クラブに交付される国庫補助金事業で、会員数に基づき次の表の会員割額を適用し、補助するものである。

(表 14)

会員数 (人)	会員割額 (円)	会員数 (人)	会員割額 (円)
30 人以上 39 人以下	32,000	70 人以上 99 人以下	49,500
40 人以上 49 人以下	38,900	100 人以上 149 人以下	53,300
50 人以上 69 人以下	46,400	150 人以上	57,400

### (整理番号 39) 老人クラブ補助金 (市単独、会員割額補助)

この事業は、30 人未満の会員で構成されている老人クラブに交付される市単独補助金事業で、会員割額は一律 18,400 円となっている。

### (整理番号 384) 老人クラブ補助金 連合会運営補助金 (国庫補助分)

長野市老人クラブ連合会が実施している指導者研修会、友愛活動研修会、地区老連春季大会助成、及び人件費 (嘱託職員賃金) 等運営費に対して補助するものである。

補助金算定に当たっては、連合会割 240,000 円、加入会員数割 90 円 × 会員数となっている。

### (整理番号 385) 老人クラブ補助金 健康づくり事業補助金

健康づくり事業については、平成 14 年 9 月 19 日オリンピック記念アリーナ・エムウェーブにおいて多種目のスポーツ競技会、ニュースポーツの体験、健康測定等を同時に行い、高齢者の健康づくりと心身の健康保持、仲間づくり、他地区との交流の場等々を目的として開催されたもので、市は、3,000 千円を補助し、国から国庫補助金として全事業費の 1/3 を受け入れている。

### (整理番号 386) 老人クラブ補助金 単位老人クラブ (社会活動割)

単位老人クラブが清掃美化活動 (道路、公園、地域公民館、史跡等の清掃、除草、

空き缶拾い等) 世代間交流活動(わら細工等の伝承活動、スポーツ又はレクリエーション等の交流活動、教養の向上等の社会参加促進活動)、ひとり暮らし老人などを対象とした訪問活動及び老人クラブ連合会が実施する社会活動に参加した実績に基づき社会活動割として交付される補助金で、補助基準については、次の表のとおりとなっている。

ただし、次の ~ の合算額は 3 万円を限度とする。

清掃美化活動の実施日数と伝承活動及び交流活動の実施日数に応じた額

日数	1~4	5~9	10~14	15~19	20~24	25~29	30~
額(円)	3,000	4,000	6,000	8,000	10,000	11,000	12,000

清掃美化活動の参加人数と世代間交流活動の参加人数を合計した延べ人数に応じた額

人数	1~49	50~99	100~199	200~299	300~399	400~
額(円)	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000

訪問活動(被訪問者 1 人に対する訪問日数が年間 6 日以上のものに限る。)の訪問日数に応じた額

日数	6~11	12~19	20~49	50~79	80~149	150~
額(円)	1,000	3,000	5,000	8,000	9,000	10,000

長野老人クラブ連合会の実施する社会活動へ参加したクラブについて、その会員数に応じた額

会員数	1~24	25~49	50~69	70~99	100~149	150~
額(円)	5,000	6,000	7,000	10,000	11,000	12,000

(整理番号 387) 老人クラブ補助金 連合会運営費補助(市単独)

老人クラブ連合会の運営費として次のとおり補助金を交付している。

加入クラブ割

- ・ 370 円×12 ヶ月×クラブ数(50 人未満)
- ・ 620 円×12 ヶ月×クラブ数(50 人以上)
- ・ 連合会補助 1,200,000 円
- ・ バス補助金 1,600,000 円
- ・ 広告活動補助金は実績に基づく

## 【指摘事項】

### (1) 単位老人クラブの補助金支出について検討すべきもの

老人クラブ補助金 単位老人クラブ(社会活動割)(整理番号 386 の )

社会活動割の算出方法についてみたところ、補助金交付要綱によれば 清掃美化活動 世代間交流活動 訪問活動 長野市老人クラブ連合会の実施する社会活動へ参加したクラブについて補助するとされているが、補助金算定に当たっては、及び については、実績に応じて算出する方法をとっているものの、 については会員数に応じた額とされている。

このため の補助金交付に当たっては、クラブ規模を 6 分類して規模ごとに一定額を交付する方法をとっており、結果として全クラブに対して総額 2,388,000 円を支出している。

しかしながら、事業実績報告については、各クラブから提出されておらず連合会の年次計画を調査しても老人の日・老人週間の位置付け欄に奉仕・友愛の表現があるのみでその実績についても明確にされていない。

このように、実施しているものか判明しない事業に対して市は、補助金を交付することは適正でない。

実施しているのであるならば、事業実績報告書を徴し、定額補助でなく出席人員等実績に応じた算定根拠をもって補助すべきである。

### (2) 連合会の決算内容を是正させるべきもの

老人クラブ補助金 連合会運営補助金(国庫補助分)(整理番号 384)

市は、上記のとおり補助金を連合会に交付しているが、老人クラブ連合会(以下、「連合会」という。)の 14 年度決算書をみると歳入として市からの補助金は、7,618,177 円(老人クラブ連合会運営補助金 6,769,300 円(うち、国庫補助分 2,176,260 円、市負担分 4,593,040 円) 加入促進・広報活動補助金 848,877 円)のみの計上となっており、健康づくり事業補助 300 万円が計上洩れとなっているのは適正でない。

連合会は、健康づくり事業について「2002 長野市高齢者健康づくり推進フェスティバル」と位置付けし連合会の特別会計として経理したとのことであるが、会計報告書の形式をとっているものの、監事による監査も行なわれていないもので、これをもって正式な決算書とは認められない。

市は、決算書の是正を求め、今後このようなことにならないよう指導されたい。

### (3) 補助金を返還させるべきもの

老人クラブ補助金 健康づくり事業補助金(整理番号 385)

市は、連合会に対して、健康づくり事業補助 300 万円を補助しているが、この事業に要した費用についてみると個人の寄付もあり、連合会は、会の独自財源を投入することなく 3,158,228 円の支出にとどまり、結果的に収支差額が 41,780 円生じている。

この収支差額の取り扱いについてみたところ、連合会は、老連一般会計に繰入れているが、この補助金は事業費補助であり、事前に収支差額が生じた場合には老連一般会計に繰り入れてよいとの条件も市から示されていないことから、連合会の会計処理は適切でなく、市はこのような会計処理を黙認していることは適正でない。

市は、少額とはいえ補助金を精算・確定し、返還させるべきである。今後かかることのないよう会計処理を厳正に指導すべきである。

## 1.7 心身障害者共同作業所運営費補助金

(整理番号 52)

補助事業等	長野市心身障害者共同作業所運営費補助金				
補助開始年度	平成 11 年度				
補助要綱等	心身障害者共同作業所運営費補助金交付実施要領				
補助目的	在宅の心身障害者や老人等に対し技能修得や就労の機会を与えるため				
補助事業者等	知的障害者育成会				
担当部課	保健福祉部障害福祉課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 21,504	12 年度決算 23,424	13 年度決算 28,032	14 年度予算 30,606	14 年度決算 31,278

### 【補助金の概要】

在宅の心身障害者、老人等に対し技能習得又は就労の機会を与え、社会生活への適応性を高めるため 5 名以上が通う心身障害者共同作業所について、その運営に要する経費（職員給与費及び事務費に限る。）を補助金算定基準の範囲内で補助するもので、補助金の交付実績は、次の表のとおりとなっている。

(表 15) 心身障害者共同作業所に対する補助金一覧

(単位：千円)

施設名	設置及び運営主体	利用定員	補助金
森のパン屋ベジタ	長野市知的障害者育成会	8 人	4,320
W i t h 作業所	同上	10 人	5,148
ビーキャンパス	同上	15 人	6,564
どんぐり作業所	同上	11 人	2,718
ワークハウスちきり	同上	17 人	7,092
あすなる作業所	同上	11 人	5,436

(注) どんぐり作業所については、補助金対象期間が平成 14 年 10 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの 6 ヶ月間である。

## 【指摘事項】

### (1) 心身障害者共同作業所への通所実績等を徴すべきもの

補助額の決定にあたり「心身障害者共同作業所運営費補助金交付実施要領」により決算書及び事業報告書からなる事業実績報告書(様式第5号)を徴している。しかし、その内容は、補助金精算書と事業実施明細書(内容は精算書の内訳)で、事業効果を判定すべき通所実績及び作業内容等を記した事業報告書を徴していないのは適切でない。

施設運営にかかる経費について確認することは勿論のことであるが、事業目的を達しているかどうかを判定するには、事業計画に沿って心身障害者が定員に対して何人通所しているか、どのような作業内容となっているか、生活訓練がどのように実施されているかなど施設運営上、重要な要件となる実績を徴し補助効果を確認すべきである。

## 18 身体障害者福祉工場設置運営費補助金

(整理番号 60)

補助事業等	身体障害者福祉工場運営事業				
補助開始年度	平成 11 年度				
補助要綱等	長野市身体障害者福祉工場運営事業補助金交付要綱				
補助目的	社会福祉法人が経営する身体障害者福祉工場の円滑な事業運営を図るため				
補助事業者等	社会福祉法人長野若槻園				
担当部課	保健福祉部障害福祉課				
補助金額	11 年度決算	12 年度決算	13 年度決算	14 年度予算	14 年度決算
(千円)	53,810	54,113	54,113	54,294	53,124

### 【補助事業の概要】

身体障害者福祉工場運営事業は、「身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱」(厚生労働省)に基づく補助事業で、身体障害者福祉工場を運営するために必要な職員人件費、旅費、庁費、被服手当、嘱託医手当、身体障害者保健衛生費等一般事務費及び寒冷地手当をその内容とする。当該福祉工場運営費補助金に係る国の補助率は 5/10 である。

長野市が中核市となり、平成 11 年度から実施しているものであるが、市は、身体障害者福祉工場運営事業補助金交付要綱を制定(平成 11.4.1)して社会福祉法人が経営する福祉工場の運営に要する職員人件費等運営費を補助している。

この補助金は、上記のとおり、国庫補助を伴うものであるが、平成 14 年度における国に対する補助金交付申請手続は、非常に遅く平成 15 年 3 月 6 日に補助金申請が行なわれ、同 3 月 27 日に補助金交付決定が行われている。そのため長野市から若槻園に対して補助金交付決定されたのは平成 15 年 3 月 31 日であるが、補助金交付申請(変更承認申請)、実績報告及び額の確定がいずれも交付決定日と同日となっている。

### 【指摘事項】

#### (1) 補助金交付について概算払制度を適用すべきもの

市は、国の補助金交付決定が非常に遅く、身体障害者福祉工場運営事業補助金の支払を実績に基づいて年度末に一括して行うこととしていることから、長野若槻園(福祉工場)の運営を円滑に進めるため、表 16 のとおり、数回にわたり補助金を交付している。

(表 16) 補助金交付状況

補助金申請(変更)・決定状況		年月日	金額(円)	備考(申請書添付資料等)
1回目	補助金交付申請	H14. 8 .9	22,500,000	・職員の状況 12 人 ・補助金所用額 54,293,650 円
	補助金交付決定	H14. 8.29	22,500,000	・前年度実績(54,113,840 円) の約 41.6%相当額で交付
2回目	補助金変更申請	H14.12. 1	40,500,000	・変更理由: 基準改定 ・職員の状況 12 人 ・補助金所用額 54,293,650 円
	補助金交付決定	H14.12.12	40,500,000	・前年度実績(54,113,840 円) の約 75%相当額で交付
3回目	補助金変更申請	H15. 2.28	48,600,000	・変更理由: 基準改定(1/30) ・職員の状況 12 人 ・補助金所用額 53,157,560 円
	補助金交付決定	H15. 3.10	48,600,000	・当年度見込(53,157,560 円) の約 91.6%相当額で交付
4回目	補助金変更申請	H15. 3.31	53,124,920	・変更理由: 基準改定(1/30) 及び従業員数確定(502 人) ・職員の状況 12 人 ・補助金所用額 53,124,920 円
	補助金交付決定	H15. 3.31	53,124,920	

しかしながら、補助金の交付申請及び交付決定の状況をみると、いずれも補助事業の変更承認申請によっているが、補助事業の内容は第 1 回目の申請時から変わっておらず、特に第 2 回目については基準改定も行われているわけではなく、単に運営のための繋ぎ資金であることから変更理由に乏しく適切でない。

補助金の交付については補助事業の遂行上必要と認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる(補助金等交付規則第 12 条ただし書き)ことから、概算払の制度を適用し、最終的には精算によって事務の簡素化に努めるべきである。



## 2.1 幼児教育補助金

(整理番号 76)

補助事業等	幼児教育補助金				
補助開始年度	昭和 51 年度				
補助要綱等	長野市私立幼稚園連盟補助金交付要領				
補助目的	幼児教育の振興を図るため				
補助事業者等	長野市幼稚園連盟				
担当部課	保健福祉部児童福祉課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 121,175	12 年度決算 123,109	13 年度決算 122,358	14 年度予算 126,320	14 年度決算 123,928

### 【補助金の概要】

幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園の経営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもので、補助金額は年額 160 万円に施設割額と園児割額とを加えた額とされており、施設割額は、9 万円に、5 月 1 日現在の連盟に加入している私立幼稚園数を乗じて得た額で、園児割額は、26,000 円に 5 月 1 日現在、市内に居住し、市内の私立幼稚園に在園する園児数を乗じて得た額とされている。

### 【指摘事項】

#### (1) 補助方式を変更すべきもの

私立幼稚園への補助金 123,928,000 円については、私立幼稚園連盟（以下連盟という。）に対して補助し、その補助額がほぼ同額（塵芥処理費 1,600,000 円を除く。）を連盟から個別の私立幼稚園に交付する間接補助方式をとっている。

しかしながら、この補助金は、園児の教育費軽減が目的として支払われるもので、間接補助方式では、各幼稚園に対するきめ細かな指導・監督が十分行うことができず適切な補助金交付方法とはいえない。

補助金は、ただ単にお金を交付することが目的でなく、幼稚園が健全に経営され園児が健やかに成長するように教育基盤が強化されることが、結果として園児の教育費削減を目的とした補助金交付目的に合致するものであることから、市は、各幼稚園に直接補助するように改善し、経営全般の指導・監督等の徹底を図るべきである。

## (2) 補助金を廃止すべきもの

私立幼稚園連盟が支出している 160 万円の用途については、連盟の決算書からみると各幼稚園から排出される塵芥処理に充てており、剰余金が生じた場合には連盟が設けている運用資産特別積立会計に繰入れている状況にある。

しかしながら、本来、各幼稚園から発生する塵芥は各幼稚園が自己責任で処分すべきであり補助対象とするのは適切でない。

このような補助金は廃止すべきである。

## 2.3 民間施設経営調整費補助金

(整理番号 81)

補助事業等	民間施設経営調整費補助金				
補助開始年度	昭和 50 年度				
補助要綱等	長野市私立保育所助成要領				
補助目的	私立保育所の円滑な運営と保育内容の向上を図る				
補助事業者等	吉田保育園他 37 団体				
担当部課	保健福祉部児童福祉課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 130,003	12 年度決算 135,598	13 年度決算 136,427	14 年度予算 168,427	14 年度決算 138,132

### 【補助金の概要】

私立保育所の円滑なる運営と保育内容の向上を図ることを目的として、児童福祉法第 35 条の認可を得ている私立保育所に対し、運営費用の一部を予算の範囲内で助成するもので、次の表のとおり、補助金額は、施設割については、1 保育所当たり年額 9 万円、児童割については、定員区分及び 3 歳未満児・3 歳児以上にランク付けし補助金を毎月支払っており年間補助総額では 138,132,280 円となっている。

(表 17) 補助基準額

定員区分	年齢区分	月額単価 (1人につき)
30 人～60 人	3 歳未満児	3,320 円
	3 歳以上児	1,950 円
61 人～150 人	3 歳未満児	2,960 円
	3 歳以上児	1,610 円
151 人以上	3 歳未満児	2,770 円
	3 歳以上児	1,490 円

### 【指摘事項】

#### (1) 事業効果が反映された詳細な実績報告書を徴すべきもの

民間施設経営調整費補助金について、私立保育所助成要領(以下要領という。)第 3 によれば、この助成対象経費は

職員の定期昇給とそれにもなう手当の増額に要する費用

年休、研修への代替に要する賃金

長時間保育の保育士雇用に要する賃金

私立保育所運営に必要と認められる管理費

とされている。要領第6の1項では助成金の年額の2分の1に相当する額については上記 から の経費として、残りの2分の1に相当する額については の経費に充てることとしている。

しかしながら、この助成金に係わる使途別事業実績を徴していないことから、その実態がわからず補助金が適正に使用されているか判断できない状況にあるのは適正でない。

このような状況となった原因について38保育所のうち任意にS保育所を選定し調査したところ、理事長の話として過去に一度もこのような補助条件があったことすら認識していないとのことであった。このため、補助金の使途が限定されず自由に使用できるものとし、事業実績についても書式が使途別内訳を求めていることから、運営費全体の経費を計上したとのことである。

補助金は与えるものではなく如何に直接・間接を問わず市民に還元され、税金が効果的に使われているかが明確なものとなっていなくてはならず、補助目的に沿った執行が確保されなければならないのは当然である。

しかしながら、当補助金について要領は交付条件を定めているものの、これが即、補助金を受ける側を制約するものではなく、補助金交付に当たって市から交付先に交付条件を提示して初めて効力を持つものであるにもかかわらず、これを行わなかったこともあり、交付条件を満たした補助金の使われ方がなされていないのは適正でない。

このような補助金交付の誤りが長年発見できなかったのは、事業実績報告書の記入内容が要領内容に合致したものでなかったことや職員の前例踏襲による事務処理が起因しているものと思われるが、今後、補助金交付に当たっては、かかるようなことのないよう厳正に対処すべきである。

## 2.5 部落解放運動団体補助金

(整理番号 88)

補助事業等	部落解放同盟長野市協議会補助金				
補助開始年度	昭和 47 年度				
補助要綱等	無し				
補助目的	部落解放協調団体の活動支援				
補助事業者等	部落解放同盟長野市協議会				
担当部課	保健福祉部人権同和対策課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 26,028	12 年度決算 24,025	13 年度決算 24,031	14 年度予算 21,260	14 年度決算 21,260

(整理番号 89)

補助事業等	部落解放推進の会長長野市協議会補助金				
補助開始年度	昭和 56 年度				
補助要綱等	無し				
補助目的	部落解放協調団体の活動支援				
補助事業者等	部落解放推進の会長長野市協議会				
担当部課	保健福祉部人権同和対策課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 4,150	12 年度決算 4,150	13 年度決算 4,150	14 年度予算 3,750	14 年度決算 3,750

(整理番号 90)

補助事業等	全日本同和会長長野支部補助金				
補助開始年度	昭和 55 年度				
補助要綱等	無し				
補助目的	部落解放協調団体の活動支援				
補助事業者等	全日本同和会長長野支部				
担当部課	保健福祉部人権同和対策課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 2,000	12 年度決算 2,000	13 年度決算 2,000	14 年度予算 1,800	14 年度決算 1,800

### 【補助金の概要】

部落解放同盟長野市協議会（以下、「解放同盟」という。）・部落解放推進の会長長野市

協議会(以下、「推進の会」という。)  
・全日本同和会長野支部(以下、「同和会」という。)  
補助金は、それぞれの部落解放運動団体に対する活動支援の補助金で、同和対策事業特別措置法の制定を契機とする一連の同和対策事業の一つである。長野市は、平成 14 年において上記運動 3 団体に対して補助金 26,810 千円を交付している。

同和対策事業特別措置法は、昭和 44 年に制定され、10 年間の時限立法であるが、その期間が 3 年間延長されて昭和 57 年で期間切れとなっている。また、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律は平成 14 年 3 月 31 日をもって失効している。

このような同和対策の状況にあって「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会」は、「今後の長野市同和対策について」答申(平成 13.12.26)を行っている。そこでは部落解放運動団体に対する補助については 5 年以内の経過措置期間において漸減する方向で答申され、平成 14 年度から補助金が減額されている。

【指摘事項】

(1) 補助金交付要綱等によって補助目的、補助対象経費等を明確にすべきもの

上記補助団体のうち、解放同盟に対する平成 14 年度補助金交付額は 21,260 千円である。長野市は、当該団体の平成 14 年度決算書に基づき、この補助金について補助金交付済額が団体の総事業費の額を超えているとして補助金額の確定を行い、返還命令(200 万円:平成 15.6.23)をし、平成 15 年度の歳入としている。この場合、超える部分は支出できないことに加えて団体の自主財源については補助金額から控除すべきであるとして、次の表のとおり、自主財源を控除して額の確定を行っている。

(表 18) 算出根拠

補助金交付済額	21,260,000 円	(A)	
当該団体の事業費合計額	20,323,332 円	(B)	(A > B)
当該団体の自主財源 (自主財源 = 会費 + 事業収益金 + 雑入 + 繰越金)	(1,979,621 円) 2,000,000 円	(C)	
補助金確定額 (A - C)	19,260,000 円	(D)	
返還命令額 (A - D)	2,000,000 円		

一方、推進の会及び同和会については交付済額が事業費の額を超えてはならず、額の確定は行われていないが、仮に、この算出方法によって補助金から自主財源を控除して確定すると、平成 14 年度における要返還額は、それぞれ 1,347,929 円及び 1,296,814 円(13 年度)と試算される。この両団体については返還措置を取っておら

ず、両者で補助金に対する取り扱いが異なる結果となっている。

これは、部落解放運動団体に対する補助金交付に当たり当該補助金交付要綱は制定されておらず、支出負担行為等の決裁文書をもみても補助目的、補助対象経費、補助金算出根拠等補助金交付についての必要事項が明確になっていないことによるものである。

しかしながら、補助金交付額が事業費を超えることと自主財源を補助金から控除することは異なる要件である。超える場合には自主財源を控除し、超えない場合には控除しないとする不統一な取り扱いは適正でない。

各部落解放運動団体に対する補助金交付に当たっては、補助金交付要綱等を制定するなどによって補助目的、補助対象経費、算出根拠等を明確にし、事務処理の取り扱いの統一を図るべきである。

## (2) 繰越金について補助金算定を改善すべきもの

上記補助団体のうち、推進の会に対する平成 14 年度の補助金交付額は 3,750 千円である。

当該団体の平成 14 年度決算書によると、翌年度繰越額は 1,291,458 円（収入金額 5,165,929 円 - 支出金額 3,874,471 円(A)）である。このうち、当年度収入の内訳は、次のとおりである。

[収入 5,165,929 円 = 会費収入 184,000 円 + 補助金 3,818,000 円(B)(教育委員会補助金 68 千円を含む。) + 事業負担金 278,000 円 + 繰越金 885,891 円 + 雑収入 38 円]

しかしながら、当該補助金額の支出金額に占める割合についてみると 98.5%(A/B)で、支出額の大部分が補助金で賄われていることを示しており、結果として、自己資金がほとんど支出されることもなく、年々、繰越金として繰越していることは適正でない。

補助金の交付にあたり自己資金を補助事業に充当するよう、自己資金を控除して補助金を算定するなど改善すべきである。

## (3) 補助金等交付規則を遵守すべきもの

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了したときは実績報告書を提出することとされている。各部落解放運動団体に対する補助金については、当年度補助金に対する実績報告書としては徴収しておらず、したがって、上記指摘事例の事業費が補助金交付額を下回るような特別の場合を除いて、通常、定例的には補助金額の確定も行っていないのは適正でない。

この場合、翌年度の補助申請の時に「前年度」の事業報告書、収入支出決算書を提

出させて、あたかも実績報告書のように扱っているが、これは、あくまで補助申請書の添付書類であることから、補助金等交付規則に基づき当年度の実績報告書によって補助事業が補助目的、補助条件に適合するものかどうか、補助金額の確定をすべきである。



## 2 9 精神障害者グループホーム運営事業補助金

(整理番号 106)

補助事業等	精神障害者グループホーム運営事業				
補助開始年度	平成 14 年度				
補助要綱等	長野市精神障害者地域生活援助事業補助金実施要領及び同交付基準				
補助目的	地域において精神障害者グループホームでの生活を望む精神障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、精神障害者の自立生活を助長する				
補助事業者等	平成 14 年度 りんどう会、さくら会、(社福)長野南福祉会				
担当部課	保健福祉部(長野市保健所)保健予防課				
補助金額 (千円)	11 年度決算	12 年度決算	13 年度決算	14 年度予算	14 年度決算
	-	-	-	31,800	31,202

### 【補助金の概要】

精神障害者グループホーム運営事業補助金は、平成 13 年度までは県が(補助割合：国・県 1/2)市町村を経由することなく、直接グループホームに補助金を交付していたものである。

新たに、平成 14 年度からは市町村(補助割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4)経由の補助事業となっている。補助対象は、運営主体としては「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」50 条の 3 第 1 項の規定により長野県知事に届け出たもののうち、市長が指定した者で非営利法人等である。グループホームの運営主体及び運営の承認・指定等については「長野市精神障害者地域生活援助事業実施要領」(以下、「実施要領」という。)による。経費の補助については、この要領に根拠を置く別に定める「長野市精神障害者地域生活援助事業補助金交付基準」(以下、「交付基準」という。)によっている。その補助対象経費は、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需要費、役務費及び委託料に係る経費であるが、世話人の人件費補助が大部分である。

平成 14 年度の実績は次のとおりである。

・りんどう会(任意団体)	4 施設	12,710,400 円
・さくら会(任意団体)	5 施設	15,888,000 円
・長野南福祉会(社会福祉法人)	1 施設	2,603,670 円
計 3 団体	10 施設	31,202,070 円

## 【指摘事項】

### ( 1 ) 補助金交付申請書に雇用契約等を添付させるべきもの

精神障害者グループホームの世話人は、グループホームの運営主体と委託契約又は雇用契約を結んだ者であることと定めている（実施要領第7(5)）が、補助金交付申請書及び同実績報告書のいずれにおいてもこの雇用契約書等を提出させていない。

当該グループホームにおいては世話人が重要な役割をもっていることから補助金交付申請書に雇用契約書等を添付させて雇用関係を把握しておくべきである。

### ( 2 ) 実績報告書に決算書を添付させるべきもの

補助金の収支報告にあたり、補助金実績報告書において補助金額そのものに関する収支のみしか表示させていないため、入居負担金(実施要領第9)及び家賃、飲食費、光熱水費(実施要領第10)等共通経費等施設全体の運営経費の収支が把握されていない。

補助事業を効果的に実施するに当たっては、補助対象経費の他に施設運営に大きく影響を及ぼす入居者の入居負担金、家賃及び飲食費等の施設運営経費の全体像を把握し、検証する必要があることから実績報告書において施設全体の決算書を添付させるべきである。

### 30 水道事業補助金

(整理番号 117)

補助事業等	水道事業				
補助開始年度	昭和 56 年度				
補助要綱等	地方公営企業法				
補助目的	水道の安定的供給に資するために水道事業の経営の健全化と経営基盤強化を図る。				
補助事業者等	長野市公営企業管理者				
担当部課	保健福祉部生活衛生課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 35,452	12 年度決算 34,001	13 年度決算 31,948	14 年度予算 31,258	14 年度決算 30,923

#### 【補助事業の概要】

地方公営企業（以下「公営企業」という。）は、独立採算制を原則としているが、その性質上、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、あるいは公営企業の性質上能率的経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的困難であると認められる経費については、一般会計等が負担金その他の方法で負担すべきものとされている（地方公営企業法第 17 条の 2）。いわゆる、公営企業会計と一般会計等との間の経費負担の原則である。さらに、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合は一般会計等から公営企業会計に補助をすることができるものとされている（同法第 17 条の 3）。

総務省は、毎年度、公営企業繰出金の適正な運用を図るため、一般会計からの各公営企業会計に対する繰出の基準を示している。したがって、この負担金は、同法 17 条の 3 の補助金とは異なり、一般会計等が義務として負担すべき経費である。

長野市の水道事業は公営企業法が全面適用されているが、水道事業補助金は、公営企業繰出金として負担金と補助金とは明確に区分されずに、一括補助金として支出されている。

#### 【指摘事項】

##### (1) 負担金と補助金とを区分すべきもの

水道事業補助金は、内容的には負担的性質を有するものと補助金的な内容を有する

ものちに区分されるが、平成 14 年度補助金交付決定に当たっては一括して補助金 30,923 千円が決定され、交付されている。

独立採算制をとる公営企業会計においては、一般会計等から公営企業会計に対する補助は原則的には考えられないが、例外的に一般会計等が公営企業会計に対して営業面又は建設面に対して補助という特殊性に鑑み、他会計からの補助金として 11 条予算（地方公営企業法施行規則第 12 条、別表第 5 様式）を設け、その趣旨を明らかにすることとされている。これには 3 条予算（収益的収支）及び 4 条予算（資本的収支）に含まれる総額を計上するものである。また、負担金区分に基づく負担金については 3 条予算で「営業収益」「その他営業収益」「他会計負担金」と、4 条予算では「資本的収入」「負担金」「他会計負担金」と勘定科目で整理することとされている。

したがって、公営企業会計においては負担金と補助金は明確に区分されていることから、一般会計における補助金は、「負担金補助及び交付金」と同じ予算科目であるが、補助金交付決定に当たっては負担金と補助金を明確に区分して交付すべきであるとともにもその区別を事項別明細書において明らかにしておく必要がある。

### 3 3 生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金

(整理番号 136)

補助事業等	生活雑排水簡易浄化槽清掃事業				
補助開始年度	昭和 59 年度				
補助要綱等	長野市生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金交付要綱				
補助目的	生活雑排水簡易浄化槽の清掃を促進し、もって中小河川の水質を保全するため				
補助事業者等	長野市生活環境協同組合他 2 件				
担当部課	環境部環境第二課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 142,031	12 年度決算 134,106	13 年度決算 125,528	14 年度予算 113,726	14 年度決算 113,700

#### 【補助金の概要】

生活雑排水の簡易浄化槽内に生じた汚泥の処理は、本来その生活雑排水を排出する者が全額負担して行うべきであるが、これにかかる費用の約 6 割を市が負担することにより、簡易浄化槽内の汚泥の処理を促進し、水質保全を図るものである。市が負担する約 6 割は、汚泥収集・運搬業者に補助金として交付され、生活雑排水の排出者は約 4 割の料金を支払うことになる。

補助金の額は、簡易浄化槽 1 基当たり次の表のように定められており、前月の実績に基づいて毎月交付される。

(表 19)

簡易浄化槽の容量	補助金の額
100 リットル未満	737 円
100 リットル以上 150 リットル未満	957 円
150 リットル以上 200 リットル未満	1,177 円
200 リットル以上	1,177 円に 200 リットルを超える 50 リットルまでごとに 220 を加算した額

**【指摘事項】**

**(1) 市が負担すべき費用の積算を適時行うべきもの**

長野市生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金交付要綱が制定された昭和 59 年に汚泥収集・運搬車 1 台当たりの費用及び必要台数の積算を行い、これに基づき補助金の支給基準を定めているが、消費税改定に伴うものを除く平成 7 年度改定以降は総額の上昇率に応じて支給基準を変更しているのみであり、定期的な積算の見直しを行っていないのは適切でない。積算根拠の見直しを定期的に行うべきである。

### 3 6 農業協同組合事業活動補助金

(整理番号 151)

補助事業等	農業協同組合事業活動				
補助開始年度	昭和 42 年度				
補助要綱等	農業協同組合事業活動補助金交付要綱				
補助目的	農業者の協同組合組織の発達を促進し、農業生産力の増進と農業者の経済的、社会的地位の向上を図る				
補助事業者等	ながの農業協同組合、 グリーン長野農業協同組合				
担当部課	農林部農政課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 24,139	12 年度決算 24,139	13 年度決算 24,139	14 年度予算 24,639	14 年度決算 21,445

#### 【補助金の概要】

農業協同組合事業活動補助金は、農業協同組合事業活動補助金交付要綱(昭和 47.1.10 施行、以下「要綱」という。)に基づいて長野市内の二つの農業協同組合(以下、「農協」という。)に交付されている。

当該補助金の開始当時相当数あった農協は、その後整理・統合され、平成 14 年度当初現在、ながの農協とグリーン長野農協である。平成 14 年度におけるそれぞれの補助金は、ながの農協 7,508,800 円、グリーン長野農協 13,936,500 円、合計 21,445,300 円である。

補助金の算定方法は、平成 14 年度においては[補助単価 1,900 円×農家数]の定率である。

#### 農業協同組合事業活動補助金交付要綱

##### 第 1 (目的)

この要綱は農業者の協同組織の発達を促進し、もって農業生産力の向上と農業者の経済的、社会的地位の向上を図るため、農業協同組合が行う事業に対し予算の範囲内で補助金を交付するに必要な事項を定めることを目的とする。

##### 第 2 (定義)

この要綱において「農業協同組合」とは農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 10 条の事業を行う農業協同組合をいう。

##### 第 3 (補助金の額)

この補助金は、最近の公表された世界農林業センサス(指定統計第 26 号)の農家数を基礎として定めた額とする。

##### 第 4 (交付の条件)

農業協同組合長は、この補助金を事業計画に基づく経費以外に使用してはならない。

第5（交付申請等）

市長は、農業協同組合長に対して補助金の交付額を内示する。

2 前項の規定により内示を受けた農業協同組合長は、市長の定める期日までに農業協同組合事業活動補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書を添えて市長に申請しなければならない。

第6（交付決定）

市長は第5により提出された、事業計画の内容を適当と認めるときは、交付決定を行い、その決定の内容及び第4の規定による条件を付して通知するものとする。

第7（補助金の返還）

補助金の交付を受けた農業協同組合長がその使用について、この要綱に違反した場合は、市長は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

第8（報告）

農業協同組合長は、事業報告を毎年度3月31日までに農業協同組合事業報告書（様式第2号）により市長に報告しなければならない。

附則

この要綱は、昭和47年1月10日から施行する。

【指摘事項】

（1）年度ごとに要綱を策定し、補助金の算定基礎等を明確にすべきもの

農業協同組合事業活動補助金は、農協が行う事業に対して「最近の公表された世界農林業センサス（指定統計第26号）の農家数を基礎として定めた額とする。」（要綱第3）として、5年ごとに公表される農林業センサスに基礎をおいて算定することとしている。この要綱は、昭和47年1月10日に施行されて以降、変更されることもなく通年要綱として施行されている。

しかしながら、実際の要綱適用面では運用上適宜変更され、要綱第3の内容は変更されておらず、農家戸数は各農林業センサスの度に減少しているにもかかわらず、例えば、表20のとおり、90年農林業センサス14,197戸を1年遅れで7年間算定基礎としたり、あるいは途中から95農林業センサス12,705戸を4年間としたりで、必ずしも5年ごとの農林業センサスによらない農家戸数が算定基礎となっているのは適正でない。また、平成14年度の補助単価1,900円として農家戸数に乗じて補助金額を決定しているが補助単価決定の経緯が決裁文書では確認できず、明確となっていないのは適正でない。

補助金の算定にあたり、農家戸数及び補助単価は重要な要素であることから、長野市補助金等交付規則と整合させて、毎年度、要綱を策定し、単年度要綱として農家戸数、補助単価を明確にして補助金を算定し、交付すべきである。



(表20) 農家戸数の推移、補助単価及び補助金額

年度	農家戸数 (A)(戸)	経営耕地総 面積(ha)	補助単価 (B)(円)	補助金額 (A×B)(円)	備考
昭和55	17,537	8,352	840	14,731,080	80年農林業センサス
56	17,537	8,352	1,000	17,537,000	
57	17,537	8,352	1,000	17,537,000	
58	17,537	8,352	1,000	17,537,000	
59	17,537	8,352	1,025	17,975,425	
60	16,751	7,520	1,050	17,588,550	85年農林業センサス
61	16,751	7,520	1,075	18,007,325	
62	16,751	7,520	1,100	18,426,100	
63	16,751	7,520	1,200	20,101,200	
平成1	16,751	7,520	1,250	20,938,750	
2	16,751	6,545	1,300	21,776,300	90年農林業センサス
3	14,197	6,545	1,560	22,147,320	
4	14,197	6,545	1,600	22,715,200	
5	14,197	6,545	1,650	23,425,050	
6	14,197	6,545	1,700	24,134,900	
7	14,197	-	1,700	24,134,900	95年農林業センサス
8	14,197	-	1,700	24,134,900	
9	14,197	-	1,700	24,134,900	
10	12,705	-	1,900	24,139,500	
11	12,705	-	1,900	24,139,500	
12	12,705	-	1,900	24,139,500	2,000年農林業センサス
13	12,705	-	1,900	24,139,500	
14	11,287	-	1,900	21,445,300	

## (2) 補助金対象経費を明確にし補助条件を付すべきもの

農業協同組合事業活動補助金については、「この補助金を事業計画に基づく経費以外に使用してはならない。」(要綱第4)として補助金交付決定書においても目的以外に使用してはならない旨の条件を付している。この事業計画に係る補助金申請書の添付書類についてみると「営農指導事業計画」として提出されている。これには、当年度の営農指導方針が4項目程度箇条書きで示され、農業品目ごとの講習会等の開催回数及び予定参加人員が示されているので、一応、事業計画といえるのかもしれない。

しかしながら、農協は多くの事業を実施しているため、要綱における「事業計画」という文言が農協の全体の事業を指すか、あるいは一部の特定事業を指すか、曖昧であるため補助対象事業が特定できないのは適正でない。

補助事業者は、補助金を補助対象経費以外に使用できないことから、要綱において補助対象経費を明確に定め、補助金条件を付すべきである。

### 3 8 経営構造対策事業補助金

(整理番号 179)

補助事業等	農業経営構造対策事業				
補助開始年度	平成 12 年度				
補助要綱等	長野市経営構造対策事業補助金交付要領及び経営構造対策実施要綱 (国)				
補助目的	地域農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を図るための総合的な環境整備を行う				
補助事業者等	ながの農業協同組合				
担当部課	農林部農政課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 -	12 年度決算 2,400	13 年度決算 155,293	14 年度予算 82,500	14 年度決算 35,000

#### 【補助金の概要】

農業経営構造対策事業は、農業経営構造対策推進事業と農業経営構造対策事業により構成され、平成 12 年度から同 21 年度までの 10 年間で実施するものである(国の要綱)。この推進事業で農業経営構造対策確立構想を策定し、これに即して樹立された経営構造対策事業計画に基づいて経営構造対策事業が実施される。この事業に対する補助金は、長野市農業経営構造対策事業補助金交付要領に基づいて長野市を通じて実施主体であるながの農業協同組合に補助金が交付される。この補助金は全額国庫補助金である。

平成 12 年度から同 14 年度までの実績は、経営構造対策事業計画書の策定、産地形成促進施設(農産物直売所等)、薬剤調合施設、イチゴハウスの建設及び附帯事業が実施されており、事業費 412,470 千円に対して補助金額 192,693 千円である。

#### 【指摘事項】

##### (1) 会議費支出については是正改善すべきもの

平成 14 年度経営構造整備附帯事業実績報告書における「農業経営構造対策推進事業調書」についてみると、支払総額 5,512,371 円のうち、会議費が 300,623 円であるが、124,373 円が弁当代等食料費として支出されており、その他は視察宿泊代等である。しかし、補助対象経費において弁当代等食料費は妥当な補助金支出とは認め難いことから是正改善すべきである。

## (2) 施設等の利用率向上について改善要求すべきもの

経営構造対策事業計画には目標及び達成プログラムが設定され、毎年度、県、市及び事業主体が共同で事業評価している。しかし、施設の利用状況において、次の表のとおり、ジュース加工施設を除いて計画に対する達成率が低調であるが、農業経営の安定化のためには当該整備施設の利用率の向上が何よりも重要であることから、市は改善要求を行うべきである。

(表 21) 施設等の平成 14 年度利用状況 (3 年度目)

施設名	項目	計画	実績	達成率(%)
直売施設	購入者数(人)	217,800	126,236	57.9
	販売額(円)	363,000,000	200,775,265	55.3
軽食・惣菜施設	購入者数(人)	108,900	42,783	39.2
	販売額(円)	49,005,000	42,934,000	87.6
ジュース加工施設	製造量(本)	18,150	81,142	447.0
販売りんごジュース	販売量(本)	36,300	2,780	7.6
体験施設 (ジャム・そば)	利用者(人)	7,260	99	1.3
	利用額(円)	7,260,000	71,000	0.9
地域農業管理施設	分析件数(件)	500	394	78.8
	分析費(円)	150,000	118,200	78.8
薬剤調合施設	利用量(kg)	2,200,000	930,000	42.2
イチゴハウス (もぎ取り)	利用者(人)	18,150	3,462	19.0
	利用額(円)	16,335,000	3,628,535	22.2

#### 4 0 農林漁業資金借入補給金（土地改良区等）

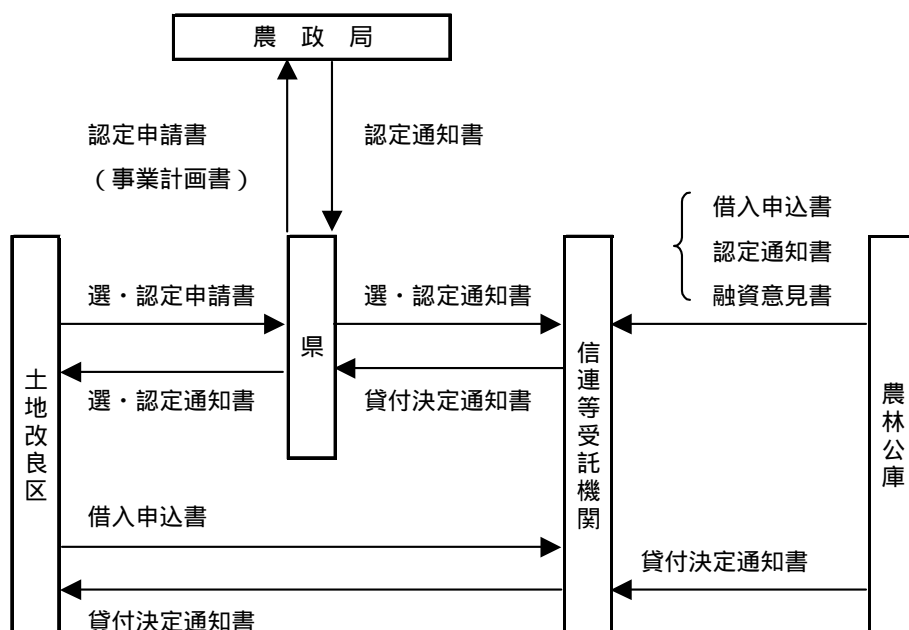
（整理番号 189）

補助事業等	農林漁業資金借入補給				
補助開始年度					
補助要綱等					
補助目的	市が行うべき水路改良工事を、土地改良区等が農林公庫からの借入で行い、市が借入元利を補給することにより、水路改良の先行投資を行う				
補助事業者等	長野農業協同組合他 11 件				
担当部課	農林部農業土木課				
補助金額 （千円）	11 年度決算 724,353	12 年度決算 698,676	13 年度決算 655,504	14 年度予算 622,767	14 年度決算 622,019

#### 【補助金の概要】

農林漁業金融公庫（以下農林公庫）から土地改良区等（以下土地改良区）が借入を行い、水路改良工事等を行い、市はその借入返済元利を補助するものであり、市としては農林公庫の資金を使うことによって早期に水路改良工事を行い、これに要する支出を長期に分割して返済していくものである。

この対象とする水路改良事業については、県の選定、認定が必要であり、また農林公庫からの資金は受託機関である長野県信用農業協同組合連合会（以下信連）を通じて土地改良区に貸し付けられる。これらを図で示すと次のようになる。



この結果、土地改良区は信連に借入金を返済していくことになるが、その償還元利金を市が補助する形をとって負担しているものである。毎年度の補助金はその年度において償還された元利金の対象となるが、未償還元利金は将来の市の負担となってくるものである。平成 14 年度末現在の未償還元利金は 33 億 68 百万円となっている。

なお、農林公庫は貸付対象事業費に含めることができる雑費を、工事費（設計費を含む）の 3.5%に相当する額としている。

#### 【指摘事項】

#### （１）工事竣工時に貸付対象事業費の内容を検査すべきもの

この補助金は土地改良区の借入金の毎年度の償還元利金に対して予算措置がとられ執行されるものであり、各土地改良区の借入償還が滞らない限り、計画的に発生するものである。したがって、補助金額算定にあたり最も重要なことは、償還元利金を計算し毎年度予算措置をとることではなく、その対象となった事業費（借入対象とするもの）が適切なものであることを検証することである。しかし、担当課はこの認識が全くなく、竣工検査はおこなっているものの、借入対象となる事業費の内容についての検査が行われていなかった。

このため、平成 14 年度に竣工した事業について土地改良区より資料を取り寄せて内容を調査したところ、次の事項があった。

##### （川田土地改良区）

工事期間中の有線放送料金（若穂有線放送）、携帯電話料金（ＫＤＤＩ）、電話代 2 回線分（ＮＴＴ東日本）、公用車燃料代（ＪＡグリーン長野）が雑費に含まれていた。しかしこれらの費用は土地改良区の運営費用であって、水路改良工事の事業費ではない。

##### （下堰土地改良区）

ノートパソコン F M N B 16、2 台が雑費に含まれていた。

このように、本来対象とすべきでないものが含まれており、借入補給対象事業については竣工時に事業費の内容を検査すべきである。

#### 4.1 国営造成施設管理体制整備促進事業補助金

(整理番号 185)

補助事業等	国営造成施設管理体制整備促進事業長野平地区支援事業 国営造成施設管理体制整備促進事業長野平地区推進事業				
補助開始年度	平成 12 年度				
補助要綱等	国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱(国)				
補助目的	農業水利施設の適正な管理を通じた農業・農村の持続的発展に資するため、土地改良区の手管理体制の整備を図るとともに、国営造成施設の管理の適正化に資する				
補助事業者等	長野平土地改良区				
担当部課	農林部農業土木課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 -	12 年度決算 5,620	13 年度決算 16,420	14 年度予算 15,337	14 年度決算 15,340

(整理番号 186)

補助事業等	国営造成施設管理体制整備事業長野平(市単独補助)				
補助開始年度	平成 12 年度				
補助要綱等	無し				
補助目的	国営事業等で整備した施設である排水機場及び附随施設等の維持管理に支援を行い、管理体制の強化を図る				
補助事業者等	長野平土地改良区				
担当部課	農林部農業土木課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 -	12 年度決算 7,777	13 年度決算 6,496	14 年度予算 6,456	14 年度決算 6,456

#### 【補助金の概要】

国営造成施設管理体制整備促進事業は、都道府県と市町村が連携を図り、国営造成施設又はこれと一体不可分な国営附帯県営施設を管理する土地改良区等を対象として行う事業の実施を通じて、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を図るものである。

市は、この事業実施について平成 14 年度長野平土地改良区に対して農家・地域住民に対する啓蒙普及活動等を行う管理体制整備推進活動事業補助金 1,200,000 円(国 1/2)及び都市化、混住化等多面的機能、高度化に対する管理体制整備強化支援事業補助金

14,140,000 円の補助金（国 1/2）を交付している。また、これに加えて、市は、単独補助として国営造成施設管理体制整備促進事業補助金 6,456,000 円を交付し、排水機場及び附帯施設の維持管理を支援している。

長野平土地改良区は、土地改良法に基づいて土地改良事業の施行を目的として設立された法人で、地区総面積 1,353ha、幹線排水路 22km、排水機場 5 場を有しており、その運営管理は、これら国、県、市町（一部豊野町、小布施町を含む。）の補助金と農家からの賦課金などで行われている。当該土地改良区は、長野市街地を擁し、その周辺地域の飛躍的な発展による典型的な都市型農業地帯にある土地改良区で、排水機場及び幹線排水路等排水施設の管理を主体にした事業を行っている。

#### 【指摘事項】

#### （１）土地改良施設の管理主体について検討すべきもの

土地改良施設の管理については本来の農業利水という目的のみならず、周辺地域における都市化の状況の中にあって、洪水被害の軽減等公共性の高い機能や事故等に対する行政責任の視点が強くなる傾向にあることから農家を含めた住民や農地を含めた地域における大規模な排水被害防止が必要である。このような観点から、農水省においては「土地改良施設の管理主体の選定指針について」（平成 6 構改 A 第 476 号）を改定する方向にあるが、長野平土地改良区については、流域内の都市化の状況及び排水能力の大規模な排水機場という観点からみると、今後、市が土地改良施設の管理主体となるべく検討する必要がある。

#### （２）市長名で補助金の交付決定・通知すべきもの

市は、当該補助金の交付決定にあたり長野市助役名で交付決定し、通知されているが、長野市補助金等交付規則においては長野市長が交付決定、通知することとし、補助金の交付決定について助役に権限の委譲されていないことから適正でない。当該土地改良区の代表（理事長）と市長との兼務が認められる以上、市長と同一人であっても、代表としての個人であって、長の職務を助役が代理しているのではないので市長名で決定、通知すべきである。

#### （３）補助目的を明確にすべきもの

市は、平成 14 年度において単独補助金として長野平土地改良区に国営造成施設管理体制整備促進事業 6,456,000 円を交付し、排水機場及び附帯施設の電気料、燃料費



等維持管理経費を補助支援している。しかし、この市単独補助金については補助金交付要綱あるいは要領等の策定もなく、補助金交付に係る決裁書類（部長決裁）をみても補助目的が明確になっていないのは適正でない。

補助目的は公益性を判断するための重要な要素であることから明確にすべきである。

#### （４）補助金交付規則を遵守すべきもの

国営造成施設管理体制整備促進事業補助金の補助金申請、交付決定、実績報告等一連の補助金交付手続きについてみると、補助金交付決定書には補助金等交付規則による、と補助金交付の条件が付されているが、同規則第９条による実績報告はなく、したがって補助金等の額の確定も行っていない。

補助金交付に当たっては補助金等交付規則の規定を遵守し、実績報告に従って額の確定をすべきである。

なお、市は、要綱及び要領については「長野市土地改良区等運営費補助金交付に関する取り扱い要領」を作成し、平成 15 年 4 月 1 日から施行するとしている。

#### 4.4 イベント事業補助金

(整理番号 204)

補助事業等	長野市商店街イベント事業補助金				
補助開始年度	平成4年度				
補助要綱等	長野市商店街イベント事業補助金交付要綱				
補助目的	活力とにぎわいのある商店街づくりを推進するため				
補助事業者等	吉田商工振興会他21件				
担当部課	商工部商工課				
補助金額 (千円)	11年度決算 9,763	12年度決算 11,306	13年度決算 9,654	14年度予算 12,150	14年度決算 8,403

(整理番号 206)

補助事業等	新規イベント補助金				
補助開始年度	平成12年度				
補助要綱等	無し				
補助目的	商工団体等が開催する新規イベントは、街に賑わいと活気を取り戻し、地域の活性化につながることを目的とする				
補助事業者等	ながの花フェスタ2002組織委員会他2件				
担当部課	商工部商工課				
補助金額 (千円)	11年度決算 -	12年度決算 4,050	13年度決算 5,206	14年度予算 35,000	14年度決算 21,500

#### 【補助金の概要】

(整理番号 204) 長野市商店街イベント事業補助金

活力とにぎわいのある商店街づくりを推進するため、商店街団体が実施するイベント事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。補助対象経費については、会場借上料・装飾費・印刷費・報償費・市長が特に認める経費とされている。

補助率については、

長野県中小商業活性化基金助成金交付要綱第3第1号に掲げる補助事業の認定を受けてイベント事業を実施する商店街団体については、会場借上料等経費の100分の40以内で年額200万円を限度としている。

以外の商店街団体については、会場借上料等経費の100分の30以内とし、商店街団体が単独で実施する場合は、25万円、共同実施については、30万円を限度としている。

(整理番号 206) 新規イベント補助金

新規イベントについては、終期を5年間とし、その内容実績については、次の表のとおりとなっている。

(表 22)

イベント名		申請者名	補助金額 (千円)	開始時期	効果
1	長野オリンピック 5周年記念イベント	長野オリンピック 5周年記念イベント実行委員会	3,500	H10	イベント総参加者 51,200人以上
2	氷の彫刻展アイスアート in エムウェーブ	氷の彫刻展アイスアート実行委員会	3,000	H12	入場者 7,491名
3	善光寺花回廊～花フェスタ 2002～	ながの花フェスタ 2002 実行委員会	15,000	H14	インフィオラータ 24万人
合計		3 件	21,500		

補助率については

地域の活性化等に直接結びつくものや市が中心となり実施するものに関しては、対象経費の2分の1以内

県・市・民間等が中心となり実施するものに関しては、対象経費の3分の1以内  
特定団体が事業主体となるものに関しては、内容・事業費等を勘案し定める。

ただし、事業費等に差異が生じるため、上限は設けない。

【指摘事項】

(1) 補助金交付が適正でないもの

長野市商店街イベント事業補助金 (整理番号 204)

市は、長野市中央通り活性化連絡協議会が実施する「ながの歳時記」イベント事業補助金の支出根拠として商店街イベント事業補助金交付要綱の第4の1項により、長野県中小商業活性化基金助成金交付要綱で認定されたイベント事業を実施する商店街団体であるとして補助金60万円を交付している。

しかしながら、この要綱の内容についてみると、長野県中小商業活性化基金助成金

交付要綱は平成 12 年度まで存在していたものの、平成 13 年度には廃止されている。このため、市の要綱自体も内容を変更すべきところ、これを行わず、支出根拠が消滅している過去の条文を適用して補助金の額を決定しているのは適正でない。

補助金は、単年度主義により毎年度状況等が変わることから要綱の内容などは精細に調査しこのような根拠に欠ける補助金交付が行われないよう厳に留意すべきである。

また、十分な審査を行なっていたならば、このような過ちが防げたものであることから審査には、十全を期すべきである。

## (2) イベント補助金について終期を設けるべきもの

### 長野市商店街イベント事業補助金（整理番号 204）

市は、14 年度から実施している善光寺花回廊～花フェスタ 2002～など 2 件の新規イベント補助金については補助期間を 5 年間として終期を決めて実施しているが、旧来から行われている長野市商店街イベント事業（第 5 回ながの大道芸フェスティバル他 21 件）については終期が決められていないのは適切でない。

補助効果からみて事業の重要性を分類するなどして終期時期を決めるべきで、表 23 にあげるイベントの中には補助効果の観点からみて疑問があるもの（例えば第 14 回信更商工祭、篠ノ井夏祭り、しののい納涼祭、松代えびす講、「406」やなぎ市 2002）もあることから早期に終期を設定すべきである。

なお、市は、スクラップ・アンド・ビルドの観点から新企画で町おこしともなるイベントや充実したイベントの展開が図られるよう、積極的に支援し商店街活性化に努力されたい。

(表 23) 終期を設けるべきイベント

イベント名		申請者名	補助金額 (千円)	開始年度	効果
1	第 5 回ながの大道芸 フェスティバル	ながの大道芸フェステ ィバル実行委員会	1,200	H10	人出 推定 6 万人
2	歩行者天国	歩行者天国実行委員会	300	S48	人出 推定 27 万人
3	吉田ふるさと夏祭り	吉田商工振興会	250	H10	踊り参加者約 2,000 人
4	第 14 回信更商工祭	第 14 回信更商工祭	250	H 1	来場者数約 700 名
5	第 17 回あさひふるさ と夏祭り	朝陽駅前通り商店会	250	S61	来場者数約 4,000 名
6	篠ノ井夏祭り	篠ノ井夏祭り実行委員 会	300	(注 1 )T 3	前夜祭人出約 800 名
7	第 5 回東口ゆめ祭り	長野駅東口商店街協同 組合	250	H 9	約 4,000 人 (ピアガーデ ン)
8	第 19 回盆花プレゼン トセール	門前中央地域発展会	275	S59	2,000 名以上 (盆花数)
9	夕涼み市	S B C 通り美松商店会	250	H 1	物品売上 416,555 円
10	第 32 回びんずる夜店	長野駅前商店会・協同 組合南千歳振興会	300	S56	来場者 2 万人
11	第 14 回ながのジャズ フェスティバルイン ちとせパーク	長野駅前商店会・協同 組合・南千歳振興会	300	H 1	入場者 3 万人
12	ぎんざ夏の夢まつり (お花市)	長野銀座商店街振興組 合	250		人出 推定 6 万人
13	しののい納涼祭 (お 花市)	篠ノ井駅前商店会	250	形態変更 (注 2)H 1	物品売上 27,400 円
14	ながの歳時記	長野中央通り活性化連 絡協議会	600	H 9	人出 推定 27 万人
15	吉田地域の商業祭り	吉田商工振興会	250	H10	参加者 600 名
16	長野えびす講煙火大 会	長野商店会連合会	300	M38	打上付近観客 12 万人、 周辺 25 万人
17	松代えびす講	松代商店会連合会	300	S63	人出 3,000 人
18	篠ノ井えびす講	篠ノ井まつり恵比寿講 実行委員会	300	昭和初期	人出 2 万 3,000 人
19	街角イルミネーショ ン	上千歳町商栄会・長野 駅前商店会	278	H13	コンテスト投票者 250 名 超
20	「406」やなぎ市 2002	柳町通り商栄会	250	H 6	物品売上 464,970 円
21	長野マラソン	長野オリンピック記念 長野マラソン長野市支 援実行委員会	1,450	H11	応援観客者 12 万 5 千人、 申込者 5,575 人
22	第 6 回如是姫まつり	協同組合ナガノ駅前セ ンター	250	H 8	稚児申込 41 名
合計		22 件	8,403		

(注 1) 篠ノ井夏祭りに対する補助事業は平成 4 年度から開始している。

(注 2) しののい納涼祭は従来行なっていた形態を平成元年変更している。

#### 4.5 商工団体育成補助金

(整理番号 197)

補助事業等	商工団体運営補助				
補助開始年度	不明				
補助要綱等	無し				
補助目的	商業指導体制の強化				
補助事業者等	長野商工会議所他 19 件				
担当部課	商工部商工課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 62,947	12 年度決算 61,725	13 年度決算 61,590	14 年度予算 61,117	14 年度決算 61,117

(整理番号 198)

補助事業等	指導育成強化事業助成				
補助開始年度	不明				
補助要綱等	長野市商工業振興条例				
補助目的	商業指導体制の強化				
補助事業者等	長野商工会議所他 7 件				
担当部課	商工部商工課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 32,415	12 年度決算 32,415	13 年度決算 32,415	14 年度予算 32,415	14 年度決算 31,654

(整理番号 199)

補助事業等	商店街事務局職員雇用事業助成				
補助開始年度	平成 3 年度				
補助要綱等	長野市商工業振興条例				
補助目的	商業指導体制の強化				
補助事業者等	長野銀座商店街振興組合他 6 件				
担当部課	商工部商工課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 1,200	12 年度決算 1,200	13 年度決算 1,200	14 年度予算 1,500	14 年度決算 2,100

(整理番号 200)

補助事業等	販路拡張及び技術向上事業助成				
補助開始年度	昭和 57 年度				
補助要綱等	長野市商工業振興条例				
補助目的	技術力の向上と人材の確保・育成を図る				
補助事業者等	長野駅前商店会他 4 件				
担当部課	商工部商工課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 634	12 年度決算 566	13 年度決算 483	14 年度予算 640	14 年度決算 400

【補助金の概要】

(整理番号 197) 商工団体運営費補助金

この補助金は条例や要綱を根拠としているものではなく、商工団体に対してその運営費の補助として交付される補助金であり、平成 14 年度の交付先団体ごとにみると次のように 13 種類 20 団体に対して補助が行われている。

(表 24) 商工団体運営費補助金の内訳

名 称	補助金額 (千円)	交付先 件数
商工会議所・商工会運営費補助金	44,387	8
長野市商工団体連絡協議会運営費補助金	700	1
長野市連合商工会運営費補助金	500	1
長野商店会連合会運営費補助金	8,000	1
長野工業振興会運営費補助金	300	1
長野県中小企業団体中央会長野支部補助金	1,500	1
長野市中小企業団体中央会 工場集団化組織化推進事業補助金	150	1
長野県中小企業青年中央会北信支部補助金	180	1
長野市連合青色申告会補助金	800	1
長野市たばこ税協議会補助金	2,300	1
長野市中央通り活性化連絡協議会補助金	2,000	1
長野市物産振興運営費補助金	100	1
長野市ソフト産業協議会運営補助金	200	1
合 計	61,117	20

#### 商工会議所・商工会運営費補助金

全国的にみると1市に1商工会議所、1町村に1商工会が置かれているのが通常であるが、長野市の場合は市内に3商工会議所と5商工会の合わせて8の商工会議所及び商工会が置かれている。これは昭和41年の長野市大合併時のまま商工会議所及び商工会の統合が行われなくて今日に至っているためである。この8の商工団体に対して、その運営費の補助として交付されており、昭和59年度までは具体的な分配基準を決めて交付していたが、現在は昭和59年度の分配基準のまま8団体に分配している。平成14年度の各商工会議所及び商工会に対する補助金額は次のようになっている。

(表25) 商工会議所・商工会運営費補助金の内訳

団体名	会員数	職員数	補助金額(千円)
長野商工会議所	5,577	33	17,434
篠ノ井商工会議所	882	11	5,237
松代商工会議所	614	10	4,811
長野市若穂商工会	267	6	3,521
川中島町商工会	468	7	3,731
長野市更北商工会	877	8	4,983
七二会商工会	81	3	2,457
信更商工会	60	2	2,313
合計	8,826	80	44,487

#### 長野市商工団体連絡協議会運営費補助金

市内の3商工会議所と5商工会の連絡調整会議の運営費用補助として交付されている。

#### 長野市連合商工会運営費補助金

市内5商工会で組織される連合会の運営費用の補助として交付されている。

#### 長野商店会連合会運営費補助金

昭和41年の長野市大合併以前の長野市(旧長野市)の商店会で組織される連合会に対して、その運営費用の補助として交付されている。

#### 長野工業振興会運営費補助金

長野地方事務所管内の工業者の団体に対しその運営費用の補助として交付さ



れている。

#### 長野県中小企業団体中央会長野支部運営費補助金

中小企業者同士の相互扶助を目的として作られた協同組合(事業協同組合及び企業協同組合)の長野県の集まりである長野県中小企業団体中央会の長野支部に対し、その運営費用の補助として交付される。

#### 長野市中小企業団体中央会工場集団化組織化推進事業補助金

長野県中小企業団体中央会長野支部が行う向上集団化・組織化推進事業に係る費用の補助として交付されている。なお、平成 15 年度をもって補助金の廃止が決定されている。

#### 長野県中小企業青年中央会北信支部運営費補助金

長野県中小企業団体中央会の一組織である青年中央会北信支部に対し、その運営費用の補助として交付されている。

#### 長野市連合青色申告会運営費補助金

市内の青色申告会で組織される連合会に対し、その運営費用の補助として交付されている。なお、平成 15 年度をもって補助金の廃止が決定されている。

#### 長野市たばこ税協議会運営費補助金

市内のたばこ販売業者で組織される長野市たばこ税協議会に対し、その運営費用の補助として交付されている。なお、商工課では同団体に対しての補助は不要と判断したが、市民税課では税収(地方たばこ税)確保の観点から継続が必要とし、平成 15 年度より市民税課の担当となっている。

#### 長野市中央通り活性化連絡協議会運営費補助金

空洞化が進む中心市街地活性化のため、長野中央通り沿いの 9 商店会で作る長野市中央通り活性化連絡協議会に対し、その運営費用の補助として平成 6 年度から交付されている。

#### 長野市物産振興会運営費補助金

伝統工芸や地場産業の販売・開発を行う中小企業者で組織される長野市物産振興会に対し、その運営費用の補助として交付されている。

#### 長野市ソフト産業協議会運営費補助金

情報サービス産業を営み、長野市内に事務所を置く中小企業者で組織される長野市ソフト産業協議会に対し、その運営費用の補助として交付されている。

(整理番号 198) 指導育成強化事業

小規模企業者の指導育成強化のため、商工会議所、商工会等で国又は県の補助対象とならない経営指導員 1 人につき年額 216 万 1 千円以内を交付しており、商工会議所及び商工会が行う経営改善普及事業に対する補助金である。平成 14 年度における交付状況は次のとおりである。

(表 26) 指導育成強化事業補助金の交付先内訳

団 体 名	対象者数(人)	補助金額(千円)
長野商工会議所	6	12,966
篠ノ井商工会議所	2	4,322
松代商工会議所	1	2,161
長野市若穂商工会	1	2,161
川中島町商工会	1	2,161
長野市更北商工会	2	4,322
七二会商工会	1	2,161
長野県中小企業団体中央会	1	1,400
合 計	15	32,654

(整理番号 199) 商店街事務局職員雇用事業助成金

商店街を単位とする中小企業団体が当該団体の事務を行う職員を 1 年以上雇用する場合、当該職員に支給する年間給与支給額の 50% (ただし、年額 30 万円が限度) を交付することによって、商業指導体制の強化を図るものである。交付対象先は、法人格を有する商店街に限っている。

平成 14 年度の交付先及び補助金額は次のとおりである。

(表 27) 商店街事務局職員雇用事業助成金の交付先内訳

団 体 名	補助金額(千円)
協同組合ナガノ駅前センター	300
長野銀座商店街振興組合	300
長野北石堂町商店街振興組合	300
南石堂町商店街振興組合	300
長野市権堂商店街協同組合	300
篠ノ井中央商店街協同組合	300
協同組合長野アークス	300
合 計	2,100

(整理番号 200) 販路拡張及び技術向上事業助成金

中小企業団体が行う研修会、講演会又は展示会事業に対し、事業費の 20%を年額 8 万円を限度として交付し、技術力の向上と人材の確保・育成を図るものである。平成 14 年度の交付先、対象事業及び補助金額は次のとおりである。

(表 28) 販路拡張及び技術向上事業助成金の交付先内訳

(単位:千円)

団 体 名	対 象 事 業	補 助 金 額
協同組合長野アークス	視察研修(福岡国際会議場他)	80
長野駅前商店会	視察研修(横浜赤レンガ他)	80
長野菓子組合	視察研修(全国菓子大博覧会)	80
東和田商工振興会	講演会(創立 20 周年記念)	80
長野県印刷工業組合長野支部	視察研修(富士写真フィルム、文化堂印刷)	80
合 計		400

【指摘事項】

(1) 補助金の廃止を検討すべきもの

長野市連合商工会運営費補助金(整理番号 197 の )

この補助金は市内 5 の商工会の連絡協議のために補助されているとするが、市には他に 3 の商工会議所が存在し、これを含めた 8 の商工団体の連絡協議会(長野市商工団体連絡協議会)があり補助金が交付されている。

本来、市内に 3 の商工会議所と 5 の商工会があること自体イレギュラーのため、現在平成 19 年予定の商工団体統合に向けて段階的な調整が行われているところであり、統合の進捗状況により、長野市商工団体連絡協議会運営費補助金で行えば足りる状況になれば、補助金の廃止を検討すべきである。

長野市たばこ税協議会運営費補助金(整理番号 197 の )

市民税課では市たばこ税(約 21 億円)確保の観点から補助金の継続を主張しているが、市たばこ税収入はこの補助金の交付に左右されることはまずない。また、公共機関や民間企業において分煙化や全面禁煙化が進められている現状において、税収の確保の観点から喫煙を促進するような補助金は、たばこを吸わない市民に受け入れられるとは思えず廃止を検討すべきである。

税収の確保は他の方法で行うべきである。

商店街事務局職員雇用事業助成金（整理番号 199）

商店街事務局職員はそれぞれの商店街運営のために必要であり、その人件費は商店街事務局運営費である。そこで、補助金交付団体の経営状況をみてみると、税引前当期利益がこの補助金を上回っている団体が7件中6件であった。すなわち、この6件は市からの職員雇用事業助成金がなくても税引前当期利益を計上することができたわけである。

補助金交付先の団体は組合員の相互扶助を目的とした協同組合であり、営利を目的とするものではない。ところが、市から補助金の交付を受け利益を出し、その結果国税や県税を納めるという状況は、市民としては納得できないであろう。

また、税引前当期利益は減価償却費を差引いた後の金額であるが、減価償却費は資金の流出を伴わない費用であるから、減価償却費を控除する前の税引前当期利益（以下、「減価償却前利益」という。）はキャッシュ・フローの目安となる。減価償却前利益でみると7件中7件とも市からの職員雇用事業助成金を上回っており、この補助金が無くともキャッシュ・フローはプラスの状態である。

（表 29）補助金交付先の損益状況

（単位：千円）

団 体 名	税引前当期 利益	法人税等	補助金額	減価償却前 利益
協同組合ナガノ駅前センター	302	247	300	2,246
長野銀座商店街振興組合	490	223	300	493
長野北石堂町商店街振興組合	356		300	356
南石堂町商店街振興組合	13,241	2,579	300	16,711
長野市権堂商店街協同組合	4,054	87	300	27,544
篠ノ井中央商店街協同組合	1,619	322	300	2,561
協同組合長野アークス	3,350	1,194	300	2,246

このように、各補助金交付団体は市からの職員雇用事業助成金がなくても経営できる状況にあり、補助金の廃止を検討すべきである。

販路拡張及び技術向上事業助成金（整理番号 200）

中小企業団体が行う研修会、講演会又は展示会事業に対し行われる補助金であるが、最近5年間の交付先及び事業内容をみてみると、次の表のようであった。

(表 30) 最近 5 年間の販路拡張及び技術向上事業助成金の補助事業内容

団 体 名	H10	H11	H12	H13	H14	件数
長野菓子組合	視察研修				視察研修	2 件
協同組合ナガノ駅前センター	視察研修					1 件
長野市商工団体連絡協議会	視察研修	視察研修	視察研修	視察研修		4 件
長野駅前商店会	視察研修		視察研修	視察研修	視察研修	4 件
協同組合長野アークス	視察研修	視察研修	視察研修	視察研修	視察研修	5 件
長野市ソフト産業協議会	視察研修	視察研修				2 件
長野県印刷工業組合長野支部	視察研修	視察研修	視察研修	視察研修	視察研修	5 件
長野市若穂商工会婦人部		視察研修	視察研修			2 件
綿内商工振興会		視察研修				1 件
長野市連合商工会		視察研修	視察研修	視察研修		3 件
表参道フォーラム		視察研修				1 件
長野販売士協会			視察研修			1 件
人にやさしい街づくり特別委員会、 地域密着型商店会特別委員会			視察研修			1 件
南石堂町商店街振興組合				視察研修 視察研修		2 件
大門町上商店街協同組合				視察研修		1 件
東和田商工振興会					講演会	1 件
	7 件	8 件	8 件	8 件	5 件	36 件

過去 5 年間で 16 団体に補助が行われているが、5 件（毎年）が 2 団体、4 件が 2 団体、3 件が 1 団体、と 5 年間で 36 件の補助のうち 21 件は 5 団体に対して行われている。補助事業の内容をみると、過去 5 年間 36 件のうち、視察研修が実に 35 件であり、講演会が 1 件のみ、展示会にいたっては 0 件の状況である。

1 件当たりの補助金額、交付先団体の偏り及び補助事業内容からみると、補助の必要性に乏しく、補助金の廃止を検討すべきである。

## (2) 補助金の減額を検討すべきもの

長野工業振興会運営費補助金（整理番号 197 の ）

交付先が長野地方事務所管内の工業者の団体であり長野市以外の会員もいるが、補助を行っている市町村は長野市だけであり、ここ数年繰越金が補助金を上回っているにもかかわらず補助金を交付するのは適切でない。補助金の減額を検討すべきである。

### (3) 補助金の公平性を欠くもの

長野市商店会連合会運営費補助金（整理番号 197 の ）

補助金の対象となる商店会が昭和 41 年長野市大合併以前の長野市(旧長野市)の商店会に限られているが、市には他に商店会も存在しているにもかかわらず、他の商店会を対象としないのは補助金の公平性を欠き適切でない。市内の商店会全てを対象とすべきである。

### (4) 補助金の算定根拠を明確にすべきもの

商工会議所・商工会運営費補助金（整理番号 197 の ）

市内の 3 商工会議所と 5 商工会の運営費の補助金額とそれぞれの一般会計次期繰越収支差額を比較してみると次のような状況にある。

(表 31) 繰越金と補助金額

交 付 先	一般会計次期繰越収 支差額(千円)	補助金額(千円)
長野商工会議所	38,747	17,434
篠ノ井商工会議所	12,034	5,237
松代商工会議所	12,505	4,811
長野市若穂商工会	2,325	3,521
川中島町商工会	4,865	3,731
長野市更北商工会	4,790	4,983
七二会商工会	535	2,457
信更商工会	223	2,213
合 計	76,024	44,387

(注) 商工会議所と商工会では決算書の作成方法が異なっており、商工会議所は法定台帳関係特別会計と小規模指導特別会計が別会計となっているが、商工会は一般会計に含めている。このため、3 商工会議所の金額は、法定台帳関係特別会計と小規模指導特別会計の次期繰越収支差額を含んだ金額とした。

次期繰越収支差額が補助金額を大きく上回っている団体もあるが、商工団体に対する県の補助金は大幅に削減されることが決定されており、上記の比較からただちに市の補助金を削減すべきといえない状況にある。しかしながら、補助金の分配方法について昭和 59 年度の基準をそのまま採用しているのは、現在の状況に則しているとはいえず適切でない。

現在、市内及び合併協議中の町村の商工団体の統合が検討されており、この統

合を視野に入れて新たな補助金の算定根拠を策定すべきである。

#### 長野市中央通り活性化連絡協議会補助金（整理番号 197 の ）

市は長野市中央通り活性化連絡協議会へ運営費の補助をしているが、同連絡協議会は市が別に補助金等を交付している長野大道芸フェスティバル実行委員会他 3 件に対して負担金の交付を行っており、補助金の使われ方が明瞭でないのは適切でない。

補助金の目的及び算定根拠を明確にすべきである。

#### 指導育成強化事業補助金（整理番号 198 ）

商工会議所、商工会等で国又は県の補助対象とならない経営指導員を対象としているが、市の補助対象となっている経営指導員の交付団体ごとの職務は次のようであった。

長野商工会議所	事務局長兼総務部長 事務局次長兼商工部長 商工観光課長補佐 会員課長補佐 会員課職員 振興部長
篠ノ井商工会議所	総務部庶務会計係 総務部庶務会計係
松代商工会議所	総務課主事（会員・特商・会費・検定担当）
長野市若穂商工会	記帳指導職員
川中島町商工会	経営指導員
長野市更北商工会	記帳指導職員 （記帳指導及び記帳機械化に関すること、労働保険の事務代行に関すること、法人会受託業務） 事務職員（記帳指導及び記帳機械化に関すること、青色申告会受託業務）
七二会商工会	市経営指導員（記帳指導、青色申告会、法人会、スタン プ会、建設組合、文書発信担当）
長野県中小企業団体中央会	囑託職員

このように、経営指導員とは直接関係の無い職員も対象となっている。市が対象とする経営指導員の定義について、市の担当者に聞いたところ明確な説明はなかった。

経営指導員は商工団体の会員の経営改善普及事業を担当するのであり、補助金の効果は市内の商工業者を活性化することにある。このため、市が補助の対象とする経営指導員の定義をするとともに、商工業者の数や会員数などを考慮した補助金の算定根拠を明確にすべきである。

なお、現在市内及び合併協議中の町村の商工団体の統合が検討されており、これも視野に入れて検討すべきことを付記する。

#### 4.7 工場等立地対策補助金

(整理番号 208)

補助事業等	事業所等設置事業（工場等設置事業）				
補助開始年度	昭和 52 年度				
補助要綱等	長野市商工業振興条例、同施行規則				
補助目的	商工業者の育成と企業立地の促進を図り、もって商工業の振興と雇用機会の拡大に寄与することを目的とする				
補助事業者等	（有）八幡屋磯五郎 他 18 件（平成 14 年度）				
担当部課	商工部商工課				
補助金額 （千円）	11 年度決算 27,689	12 年度決算 11,152	13 年度決算 37,109	14 年度予算 57,157	14 年度決算 115,149

(整理番号 209)

補助事業等	事業所等設置事業（事業所設置事業）				
補助開始年度	昭和 52 年度				
補助要綱等	長野市商工業振興条例、同施行規則				
補助目的	商工業者の育成と企業立地の促進を図り、もって商工業の振興と雇用機会の拡大に寄与することを目的とする				
補助事業者等	新日本設計（株） 他 28 件（平成 14 年度）				
担当部課	商工部商工課				
補助金額 （千円）	11 年度決算 206,084	12 年度決算 136,377	13 年度決算 124,108	14 年度予算 159,423	14 年度決算 149,477

(整理番号 210)

補助事業等	工場用地等取得事業				
補助開始年度	昭和 57 年度				
補助要綱等	長野市商工業振興条例、同施行規則				
補助目的	商工業者の育成と企業立地の促進を図り、もって商工業の振興と雇用機会の拡大に寄与することを目的とする				
補助事業者等	（株）プラセス 他 20 件（平成 14 年度）				
担当部課	商工部商工課				
補助金額 （千円）	11 年度決算 196,179	12 年度決算 230,891	13 年度決算 220,593	14 年度予算 275,297	14 年度決算 232,194



## (整理番号 211)

補助事業等	公害防止施設設置事業				
補助開始年度	昭和 57 年度				
補助要綱等	長野市商工業振興条例、同施行規則				
補助目的	商工業者の育成と企業立地の促進を図り、もって商工業の振興と雇用機会の拡大に寄与することを目的とする				
補助事業者等	長野牛乳協同組合 他 2 件 (平成 14 年度)				
担当部課	商工部商工課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 4,800	12 年度決算 5,416	13 年度決算 -	14 年度予算 20,000	14 年度決算 10,596

## (整理番号 212)

補助事業等	環境整備事業 (工場等緑化事業)				
補助開始年度	昭和 57 年度				
補助要綱等	長野市商工業振興条例、同施行規則				
補助目的	商工業者の育成と企業立地の促進を図り、もって商工業の振興と雇用機会の拡大に寄与することを目的とする				
補助事業者等	バイクックコーポレーション (株) 他 1 件 (平成 14 年度)				
担当部課	商工部商工課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 -	12 年度決算 2,459	13 年度決算 974	14 年度予算 4,000	14 年度決算 2,041

## (整理番号 213)

補助事業等	指定地域振興事業 (工場新設・増設事業)				
補助開始年度	昭和 57 年度				
補助要綱等	長野市商工業振興条例、同施行規則				
補助目的	商工業者の育成と企業立地の促進を図り、もって商工業の振興と雇用機会の拡大に寄与することを目的とする				
補助事業者等	大丸合成薬品 (株) (平成 14 年度)				
担当部課	商工部商工課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 -	12 年度決算 2,326	13 年度決算 2,325	14 年度予算 2,326	14 年度決算 2,325

(整理番号 214)

補助事業等	指定地域振興事業（雇用促進事業）				
補助開始年度	昭和 57 年度				
補助要綱等	長野市商工業振興条例、同施行規則				
補助目的	商工業者の育成と企業立地の促進を図り、もって商工業の振興と雇用機会の拡大に寄与することを目的とする				
補助事業者等	過去 10 年間実績無し				
担当部課	商工部商工課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 -	12 年度決算 -	13 年度決算 -	14 年度予算 -	14 年度決算 -

【補助金の概要】

工場等立地対策補助金は、商工業振興条例、同条例施行規則に基づく助成金で対象事業として、整理番号 208 殻整理番号 214 のとおり、事業所等設置事業(工場等設置事業、事業所設置事業)、工場用地等取得事業、指定地域振興事業(工場新設・増設事業・雇用促進事業)、公害防止施設設置事業及び環境整備事業(工場等緑化事業)がある。

当該助成事業について助成を受けようとする者は、同条例及び同施行規則の規定する手続きにより、まず、当該助成事業の着手前に市に助成事業認定申請書に必要書類を添えて提出し、助成事業の認定を受ける必要がある。次いで、当該助成事業完了後、当該助成事業完了報告書等必要書類を添付して当該助成事業助成金申請書を提出し、市の審査を受けたうえで、助成金の交付決定がされ、助成金の交付を受けることができる。当該助成金の交付方法として単年度で全額支出のものと、複数年に分割して支出するものがある。

なお、助成事業別の補助率は表 32 のとおりである。

(表 32) 助成事業別の補助率

事業名	補助率	備考
事業所等設置事業(工場等)	100/100 ただし、新設の場合の第3年目は 80/100	・投下固定資産に係る固定資産税相当額に補助率を乗じて得た額 ・新設3年間交付、移設又は増設2年交付
事業所等設置事業(事業所)	床面積 2,000 m <sup>2</sup> を超える場合 2,000 円/m <sup>2</sup> 、うち自己の事業活動 部分は 600 円/m <sup>2</sup> 、 床面積 1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以 下の場合は 600 円/m <sup>2</sup>	・新設、移設又は増設 ・3年間交付

工場用地等取得事業	用地の取得費から3,000万円を控除した額の30/100	・限度額7,000万円 ・3年間分割交付
	用地取得費(市の産業分譲団地の場合)の30/100	・限度額1億2,000万円 ・3年間分割交付
指定地域振興事業 (工場新設・増設)	用地の取得費から2,000万円を控除した額の40/100	・限度額3,000万円 ・3年間分割交付
指定地域振興事業 (雇用促進事業)	市内採用の従業員1人当たり10万円	・限度額500万円
公害防止施設設置事業	施設費(300万円以上)の20/100	・限度額1,000万円
環境整備事業(工場等緑化)	事業費(除・用地費)の20/100	・限度額5,000万円

## 【指摘事項】

### (1) 助成事業の着手前に事業認定の申請を行うべきもの

事業等設置事業(工場等設置事業)(整理番号208)

工場用地等取得事業(整理番号210)

(株)Tは、長野市商工業振興条例及び同条例施行規則(第2条)に基づき、平成14年4月3日、次のとおり、助成事業認定申請を行っている。

- ・ 助成事業の名称 工業用地等取得事業、事業所等設置事業(工場等設置事業)
- ・ 助成事業の内容 事務所の移設 用地取得面積569.72㎡、価格32,474,040円  
建設延べ面積298.46㎡、価格25,200,000円
- ・ 助成事業の期間 着手(予定) 平成14年3月23日  
完了(予定) 平成14年5月31日

なお、土地売買契約(市分譲)は平成14年3月6日であり、建設工事請負契約は平成14年3月23日(着工H14.3.23)である。

しかしながら、同条例施行規則は、助成金の交付の対象となる事業の認定を受けようとする者は助成事業認定申請書に実施計画書、施設設計図等所定の書類を添えて当該助成事業の着手前に市長に提出しなければならないとされており、助成事業の着手後の申請及びその認定行為は適正でない。

助成事業の着手前に事業認定の申請を行うべきである。

### (2) 助成金の次年度以降の分割交付額について債務負担行為とすべきもの

事業所等設置事業(整理番号208、209)

工場用地等取得事業(整理番号210)

指定地域振興事業(整理番号213)

工場等立地対策補助金のうち、事業所等設置事業、工場用地等取得事業及び指定地域振興事業に対する補助金については、当該助成認定事業の完了した後、当該助成金を申請し、その交付決定後、特定のものを除き3年間にわたって分割交付（長野市商工業振興条例 別表）されている。平成14年度における（株）Tの助成事業の認定・助成金交付状況を時系列で示すと次のとおりである。

ア 助成事業認定申請書（H14.4.3）…事務所の移設（用地取得面積：569 m<sup>2</sup>、価格32,474千円、建築面積：298 m<sup>2</sup>、価格25,200千円）

イ 助成事業認定（H14.4.4）…事務所の移設（着手H14.3.23～完了予定H14.5.31）

ウ 助成事業完了報告書（H14.6.11）…完了日H14.5.31

エ 確認調書（市職員の現場確認）（H14.6.11）…申請のとおり操業していることを確認。

オ 助成事業助成金交付申請書（H14.6.18）…申請額3,247円（第1回目）

カ 助成事業交付決定（H14.6.19）…工場用地等取得事業3,247千円

（＝〔32,474千円×30/100〕÷3）

実際の助成金交付決定通知書及び助成金交付請求書は、上記のとおり、1年ごとに3分の1額を交付決定・通知し、及び交付請求している。

しかしながら、このように形式的に3年に分けて交付決定するとしても、実質的には助成認定事業は、同条例上、当該認定事業が完了後に助成金交付申請を行うもので、審査確認されれば助成要件を全て満たすこととなり、また、助成金交付は、同条例別表において3年間（分割）交付すると明記されている。したがって、次年度以降の市の債務は確定していることから予算で債務負担行為として定めていないのは適正でない。

地方自治法の規定に従い、助成金の次年度以降の分割交付額について予算で債務負担行為とすべきである。

### （3）雇用状況等助成後における補助効果について追跡し把握すべきもの

事業所等設置事業（整理番号208、209）

工場用地等取得事業（整理番号210）

指定地域振興事業（整理番号213）

工場等立地対策補助金は、商工業の育成と企業立地の促進を図るため、商工業の振興と雇用機会の拡大に寄与することを目的とする（長野市商工業振興条例第1条）。とりわけ、当該補助金は、事業所等設置事業、工場用地等取得事業、指定地域振興事業においては工場あるいは事業所の新設、移設又は増設する事業で、過去5年間（平成10年度～同14年度）の助成件数・金額は、117件、2,257,995千円と多額に及んでいる。

しかしながら、「商工業の振興」と並んで「雇用機会の拡大」が助成の目的で、当該認定事業後の助成金申請時に当該工場等の雇用人員を確認するなど具体的に確認することが可能であるにもかかわらず、この把握が行われておらず、その後においても当該工場等の雇用状況等について全く関心を示していないのは適正でない。

当該助成事業における工場・事業所等のその後の経営状況及び雇用状況の把握は、助成事業の成果を計るうえで重要であることから、補助事業者に対して助成金交付後5年～10年間程度の報告義務を助成条件に付すべきである。

#### 4.8 長野市空き店舗等活用事業補助金

(整理番号 388)

補助事業等	長野市空き店舗等活用事業				
補助開始年度	平成8年度				
補助要綱等	長野市空き店舗等活用事業補助金交付要綱				
補助目的	活力とにぎわいのある商店街づくりを推進するため				
補助事業者等	J A 長野他 23 件				
担当部課	商工部商工課				
補助金額 (千円)	11年度決算	12年度決算	13年度決算	14年度予算	14年度決算
	-	1,863	16,388	14,644	29,686

#### 【補助金の概要】

商店街にある空き店舗を活用し、活力とにぎわいのある商店街づくりを推進するために、次の3つの事業に対し、空き店舗等出店のための改修費（改築費及び設備設置費を含む）及び空き店舗の賃借料（家賃）を補助するものである。

##### 集客に役立つ施設等活用事業

商店街団体が空き店舗等を集客に役立つ施設等（フリーマーケット、展示会場、休憩所等の用に供することができる施設）として活用する事業

改修費...2分の1以内（500万円が限度）

賃借料...2分の1以内（月20万円が限度で5年以内）

##### 店舗等出展活用事業

商店街団体が当該商店街への店舗の出店を誘致するため、空き店舗等を賃借し、当該空き店舗等を出店する事業者に対し貸し出す事業

改修費...3分の1以内（300万円が限度）

賃借料...2分の1以内（月15万円が限度で12ヶ月まで）

##### 中心市街地空き店舗等活用事業

事業者等が、中心市街地活性化基本計画に定める商店街に存する空き店舗を賃借し及び活用する事業

改修費...3分の1以内（200万円が限度）

賃借料...3分の1以内（月15万円が限度で12ヶ月まで）

上記3事業はいずれも2年以上活用することを条件としている。

(表 33) 補助金の利用状況

		平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度	
		改修費	家賃	改修費	家賃	改修費	家賃
	件数	0	0	0	0	0	0
	金額(千円)	0	0	0	0	0	0
	件数	0	0	0	0	1	1
	金額(千円)	0	0	0	0	1,794	300
	件数	2	1	11	11	17	19
	金額(千円)	1,731	132	10,353	6,035	19,818	7,774
合計	件数	2	1	11	11	18	20
	金額(千円)	1,731	132	10,353	6,035	21,612	8,074

## 【指摘事項】

## (1) 審査の現地調査調書を作成すべきもの

現地調査と書類審査の両方を行って補助金交付を行うことになっているが、現地調査の調書が作成されていない。補助金の効果をあげるため、現地調査を行い調書を作成することによって、今後の補助金申請者の指導に役立てるべきである。

## (2) 補助金交付後の定期的なフォローアップを行うべきもの

補助金交付後、補助対象者に対しアンケート調査等を行っているが、定期的なものになっていない。商店街にある空き店舗を活用し、活力とにぎわいのある商店街づくりを推進する目的からして、補助金交付後のアンケート調査等のフォローアップは定期的なものにすべきである。

#### 4.9 中心市街地活性化事業補助金

(整理番号 207)

補助事業等	中心市街地活性化事業				
補助開始年度	平成 13 年度				
補助要綱等	長野市商工業振興条例、同施行規則				
補助目的	中心市街地活性化基本計画に示されている事業を支援することにより、買物客・観光客の滞留時間の延長及び回遊性の拡大が図られ、中心市街地の活性化に結びつくことを目的とする				
補助事業者等	(有)長野大門会館				
担当部課	商工部商工課				
補助金額 (千円)	11 年度決算	12 年度決算	13 年度決算	14 年度予算	14 年度決算
	-	-	4,000	31,379	8,838

#### 【補助金の概要】

中心市街地活性化補助事業は、本来、長野市中心市街地活性化基本計画(\*1)(平成 11 年 9 月作成)においてパティオ DAIMON 整備事業として計画されている事業である。この事業は、TMO(\*2)が当該基本計画に基づき TMO 構想(\*3)、さらに TMO 計画(\*4)を策定のうえ、経済産業大臣の認定を受けて事業実施をするもので、施設整備に係る国の補助(中心市街地商店街リノベーション補助金)及び融資制度(中小企業総合事業団高度化事業)等の導入を図る事業である(中心市街地活性化法(略称):平成 10.6.3 法律第 92 号)。

ところで、市は、善光寺ご開帳に合わせて急遽、一部繰り上げて事業実施することとして当該整備事業を長野市商工業振興条例、同施行規則に根拠を有する商店街環境整備事業(商店街コミュニティ施設及びその付帯施設)として助成している。同振興条例により地元 6 割負担、市 4 割負担で事業計画を前倒して市単独の補助事業にしたものである。

#### 〔用語説明〕

\*1「中心市街地活性化基本計画」とは、中心市街地の位置及び区域などの事項に関する計画である。商業のほか道路、公園、住宅などを含めた総合的な計画で市が作成する。

\*2「TMO(タウン・マネジメント機関)」とは、中心市街地活性化法に基づき経済産業



省が、中心市街地における商業等活性化を財政的に支援するためにつくられた仕組みである。

\*3「TMO 構想」とは、中心市街地活性化基本計画に基づく商業の活性化に関する TMO の事業構想である。TMO になろうとする者が国の資金支援を受けるために、市に提出し、市の認定を受ければ TMO（認定構想推進事業者）になる。

\*4「TMO 計画」とは、TMO 構想に盛り込まれた事業を実施する者が作成する事業の具体的な内容や目標、実施期間、必要資金などの計画である。経済産業大臣の認定を受ければ国や県から補助金が支給される。

#### 【指摘事項】

#### (1) TMO 計画の早急な推進に努めるべきもの

パティオ DAIMON 整備事業は、国の補助金等を導入して、空家屋としての土蔵群等の改修（対象敷地 2,500 m<sup>2</sup>）をすることによって商店街の活性化を図り、新しい魅力拠点の形成を図るものであるが、急遽、市の振興条例の商店街環境整備事業として市の単独補助で実施している。当初の計画どおり TMO 事業で実施していれば、次の表のとおり、市の負担軽減が図れるものであった。

(表 34) 平成 14 年度事業費に対する補助額比較

(単位：千円)

	市単独補助(A)		TMO 事業(B)		差額 (A - B)
	負担率	金額	負担率	金額	
事業費合計		23,625		23,625	0
国庫補助額	0	0	1/3	7,875	7,875
県補助額	0	0	1/3	7,875	7,875
市補助額	4/10	8,837	1/6	3,937	4,900
事業者負担	6/10	14,787	1/6	3,937	10,850

(注) 表中 A は商店街環境整備事業で実施のもの、B は国の補助等を導入して実施するとした場合のものである。

しかしながら、この計画事業の変更については、商店街環境整備事業認定申請書等には地元からの要望、要請書等も添付されておらず、また、決裁文書においても変更理由が示されていない。当該事業は、今後も国庫補助事業として継続する整備計画があるが、平成 14 年度に限るとしても、市の単独補助事業とするには市負担増となる

ことから、変更理由を明確にし、TMO 計画の早急な推進に努めるべきである。

## ( 2 ) 助成事業決算書について適正な科目表示をさせるべきもの

長野市商工業振興条例・同施行規則により、助成事業認定事業者が助成金の交付を受けようとするときは、商工業助成金申請書に商工業助成事業完了報告書等を添えて提出しなければならない(商工業振興条例施行規則第 5 条)。市は申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付決定をする(同規則第 6 条)としており、助成金の交付申請するためには当該認定事業が支払いを含めて全て完了することが前提になっている。

しかしながら、平成 14 年度商店街環境整備事業の助成金交付申請書(H15.3.31)における認定事業の完了状況等についてみると、次のとおり、領収書の一部を除き、いずれも平成 15 年 3 月 31 日となっており、不自然である(事業認定 H15.2.10、期間 H15.2.13~同 3.31)。

- ・平成 15.3.31 助成金交付申請書
- ・平成 15.3.31 助成事業完了報告書
- ・平成 15.3.31 助成事業決算見込書(添付領収書：領収書 14,875,000 円  
-H15.3.31、領収書 3,500,000 円-H15.3.28、領収書 5,250,000 円-H15.3.31)
- ・平成 15.3.31 現地竣工検査確認書「計画どおり適格に施行されていることを確認」
- ・平成 15.3.31 助成金交付決定

これらを審査確認のうえ、助成金交付決定が行われているが、次のような矛盾点が存在する。助成事業決算見込書に添付されている領収書の日付は全て H15.3.31 であるから、支出項目は全て決算見込書を作成する段階で支払われていた。しかし支払のためにはその原資が必要であるが、決算見込書の収入欄は補助金収入見込となっており支払時には資金がなかったことになる。ではどうやって支払い資金を工面したのか。補助事業者が自己資金を使って支払っているなら、決算見込書の収入欄は自己資金なり立替金と記載されるはずである。仮に支払が行われていない状況ならば、提出した決算見込書はあやまっていたことになるが、合わせて工事代金の確定がされていないことになり、補助事業そのものが完了したことにはならない。

事業実績報告書の審査及び交付決定に際して、実績報告書に添付される助成事業決算書について適正な科目を表示させ、その現実の状況をきちんと確認すべきである。

## 5 2 観光まつり補助金

(整理番号 219)

補助事業等	長野市民祭実行委員会補助金				
補助開始年度	昭和 46 年度				
補助要綱等	無し				
補助目的	まつりにより観光客誘致と地域の活性化を図る				
補助事業者等	長野市民祭実行委員会				
担当部課	商工部観光課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 8,100	12 年度決算 10,000	13 年度決算 8,100	14 年度予算 8,600	14 年度決算 8,600

(整理番号 220)

補助事業等	飯綱火まつり補助金				
補助開始年度	昭和 46 年度				
補助要綱等	無し				
補助目的	まつりにより観光客誘致と地域の活性化を図る				
補助事業者等	飯綱火まつり実行委員会				
担当部課	商工部観光課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 2,000	12 年度決算 2,000	13 年度決算 2,000	14 年度予算 2,000	14 年度決算 2,000

(整理番号 221)

補助事業等	古戦場フェスティバル事業補助金				
補助開始年度	平成 7 年度				
補助要綱等	無し				
補助目的	まつりにより観光客誘致と地域の活性化を図る				
補助事業者等	古戦場フェスティバル実行委員会				
担当部課	商工部観光課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 1,400	12 年度決算 1,400	13 年度決算 1,400	14 年度予算 1,400	14 年度決算 1,400

(整理番号 222)

補助事業等	真田まつり事業補助金				
補助開始年度	昭和 42 年度				
補助要綱等	無し				
補助目的	まつりにより観光客誘致と地域の活性化を図る				
補助事業者等	松代商工会議所				
担当部課	商工部観光課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 3,000	12 年度決算 3,000	13 年度決算 3,000	14 年度予算 3,000	14 年度決算 3,000

#### 【補助金の概要】

観光まつり補助金については、観光客誘致と地域の活性化を目的として、長野市民祭(整理番号 219)、真田まつり(整理番号 222)、古戦場フェスティバル(整理番号 221)、飯綱火まつり(整理番号 220)、屋台巡行まつり、飯綱高原ウインターフェスティバルを対象に予算化が図られている。しかし、実施されたまつりは、長野市民祭、真田まつり、古戦場フェスティバル、飯綱火まつりにとどまっております。屋台巡行まつり、飯綱高原ウインターフェスティバルは実施されなかった。

なお、長野市民祭については、長野びんずる、篠ノ井合戦まつり及び若穂ふれあい踊りを総括する長野市民祭実行委員会に補助金が交付されている。

#### (整理番号 219) 長野市民祭実行委員会補助金

長野市民祭については、昭和 46 年に発足している。発足当初は全市を挙げてお祭り開催を予定していたことから市がリーダーシップを取り長野市民祭実行委員会を立ち上げ、下部組織として市内 8 地域に地区実行委員会を次のように配置していた。

- 長野地区実行委員会
- 篠ノ井地区実行委員会
- 松代地区実行委員会
- 川中島地区実行委員会
- 若穂地区実行委員会
- 更北地区実行委員会
- 七二会地区実行委員会
- 信更地区実行委員会

しかしながら、現状では、長野びんずる祭り・篠ノ井合戦まつり・若穂ふれあい踊りの

3つの祭りとどまり、それらの地区には別途実行委員会が設立されている状況にあり長野市民祭実行委員会は、各地区で実施される祭りの宣伝等を実施するにとどまっている。

(整理番号 220) 飯綱火まつり補助金

飯綱高原の観光的イメージアップを図るため 飯縄山山頂での御神火採火式 高尾山薬王院による柴燈護摩 水上大護摩 煙火大会 宮下富実夫氏による「音と光の祭奏」などを実施するための経費の一部として市は補助している。

(整理番号 221) 古戦場フェスティバル事業補助金

更北地域のイメージアップのため古戦場を再現するイベントを行うとともに花火大会を実施し観光客誘致と地域活性化を目的として補助金を交付している。

(整理番号 222) 真田まつり事業補助金

真田十万石行列、城下再現隊、真田勝鬨太鼓、子供勝どき太鼓、大門踊り、写真コンクール写真展、松代中学校マーチングパレードなどを実施し松代地区の伝統を継承し商店街活性化に寄与することを目的として補助金を交付するものである。

【指摘事項】

(1) 予算編成にあたり対象事業の確実性を検証すべきもの

上記のとおり、屋台巡行まつり、飯綱高原ウインターフェスティバルは実施されなかったが予算的には、屋台巡行まつりが 5,000 千円、飯綱高原ウインターフェスティバルが 220 千円計上されている。

しかしながら、屋台巡行まつりについては、善光寺御開帳時には行われているものの、祇園祭の一環としては平成 11 年度に 30 数年ぶりに復活したが、平成 12・13 年度は年番の事情により中止しており、平成 14 年度についても実施が確実な状況になかった。

また、飯綱高原ウインターフェスティバルについては、平成 10 年度以降、開催されていなく平成 14 年度も開催が確実な状況になかった。

このように、両まつりとも予算化する時点で実施が確実なものとなっていないにもかかわらず予算措置をとっているのは適切でない。

予算は、市が市民にまつりの実施について約束するものであり、約束できないものまで予算計上することは、ただ単に予算規模を増加させるもので、その財源については、当初から予備財源として計上していたとするならば非常に適切を欠いた予算編成と言わざるを得ない。今後このようなことのないよう予算措置については厳正に行うべきである。

## (2) まつりの実施主体を地区祭実行委員会へ移行すべきもの

長野市民祭実行委員会補助金（整理番号 219）

長野市市民祭実行委員会は、市補助金 8,600 千円を受け入れているが、その大部分の 7,105 千円を各地区実行委員会に交付（長野地区 5,632 千円、篠ノ井地区 882 千円、若穂地区 591 千円）している状況にある。

このように市民実行委員会の事業量は少ないことからみて、実行委員会が市と地区と重複して設置される必要性はない。

また、平成 14 年 5 月 20 日に開催された総会の出席者についてみると本人出席は 8 人（欠席者は 16 人、代理出席者 4 人、重複出席者 4 人）にすぎなく形骸化したものとなっている。

市の実行委員会については、当初予定した全市を挙げた祭りが実行不可能となってきたことから解散し、おまつり実施に当たっては地区実行委員会が中心となり企画から事業実施まで実行できるように改善し、地域が責任を持ち率先して実施できる方向にすべきである。

なお、若穂ふれあい踊りについては、二次的効果としての観衆が 3 千人と少なく経済効果の点で疑問が残るので、新たにおまつりを実施する予定があるならば新企画書により観衆の増加対策を立てさせるべきである（ちなみに、長野びんずる祭りについては、観衆は 200 千人、篠ノ井合戦まつり 25 千人である）。

## (3) 補助金を精算し確定すべきもの

長野市民祭実行委員会補助金（整理番号 219）

市は、先に述べたとおり市民祭実行委員会に対して祭り経費の一部として 8,600 千円を補助しており、実行委員会はこのうち 5,632 千円を長野びんずる長野地区実行委員会に交付している（総事業費 28,648 千円）。

この祭りの決算書を調査したところ、余剰金が生じたことから次年度繰越金として 2,657,894 円計上している。

ところで、祭りの実施に当たっては、実施主体となる実行委員会が設立され事

業終了後は解散しており、次年度の祭開催については未定の状況となる。

このような実行委員会の性格を勘案すると市は、補助金を精算し確定すべきところこれらの措置を行っていないのは適切でない。

補助金の事務手続きを適正に行うべきである。

なお、事業報告書及び決算書が翌年度の補助金申請時に提出されているが、事業終了後、速やかに提出させ前記事務処理を年度内に行うべきである。

#### 真田まつり事業補助金（整理番号 222）

市は、真田まつり実行委員会に対して補助金 3,000 千円を交付している。このおまつりの収支決算書をみると、繰越金を 524,231 円計上（総事業費 12,912 千円）しているが実行委員会形式で行われるお祭りについては、補助金の精算・確定すべきところ、これを行っていないのは適切でない。

補助金の精算・確定すべきである。

#### （４）補助金の削減について検討すべきもの

長野市民祭実行委員会補助金（整理番号 219）

真田まつり事業補助金（整理番号 222）

上記（３）で指摘したように多額の剰余金が生じているが、補助金は、資金的に不足する分を補助することが目的の一つであることから、このように剰余金が生じている団体については、定額補助として継続するならば、剰余金の範囲において補助金の削減について検討すべきである。

### 5.3 勤労者共済会補助金

(整理番号 234)

補助事業等	長野市勤労者共済事業				
補助開始年度	昭和 49 年度				
補助要綱等	中小企業福祉事業補助金、仕事と家庭両立支援特別援助事業費補助金及び勤労者家庭支援施設等整備費補助金交付要綱(国)、市の要綱無し				
補助目的	中小企業に働く未組織労働者の経済的・社会的地位向上と福祉増進を図るため				
補助事業者等	(財)長野市勤労者共済会				
担当部課	商工部労政課				
補助金額 (千円)	11年度決算 39,000	12年度決算 37,000	13年度決算 34,000	14年度予算 38,000	14年度決算 38,000

#### 【補助金の概要】

長野市勤労者共済会補助金は、長野市勤労者共済会の管理運営に要する経費、健康の維持増進事業及び会報発行事業に要する経費について補助するものである。同共済会は、平成 3 年に任意団体から法人化された団体で、中小企業福祉事業費補助金交付要綱でいう中小企業勤労者福祉サービスセンターの役割をもち、国から中小企業福祉事業等補助金が交付される。

管理運営費補助は、市町村が管理運営に要する経費について補助した額の 1/2 を、また、健康の維持管理増進事業促進費補助は、市町村が健康増進事業に要する経費について補助した額の 1/2 を国が補助するものである。平成 14 年度における国の補助金は 10,400 千円である。

#### 【指摘事項】

##### (1) 補助金交付要綱等によって補助対象経費等を明確にすべきもの

勤労者共済会補助金の交付関係書類についてみると市から国に対する補助関係書類は整えられている。一方、市から勤労者共済会に対する関係書類については、市の補助金交付要綱はなく、決裁文書をもみても補助対象経費、算出根拠、経費配分等についての意思決定の具体的な記録もないまま当該補助金が交付されている。



交付要綱又は決裁文書によって補助対象経費等を明確にしておくべきである。

## (2) 市単独補助分について補助金算定方法を改善すべきもの

国費補助対象経費外の会報発行事業費について、市は単独補助金として4,000千円(定額補助)を交付している。勤労者共済会は補助申請にあたり、予算額9,700千円としているが、会報発行事業実績の決算額では6,901千円と当初予算の70%程度の低額費用で会報の発行をしている。この補助金については補助対象経費が明確でなく、実施結果の経費等についても明細が欠落しているが、経費明細書を提出させ、定額から定率にするなど補助金算定方法を改善すべきである。

## 5.4 下水道事業補助金

(整理番号 248)

補助事業等	下水道事業				
補助開始年度	昭和 35 年度				
補助要綱等	地方公営企業法				
補助目的	事業費用及び資本的支出に充当するため				
補助事業者等	長野市公営企業管理者				
担当部課	建設部河川課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 5,350,000	12 年度決算 5,100,000	13 年度決算 5,300,000	14 年度予算 5,400,000	14 年度決算 5,400,000

### 【補助金の概要】

長野市の下水道事業は公営企業法が全面適用されているが、下水道事業補助金は、公営企業繰出金として負担金と補助金とは明確に区分されず一括補助金として支出されている。

地方公営企業（以下「公営企業」という。）は、独立採算制を原則としているが、その性質上、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、あるいは公営企業の性質上能率的経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的困難であると認められる経費については一般会計等が負担金その他の方法で負担すべきものとされている（地方公営企業法第 17 条の 2）。いわゆる、公営企業会計と一般会計等との間の経費負担の原則である。さらに、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合は一般会計等から公営企業会計に補助をすることができるものとされている（同法第 17 条の 3）。

総務省は、毎年度、公営企業繰出金の適正な運用を図るため、一般会計からの各公営企業会計に対する繰出の基準を示している。したがって、この負担金は、同法 17 条の 3 の補助金とは異なり、一般会計等が義務として負担すべき経費である。

### 【指摘事項】

#### (1) 負担金と補助金を区分すべきもの

下水道事業補助金は、内容的には負担的性質を有するものと補助金的な内容を有するものとに区分されるが、平成 14 年度補助金交付決定に当たっては一括して補助金 5,400,000 千円が決定され、年 2 回に分割して交付されている。

独立採算制をとる公営企業会計においては、一般会計等から公営企業会計に対する補助は原則的には考えられないが、例外的に一般会計等が公営企業会計に対して営業面又は建設面に対して補助という特殊性に鑑み、他会計からの補助金として11条予算（地方公営企業法施行規則第12条、別表第5様式）を設け、その趣旨を明らかにすることとされている。これには3条予算（収益的収支）及び4条予算（資本的収支）に含まれる総額を計上するものである。また、負担金区分に基づく負担金については3条予算で「営業収益」「その他営業収益」「他会計負担金」と、4条予算では「資本的収入」「負担金」「他会計負担金」と勘定科目で整理することとされている。

したがって、公営企業会計においては負担金と補助金は明確に区分されていることから、補助金は、「負担金補助及び交付金」の同じ予算科目であるが、補助金交付決定に当たっては負担金と補助金を明確に区分して交付すべきであるとともにその区別を事項別明細書において明らかにしておく必要がある。

## （２）補助金の実績に基づき補助金の適正な執行に努めるべきもの

一般会計は、下水道事業会計に対して平成14年度において補助金5,400,000千円を交付決定している。この補助金即ち一般会計繰入金の積算内訳をみると、交付（申請）決定時の内訳額（A欄）と事業完了後の同決算書の内訳額（B欄）とが、次のとおり、総額においては変更ないが、個々の補助（負担金）項目によっては決算実績に基づいて繰入額が変更されているため、一部を除きそれぞれの項目で増減がある。

ところで、個々の繰入金項目は、その大部分の対象項目が公営企業の繰出基準等によって算定し、確定されるもので、その他の経費に補助項目が変更されるべきものではない。

また、補助金交付に当たっては、この補助金は、目的以外に使用してはならないと補助条件が付されている。

しかしながら、当初、交付（申請）決定時点では流域下水道分21,730千円としたが、その後繰入金に該当しないと判明したため決算書では実績が0円であるもの、反対に、交付（申請）決定では補助（繰入）項目欄にはないが、決算書内訳では下水管施設費補助385,282千円として決算報告されているものがあるのは適当でない。とりわけ、下水管施設費補助については、補助金交付決定総額5,400,000千円から実績による額を差し引いた残額として調整補助額となっているのは適正でない。

補助金交付（申請）決定時の繰入金内訳に従って、実績に基づくものは実績により精算すべきであるとともに当初の項目にない補助項目は目的外であるので、補助金の変更申請を行うなど補助金の適正な執行に努めるべきである。

(表 35) 平成 14 年度下水道事業補助金交付決定額・決算額比較

(単位：千円)

項目		交付(申請)決定額 (A)	決算額 (B)	差額 (A) - (B)
営業収益	雨水処理処理負担金(特例措置を除く)	339,177	345,454	6,277
	水質規制費	39,911	37,969	1,942
	水洗便所規制費	42,611	31,623	10,988
	児童手当対象年齢延長分給付金	375	1,050	675
	特例措置分等利息負担金(雨水を含む。)	263,852	254,744	9,108
	普及特別対策分	239,049	201,354	37,695
	緊急特定分	22,500	20,457	2,043
	流域臨時措置補助分	6,178	4,892	1,286
	水洗促進費	274,626	272,696	1,930
	生保世帯免除分	2,720	5,994	3,274
小 計	1,230,999	1,176,233	54,766	
営業外収益	資本費補助金	3,334,001	3,025,267	308,734
	うち基準内		(58,991)	
	うち基準外		(2,966,276)	
収益的収入計		4,565,000	4,201,500	363,500
資本的収入	雨水処理費	993	993	0
	流域下水道分	21,730	0	21,730
	特例措置等元金分	785,768	785,716	52
	普及特別対策分	26,509	26,509	0
	下水管施設補助	0	385,282	385,282
資本的収入計		835,000	1,198,500	363,500
合 計		5,400,000	5,400,000	0

## (3) 受益者負担と租税負担との不均衡を改善すべきもの

下水道事業補助金 5,400,000 千円のうち、上記事項の表のとおり、営業外収益の資本費補助金 2,966,267 千円(基準外)が補助金全体の 54.9%を占め、これに資本的収入の下水管施設補助 385,282 千円を加えると 62.1%を占めている。

これは、平成 12 年度 6 月 1 日の下水道使用料改定(13.88%引き上げ)に伴い、汚水分資本費全額を使用者負担とした場合、使用料が著しく高額となるため、汚水分資

本費の一部を使用料で負担する(長野市水道料金等審議会の答申(下水道使用料)等)こととし、そのあとの不足分を一般会計補助金で負担していることによるものである。平成 14 年度における資本費は、5,739,341 千円(減価償却費等 2,595,162 千円 + 支払利息 3,144,179 千円)である。

公営企業は、企業として経営されるものであり、いわゆる独立採算制を経営の基本原則とする。すなわち、サービスの給付に要する経費は受益者が料金として負担する原則をいうものであるが、負担区分に基づく一般会計からの繰入れや補助もあり、必ずしも原則どおりではない。

しかしながら、長野市にける下水道の人口普及率は、平成 14 年度末現在、68.8%であり、未だ 30%を超える住民が下水道から利益を受ける状況にはなく、受益者と租税負担とは必ずしも一致せず不均衡であるので妥当でない。

一般会計からの負担、即ち租税負担は利益を受けない納税者からみると公平の原則に合致しないので、租税負担を軽減できるよう、能率的経営等によってなお一層の改善に努めるべきである。

## 5 7 優良建築物等整備事業補助金

(整理番号 278)

補助事業等	優良建築物等整備事業（岡田町第1地区市街地再開発）				
補助開始年度	平成13年度				
補助要綱等	長野市市街地再開発事業等補助金交付要綱及び優良建築物等整備事業制度要綱（建設省住街発第63号 - 平成6.6.23）				
補助目的	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与するため				
補助事業者等	優良建築物等整備事業を施行する者（民間事業者等）				
担当部課	都市整備部まちづくり推進課				
補助金額 （千円）	11年度決算 -	12年度決算 -	13年度決算 20,600	14年度予算 11,600	14年度決算 11,600

(整理番号 279)

補助事業等	優良建築物等整備事業（県町第3地区市街地再開発）				
補助開始年度	平成13年度				
補助要綱等	長野市市街地再開発事業等補助金交付要綱及び優良建築物等整備事業制度要綱（建設省住街発第63号 - 平成6.6.23）				
補助目的	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与するため				
補助事業者等	優良建築物等整備事業を施行する者（民間事業者等）				
担当部課	都市整備部まちづくり推進課				
補助金額 （千円）	11年度決算 -	12年度決算 -	13年度決算 54,200	14年度予算 17,600	14年度決算 17,600

(整理番号 280)

補助事業等	優良建築物等整備事業（長野駅東口第9地区市街地再開発）				
補助開始年度	平成13年度				
補助要綱等	長野市市街地再開発事業等補助金交付要綱及び優良建築物等整備事業制度要綱（建設省住街発第63号 - 平成6.6.23）				
補助目的	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与するため				
補助事業者等	優良建築物等整備事業を施行する者（民間事業者等）				
担当部課	都市整備部まちづくり推進課				
補助金額 （千円）	11年度決算 -	12年度決算 -	13年度決算 18,000	14年度予算 135,200	14年度決算 135,200

## 【補助金の概要】

優良建築物等整備事業補助金は、長野市市街地再開発事業等補助金交付要綱に定める市街地再開発事業等事業補助金の一つで、国の優良建築物等整備事業制度要綱に規定する優良建築物等整備事業を施行する者に予算の範囲内で補助金を交付するものである。優良建築物等整備事業は、いわゆる「任意再開発事業」といわれるものであって、都市再開発法に準じて民間企業者（社）が実施し、一定の要件 - 主として広場等公共的用途部分の整備 - を充たすことによって、もって市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するものである。当該補助金の交付対象となる経費は、調査設計計画に要する経費、土地整備に要する経費、共同施設整備に要する経費である。補助率は補助対象経費の2/3である。

平成14年度における補助実績は、岡田町第1地区優良建築物等整備事業11,600,000円、県町第3地区優良建築物等整備事業17,600,000円、長野駅東口第9地区優良建築物等整備事業135,200,000円である。

## 【指摘事項】

### （1）補助事業完了後の利用状況報告をさせるべきもの

長野市においては、優良建築物等整備事業の実施件数が多く、昭和62年度から平成14年度までに27地区において同整備事業が実施され、補助金3,743,740千円（うち、市費1,310,309千円）が交付されている。これらの補助事業は、補助事業完了年度においては実績報告書によって建築物そのものの完成状況等を把握することはできるが、その後の利用状況については追跡して把握される制度となっていない。

しかしながら、この補助事業は、民間事業者の実施とはいえ、いわゆる「任意再開発事業」で、街づくりそのものであって建築物にはそれぞれ店舗、事務所、共同住宅などの用途をもって建築整備されていることから、この建築物については長期的に用途による利用状況を検証する必要があるが、この追跡調査を実施していないのは妥当でない。

補助金交付に当たっては、長期的に補助効果を把握する必要があることから補助事業者には5年～10年間程度の報告義務を条件に付すべきである。

5 8 私学振興補助金

(整理番号 289)

補助事業等	長野市私立学校等振興				
補助開始年度	昭和 59 年度				
補助要綱等					
補助目的	私立学校通学者の親の負担軽減と経営健全化				
補助事業者等	長野市私立高等学校協会				
担当部課	教育委員会総務課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 11,003	12 年度決算 11,075	13 年度決算 11,189	14 年度予算 11,490	14 年度決算 11,174

(整理番号 290)

補助事業等	高等学校建設事業補助金				
補助開始年度	平成 3 年度				
補助要綱等	長野市私立学校振興補助金交付要綱				
補助目的	私立高等学校の教育環境の整備				
補助事業者等	長野日大高校				
担当部課	教育委員会総務課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 5,480	12 年度決算 2,440	13 年度決算 2,440	14 年度予算 0	14 年度決算 2,000

(整理番号 291)

補助事業等	短期大学・専門学校等建設事業補助金				
補助開始年度	平成 3 年度				
補助要綱等	長野市私立学校等振興補助金交付要綱				
補助目的	私立の高等教育機関の教育環境の整備				
補助事業者等	清泉女子大学他 2 件				
担当部課	教育委員会総務部				
補助金額 (千円)	11 年度決算 5,950	12 年度決算 47,396	13 年度決算 45,526	14 年度予算 41,526	14 年度決算 91,526



## 【補助金の概要】

### (整理番号 289) 長野市私立学校等振興補助金

市内にある私立高等学校で組織される長野市私立高等学校協会からの要請により、私立高等学校通学者の親の負担軽減と私立学校の経営健全化のために行われている補助金であり、昭和 59 年から開始されている。補助金の算定は、市内私立高等学校 1 校当たり 55 万円と市内在住生徒 1 人当たり 3,800 円で計算される。

補助金交付申請及び交付は長野市私立高等学校協会であるが、この協会を經由して構成員である市内 5 校の私立高等学校に全額配分される。

(表 36) 平成 14 年度の配分は次のとおりである。

学 校 名	市内在住 生徒数 (人)	1 人当 り補助金 (円)	金額(円)	1 校当 り補助金 (円)	合計(円)
長野日本大学高等学校	701	3,800	2,663,800	550,000	3,213,800
長野清泉女学院高等学校	412	3,800	1,565,600	550,000	2,115,600
長野女子高等学校	223	3,800	847,400	550,000	1,397,400
篠ノ井旭高等学校	371	3,800	1,409,800	550,000	1,959,800
文化女子大学附属長野高等学校	510	3,800	1,938,000	550,000	2,488,000
合 計	2,217		8,424,600	2,750,000	11,174,600

### (整理番号 290) 高等学校建設事業補助金

### (整理番号 291) 短期大学・専門学校等建設事業補助金

この 2 つは長野市私立学校等振興補助金交付要綱に基づく補助金である。

### 長野市私立学校等振興補助金交付要綱(抜粋)

#### (趣旨)

第 1 この要綱は、私立学校及び私立専修学校(以下「私立学校等」という。)の教育条件の向上を図るため、学校法人等が行う教育施設の拡充、大規模施設整備及び学科の新増設に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる養護の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校法人 私立学校法第 3 条に規定する学校法人をいう。

(2) 私立学校 学校法人の設置する学校教育法第 1 条に規定する学校(幼稚園を除く)をいう。

(3) 私立専修学校 国又は地方公共団体以外の者が設置する学校教育法第 82 条の 2 に規定する専修学校をいう。

(補助金の交付対象)

第 3 補助金の交付対象となる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 市内に私立学校を設置する学校法人

(2) 市内に私立専修学校を設置する者(以下「専修学校設置者」という。)

(3) 市外の私立学校等で、その在学生のうちおおむね半数以上を本市市民が占めるものを設置する学校法人及び専修学校設置者のうち市長が適当と認めるもの

(補助金の対象事業、対象経費及び補助率)

第 4 補助金の交付事業となる事業の種類、経費及び補助率は次のとおりとする。

事業の種類	経費	補助率等
校舎建設事業	校舎、特別教室等の新築又は増改築に要する経費(土地の取得費又は借地料等土地に関する経費及び事務費を除く。)	10 分の 1 以内。 ただし、1,000 万円を限度とする。
体育館等建設事業	体育館、講堂、武術館等の新築又は増改築に要する経費(土地の取得費又は借地料等土地に関する経費及び事務費を除く。)	10 分の 1 以内。 ただし、600 万円を限度とする。
プール等建設事業	プールその他の教育施設の新設又は改造に要する経費(土地の取得費又は借地料等土地に関する経費及び事務費を除く。)	10 分の 1 以内。 ただし、300 万円を限度とする。
短期大学学科新增設事業	短期大学(学校教育法第 69 条の 2 に規定する短期大学をいう。)の学科の新增設に要する次に掲げる経費 1 校舎等の新築又は増改築に要する経費(土地の取得費又は借地料等土地に関する経費及び事務費を除く。) 2 図書及び教具の整備に要する経費	10 分の 2 以内。 ただし、5,000 万円を限度とする。
高等学校大規模施設整備事業	高等学校の教育環境の整備に要する経費(該当施設の敷地となる土地の取得又は賃借に要する教育及びこれらに係る事務費を除く。)のうち、2,000 万円以上の大規模なもの。	200 万円。

2 前項の規定(校舎大規模事業に係る部分に限る。)にかかわらず、当該事業が県の補助対象事業として採択されたもので、かつ、市長が特に適当と認めるものである場合は、当該事業に係る補助金の補助率は、10 分の 2 以内とし、3,000 万円を限度とする。この場合において、補助金の交付対象となる経費は、同項の表に上げる経費から県から交付される補助金に相当する額を差し引いて得た額とする。

3 第 1 項に規定する事業の種類ごとの補助金の限度額の適用については、補助金の交付を受けようとする学校法人又は専修学校設置者が補助金の交付決定年度前 5 年間当該事業と同一の事業に係る補助金の交付を受けている場合は、その額を合算して行うものとする。

(補助金の交付方法)

第 5 補助金は、毎年度予算に定める範囲において、第 4 の規定により算出した額を交付する。

ただし、算出した額が 1,000 万円以上の場合にあっては、3 年度間に分割して交付するものとする。

平成 14 年度における補助金の交付先及び交付金額は次のものである。

交 付 先	補助金額
長野日本大学高等学校	2,000,000 円
長野医療技術専門学校	41,266,000 円
清泉女学院大学	50,000,000 円
長野美術専門学校	260,000 円
合 計	93,526,000 円

このうち、長野医療専門学校には平成 12 年度から平成 14 年度までの 3 年間同額の補助が行われた。したがって、3 年間で総額 1 億 2,379 万円の補助が行われた。

また、清泉女学院大学については平成 14 年度から平成 16 年度まで同額の補助が行われる。3 年間で 1 億 5 千万円となる。

長野医療技術専門学校と清泉女学院大学に対する補助金は、長野市私立学校等振興補助金交付要綱に該当しない補助金であるため、起案書によって決済を受けている。

#### 長野医療技術専門学校起案理由

このことについて、(仮称)四徳学園(仮称)長野医療技術専門学校設立代表者〇〇〇〇から、別紙により学校新設事業に対し補助金申請がありましたので補助金を交付するもの

なお、同校への補助率につきましては、本市の第三次市総合計画にある主要施策の医療技術系高等教育機関の設置ととらえ、本市は本事業を官民共同型事業と位置付け既に市有地を建設用地として 5 年間無償貸与し支援しているものであります。したがって、別添の長野市私立学校等振興補助金要綱の補助率によらず交付いたしたく。補助金額については、国庫補助金額 495,194 千円の 1/4 で県補助金額と同額であります。

また、学校法人認可については、別添の報告書にありますように近日中には認可見込であり養成施設指定についても開校までには指定される見込です。

予 算	12 年 9 月補正	41,266 千円
債務負担	13 年～14 年	82,532 千円
補助金額		123,798 千円

(起案日：平成 13 年 1 月 30 日 決済日：平成 13 年 2 月 9 日 最終決裁者：市長)

#### 清泉女学院大学起案理由

このことについて(学)清泉女学院 理事長〇〇〇〇から別紙により清泉女学院大学(長野市上野 2 丁目 120-8)建設事業に対し補助申請がありましたので補助金を交付するもの。

同大学への補助については、長野市第三次総合基本計画の主要施策である「大学等高等教育機関設置の増進」に沿った地域に密着した 4 年生大学の設置ととらえ、長野市私立学校等振興補助金交付要綱に準じて補助金を交付するもの。

なお、本補助金の財源には企画課所管の「大学整備基金」を充てるもの。

補助事業名称	清泉女学院大学建設事業補助金
補助金額	150,000 千円

(起案日：平成 15 年 3 月 6 日 決済日：平成 15 年 3 月 6 日 最終決裁者：助役)

【指摘事項】

(1) 補助金の廃止を検討すべきもの

(整理番号 289) 長野市私立学校等振興補助金は、目的を私立学校通学者の親の負担軽減と経営健全化としているが、補助金算定方法にある市内在住生徒 1 人当たり 3,800 円は市内在住生徒若しくはその親に渡されるわけではない。親の負担軽減を目的とするならば、私立幼稚園就園奨励費のように、学校を経由しても最終的に生徒の親に渡されなければならない。したがって、これは補助金算定方法に使用されるだけであり、実質は私立高等学校の運営費補助である。

最終的な補助金交付先(市内私立高等学校)ごとの平成 13 年度における経常的な資金収入、資金支出及び借入金元利返済支出を、各学校法人の決算書(資金収支内訳表)から抽出すると以下のようになっている。

(表 37)

(単位：千円)

	長野日本大学高等学校	長野清泉女学院高等学校	長野女子高等学校	篠ノ井旭高等学校	文化女子大学附属長野高等学校
学生生徒納付金収入	455,518	325,575	183,098	292,424	328,991
手数料収入	6,739	4,612	3,403	6,460	5,576
寄付金収入	5,500	77,810	864		
補助金収入	249,691	278,108	115,779	209,453	225,297
事業収入				186	
雑収入	69,350	62,909	12,117	51,041	3,011
経常的な収入計	786,800	749,019	315,263	559,566	562,877
人件費支出	502,113	417,222	168,991	403,350	359,766
教育研究費支出	83,710	45,873	27,618	22,549	53,053
管理経費支出	8,509	9,525	10,379	12,653	23,297
設備関係支出	26,189	12,664	1,751	2,553	9,404
経常的な支出計	620,523	485,285	208,742	441,106	445,522
経常的な収支差額	166,276	263,729	106,521	118,459	117,354
借入金等利息支払				3,291	
借入金等返済支出		26,400		21,420	
差引	166,276	237,329	106,521	93,747	117,354
平成 14 年度長野市からの運営費補助金	3,213	2,115	1,397	1,959	2,488

この表で見ると、各私立高等学校の経常的な収支差額はいずれもプラスであり、かつ長野市からの補助金額を大きく上回っている。このため、各私立高等学校は市からのこの補助金が無くとも十分に運営できる状態にあり、このような状況の中で運営費補助を行うのは適切でない。補助金の廃止を検討すべきである。

## 60 長野市立学校図書館運営費補助金

(整理番号 296)

補助事業等	長野市立学校図書館運営費				
補助開始年度	昭和 58 年度				
補助要綱等	長野市立図書館運営費補助金交付要綱				
補助目的	長野市立学校の児童、生徒の教育向上のために、図書館運営を助長する				
補助事業者等	長野市立各小中学校（14 年度 小学校 49 校、中学校 19 校）				
担当部課	教育委員会学校教育課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 56,081	12 年度決算 55,543	13 年度決算 56,583	14 年度予算 57,563	14 年度決算 62,189

### 【補助金の概要】

長野市は、長野市立学校図書館運営費補助金交付要綱を策定し、長野市立学校の児童、生徒の教育向上を図るため、図書館運営を助長することを目的として、小中学校図書館に必要とされる図書館職員及び図書に係る経費について長野市立学校の各図書館運営委員長（校長）に対して補助金を交付している。

平成 14 年度における長野市立学校の各図書館運営委員長に対する補助金は、68 校、62,189,000 円（小学校 49 校 42,861,000 円、中学校 19 校 19,328,000 円）である。各学校図書館運営委員長は、この補助金に PTA 補助金及び児童徴収金等を加えて司書手当の支払い及び図書の購入・整理等を行うことによって学校図書館の運営を行っている。学校図書館の図書の整備状況についてみると、学校図書館図書標準（平成 5.3.29 文初小第 209 号通知）における蔵書達成率は小学校平均で 110.8%、中学校で 97.0%となっている。

なお、平成 14 年度における当該補助金の決算額が予算額に比較し増額となっているのは、当年度寄付受領したものを当年度中に追加補助（450 万円）したことが主なものである。

## 長野市立学校図書館運営費補助金交付要綱

第1条(目的) この補助金は、長野市立学校の児童、生徒の教育向上をはかるため、図書館運営を助長することを目的とする。

第2条(補助金を受ける資格) 長野市立学校の各図書館運営委員長

第3条(補助金の交付基準) 補助金は予算の範囲内で次に掲げる基準により交付する。

### 1 図書館施設整備に係る経費

(1) 学校割

(2) 学級割

(3) その他特殊事情により教育委員会が必要と認めたもの

### 2 図書館職員賃金に係る経費

(1) 学校規模割

第4条(交付手続) 補助金交付に関する手続きは次によるものとする。

(1) 補助金交付の内定通知

(2) 補助金交付申請書の提出

(3) 補助金交付の決定通知

(4) 請求書の提出

(5) 補助金の交付

(6) 決算報告書の提出

(付則) この要綱は昭和58年4月1日から適用する。

この要綱は平成6年4月1日から適用する。

## 【指摘事項】

### (1) 義務教育費として教育委員会が直接執行すべきもの

補助金については「地方公共団体は、その公益上必要性がある場合においては、寄附又は補助することができる。」(地方自治法第232条の2)として、地方公共団体が補助する場合には公益上の必要性が条件とされている。

しかしながら、学校図書館は、小学校、中学校及び高等学校において図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備である(学校図書館法第2条)。また、学校(小・中・高)には学校図書館を設け、司書教諭を置かなければならず、学校の設置者は、この法律の目的(学校教育の充実)が十分に達成されるよう、その設置する学校の学校図書館を整備し、及びその充実を図ることに努めなければならない(学校図書館法第3・5・6条)とされている。

したがって、学校図書館の運営等は、公益上の必要性の問題ではなく、本来、直接執行すべき教育行政の一部であって補助金で執行することは適正でない。

学校図書館については、長野市教育委員会が各学校図書館の設置者であることから、単に図書館運営を助長するとして補助金で間接的に執行すべきではなく、本来の教育行政事務として教育委員会が責任をもって直接執行すべきものである。

## (2) 指定付寄付受領による事業執行について検討すべきもの

長野市教育委員会は、平成 15 年 3 月 5 日、故本道英子氏より長野市立城山・若槻・浅川小学校の特定 3 校に対する図書館図書・備品・設備費としての指定付の寄付金 450 万円（1 校 150 万円）を受領している。この寄付金について教育委員会は、当年度の補正予算で支出し、図書館運営費補助金の別枠補助（450 万円）として 3 校の図書館運営委員長（校長）に補助金を追加交付（15.3.26）している。長野市立学校図書館運営費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）による決算報告書（事業報告書）でみると寄付金を追加補助交付された 3 校の図書館運営委員会における収支状況は、次のとおりである。

(表 38) 平成 14 年度図書館運営委員会収支状況（3 校）

(単位：千円)

学校	収入				支出				差引
	補助金	寄付金	その他	計	図書購入	司書手当	その他	計	
城山	771	1,500	652	2,923	1,465	321	1,116	2,903	20
若槻	879	1,500	593	2,972	2,289	600	25	2,914	57
浅川	735	1,500	283	2,518	609	402	6	1,018	1,500

(注) 収入欄の寄付金は、寄付金による追加分の補助金である。

この決算報告書（事業報告書）は、通常の図書館運営費補助金の報告書として提出されている。これを城山小学校の報告書提出の例でみると平成 15 年 4 月 3 日に提出されているが、実際に図書館運営委員長（校長）が当該追加交付の補助金を収入しているのは、平成 15 年 4 月 7 日であって実際の収入支出と時間的なずれが生じている。

この追加補助金に係る 3 小学校の決算報告の内容は、次のとおりである。

浅川小学校では収支について追加交付された補助金は当年度中に使用されず、追加交付の全額 1,500 千円が差引残額として報告されている。

若槻小学校では 1,500 千円の全て図書購入費で充当支出として報告されている。

城山小学校については1,500千円のうち1,000千円が図書室改装費、500千円が

図書購入費として報告されている。

このような状況は、補助金等交付規則（長野市規則第4号）に準拠するならば、本来、適正でなく返還など措置を講ずべきもので、翌年度に繰越して支出すべきものではない。

もっとも、指定付寄付金を執行するにあたり、寄付者の遺志を尊重するならば、当該指定事業は本来教育行政の一環であり、補助金という間接的な執行ではなく、教育委員会が直接執行することがより寄付者の遺志に沿うものである。

なお、教育委員会の直接執行としても3月後半の執行には無理があるので、翌年度予算とするなど予算で適切な措置を講じるべきである。



## 6 1 地域公民館新築事業補助金

(整理番号 324)

補助事業等	長野市地域公民館建設事業補助金				
補助開始年度	昭和 46 年度				
補助要綱等	長野市地域公民館建設事業補助金交付要綱				
補助目的	地域公民館建設事業のため				
補助事業者等	八幡公民館建設委員会他 80 件				
担当部課	教育委員会生涯学習課				
補助金額 (千円)	11 年度決算 47,161	12 年度決算 48,803	13 年度決算 37,866	14 年度予算 62,000	14 年度決算 57,499

### 【補助金の概要】

地域住民の自治及び社会教育活動の振興を図るため、町、集落、地域自治会の団体が行う地域公民館建設事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもので、補助金額については、補助対象経費の 1/3 以内とされている。

### 【指摘事項】

#### (1) 補助額の決定が適正でないもの

若穂八幡公民館新築事業補助金については、750 万円を若穂八幡公民館建設委員会に交付している。

この交付にあたり、当初申請時(平成 14.6.21)においては、事業に要する経費として 22,117,793 円要するとして補助金 7,243,000 円の交付要求があった。このため、市は内容を調査し同額を平成 14 年 7 月 9 日に交付決定している。

ところで、その後平成 14 年 10 月 31 日に至りエアコン天井吊下型 2 機及び壁掛型 2 機を新設するとして 257,000 円増額の 750 万円の事業変更申請が提出され、市はこれを認めて補助金交付している。

しかしながら、このエアコン工事については、当初申請時には、別途工事とするとして補助外として申請され、市は、これを認め補助額を決定している経緯があることを考慮するに別途工事については、若穂八幡公民館建設委員会が負担すべきもので、市が補助対象とすることは適正でない。

この補助金については、補助金交付要綱によれば、最高 1,000 万円まで補助するこ

とができるとされているが、当初申請時に十分話し合っていたならばこのような事態発生が防げたことも考えられることから、今後かかることのないよう相手の資金繰り等を配慮するなど十全を期すべきである。

### 3.50万円以下の少額補助金

アンケート調査票から50万円以下の補助金を抽出して次の観点から調査を行った。

- (1) 補助金交付先の繰越金額と補助金額との比率
- (2) 補助金交付先の収入に占める補助金額の割合
- (3) 補助金額が4年間同額

#### (1) 補助金交付先の繰越金額と補助金額との比率の観点から

50万円以下の少額補助金106件についてみたところ、補助団体等の決算上から見ると前期繰越金及び次期繰越金が補助金額を超えているものについては表39のとおり補助件数の約3割程度を占めている状況にある。このうち、次期繰越金が補助金額を超えているものは表40のとおりである。

(表39) 繰越金が市補助金を超過している件数

前期繰越金 ÷ 市補助金	
1超2以下	11団体
2超3以下	6団体
3超	13団体
次期繰越金 ÷ 市補助金	
1超2以下	13団体
2超3以下	9団体
3超	12団体

具体例としては、秋葉保育園・若葉保育園への夜間保育所運営費補助金(整理番号68)に係るものについては、次期繰越金が補助金額の169.14倍の金額を、また、獣医師会長野支部補助金(整理番号172)については、73.35倍を繰越しているのがみられた。

さらに、交付先が複数のためこの集計の対象から外れているものの、文化財管理運営補助金(整理番号328、交付先件数3件)のうち佐久間象山先生顕彰会については、次期繰越金が5,674,228円と補助金額の810倍もあり補助金の必要性が希薄なものとなっている状況にある。

この佐久間象山先生顕彰会の補助金について市担当者は、今後多くの修繕費がかかることから特別会計を設けて管理するよう指導することであるが、運営費補助を目的とする補助金について目的外使用を指導することであり適切でない。

補助金については、自己資金で不足する資金を補填するために補助するものであり、

当該補助金については事業費の50%以内を補助しているが、長年にわたり補助金の精算を行わなかったことによる累積金と認定せざるをえない。

次期繰越金が市補助金額を超えている団体について、補助金の是非について詳細に調査し、市からの補助金の必要性がなくなっており自力で団体を運営することが可能なものについては積極的に補助金を廃止するよう検討すべきである。

(表 40)

整理番号	補助金交付先	次期繰越金額	補助金額	比率
4	長野市日中友好協会	449,818	200,000	2.25
68	秋葉保育園・若葉保育園	84,569,364	500,000	169.14
73	長野市里親会	112,022	60,000	1.87
172	長野県獣医師会長野支部	3,667,622	50,000	73.35
174	長野県家畜改良協会长野支部	120,348	45,000	2.67
229	長野労務対策協議会	4,040,420	400,000	10.10
235	長野市針灸マッサージ師会	607,105	250,000	2.43
239	県道入山小市線整備促進期成同盟会	150,326	80,000	1.88
240	北長野(停)中俣線及び北長野(停)線 整備促進期成同盟会	398,392	240,000	1.66
241	県道塩崎バイパス建設促進期成同盟会	272,534	115,000	2.37
242	県道戸隠篠ノ井線・安庭篠ノ井線道路改 良舗装期成同盟会	528,135	40,000	13.20
243	県道犀口下居返線改良期成同盟会	374,892	30,000	12.50
244	古牧・朝陽線建設促進期成同盟会	101,367	40,000	2.53
245	県道療養所上野線先線建設期成同盟会	553,481	50,000	11.07
249	一級河川蛭川改修工事促進期成同盟会	554,880	120,000	4.62
250	岡田川改修促進期成同盟会	77,807	40,000	1.95
251	更北地区千曲川犀川堤防改修促進期成 同盟会	118,267	80,000	1.48
252	新田川駒沢川改修期成同盟会	74,219	40,000	1.86
253	聖川改修促進期成同盟会	422,802	24,000	17.62
254	赤野田川改修期成同盟会	95,532	43,000	2.22
255	浅川改修古里地区期成同盟会	53,732	40,000	1.34
257	達橋川護岸改修期成同盟会	185,561	24,000	7.73
259	茶臼山地すべり対策委員会	79,173	51,000	1.55
260	八竜沢地すべり対策委員会	71,781	40,000	1.79
261	矢沢地すべり対策委員会	60,880	40,000	1.52
262	篠ノ井下石川地すべり対策委員会	53,180	50,000	1.06
263	松代町河川愛護会	242,093	120,000	2.02
286	水と緑の市民会議	30,999	30,000	1.03
353	長野子ども劇場協議会	351,717	127,000	2.77
357	長野少年・少女発明クラブ	91,255	30,000	3.04
361	長野防火管理協議会	458,397	63,000	7.28
362	長野危険物安全協会	183,007	63,000	2.90
375	軍恩連盟長野市連合支部	464,649	100,000	4.65
376	長野市傷痍軍人会	477,265	257,000	1.86
	合 計		3,482,000	

(注1) 補助金交付先欄末尾の(4件)は平成14年度に終了したものであり、15、28は終了予定年度(平成)である。

(注2) 提出された資料の一部には補助団体の平成14年度の資料がなく、平成13年度の資料が添付されていたものがあつた。このため次期繰越金額欄のは平成13年度の財務状況によつてゐる。

( 2 ) 補助金交付先の収入に占める補助金額の割合の観点から

50万円以下の少額補助(106件)について、補助団体収入の中で補助金の占める割合が高い団体、逆に、補助団体収入の中で補助金の割合が極めて少ない団体、さらに、補助団体の支出に対する当該補助団体の繰越金の割合が極めて多い団体、という視点から検討した結果については、表42・43・44のとおりである。

しかしながら、については、表42のとおり補助金依存率100%、及びそれに近いものもあるが、本来、補助団体はどのような設立目的であっても団体活動のための財源は自己調達を第一義とすべきであり、高い補助金依存度は自己財源調達の意欲を減退させることから適切でない。

この1例として人権同和問題女性研修会実行委員会(整理番号341)をみると次のような状況にある。

(表41) 会の収支状況

(単位:円)

収入の部	金額	支出の部	金額
前年度繰越金	9,498	講師謝礼	20,000
補助金	200,000	食料費	22,800
預金利息		消耗品費	98,133
		印刷製本費	62,370
合計	209,498	合計	203,303

次期繰越金 6,195円

逆に、については、表43のとおり補助金の割合が1%以下の団体もあるが、補助金は公益上の必要性から一定の政策効果を目的とすることから、補助金割合の極めて低い団体については補助目的とその効果において行政施策の実現の観点からみると妥当でない。

さらに、については、表44のとおり繰越金が団体の支出額に対して900%を超える団体もあるが、とりわけ、これには補助金依存率の高いの団体が、その半数(5団体)を占めている。このように補助金依存率が高いにもかかわらず繰越金が極めて多い団体については当該団体の事業活動の観点、かつ、その補助効果の観点からみても適正でない。

補助金は反対給付を伴わないものであり、その利益はその補助金を受ける団体に帰属する。一度、補助金を受けると、それが既得権化となり易く、事業の実態とは関係なく毎年度同額又はそれ以上の補助金を要求することになりかねない。仮に補助金が

既得権化し、画一的、総花的なものに陥ると市行政の目的実現性や財政資金の効率性を阻害することになる。

現下の厳しい市財政の下、少額とはいえ補助金が既得権化し、画一的、総花的とはならないよう行政の公平の観点から、事業の実態と補助効果と比較考量し絶えず見直しを行うべきである。

また、補助団体における補助金の惰性的運用を排除し、補助目的の実効性を確保するためには最高3年程度の短期終期を設定し、併せて補助金の既得権化を排除すべきである。

(表42) 補助団体の収入の中で補助金の割合が50%以上となっている団体

(単位:円)

整理番号	補助団体名	団体の収入(A)	団体の補助金(B)	補助金の割合(B/A)
286	水と緑の市民会議	30,001	30,000	99.9%
23	長沼地区北陸新幹線対策委員会	161,044	161,000	99.9%
240	北長野(停)中俣線及び北長野(停)線整備促進期成同盟会	351,010	340,000	96.8%
245	県道療養所上野線先建設期成同盟会	155,022	150,000	96.7%
341	人権同和問題女性研修会実行委員会	209,498	200,000	95.4%
357	長野市少年・少女発明クラブ	335,634	315,000	93.8%
131	長野市リサイクル連絡会	327,079	300,000	91.7%
132				
28	長野市女性団体連絡会	587,543	500,000	85.1%
354	長野こどもまつり実行委員会	120,000	100,000	83.3%
260	八竜沢地すべり対策委員会	53,702	40,000	74.4%
258	浅川ダム建設対策委員会	628,017	440,000	70.0%
237	長野市勤労青少年ホーム連絡協議会	163,000	114,000	69.9%
83	長野市母子寡婦福祉会	1,097,414	760,000	69.2%
263	松代町河川愛護会	1,125,699	746,000	66.2%
241	県道塩崎バイパス建設期成同盟会	174,010	115,000	66.0%
262	篠ノ井下石川地すべり対策委員会	79,820	50,000	62.6%
284	景観形成市民団体	320,500	200,000	62.4%
251	更北地区千曲川犀川堤防改修促進期成同盟会	135,005	80,000	59.2%
259	茶臼山地すべり対策委員会	90,592	51,000	56.2%
80	NPO法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト	896,472	500,000	55.7%
153	長野市農村女性ネットワーク研究会	821,162	450,000	54.8%
261	矢沢地すべり対策委員会	78,013	40,000	51.2%
244	古牧・朝陽線建設促進期成同盟会	79,003	40,000	50.6%

(注1) 補助団体名欄末尾の 印は、補助団体の平成13年度財務状況による。

(注2) 補助団体の補助金欄の 印は、市補助金の他に補助金があるもの。

(表 43) 補助団体の収入の中で補助金の割合が 10%未満となっている団体

(単位：円)

整理番号	補助団体名	団体の収入 (A)	団体の補助 金(B)	補助金の 割合(B/A)
172	長野県獣医師会長野支部	14,933,953	50,000	0.3%
353	長野子ども劇場協議会	37,479,216	127,000	0.3%
362	長野危険物安全協会	11,247,645	63,000	0.5%
361	長野防火管理協議会	8,613,457	63,000	0.7%
4	長野市日中友好協会	5,037,166	200,000	3.9%
375	軍恩連盟長野市連合会支部	1,121,702	100,000	8.9%
376	長野市傷痍軍人会	2,650,793	257,000	9.6%

(注) 補助団体名欄末尾の 印は、補助団体の平成 13 年度財務状況による。

(表 44) 補助団体の支出に対する繰越金の割合が 100%以上の団体

(単位：円)

整理番号	補助団体名	次期繰越金 (A)	団体の支出 (B)	繰越金の割合 (A/B)
253	聖川改修促進期成同盟会	436,630	44,190	988.0%
245	県道療養所上野線建設期成同盟会	553,481	80,830	684.7%
243	県道犀口下居返線改良期成同盟会	374,892	83,199	450.5%
257	達橋川護岸改修期成同盟会	185,561	99,962	185.6%
244	古牧・朝陽線建設促進期成同盟会	101,367	63,098	160.6%
242	県道戸隠篠ノ井線・安庭篠ノ井線 道路改良舗装期成同盟会	528,135	331,346	159.3%
254	赤野田川改修期成同盟会	117,108	74,628	156.9%
241	県道塩崎バイパス建設促進期成同盟会	272,534	192,000	141.9%
260	八竜沢地すべり対策委員会	71,782	53,701	133.6%
286	水と緑の市民会議	30,999	25,241	122.8%

(注 1) 補助団体名欄末尾の 印は、補助団体の平成 13 年度財務状況による。

(注 2) は前記「(表 1) 補助団体の収入の中で補助金の割合が 50%以上となっている団体」にも掲げられている団体である。

## (3) 補助金額が 4 年間同額の観点から

50 万円以下の少額補助金 (106 件) のうち、アンケート調査でみると 52 補助団体 (49.1%) の補助金 (7,127,900 円) については、少なくとも調査期間の 4 年間は毎年度同額の補助金を継続して支出している (表 45 参照)。

この同額補助金で継続する補助団体のうち、道路建設促進等の期成同盟会あるいは地すべり等の対策委員会に対する補助 (1,662,000 円) が 20 補助団体 (38.5%) である。

しかしながら、同額補助継続団体の収支計算書において繰越金の状況をみると、52 補助団体のうち 27 補助団体( 51.9% )が補助金の額以上の繰越金を発生させており、とりわけ期成同盟会等( 20 補助団体 )は、補助金の額以上の繰越 17 団体、補助金の 50%以上の繰越 3 団体であり、全て高い割合で繰越している。このように高い割合で繰越金が発生しているにもかかわらず、補助団体の事業活動を十分把握することもなく、毎年度同額の補助金をただ漫然と継続しているのは適正でない。

補助金は反対給付を伴わないもので、少額補助とはいえ、「補助金をもらえば得」という考え方もあることから、事業活動を十分に把握し、補助目的の効果等を測定することによって補助金の廃止等を行うべきである。

(表 45) 補助金額が 4 年間同額のもの

(単位：円)

整理番号	補助事業名	補助金交付先	補助金額
4	長野市日中友好協会補助金	長野市日中友好協会	200,000
23	新幹線長野以北対策委員会運営等補助	長沼地区北陸新幹線対策委員会	161,000
24	長野市財産区連絡協議会運営補助金	長野市財産区連絡協議会	90,000
28	長野市女性団体連絡会補助金	長野市女性団体連絡会	500,000
73	長野市里親会補助金	長野市里親会	60,000
83	長野市母子寡婦福祉会活動補助金	長野市母子寡婦福祉会	431,000
103	共同作業所運営事業補助金・市単	りんどう会	19,900
110	献血推進事業補助金	地区献血協力団体 26 件	400,000
131	長野市リサイクル連絡会補助金	長野市リサイクル連絡会	100,000
228	更埴職業安定協会補助金	更埴職業安定協会	300,000
229	長野労務対策協議会補助金	長野労務対策協議会	400,000
235	長野市針灸マッサージ師会互助会事業補助金	長野市針灸マッサージ師会	250,000
237	勤労青少年ホーム連絡協議会スポーツ大会補助金	長野市勤労青少年ホーム連絡協議会	114,000
239	県道入山小市線整備促進期成同盟会	県道入山小市線整備促進期成同盟会	80,000
240	北長野(停)中俣線及び北長野(停)線整備促進期成同盟会	北長野(停)中俣線及び北長野(停)線整備促進期成同盟会	240,000
242	県道戸隠篠ノ井線・安庭篠ノ井線道路改良舗装期成同盟会	県道戸隠篠ノ井線・安庭篠ノ井線道路改良舗装期成同盟会	40,000
243	県道犀口下居返線改良期成同盟会	県道犀口下居返線改良期成同盟会	30,000
244	古牧・朝陽線建設促進期成同盟会	古牧・朝陽線建設促進期成同盟会	40,000
245	県道療養所上野線先線建設期成同盟会	県道療養所上野線先線建設期成同盟会	50,000
249	一級河川蛭川改修工事促進期成同盟会補助金	一級河川蛭川改修工事促進期成同盟会	120,000
250	岡田川改修促進期成同盟会補助金	岡田川改修促進期成同盟会	40,000



251	更北地区千曲川犀川堤防改修促進期成同盟会補助金	更北地区千曲川犀川堤防改修促進期成同盟会	80,000
252	新田川駒沢川改修期成同盟会補助金	新田川駒沢川改修期成同盟会	40,000
253	聖川改修促進期成同盟会補助金	聖川改修促進期成同盟会	24,000
254	赤野田川改修期成同盟会補助金	赤野田川改修期成同盟会	43,000
255	浅川改修古里地区期成同盟会補助金	浅川改修古里地区期成同盟会	40,000
256	長野市東北部水害対策問題懇話会補助金	長野市東北部水害対策問題懇話会	80,000
257	達橋川護岸改修期成同盟会補助金	達橋川護岸改修期成同盟会	24,000
258	浅川ダム建設対策委員会補助金	浅川ダム建設対策委員会	400,000
260	八竜沢地すべり対策委員会補助金	八竜沢地すべり対策委員会	40,000
261	矢沢地すべり対策委員会補助金	矢沢地すべり対策委員会	40,000
262	篠ノ井下石川地すべり対策委員会補助金	篠ノ井下石川地すべり対策委員会	50,000
263	河川愛護会補助金	松代町河川愛護会	120,000
266	長野市土地区画整理事業推進協議会補助金	長野市土地区画整理事業推進協議会	500,000
288	長野市学校事務研究会補助金	長野市学校事務研究会	80,000
294	教職員夏季大学補助金	社団法人長野市教育会	300,000
301	中学校進路指導補助金	市立中学校 19 校	95,000
319	市中体育大会アイスホッケー協議会施設使用料補助金	長野市中学校体育連盟	90,000
328	文化財管理運営補助金	(財)瀨脇観世音保存会他 2 件	21,000
329	防災設備保守点検補助金	葛山落合神社	6,000
353	長野子ども劇場協議会補助金	長野子ども劇場協議会	127,000
354	長野こどもまつり実行委員会補助金	長野こどもまつり実行委員会	100,000
355	日本ボーイスカウト長野県連盟長野地区協議会補助金	日本ボーイスカウト長野県連盟長野地区協議会	189,000
356	長野市ガールスカウト育成会補助金	長野市ガールスカウト育成会	180,000
357	長野少年・少女発明クラブ補助金	長野少年・少女発明クラブ	30,000
361	長野防火管理協議会補助金	長野防火管理協議会	63,000
362	長野危険物安全協会補助金	長野危険物安全協会	63,000
364	視聴覚教育研究指定校補助金	豊栄小学校・川中島中学校	60,000
366	教育センター研究指定校補助金	裾花小学校他 4 校	120,000
373	長野市中国帰国者の会補助金	長野市中国帰国者の会	100,000
375	軍恩連盟長野市連合支部運営補助金	軍恩連盟長野市連合支部	100,000
376	長野市傷痍軍人会運営補助金	長野市傷痍軍人会	257,000
合計			7,127,900

(注 1) 補助金交付先は平成 14 年度の状況による。

(注 2) は平成 14 年度で終了したもの(4 件 225,900 円)である

以上(1)から(3)の他に少額補助金の調査の過程で個々に指摘すべき事項があったので、以下に記載する。

#### (4) 補助効果を把握すべきもの

職員課は、職員の資格試験等受験(整理番号6)に係る公費負担(31名分 366,190円)をしているものの、成果として資格(一級建築士4名、一級土木施行管理士8名、一級建築施行管理士1名、一級造園施行管理士2名、第二種電気主任技術者1名、介護支援専門員2名、精神保健福祉士13名)を取得したかどうかについて「人事記録表による新規取得資格の申し出」又は「口頭」により資格を取得したか否かを把握していたとしているが、これらの方法では十分な把握は困難と思われる。

本人からの「合格通知書」又は「免許証」の写しなどを提出させるなど把握に万全を期すべきである。

#### (5) 単年度補助金の精算を行うべきもの

商工部は、新人社員激励大会として40万円を新人社員激励大会実行委員会に補助している(整理番号389)が、実行委員会は、この大会で剰余金158,160円を計上しているものの、市はこの単年度補助金に対する精算行為をすべきところ、これを行っていない。

市担当者は「実行委員会は大会終了後に解散するとの定めはないため、剰余金を精算する必要はない」との見解であるが、そもそもこの補助金は新人社員激励大会実行委員会が行う新人社員激励大会に対しての事業費補助であり、補助対象事業が終了した時点で精算を行うべきである。

#### (6) 補助金の一部について返還させるべきもの

長野市は、水と緑の市民会議(整理番号254)及びJR篠ノ井駅周辺駐輪場対策委員会(整理番号20の一部)に対して、それぞれ「長野駅周辺第二土地区画整理水と緑の市民会議補助金」30,000円及び「放置自転車対策JR篠ノ井駅周辺駐輪場対策委員会補助金」50,000円を交付している。

しかしながら、これらの補助金交付先における平成14年度決算書でみると、次のとおり、支出額が補助金収入を下回っているにもかかわらず補助金36,142円(4,759円+31,383円)を返還させていないのは適正でない。

(表46)

(単位:円)

補助金交付先	補助金収入(A)	支出額(B)	要返還額(A-B)
水と緑の市民会議	30,000	25,241	4,759
JR篠ノ井駅周辺駐輪場対策委員会	50,000	18,617	31,383

補助金交付申請された金額が、補助目的に従って計画どおり執行されず残額が生じた場合には、額の確定を行い、当然に当該残額分は返還させるべきである。

また、放置自転車対策関係補助金(整理番号20)は上記対策委員会を含め4団体に対して補助金200,000円(50,000円×4)が均等に交付されているが、支出額258,479円に対して翌年度繰越額は補助金の2倍以上の432,445円にも達しており、均等補助の妥当性を含めて当該補助金の必要性について検討、改善する必要がある。

#### (7) 歳出予算に計上すべきもの

市は、市立の中学校の進路指導に係る経費(消耗品費、印刷製本費及び通信費)について市立中学校進路指導補助金交付要領より市立中学校進路指導補助金(整理番号301)として95,000円(1校5,000円×19校)を交付している。補助金交付要領によると決算報告書の提出が規定されているが、これが提出されていない。

しかしながら、進路指導は、本来、中学校の業務の一つであることから通常の教育費の予算執行によるべきであって、あえて補助金とする合理的理由に乏しい。

中学校の進路指導に係る経費について中学校の歳出予算の「需用費」及び「役務費」に計上し、執行すべきである。

#### (8) 補助事業活動の実態に沿って収支を明確にすべきもの

献血事業補助金(整理番号110)は、長野市内26行政区ごとに1献血協力団体として補助金を交付しており、全体で400,000円について均等割(30%)、世帯割(50%)、回数割(10%-H13年度実績)、採血人員割(10%)によって按分し、表47のとおり、それぞれに交付している。1地区当たりの補助金の平均は15,384円(400,000円/26地区)に対して繰越金の平均は224,956円(5,398,948円/24地区)である。

しかしながら、この補助金額に対して繰越金が多いことは、第二地区を典型として区長会の収支決算書に一括して計上されるなどのため、必ずしも献血補助金の収支が明確となっていないことによるものと考えられるが、補助金の実績報告としては補助金の収支が明確でないのは適切でない。

献血事業補助金の事業活動の実態に沿った収支を明確にし、繰越金の内容を把握することによって当該補助金の見直しを行うべきである。

(表 47) 献血推進事業補助金の収支状況

(単位：円)

地区名	収入	左のうち補助金	支出	繰越金
古牧	66,695	20,489	34,092	32,603
三輪	59,267	16,995	18,457	40,810
吉田	281,217	記載無し	64,936	216,281
古里	374,964	記載無し	353,212	21,752
柳原	75,977	15,906	52,040	23,937
朝陽	地区収支決算書一括計上	金額記載無し	30,000	記載無し
若槻	40,252	21,257	28,780	11,472
長沼	収支決算書無し	6,852	9,000	記載無し
安茂里	120,022	21,034	84,701	35,321
小田切	457,240	5,251	293,337	163,903
芋井	236,100	5,714	167,092	69,008
篠ノ井	2,100,357	32,888	1,694,137	406,220
松代	980,761	20,975	733,738	247,023
若穂	416,100	19,131	160,667	255,433
川中島	1,332,132	21,670	620,934	711,198
更北	2,099,912	27,267	1,629,007	470,905
七二会	77,580	6,757	7,435	70,145
信更	403,023	9,134	194,591	208,432
浅川	538,932	12,105	440,709	98,223
大豆島	204,133	22,107	125,517	78,616
第一	41,549	9,234	15,850	25,699
第二	9,407,000 地区収支計算書一括計上	14,755	7,442,924 (15,000)	1,964,076
第三	113,053	9,571	42,633	70,420
第四	432,168	6,723	255,040	177,128
第五	9,045	9,045	9,045	0
芹田	22,343	21,830	22,000	343

(注) 平成 13 年度の収支計算書による。

少額補助金一覧表 ( 1 / 12 )

整理番号	4 総務部	6 総務部	10 総務部	14 企画政策部	15 企画政策部	20 企画政策部	23 企画政策部	24 財政部	28 生活部
課	庶務課国際室	職員課	職員研修所	企画課	交通政策課	交通政策課	交通政策課	管財課	男女共同参画課
補助金(事業)名	長野市日中友好協会補助金	職員の資格試験等受験	自己啓発講座助成金	長野北新都市開発整備事業に伴う調査研究事業補助金	路線バス維持活性化補助金	放置自転車対策	新幹線長野以北対策委員会運営等補助	長野市財産区連絡協議会運営補助金	長野市女性団体連絡会補助金
補助区分	継続	単年度	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
補助開始年度	昭和56	平成1	平成3	平成4	昭和48	昭和63	平成7	昭和52	平成7
補助終了年度(平成)									
補助金算定方法	定額	その他	定率	定額	定額と定率の併用	その他	定額と定率の併用	その他	定額
補助金の性格	事業費		その他	事業費	事業費	運営費と事業費の両方	運営費	運営費と事業費の両方	事業費
交付先名称 (複数の場合は一般的名称若しくは代表的な名称)	長野市日中友好協会		市職員	若槻北部開発対策委員会	川中島バス(株)・松代町第22区	篠ノ井駅周辺駐輪場対策委員会	長沼地区北陸新幹線対策委員会	長野市財産区連絡協議会	長野市女性団体連絡会
14年度交付先件数	1	28	21	2件	2	4	1	1	1
11年度決算額	200,000	250,280	100,925	600,000	500,000	250,000	161,000	90,000	500,000
12年度決算額	200,000	184,900	168,315	600,000	500,000	250,000	161,000	90,000	500,000
13年度決算額	200,000	90,700	131,465	600,000	552,000	200,000	161,000	90,000	500,000
14年度予算額	200,000	216,660	173,000	600,000	1,000,000	200,000	161,000	90,000	500,000
14年度決算員込額	200,000	366,190	182,200	200,000	479,000	200,000	161,000	90,000	500,000
《補助団体の財務状況》									
年度	14		14		14		13	14	13
補助金	200,000	366,190	182,200		268,000		161,000	90,000	500,000
収会費	2,369,200							674,200	43,500
入その他	2,467,966				269,600		44	98,000	44,043
計	5,037,166				537,600		161,044	862,200	587,543
運営費	4,146,012						122,215	298,735	157,330
事業費	837,275	366,190			537,600		122,350	539,018	428,897
入その他			364,400						
計	4,983,287				537,600		244,565	837,753	586,227
繰前超過	395,939						188,741	25,164	872
次期繰越	449,818						105,220	49,611	2,188
前期繰越/市補助金	1.98	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.17	0.28	0.00
対									
繰									
繰									
越									
次期繰越/市補助金	2.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.65	0.55	0.00
金									
比									
1 超2以下									
2 超3以下									
3 超									
次期繰越/市補助金									
1 超2以下									
2 超3以下									
3 超									

少額補助金一覧表 (2/12)

整理番号	29	371	373	375	376	39	68	73	80
部	生活部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部
課	男女共同参画課	厚生課	厚生課	厚生課	厚生課	高齢者福祉課	児童福祉課	児童福祉課	児童福祉課
補助金(事業)名	長野市女性指導者海外研修補助金	県単委譲 民間社会福祉施設運営調整費補助金	長野市中国帰国者の会補助金	軍恩連盟長野市連合支部運営補助金	長野市傷痍軍人会運営補助金	老人クラブ補助金	夜間保育所運営費補助金	長野市里親会補助金	こどもフェスティバル開催補助金
補助区分	継続	継続	継続	継続	継続	単年度	継続	単年度	単年度
補助開始年度	昭和61	平成11	平成4	昭和	昭和	昭和46	平成6	平成6	平成12
補助終了年度(平成)	14						15	14	14
補助金算定方法	定額	定率	定額	定額	定額	その他	定額	定額	定額
補助金の性格	その他	運営費	運営費	運営費	運営費	事業費	運営費	運営費	事業費
交付先名称 (種数の場合は一般的名 称若しくは代表的な名 称)		信濃福祉施設協 会	長野市中国帰国 者の会	軍恩連盟長野市 連合支部	長野市傷痍軍人 会	老人クラブ	秋葉保育園・若 葉保育園	長野市里親会	NPO法人 な がのこどもの城 いきいきプロ ジェクト
14年度交付先件数	2	1	1	1	1	18	2	1	1
11年度決算額	200,000	737,000	100,000	100,000	257,000	386,400	1,000,000	60,000	
12年度決算額	200,000	721,000	100,000	100,000	257,000	588,800	1,500,000	60,000	500,000
13年度決算額	100,000	723,000	100,000	100,000	257,000	331,200	1,000,000	60,000	500,000
14年度予算額	200,000	540,000	100,000	100,000	257,000	331,200	1,000,000	60,000	500,000
14年度決算見込額	200,000	104,000	100,000	100,000	257,000	331,200	500,000	60,000	500,000
《補助団体の財務状況》									
年度			13	13	13		13	14	14
補助金			100,000	100,000	257,000		3,456,870	130,000	500,000
収 入			267,000	1,007,100	2,166,500		27,000		
その他			37,036	14,602	227,293		163,877	136,501	396,472
計			404,036	1,121,702	2,650,793		3,620,747	293,501	896,472
運営費							2,480,376	162,549	
事業費								67,978	896,472
その他							100,000	10,000	
計			407,831	1,122,907	2,660,242		2,580,376	240,527	896,472
前期繰越			407,831	1,122,907	2,660,242		83,528,993	59,048	
前期繰越			96,531	465,854	486,714		84,569,364	112,022	
次期繰越			92,736	484,649	477,265		167,06	0.98	0.00
前期繰越/市補助金	0.00	0.00	0.97	4.66	1.89	0.00			
対									
繰	1 超2 以下								
繰	2 超3 以下								
繰	3 超								
繰	次期繰越/市補助金	0.00	0.93	4.65	1.86	0.00	169.14	1.87	0.00
金	1 超2 以下								
比	2 超3 以下								
	3 超								

少額補助金一覧表 (3/12)

整理番号	83	91	93	94	103	109	110	112	121
部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	長野市保健所	長野市保健所	長野市保健所	長野市保健所	環境部
課	児童福祉課	人権同和对策課	人権同和对策課	人権同和对策課	保健予防課	保健予防課	生活衛生課	生活衛生課	環境管理課
補助金(事業)名	長野市母子寡婦福祉会活動補助金	長野県部落解放運動連合会長野市協議会補助金	自動車運転免許取得奨励金	保育料補助金	共同作業所運営事業補助金・単	精神障害者家族会補助金	献血推進事業補助金	長野県食品衛生推進大会補助金	河川水路をきれいにする推進会活動費補助金
補助区分	単年度	単年度	単年度	単年度	継続	継続	継続	単年度	継続
補助開始年度(平成)	平成2	昭和56	昭和50	昭和50	平成7	平成1	昭和	平成14	昭和49
補助終了年度(平成)			14	18	14		昭和		
補助金算定方法	定額	定額	定額	定率	その他	定額	定額と定率の併用	定額	定額
補助金の性格	運営費と事業費の両方	運営費と事業費の両方	その他	その他	その他	事業費	運営費と事業費の両方	事業費	運営費と事業費の両方
交付先名称(種数の場合は一般的名称若しくは代表的な名称)	長野市母子寡婦福祉会	長野県部落解放運動連合会長野市協議会	運転免許取得者	園児の保護者	りんどう会	長野社会復帰促進会	地区献血協力団体	(社)長野県食品衛生協会	長野市河川水路をきれいにする推進会
14年度交付先件数	1	1	1	1	1	1	26	1	1
11年度決算額	431,000	500,000	0	1,390,800	19,900	135,000	400,000	0	270,000
12年度決算額	431,000	0	0	1,042,100	19,900	135,000	400,000	0	270,000
13年度決算額	431,000	500,000	60,000	679,800	19,900	135,000	400,000	0	270,000
14年度予算額	431,000	450,000	30,000	594,000	19,900	200,000	400,000	200,000	250,000
14年度決算見込額	431,000	450,000	30,000	45,600	19,900	200,000	400,000	200,000	250,000
《補助団体の財務状況》									
年度	14	14				13		14	14
補助金	760,000	450,000	30,000	45,600		140,000		1,850,000	250,000
管理費	175,000	648,000				228,000			470,000
その他	162,414	1,397,524				548,415		4,493,946	4
計	1,097,414	2,495,524				916,415		6,343,946	853,439
運営費	725,601	1,678,504				601,371		6,343,946	357,600
事業費	350,000	670,447		91,200		346,770			305,395
その他		100,000							
計	1,075,601	2,448,951				948,141		6,343,946	662,995
前期繰越	23,000	7,905				140,561			133,435
次期繰越	44,813	54,478				108,835			190,444
前期繰越/市補助金	0.05	0.02	0.00	0.00	0.00	0.70	0.00	0.00	0.53
対									
繰	1超2以下								
繰	2超3以下								
越	3超								
越	次期繰越/市補助金	0.12	0.00	0.00	0.00	0.54	0.00	0.00	0.76
金	1超2以下								
比	2超3以下								
	3超								

少額補助金一覽表 (4/12)

整理番号	131	132	153	158	168	171	172	174	175
部	環境部	環境部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部	農林部
課	清掃センター	清掃センター	農政課	農政課	農政課	農政課	農政課	農政課	農政課
補助金(事業)名	長野市リサイクル連絡会補助金	リサイクル活動推進費補助金	長野市農村女性ネットワーク研究会補助金	永年作物生産振興改植等対策事業	果樹難防除病害虫対策事業	畜産経営改善事業補助金	獣医師会長野支部補助金	畜産改良協会長野支部補助金	葉たばこ安定対策事業
補助区分	継続	継続	単年度	継続	継続	継続	継続	継続	継続
補助開始年度(平成)	平成11	平成13	昭和46	平成不明	不明	不明	不明	不明	平成10
補助終了年度(平成)			14	14			14	14	
補助金算定方法	定額	定額	定額	定率	定率	定率	定額	定額	定率
補助金の性格	運営費	運営費	運営費	事業費	事業費	事業費	運営費	運営費	事業費
交付先名称 (種類の場合は一般的名称若しくは代表的な名称)	長野市リサイクル連絡会	長野市リサイクル連絡会	長野市農村女性ネットワーク研究会	グリーン長野農業協同組合野菜専門部アスパラ部会	松代防除組合	任意団体(受益参加戸数3戸以上)	長野県獣医師会長野支部	長野県畜産改良協会長野支部	葉たばこ安定生産組合、若穂葉たばこ生産組合、長野県葉たばこ耕作組合芋井支部他
14年度交付先件数	1	1	1	2	1	1	1	1	4
11年度決算額	100,000	0	450,000	0	611,000	0	100,000	90,000	336,000
12年度決算額	100,000	0	650,000	0	267,000	573,300	100,000	90,000	338,000
13年度決算額	100,000	200,000	700,000	405,000	178,000	0	100,000	90,000	251,000
14年度予算額	100,000	200,000	450,000	680,000	288,000	360,000	50,000	45,000	924,000
14年度決算見込額	100,000	200,000	450,000	466,000	159,000	332,000	50,000	45,000	251,000
《補助団体の財務状況》									
年度	14		14		14		14	13	
補助金	300,000		450,000		159,000		50,000	190,000	
収入	10,000		118,000				2,199,000	177,000	
その他	1		253,162		373,313	774,700	12,684,953	155,796	
計	327,079		821,162		532,313	1,106,700	14,933,953	522,796	
運営費	103,132	200,000	269,079				11,679,758	423,127	
事業費	200,000		625,505				1,803,903	68,930	
その他			10,000				199,438		
計	303,132		904,584				13,683,099	492,057	
前期繰越	17,078		170,043				2,416,768	89,609	
次期繰越	23,947		86,621				3,667,622	120,348	
前期繰越/市補助金	0.17	0.00	0.38	0.00	0.00	0.00	48.34	1.99	0.00
対									
繰									
越									
繰									
越									
金	0.24	0.00	0.19	0.00	0.00	0.00	73.35	2.67	0.00
比									
1 超2 以下									
2 超3 以下									
3 超									
次期繰越/市補助金									
1 超2 以下									
2 超3 以下									
3 超									



少額補助金一覧表 (5/12)

整理番号	178	381	191	200	203	204	389	392	228
部	農林部	農林部	農林部	商工部	商工部	商工部	商工部	商工部	商工部
課	農政課	農政課	林務課	商工課	商工課	商工課	商工課	商工課	労政課
補助金(事業)名	中山間地域農業活性化事業補助金	野鼠駆除対策事業	しいたけ栽培事業補助金	販路拡張及び技術向上事業助成金	環境整備事業(商店街駐車場設置事業)	長野市商店街花いっぱい運動推進事業補助金	長野市新入社員激励大会補助金	まちづくり協議会活動事業補助金	更埴職業安定協会補助金
補助区分	継続	継続	単年度	単年度	単年度	単年度	単年度	単年度	継続
補助開始年度(平成)	平成10	昭和43	昭和47	昭和57	昭和57	平成13	平成14	平成2	昭和59
補助終了年度(平成)	17								
補助金算定方法	定率	定率	その他	定率	定率	定率	その他	定率	定額
補助金の性格	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	運営費
交付先名称 (種類の場合は一般的名称若しくは代表的な名称)	浅川、小田切、芋井、信里、西条、豊栄、保科、七二会、信田、更府地区遊休農地活性化委員会	グリーン長野農業協同組合	松代椎茸生産組合	長野駅前商店会	朝陽駅前通り商店会	南石堂商店街振興組合	長野市新入社員激励大会実行委員会	千才通りまちづくり協議会	更埴職業安定協会
14年度交付先件数	2	2	1	5	1	3	1	1	1
11年度決算額	1,333,000	600,000	113,500	634,000	120,000	0	0	0	300,000
12年度決算額	904,000	313,000	92,000	566,000	120,000	0	0	160,000	300,000
13年度決算額	1,799,000	230,000	50,000	483,000	120,000	300,000	0	261,000	300,000
14年度予算額	558,000	400,000	92,000	640,000	120,000	3,000,000	400,000	197,000	300,000
14年度決算見込額	414,000	344,667	37,200	400,000	220,000	459,000	400,000	600,000	300,000
《補助団体の財務状況》									
年度					15		14	14	13
補助金							400,000		660,000
収入			37,200				500,000		
その他							59,791		5,898,621
計							959,791		6,558,621
運営費									
事業費			2,547,000		1,100,000		801,631	591,539	6,558,621
その他									
計							801,631	591,539	6,558,621
前期繰越									
次期繰越							158,160		
前期繰越/市補助金	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
対									
繰									
繰									
繰									
越									
金							0.40	0.00	0.00
比									
1超2以下									
2超3以下									
3超									

少額補助金一覧表 (6/12)

整理番号	229	235	236	237	239	240	241	242	243
部	商工部	商工部	商工部	商工部	建設部	建設部	建設部	建設部	建設部
課	労政課	労政課	労政課	労政課	道路課	道路課	道路課	道路課	道路課
補助金(事業)名	長野労務対策協議会補助金	長野市針灸マツサーヂ師会互助会事業補助金	長野県建設国民健康保険組合補助金	勤労青少年ホームネットワーク大会補助金	県道入山小市線整備促進期成同盟会	北長野(停)中保線及び北長野(停)線整備促進期成同盟会	県道塩崎バイパス建設促進期成同盟会	県道戸隠篠ノ井線・安庭篠ノ井線道路改良舗装期成同盟会	県道犀口下居返線改良期成同盟会
補助区分	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
補助開始年度(平成)	昭和59	昭和	昭和59	昭和58	昭和48	昭和58	平成2	平成4	昭和61
補助終了年度(平成)									
補助金算定方法	定額	定額	定率	定額	定額	定額	定額	定額	定額
補助金の性格	運営費	運営費	運営費	運営費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費
交付先名称 (種類の場合は一般的名称若しくは代表的な名称)	長野労務対策協議会	長野市針灸マツサーヂ師会	長野県建設国民健康保険組合(長野・長埴支部)	長野市勤労青少年ホームネットワーク協議会	県道入山小市線整備促進期成同盟会	北長野(停)中保線及び北長野(停)線整備促進期成同盟会	県道塩崎バイパス建設促進期成同盟会	県道戸隠篠ノ井線・安庭篠ノ井線道路改良舗装期成同盟会	県道犀口下居返線改良期成同盟会
14年度交付先件数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11年度決算額	400,000	250,000	400,000	114,000	80,000	240,000	80,000	40,000	30,000
12年度決算額	400,000	250,000	450,000	114,000	80,000	240,000	80,000	40,000	30,000
13年度決算額	400,000	250,000	500,000	114,000	80,000	240,000	80,000	40,000	30,000
14年度予算額	400,000	250,000	500,000	114,000	80,000	240,000	115,000	40,000	30,000
14年度決算見込額	400,000	250,000	500,000	114,000	80,000	240,000	115,000	40,000	30,000
《補助団体の財務状況》									
年度	13	13			14	14	14	14	14
補助金	1,123,000	250,000		114,000	80,000	340,000	115,000	40,000	30,000
収入	2,492,000	1,547,000		24,000	89,300		24,000		91,800
その他	6,208,138	197,660		25,000	130,008	11,010	35,010	357,611	12
計	9,823,138	1,994,660		163,000	299,308	351,010	174,010	397,611	121,812
運営費	2,633,707	1,918,050		159,883	1,600	247,462	142,000	255,439	83,199
事業費	6,835,778				255,725	152,080	50,000	75,907	
その他									
計	9,469,485	1,918,050		159,883	257,325	399,542	192,000	331,346	83,199
前期繰越	3,686,767	530,495		108,343	446,924	446,924	290,524	461,870	336,279
次期繰越	4,040,420	607,105		150,326	150,326	398,392	272,534	528,135	374,892
前期繰越/市補助金	9.22	2.12	0.00	0.00	1.35	1.86	2.53	11.55	11.21
対	1超2以下								
繰	2超3以下								
越	3超								
金	10.10	2.43	0.00	0.00	1.88	1.66	2.37	13.20	12.50
比	1超2以下								
	2超3以下								
	3超								

少額補助金一覽表 (7/12)

整理番号	244	245	249	250	251	252	253	254	255
部	建設部	建設部	建設部	建設部	建設部	建設部	建設部	建設部	建設部
課	道路課	道路課	河川課	河川課	河川課	河川課	河川課	河川課	河川課
補助金(事業)名	古牧・朝陽線建設促進期成同盟会	県道療養所上野線先線建設期成同盟会	一級河川蛭川改修工事促進期成同盟会補助金	岡田川改修促進期成同盟会補助金	更北地区千曲川塵川堤防改修促進期成同盟会補助金	新田川駒沢川改修期成同盟会補助金	聖川改修促進期成同盟会補助金	赤野田川改修期成同盟会補助金	浅川改修古里地区期成同盟会補助金
補助区分	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
補助開始年度(平成)	平成9	平成11							
補助終了年度(平成)									
補助金算定方法	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額
補助金の性格	事業費	事業費	運営費と事業費の両方	運営費と事業費の両方	運営費と事業費の両方	運営費と事業費の両方	運営費と事業費の両方	運営費と事業費の両方	運営費と事業費の両方
交付先名称 (種数の場合は一般的名称若しくは代表的な名称)	古牧・朝陽線建設促進期成同盟会	県道療養所上野線先線建設期成同盟会	一級河川蛭川改修工事促進期成同盟会	岡田川改修促進期成同盟会	更北地区千曲川塵川堤防改修促進期成同盟会	新田川駒沢川改修期成同盟会	聖川改修促進期成同盟会	赤野田川改修期成同盟会	浅川改修古里地区期成同盟会
14年度交付先件数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11年度決算額	40,000	50,000	120,000	40,000	80,000	40,000	24,000	43,000	40,000
12年度決算額	40,000	50,000	120,000	40,000	80,000	40,000	24,000	43,000	40,000
13年度決算額	40,000	50,000	120,000	40,000	80,000	40,000	24,000	43,000	40,000
14年度予算額	40,000	50,000	120,000	40,000	80,000	40,000	24,000	43,000	40,000
14年度決算見込額	40,000	50,000	120,000	40,000	80,000	40,000	24,000	43,000	40,000
《補助団体の財務状況》									
年度	14	14	13	13	13	13	13	13	13
補助金	40,000	150,000	120,000	40,000	80,000	40,000	24,000	43,000	40,000
収入			592,900					53,200	
その他	39,003	5,022	2,139	80,564	54,016	80,021	37,079	17	50,006
計	79,003	155,022	715,039	120,564	134,016	120,021	61,079	96,217	90,006
運営費	59,946	80,830	158,283	85,170	83,827	40,562	41,948		10,685
事業費	3,152		562,694	63,534		69,000			33,750
その他						15,000			
計	63,098	80,830	720,977	148,704	83,827	124,562	41,948	0	44,435
前期繰越	85,462	479,289	560,818	109,547	68,078	78,760	403,671	62,934	8,131
次期繰越	101,367	553,481	554,880	77,807	118,267	74,219	422,802	95,532	53,732
前期繰越/市補助金	2.14	9.59	4.67	2.74	0.85	1.97	16.82	1.46	0.20
対									
繰									
越									
繰									
越									
金	2.53	11.07	4.62	1.95	1.48	1.86	17.62	2.22	1.34
比									
1超2以下									
2超3以下									
3超									
次期繰越/市補助金									
1超2以下									
2超3以下									
3超									



少額補助金一覧表 (9/12)

整理番号	264	266	269	275	284	286	288	294	301
部	建設部	都市整備部	都市整備部	都市整備部	都市整備部	都市整備部	教育委員会	教育委員会	教育委員会
課	建築指導課	区画整理課	公園緑地課	まちづくり推進課	まちづくり推進課	駅周辺整備局	総務課	学校教育課	学校教育課
補助金(事業)名	長野市ブロック塀等除却事業補助金交付要綱	長野市土地区画整理事業推進協議会補助金	地区計画区域等緑化事業補助金(緑化事業補助金)	長野市再開発促進助成	長野市景観形成推進事業補助金	水と緑の市民会議補助金	長野市学校事務研究会補助金	教職員夏季大学補助金	中学校進路指導補助金
補助区分	単年度	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
補助開始年度(平成)	昭和62	平成3	平成3	昭和62	平成8	平成13	昭和45	昭和61	昭和61
補助終了年度(平成)						28	14		
補助金算定方法	定額と定率の併用	定額	定額と定率の併用	その他	定率	定額	定額	その他	定額
補助金の性格	事業費	運営費	事業費	運営費	事業費	運営費と事業費の両方	運営費	事業費	事業費
交付先名称 (種類の場合は一般的名称若しくは代表的な名称)	上村 孝子	長野市土地区画整理事業推進協議会	地区計画区域内等において当該地区計画に従い緑化を行った者	長野A-1銀座地区市街地再開発準備組合	景観形成市民団体	水と緑の市民会議	長野市学校事務研究会	社団法人長野市教育会	市立中学校
14年度交付先件数	9	1	3	2	1	1	1	1	19
11年度決算額	396,000	500,000	77,600	500,000	400,000		80,000	300,000	95,000
12年度決算額	622,000	500,000	70,200	500,000	400,000		80,000	300,000	95,000
13年度決算額	717,000	500,000	84,400	200,000	0	50,000	80,000	300,000	95,000
14年度予算額	700,000	500,000	280,000	400,000	400,000	30,000	80,000	300,000	95,000
14年度決算見込額	579,000	500,000	180,000	400,000	200,000	30,000	80,000	300,000	95,000
《補助団体の財務状況》									
年度		14			14				
補助金	379,000	500,000	180,000		200,000	30,000		300,000	95,000
収入					121,000				
その他		727,500						1,496,427	
計					321,000	30,001		1,796,427	
運営費		501,782				12,875			
事業費	1,127,134	734,000	450,829		320,500	12,366		1,796,427	
その他									
計					320,500	25,241			
前期繰越		17,377				26,239		0	
次期繰越		34,745			2,500	30,999		0	
前期繰越/市補助金	0.00	0.03	0.00	0.00	0.00	0.87	0.00	0.00	0.00
対									
繰									
越									
1超2以下									
2超3以下									
3超									
繰									
越									
次期繰越/市補助金	0.00	0.07	0.00	0.00	0.01	1.03	0.00	0.00	0.00
金									
比									
1超2以下									
2超3以下									
3超									

少額補助金一覧表 (10/12)

整理番号	303	305	308	309	310	311	319	328	329
部	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会
課	学校教育課	学校教育課	学校教育課	学校教育課	学校教育課	学校教育課	学校教育課	文化課	文化課
補助金(事業)名	特殊教育担任者 会事業補助金	第36回関東甲信 越地区特殊教育 研究協議会長野 大会開催補助金	長野朝鮮初中級 学校児童・生徒通 学費助成金	長野市学校医師 会補助金	長野市学校歯科 医師会補助金	長野市学校薬剤 師会補助金	市中体育大会ア イスホッケー協 議会施設使用料 補助金	文化財管理運営 補助金	防災設備保守点 検補助金
補助区分	継続	単年度	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
補助開始年度(平成)	昭和61	平成14	平成14	昭和	昭和	昭和	平成11	昭和48	昭和48
補助終了年度(平成)		14							
補助金算定方法	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定率
補助金の性格	事業費	運営費	その他	事業費	事業費	事業費	事業費	運営費	事業費
交付先名称 (種類の場合は一般的な 名称若しくは代表的な名 称)	特殊教育担任者 会	第36回全日本特 別支援教育研究 連盟関東甲信越 地区特殊教育研 究協議会長野大 会	長野朝鮮初中級 学校の児童生徒 の保護者	長野市学校医 会・更級学校医 会・須高学校医 会・上水内学校 医会	長野市歯科医師 会・更級歯科医 師会・上水内郡 歯科医師会・埴 科歯科医師会	長野市学校薬剤 師会・篠ノ井川 中島学校薬剤師 会	長野市中学校体 育連盟	(財)瀬脇観世音 保存会	葛山落合神社
14年度交付先件数	1	1	6	5	4	2	1	3	1
11年度決算額	180,000	0	0	215,200	105,400	108,200	90,000	21,000	6,000
12年度決算額	180,000	0	0	215,200	135,200	108,200	90,000	21,000	6,000
13年度決算額	180,000	0	0	211,000	119,600	108,200	90,000	21,000	6,000
14年度予算額	200,000	100,000	70,000	215,200	135,200	108,200	90,000	21,000	6,000
14年度決算見込額	200,000	100,000	60,000	209,600	136,600	106,800	90,000	21,000	6,000
《補助団体の財務状況》									
年度	14								14
補助金	200,000	740,000	60,000				90,000		6,000
収 入	79,100	2,422,000							
その他	160,000	551,032							30,750
計	439,100	3,713,032							36,750
運営費	58,370								
事業費	346,816	3,713,032					204,750		36,750
その他									
計	405,186	3,713,032							36,750
前期繰越	34,961	0							
次期繰越	68,875	0							
前期繰越/市補助金	0.17	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
対 繰									
1 超2 以下									
2 超3 以下									
3 超									
繰越									
次期繰越/市補助金	0.34	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
金 比									
1 超2 以下									
2 超3 以下									
3 超									

少額補助金一覧表 ( 11/12 )

整理番号	332	293	341	342	343	344	349	353	354
部	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会
課	文化課	学校教育課	人権同和教育課	人権同和教育課	人権同和教育課	人権同和教育課	人権同和教育課	青少年課	青少年課
補助金(事業)名	伝統芸能後継者育成事業補助金	分校児童本校行事参加バス代補助金	人権同和教育課女性研修会実行委員会補助金	地区市民集会開催事業補助金	長野市人権同和教育事業補助金	長野市人権啓発学習会補助金	解放子ども会市台同行事実行委員会補助金	長野子ども劇場協議会補助金	長野子どもまつり実行委員会補助金
補助区分	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
補助開始年度(平成)	昭和54	昭和61	平成3	昭和59	昭和61	平成不明	昭和不明	昭和59	昭和59
補助終了年度(平成)									
補助金算定方法	定額	その他	その他	定額	定率	定額	その他	定額	定額
補助金の性格	事業費	その他	事業費	事業費	事業費	運営費と事業費の両方	事業費	事業費	事業費
交付先名称 (種類の場合は一般的名称若しくは代表的な名称)	赤沼上組獅子保存会	学校を通じて保護者へ交付	人権同和教育課女性研修会実行委員会	地区人権同和教育促進協議会	部落解放同盟長野市協議会	さざなみの会	解放子ども会市台同行事実行委員会	長野子ども劇場協議会	長野子どもまつり実行委員会
14年度交付先件数	7	18	1	14	3	3	1	1	1
11年度決算額	210,000	2,760	300,000	385,000	0	100,000	140,000	127,000	100,000
12年度決算額	210,000	6,240	300,000	455,000	2,160,000	100,000	140,000	127,000	100,000
13年度決算額	210,000	4,560	300,000	455,000	2,160,000	100,000	150,000	127,000	100,000
14年度予算額	210,000	62,000	300,000	455,000	2,160,000	100,000	150,000	127,000	100,000
14年度決算見込額	180,000	10,440	200,000	485,000	166,000	60,000	127,200	127,000	100,000
《補助団体の財務状況》									
年度			14				14	13	13
補助金		10,440	200,000				127,200	127,000	100,000
収入								27,475,400	
その他			2					10,901,961	20,000
計			209,498				127,200	38,504,361	120,000
運営費		10,440	203,303				127,200	6,317,480	111,940
事業費							127,200	38,501,207	111,940
その他								348,563	1,511
計			9,496					351,717	9,571
前期繰越			6,195					2.74	0.02
次期繰越	0.00	0.00	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00		
前期繰越/市補助金									
1 超2 以下									
2 超3 以下									
3 超									
次期繰越/市補助金	0.00	0.00	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	2.77	0.10
1 超2 以下									
2 超3 以下									
3 超									

少額補助金一覧表 ( 12/12 )

整理番号	355	356	357	364	366	361	362
部	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	消防局	消防局
課	青少年課	青少年課	青少年課	教育センター	教育センター	予防課	予防課
補助金(事業)名	日本ボーイスカウト長野県連盟長野地区協議会補助金	長野市ガールスカウト育成会補助金	長野少年・少女発明クラブ補助金	視聴覚教育研究指定校補助金	教育センター研究指定校補助金	長野防火管理協議会補助金	長野危険物安全協会補助金
補助区分	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
補助開始年度	昭和59	昭和59	昭和62	昭和59	昭和59	昭和45	昭和45
補助終了年度(平成)						14	14
補助金算定方法	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額
補助金の性格	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	運営費と事業費の両方	運営費と事業費の両方
交付先名称 (種数の場合は一般的名称若しくは代表的な名称)	日本ボーイスカウト長野県連盟長野地区協議会	長野市ガールスカウト育成会	長野少年・少女発明クラブ	豊栄小学校・川中島中学校	裾花小学校・篠ノ井実中学校・寺尾小学校・柳町中学校	長野防火管理協議会	長野危険物安全協会
14年度交付先件数	1	1	1	2	4	1	1
11年度決算額	189,000	180,000	30,000	60,000	120,000	63,000	63,000
12年度決算額	189,000	180,000	30,000	60,000	120,000	63,000	63,000
13年度決算額	189,000	180,000	30,000	60,000	120,000	63,000	63,000
14年度予算額	189,000	180,000	30,000	60,000	120,000	63,000	63,000
14年度決算見込額	189,000	180,000	30,000	60,000	120,000	63,000	63,000
《補助団体の財務状況》							
年度	13	13	13			14	14
補助金	209,000	180,000	291,000	60,000		63,000	63,000
収入	191,500	119,500				4,775,000	5,866,950
その他	40,207	8	40,057			3,775,457	5,317,695
計	440,707	299,508	331,057			8,613,457	11,247,645
運営費	91,473	6,070				4,064,912	7,006,979
事業費	220,305	249,508	356,128	73,000		2,709,405	2,308,449
その他	50,000	50,000				1,994,400	2,537,432
計	361,778	305,578	356,128			8,768,317	11,852,860
前期繰越	74,055	9,946	116,326			613,257	788,222
次期繰越	152,984	3,876	91,255			458,397	183,007
前期繰越/市補助金	0.39	0.06	3.88	0.00	0.00	9.73	12.51
対繰越							
1超2以下							
2超3以下							
3超							
次期繰越/市補助金	0.81	0.02	3.04	0.00	0.00	7.28	2.90
金比							
1超2以下							
2超3以下							
3超							



## 4. 政務調査費

### (1) 政務調査費の概要

市は長野市政務調査費の交付に関する条例(平成13年3月30日長野市条例第1号)(以下「条例」という。)及び長野市政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成13年3月30日長野市規則第2号)(以下「規則」という。)を定め、長野市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、長野市議会における各会派に対し政務調査費を交付している。

条例によると、政務調査費は長野市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して、各月1日における会派の所属議員数に月額10万円を乗じた額を4月から9月まで及び10月から翌年の3月までの半期ごとに、各半期の最初の月に交付される。また、政務調査費は規則で定める用途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外に充ててはならない、としている。さらに、会派は政務調査費に関する経理責任者を置き、毎年4月30日までに前年度の収支報告書を議長に提出しなければならない。なお、会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合には、市長は当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命じなければならない、とされている。

規則第5条は政務調査費の用途基準を次の表のとおり定めている。

(表48)

区 分	内 容
研究研修費	会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために必要な経費(会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	会派が行う先進地調査、現地調査等に必要な経費(交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	会派が行う資料の作成に必要な経費(印刷製本費、翻訳料、事務機器購入費、リース料等)
資料購入費	会派が行う図書、資料等の購入に必要な経費
広報・広聴費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策についての市民への報告及び広報活動に必要な経費又は市政、会派の政策等に市民の意見を反映するための会議等に必要な経費(印刷製本費、通信運搬費、会場費、旅費、茶菓料等)
人件費	会派の政務調査費に係る事務を行う職員を雇用する経費
事務所費	会派の政務調査費に係る事務を行う事務所の設置、管理等に必要な経費(賃借料、維持管理費、備品購入費等)
その他の経費	その他必要な経費

さらに、規則第7条は、会派の経理責任者は、政務調査費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない旨定めている。

平成14年度、市が交付した政務調査費は合計5,040万円であるが、1会派より1,419,025円の返還があった。各会派に対する政務調査費と各会派の収支報告書の要約は次の表のとおりである。

(表49) 会派別政務調査費及び収支報告書(要約)

(単位:円)

	長野市議会 新友会	市民クラブ	日本共産党長 野市会議員団	公明党長野 市議員団	眞成会
(議員数)	(23人)	(6人)	(6人)	(4人)	(3人)
収入					
政務調査費	27,600,000	7,200,000	7,200,000	4,800,000	3,600,000
会費繰入金	0	11,102	15,385	42,580	399,731
雑収入	182	74	17	12	14
収入計	27,600,182	7,211,176	7,215,402	4,842,592	3,999,745
支出					
研究研修費	2,828,143	962,000	889,220	1,028,000	2,524,200
調査旅費	5,576,120	2,453,810	1,061,559	64,600	231,850
資料作成費	691,760	89,250	1,322,670	275,548	68,228
資料購入費	102,750	646,351	750,719	19,050	286,507
広報・広聴費	15,488,189	3,050,105	1,646,089	2,783,000	735,400
人件費	1,000,000	0	1,545,145	165,000	0
事務所費	206,430	9,660	0	287,498	153,560
その他の経費	287,765	0	0	219,896	0
支出計	26,181,157	7,211,176	7,215,402	4,842,592	3,999,745
返還額	1,419,025	0	0	0	0

(注) 長野市議会新友会は、病気により会派活動にほとんど参加できない議員が1人いたため、返還をしている。

なお、この政務調査費は昭和56年度から市政調査研究費として交付されていたが、地方自治法改正により平成13年度から長野市政務調査費として交付されてる。

平成 15 年度における中核市 35 市の政務調査費は次の表のとおりである。

(表 50) 平成 15 年度 中核市政務調査費一覧 (長野市議会事務局調べ)

(金額単位：円)

市 名	議員条 例定数	政務調査費		H15.12.31現 在人口(人)	人口1人当た り政務調査費
		議員1人当たり	総 額		
堺	52	3,600,000	187,200,000	788,958	237.27
金 沢	40	3,000,000	120,000,000	442,420	271.23
熊 本	52	2,400,000	124,800,000	660,035	189.08
浜 松	46	2,160,000	99,360,000	579,409	171.48
岐 阜	42	2,160,000	90,720,000	402,688	225.28
和歌山	42	2,040,000	85,680,000	389,288	220.09
倉 敷	43	1,980,000	85,140,000	436,442	195.07
静 岡	56	1,800,000	100,800,000	704,290	143.12
鹿児島	50	1,800,000	90,000,000	550,737	163.41
新 潟	52	1,800,000	93,600,000	518,233	180.61
宇都宮	45	1,800,000	81,000,000	448,814	180.47
富 山	40	1,800,000	72,000,000	322,239	223.43
岡 山	52	1,620,000	84,240,000	629,787	133.75
高 松	40	1,560,000	62,400,000	336,626	185.36
郡 山	42	1,560,000	65,520,000	334,074	196.12
横須賀	45	1,368,000	61,560,000	436,444	141.04
いわき	42	1,320,000	55,440,000	362,642	152.87
松 山	46	1,224,000	56,304,000	478,308	117.71
大 分	48	1,200,000	57,600,000	441,324	130.51
長 崎	44	1,200,000	52,800,000	419,530	125.85
<b>長 野</b>	<b>42</b>	<b>1,200,000</b>	<b>50,400,000</b>	<b>361,146</b>	<b>139.55</b>
高 知	40	1,200,000	48,000,000	327,846	146.41
秋 田	42	1,200,000	50,400,000	314,127	160.44
姫 路	43	1,020,000	43,860,000	477,595	91.83
船 橋	50	960,000	48,000,000	561,113	85.54
奈 良	44	960,000	42,240,000	364,416	115.91
旭 川	36	960,000	34,560,000	362,313	95.38
川 越	40	960,000	38,400,000	327,598	117.21
宮 崎	42	960,000	40,320,000	309,335	130.34
相模原	46	840,000	38,640,000	608,415	63.50
福 山	41	840,000	34,440,000	408,730	84.26
豊 橋	40	840,000	33,600,000	359,032	93.58
高 槻	36	840,000	30,240,000	353,012	85.66
岡 崎	40	720,000	28,800,000	341,834	84.25
豊 田	40	380,000	15,200,000	345,937	43.93

長野市は議員 1 人当たりで見ると 35 市中 19 位グループ、市民 1 人当たりでも 19 位と中核市の平均的な位置付けにある。

平成 14 年度の各会派の支出内容は次のとおりである。

[ 長野市議会新友会 ]

平成 14 年度の長野市議会新友会の主な支出内容は、次のようである。

平成 14 年度の主な支出（政務調査費決算書及び政務調査費実績報告書より）

(表 51)

項目		節	決算額(円)	事業内容
研究 研 修費	役員 研 究費	旅費	693,000	年間 29 回開催 平成 15 年度活動方針・事業計画他
		総会 研 修費	会議費	15,053
	講師謝礼費		66,000	
	出席負担金・会費		71,090	
	旅費		1,464,000	
	常任委 員費	総務部会費	81,000	年間 22 回開催 各委員会ごとの議案・請願等所管事項の調 査・研究・政策決定
		福祉環境部会費	51,000	
		経済文教部会費	144,000	
		建設企業部会費	39,000	
	特別委 員費	観光振興対策部会 費	60,000	年間 2 回開催 各特別委員会ごとの議案・請願等所管事項の 調査・研究・政策決定
中心市街地活性化 対策部会費		18,000		
経 済 振 興費	経 済 振 興 部 会 費	126,000	年間 6 回開催 工業・観光・流通・農業・金融部門ごとの経 済振興のための諸施策の調査・研究	
調 査 旅 費	先 進 地 調 査 費	会議費	57,000	年間 5 回開催 延 42 回施行 行政視察グループによる研修・勉強会、会派 が行う先進地視察
		旅費	3,347,120	
	現 地 調 査 費	旅費	2,172,000	各地域において、市政の発展と市民福祉向上 に必要と認められる現地での調査に出動し、 民意を聴取し市民の意見の行政への反映
資 料 作 成 費	資 料 作 成 費	予算要望費	31,500	予算要望書の作成に係る経費他
		事務費	660,260	
資 料 購 入 費	図 書 ・ 資 料 費	図 書 ・ 資 料 費	102,750	図書・資料等の購入
広 報 ・ 広 聴 費	議 会 報 編 集 費	広 報 費	502,600	議会報発行のための調査研究
	地 域 活 動 費	旅 費	13,824,000	各地域において、市政の発展と市民福祉向上 に必要と認められる、市等公的団体及びこれ らの関係諸団体が主催するもの、及び各地域 の公的団体及びこれらの関係諸団体が主催 する、各種大会・会議・調査研究・その他諸 行事等に出席し、会の政策及び市政の現況等 の報告等

	通信運搬費	電話・ファックス費	1,161,589	事務所内ファックス使用料・インターネット接続料
人件費	人件費	賃金	1,000,000	会派の事務職員
事務所費	備品費	事務機器購入費	206,430	事務所の管理及び備品購入費用
その他の経費	その他の経費	保険料費	287,765	傷害保険、労働保険
合計			26,181,157	

注 事業内容に関しては抜粋

## [ 市民クラブ ]

平成 14 年度の市民クラブの主な支出内容は、次のようである。

平成 14 年度の主な支出（政務調査費収支決算書及び事業実績報告書より）

（表 52）

項目		決算額(円)	付記説明及び事業内容	
研究研修費	旅費	750,000	会派総会・講習会・ 研修会出席費用等	労働団体・人権擁護 団体・福祉団体等と の懇談会の開催 市政協議会の開催
	会費	212,000	国際交流推進等	
調査旅費	交通費	746,210	先進地視察費用等	まちづくり情報セ ンター機能・プラ容 器処理施策他（山 形・仙台・江刺・白 石） 総合福祉アシスト 施策・子育て支援他 （北九州・久留米・ 鹿児島）
	旅費	1,370,000	現地調査費用等	
	宿泊費	337,600	先進地視察費用等	
資料作成費	印刷製本費	89,250	予算要望書作成費	項目数 213
資料購入費	図書購入費	270,150	法規追録・Dファイ ル誌購入費等	法規追録・自治研 究・行政事務事例集 等の入手
	資料購入費	376,201	建設タイムズ紙購入費等	
広報・広聴費	旅費	2,427,000	活動報告会・会議・ 陳情出席費用等	各種団体行事・会 議・陳情等への出 席、参加活動
	通信費	503,105	電話・FAX・ネッ ト使用料等	
	議会報費	120,000	議会報編集調査研 究費	
事務所費	備品購入費	9,660	コピー用紙代	
合計		7,211,176		

注 事業内容に関しては抜粋

[ 日本共産党長野市会議員団 ]

平成 14 年度の日本共産党長野市会議員団の主な支出内容は、次のようである。

平成 14 年度の主な支出（政務調査費決算書及び政務調査事業報告書より）

（表 53）

項目		節	決算額(円)	説明及び事業内容
研究研修費	議会対策研修費	団研修	53,221	議会に向けての研修
		各種懇談会	14,217	議会ごとの各種団体ごとの懇談会
	研修費	研修会	781,782	自治体学校、市町村自治体フォーラム、シックハウス学習会、講師料など
		議員会議	40,000	党議員会議
調査旅費	調査費	調査費	145,639	裾花ダム裁傍聴、信毎DB利用料
		調査行動費	302,425	裾花ダム堆砂、シックハウス等調査
	視察費	各種視察	613,495	行政視察、先進自治体まちづくり、区画整理等視察 町田市、志木市、上田市、更埴市、津山・泉大津、高知市、上越市、
資料作成費	資料作成委託	資料印刷料	882,205	予算要求書、資料コピー代など
	事務費	文具	152,936	用紙、ボールペン、ファイル、クリップ封筒ノート等事務用品
		備品	287,529	パソコン、プリンター購入
資料購入費	資料購入費	定期購読誌 紙代	446,608	新聞・雑誌など
		書籍代	304,111	各種書籍
広報・広聴費	広報費	議会報告会	92,385	市政報告会、ホームページ管理ノ更新料
		議会報	986,415	議会報、市議会だより、市議団各種チラシ印刷代など
		通信運搬費	567,289	電話代、切手代、携帯電話料補助金
人件費	賃金	賃金	1,510,200	事務局員給与
	駐車料	駐車料	34,945	事務局員駐車料
合計			7,215,402	

注 事業内容に関しては抜粋

[ 公明党長野市議員団 ]

平成 14 年度の公明党長野市議員団の主な支出内容は、次のようである。  
平成 14 年度の主な支出（政務調査費決算書及び政務調査費実績報告書より）

（表 54）

項目		節	決算額(円)	備考
研究研修費	研究研修費	団会議	960,000	団会議開催（年 80 回）
		政策研究	48,000	年間 4 回開催
		国際交流	20,000	日中友好 30 周年記念シンポジウム
調査旅費	調査旅費	視察・現地調査	64,600	団の視察・現地調査（太田市・千代田区へ視察、廃油収集状況調査）
資料作成費	資料作成費	予算要望書作成	15,000	予算要望（12 月市長に）
		議会報告作成	260,548	議会だより年間 5 回発行
資料購入費	資料購入費	図書資料購入	19,050	長野市誌ほか図書
広報・広聴費	広報・広聴費	広報・広聴	2,463,000	各種団体などの行事・会議・陳情等に参加して広報・広聴活動を行う（821 の行事・陳情に参加）
		議会報編集	80,000	議会報編集委員会への派遣（年間 4 回）
		通信費運搬費	240,000	電話・FAX・郵送・PC 代など
人件費	人件費	事務員雇用	165,000	繁忙期に事務員の雇用（年間 4 定例会時に雇用）
事務所費	事務所費	備品の配備	135,072	備品の配備（パソコンのリース代）
		備品の配備	33,300	事務所内の備品の購入（事務機器）
		通信費	119,126	
その他の経費	その他の経費	傷害保険料	148,890	傷害保険料 パソコン講習事業 ほか
		その他事務所費	71,006	コピー代・インターネット使用料・事務消耗品代など
合計			4,842,592	

注 事業内容に関しては抜粋



[ 眞成会 ]

平成 14 年度の眞成会の主な支出内容は、次のようである。

平成 14 年度の主な支出（政務調査費決算書及び政務調査費実績報告書より）

（表 55）

項目		節	決算額(円)	付記説明
研修旅費	会議費	眞成会総会	216,000	24 回×3 人 元気な街づくり・行政評価等の現状 と今後の諸問題研究
		眞成会役員会	72,000	12 回×2 人 市議会報告書等打合せ
	研究研修事業	研究研修会参加 費	757,200	研修会参加費、年会費 2 1 C 研究会他各種団体事業参加
		関連諸団体との 懇談会	1,479,000	交通費参加費 493 回分
調査旅費	調査旅費	現地視察	209,400	宿泊交通費 農山村と観光(大分) ごみ問題(岡 崎) 障害者スポーツ(福井)
		個人調査	22,450	交通費・駐車料金
資料作成 費	資料作成費	予算要望書作成	68,228	印刷費・写真現像費 広報用・議会質問用資料作成他
資料購入 費	資料購入費	図書・資料購入費	286,507	月刊誌・日刊紙・他書籍 産経・日経・信濃毎日・市民他の各 種新聞、他書籍
広報広聴 費	広報広聴活動 費	議会報編集委員 会費	60,000	議会報編集委員会派遣年 4 回
		広報広聴活動費	675,400	各地区広報広聴活動 T E L ・ F A X ・ 印刷等含む
事務所費	事務所費	備品購入・回線使 用料	153,560	備品購入・回線使用料
合計			3,999,745	

注 事業内容に関しては抜粋

## (2) 指摘事項

### 調査旅費について支払証明書と収支決算書との金額が相違するもの

平成 14 年度公明党長野市議員団政務調査費収支報告書決算書において調査旅費（視察・現地調査）64,600 円と報告されている。しかし、支払証明書（A 議員 5/29 車 2,955 円、B 議員 5/31 車 6,068、A・B 議員 8/12JR 等 22,960 円、A・B 議員 8/13JR 等 32,680 円）を集計すると 64,663 円となり、これと決算額とを比較するとその差 63 円となるが、少額であるとはいえ実績報告として提出される収支計算書が正確でないのは適正でない。

また、この調査旅費は、市の職員旅費計算様式によって計算されており、長野市職員旅費条例によれば旅費は定額支給であって精算行為は伴わないとされ、これを準用しているが、全て支払証明書によるものであって領収書等第三者が証明するものはない。

### 支出内容の明細を明確にすべきもの

(ア) 日本共産党長野市会議員団の資料購入費等をみたところ、物品等を購入した場合、領収書によっては金額表示のみで購入内容の内訳が判明しないものもあることから、このような場合、領収書に加え会計責任者は購入内容等が記入された支払証明書を作成しなければならないとされているものの支払証明書がないものが多数みられた。

支払証明書を添付し購入内容を明確にすべきである。

(イ) 公明党長野市議員団は、資料購入費（図書資料購入）として 19,050 円を支出している。しかし、領収書（4/26 本代：[東京法令：長野市誌]5,250 円、5/10 本代：[平安堂]1,890 円、10/17 本代：[若槻店]1,680 円、10/30 本代：[ぎょうせい]8,430 円、1,800 円）は添付されているものの、「長野市誌」を除き、購入図書の領収書に具体的な書名が表示されておらず、明確でないのは、その書籍の必要性について検証する上から適正でない。購入書籍の名称を明確にすべきである。

(ウ) 公明党長野市議員団の資料作成費をみたところ、請求書・領収書など証拠となる書類に印刷部数が記入されていないものが見られた。

印刷部数により単価等が決められることから部数表示がなくては適正単価か判断がつかなくなることから適切でない。

証拠書類の内容について遺漏のないよう注意すべきである。

#### 事務員雇用について出勤を証するものを備えるべきもの

日本共産党長野市議員団は年間を通して会派の事務局員を雇用し、平成 14 年度人件費 1,510,200 円を支出しているが、出勤簿等出勤の事実を証する書類が備置かれていないのは適切でない。

事務員雇用については出勤を証する書類を備えるべきである。

#### 旅費に含めるべきでないもの

長野市議会新友会は議員が会派の役員会や総会に出席したとき、費用弁償方式による定額精算として 1 回当たり 3,000 円を支払い、旅費として政務調査費用(研究研修費 - 役員研究費・総会研修費 - 旅費)に含めている。役員会と総会の開催日時及び出席状況をみたところ、役員会を 30 分から 2 時間行った後ただちに同じ場所で総会を開催しているケースが年間 14 回あり、役員は役員会に引き続き総会に出席している状況にあるにもかかわらず、役員に対する費用弁償方式による定額精算は役員会と総会の 2 回分(該当延役員数 144 人、該当定額精算額 432,000 円)支払われているのは適切でない。

政務調査費において交通費相当額を費用弁償の形で定額精算することそのものについては後述するが、費用弁償は移動等に通常必要と認められる費用及びその職務を遂行するに通常必要と認められる費用であって、政務調査費は議員に対する日当ではないことを考慮すると、移動の必要が無い役員会と総会については合わせて 1 回とカウントすべきである。

#### 政務調査費の対象について主旨の徹底を図るべきもの

長野市議会新友会は長野市内を 4 地区に分けそれぞれの地区に議員 1 人を地区会長としているが、現地調査費(費用弁償方式による定額精算 1 人 1 回 3,000 円)について各地区会長に対して四半期ごとに一括して支払っており、これに対して各議員からは「現地報告書」という形式で長野市議会新友会会長に報告されている。長野市議会新友会としては冠婚葬祭、政党活動、宗教活動等については内規により請求しないように申し合わせている(会長談)とのことである。

しかしながら、数人の議員については、就職相談、神社「二年参り」、調査内容が不明のものについて現地調査費の報告が行われているが、これらはいずれも政務調査費で支出することは適切でない。

冠婚葬祭、宗教活動等に支出は認められず、会派の内規でも申し合わせていることでもあることから、その主旨の徹底を図るべきである。

#### 政務調査費で支出すべきでないもの

(ア) 長野市議会新友会の広報・広聴費をみたところ、メーデー参加や東京支部同窓会参加など広報・広聴に関連しないものまで費用弁償方式による定額精算として各 3,000 円を支給しているものがみられたが、政務調査費の支出にあたっては支出内容をチェックしこのような事のないよう留意すべきである。

(イ) 市民クラブ及び眞成会の資料購入費を見たところ、個人用として日本経済新聞や朝日新聞など一般紙を購読しているが、一般紙については個人負担とすべきで政務調査費で支出することは適切でない。

政務調査費で支出されるべきものについては、専門紙等市政に役立つ新聞を中心にすべきである。

(ウ) 日本共産党長野市議員団の A 委員会所属の議員は、宿泊を伴う同委員会視察について、B 審議会と日程が重なったため、同視察の第 1 日目は宿泊予定がないとして議会事務局としては同議員の宿泊旅費を戻入した。しかし、同議員は、その日の夜から参加し、宿泊したため会派としては政務調査費(31,870 円)から支出したが、通常の議員活動の延長であることから政務調査費で支出すべきものでないので適切でない。

#### 支出の年度帰属を厳密に行うべきもの

市民クラブの研究研修費には長野市政共闘会議年会費が含まれているが、その内容は 2001 年度(平成 13 年度)分と 2002 年度(平成 14 年度)分の 2 年度分である。会計責任者の話では、2001 年度分の会費請求が平成 13 年度中にされず平成 14 年度に入ってからなされたため、との事であるが、政務調査費は会派の政務調査活動に対して年度ごとに交付されるものであり、このため各年度ごとに決算しなければならない事から、平成 14 年度の政務調査費に前年度分の会費を含めるのは適切でない。

支出時に当年度の政務調査活動に該当するか吟味すべきである。

## 領収書を添付すべきもの

- (ア)日本共産党長野市議員団の資料作成費のうち文具購入についてみたところ、カートリッジを8月購入したものを10月に支払っているが、領収書が無く、支払証明書には誰に支払ったか分からないものが見られた。

支払証明書や領収書は支払の事実を明らかにするものであることから遺漏のないよう留意すべきである。

- (イ)日本共産党長野市議員団の研究研修費 研修費 議員会議は、決算書には「党議員会議」となっており、支払証明書によると内容は5/25開催の6月議会対策全県会議(24,000円)と2/23開催の議員団会議参加費(16,000円)であるが、領収書の添付はされていないのは適切でない。また、会議の案内状やパンフレットも無かった。

政務調査費は会派の政務調査活動に対して交付されるものであって、政党の活動に交付されるべきものではないことから、会計責任者に話を聞いたところ、日本共産党に所属する県内の地方議員が市町村合併や地方自治法改正、大幅な福祉制度の改正など共通の地方自治問題について学習しているもので、会派としての活動であり政党としての活動ではない、との事であった。

支払の事実及び会派活動であることを証するため、領収書の添付に加えて会議の案内状やパンフレット等を保存すべきである。

- (ウ)公明党長野市議員団の研究研修費には、国際交流として日中友好30周年記念シンポジウム参加費20,000円が支出されているが、領収書の添付がされていない。

支払の事実及び会派活動であることを証するため、領収書の添付に加えて会議の案内状やパンフレット等を保存すべきである。

- (エ)真成会の研究研修事業には消防団組織や交通安全協会等の各種団体事業参加費用が含まれているが、当該団体からの領収書の添付がされていないものが多数あり、また当該事業の案内状やパンフレットの添付もされていない状況であった。

参加費用であれば当該団体から領収書は徴収できるはずであり、参加費用の支払の事実を証するため領収書の添付をすべきである。

- (オ)調査旅費については、一会派を除き、長野市職員等の旅費支給条例に準じて旅費計算様式に従って旅費計算はされ、これによって支払われているが、旅費

条例によれば旅費は定額支給であって精算が伴わないとして領収書等の証拠書類の提出は求めておらず、全て支払証明書のみである（出張命令及び復命報告等手続きは行われている）。

この方法を採用していない一會派においては旅費一式を旅行会社に取り扱わせ、その領収書を添付しているが、航空券の割引、宿泊費も条例の定額より低額であるなど、具体的支出が明確になっている。

調査旅費の精算は、内部的な支払証明書のみによることなく、宿泊を伴う旅費等については、支払証明書や出張命令及び復命報告に加えて、客観的に宿泊の事実及びその支払を立証する外部証拠である宿泊先の領収書を添付すべきである。

#### 領収書の管理方法について検討すべきもの

政務調査費の交付に関する条例施行規則第7条によれば、會派の経理責任者は領収書等の証拠書類を整理し、5年間保管しなければならないとされている。

ところで、各會派が保管する領収書をみたところ、レジスターで打ち出される感熱式の領収書については、1年経過した段階で印字が不鮮明になっているものが多数見受けられた。これを更に保管していれば、記載内容が消えてしまい内容確認ができなくなってしまうこととなるのでコピー機にかけるなど保管方法を検討すべきである。

#### 年度ごとに預金口座の残高を0とすべきもの

各會派とも政務調査費の普通預金口座は単独で開設しており、議員からの会費や団体費等との混在はないが、年度末に預金口座を解約している會派はなかった。このため、會派によっては次のような状況が発生している。

日本共産党長野市議員団の預金口座には平成15年3月31日現在22円の残高がある（これは、平成15年2月17日の預金利息の収入計上もれである。）

公明党長野市議員団の預金口座には、平成14年4月1日現在2,829円、平成15年3月31日現在12,478円の残高がある。

眞成会の預金口座は平成15年3月31日現在は0であるが、平成14年4月1日現在では95円の残高がある。

他の2會派は期首期末とも預金口座の残高は0であった。

政務調査費は各年度ごとに決算し、残余があれば返還すべきものであるから、本来は年度ごとに預金口座を解約し、残余がある場合は市に返還すべきであるが、事務手続きを考慮すると、預金口座の残高は必ず0にし、残余がある場合は市に

返還すべきである。

現金出納帳を作成すべきもの

公明党長野市議員団は会派の政務調査費支払にそなえて、予め会計責任者が預金口座より定額（40万円）を引きおろして現金で保管している。しかし、現金の出納を記録する帳簿は作成されていなかった。

現金を手許に保管する場合には、現金出納帳を作成し、現金の動き及び残高を明確にすべきである。

なお、他の4会派は現金を手許に置いていなかった。

以 上

【参考資料】

アンケート調査票一覧表

補助金の監査を行うにあたり、全ての補助金について 21 項目のアンケート調査を実施した。主な項目は次のとおりである。

**補助金(事業)名**

**担当部課**

根拠法令等（法令、条例、要綱）

**補助区分（単年度、継続）**

**補助の理由（目的）**

補助金制定の経緯

**補助開始年度**

**補助終了設定年度**

**補助金算定方法（定率、定額、定率と定額の両方、その他）**

**県・国等の補助の有無（交付主体）**

**補助金の性格（運営費、事業費、運営費と事業費の両方、利子補給、その他）**

**補助金交付先**

**補助金実績報告書の徴取の有無（決算書の添付）**

**補助金に対する検査（現地調査、書類審査、現地調査と書類審査の両方）**

**補助事業の効果測定の有無（行政評価は除く）**

補助実績（11 年度決算額、12 年度決算額、13 年度決算額、14 年度予算額、14 年度決算見込額、15 年度予算額）

過去における返還の実績の有無

上記項目のうち紙面の都合上、太字下線の項目を一覧表項目としてある。

部課別に並べてあるが、途中何回か差し替えがあったため、整理番号の番号順ではなく、また欠番もある。（最終整理番号は 393）

アンケート調査票の

総件数 383 件

総金額 14,079,675,377 円

なお、総金額は財務部財政課のデータと照合済である。



参考資料 アンケート調査票一覧表 ( 1 / 25 )

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	決算書	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
1	総務部	庶務課	防犯灯設置事業等補助金	長野市防犯灯設置事業等補助金交付要綱	継続	夜間における地域住民の通行の安全を確保するため。	昭和45		定率	法人格の無い団体(町内会等)	新諏訪町区他409団体	新諏訪町区他409団体	有	無	現地調査	無	38,139,000	36,606,840
2	総務部	庶務課	有線放送協会		継続	平成11年度に有線放送協会が本部電話交換機の老朽化による交換機の取り替えと、歴南地区中継局の設置及び外張り替えのため。	平成12	平成26	定額	公益的法人(社会福祉法人を除く)	長野市有線放送協会	長野市有線放送協会	有	有	書類審査	無	15,075,471	15,075,471
3	総務部	庶務課	暴力追放市民集会補助金		単年度	暴力を追放して犯罪のない明るく住みよい市民生活を確立するため、市民の自主的な協力的なものに、暴力追放運動を積極的に推進することを目的。	昭和62		定額	法人格の無い団体(町内会等)	長野市暴力追放市民協会の	長野市暴力追放市民協会の	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	600,000	600,000
4	総務部	庶務課	長野市日中友好協会補助金		継続	日中友好。	昭和56		定額	法人格の無い団体(町内会等)	長野市日中友好協会	長野市日中友好協会	有	有	書類審査	無	200,000	200,000
5	総務部	庶務課	長野市国際交流推進事業補助金	長野市国際交流推進事業補助金交付要綱	単年度	民間団体による国際交流の推進を図るため。	平成13		定額と定率の併用	法人格の無い団体(町内会等)	民間国際交流団体	民間国際交流団体	有	有	書類審査	無	5,000,000	1,153,000
6	総務部	職員課	職員の資格試験等受検に係る公費負担取扱要綱		単年度	職員の資質向上及び市民サービス向上。	平成1		その他	個人			無	無	無	無	216,660	366,190
7	総務部	職員課	長野市職員互助会交付金		単年度	職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を行うため。	昭和41		その他	法人格の無い団体(町内会等)	長野市職員互助会	長野市職員互助会	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	88,154,000	86,670,000
8	総務部	情報施策課	地域ケーブルテレビ施設高度化事業補助金	長野市新地域ケーブルテレビ施設高度化事業補助金交付要綱	単年度	地域における重要なメディアとなるケーブルテレビの整備を行い、地域の情報通信基盤の整備を促進するため。	平成13	平成14	定率	公益的法人(社会福祉法人を除く)	株式会社インフォメーション・ネットワークティー	株式会社インフォメーション・ネットワークティー	有	無	書類審査	無	104,000,000	101,000,000
9	総務部	職員研修所	外国語研修機関受講補助金		継続	国際交流の活性化に資み、国際的視野を持つた職員を育成するため。	昭和62		その他	個人		市職員	無	無	書類審査	無	1,055,000	1,041,844
10	総務部	職員研修所	自己啓発講座助成金	長野市職員自己啓発講座助成要綱	継続	職員の自己啓発意欲を喚起するとともに能力開発を推進し、人材育成を図る。	平成3		定率	個人		市職員	無	無	書類審査	無	173,000	182,200
11	企画政策部	企画課	コミュニティ助成事業	コミュニティ助成事業実施要綱	継続	コミュニティの健全な発展を図るため。	昭和57		定額	法人格の無い団体(町内会等)	歴北団地自治会	歴北団地自治会	有	有	書類審査	無	7,500,000	7,400,000
12	企画政策部	企画課	地域ふれあい・交流・活性化事業補助金	「市制100周年地域ふれあい・交流・活性化事業補助金交付要綱	継続	市制100周年記念事業の一環として、郷土への愛着と誇りを培い、地域住民相互のふれあいを深め、地域の活性化を図るため。	平成10	平成19	定額と定率の併用	法人格の無い団体(町内会等)	地区100周年記念事業実行委員会	地区100周年記念事業実行委員会	有	有	書類審査	無	35,472,000	25,588,538
14	企画政策部	企画課	長野北新都市開発整備事業に伴う調査研究事業補助金	長野北新都市開発整備事業補助金交付要綱	継続	長野北新都市区域内の開発事業に協力するため。	平成4		定額	法人格の無い団体(町内会等)	若槻北部開発対策委員会	若槻北部開発対策委員会	無	有	書類審査	無	600,000	200,000
15	企画政策部	交通政策課	路線バス維持活性化補助金	長野市バス待合所設置事業補助金交付要綱	継続	バス利用者の利便性の向上。	昭和48		定額と定率の併用	その他	川中島バス(株)・松代町第22区	川中島バス(株)・松代町第22区	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	1,000,000	479,000
16	企画政策部	交通政策課	路線バス維持活性化補助金	長野市代替バス運行費特別補助金交付要綱	継続	廃止となったバス路線の運行の確保。	平成3		その他	県	営利法人	川中島バス(株)	有	有	書類審査	有	33,717,000	32,277,000
17	企画政策部	交通政策課	公共交通活性化		単年度	バス路線空白地域への生活交通の確保。	平成14		その他	国	営利法人	川中島バス(株)・長電バス(株)	有	有	書類審査	有	14,267,000	14,046,667
18	企画政策部	交通政策課	循環バス運行事業		継続	中心市街地の活性化と交通円滑化、高齢者等の移動手段確保。	平成12		その他	その他	営利法人	川中島バス(株)・長電バス(株)	有	有	書類審査	有	12,300,000	9,071,790
19	企画政策部	交通政策課	交通安全推進団体補助金		継続	交通安全推進のため。	昭和42		その他	法人格の無い団体(町内会等)	長野市交通安全推進委員会	長野市交通安全推進委員会	有	有	書類審査	無	5,681,000	5,681,000

参考資料 アンケート調査票一覧表 (2/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	決算書	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
20	企画政策部	交通政策課	放置自転車対策整備費補助金	放置自転車対策	継続	放置自転車問題を解消し、交通安全を確保するため。	昭和63		その他	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	篠ノ井駅周辺駐輪場対策委員会	無	有	現地調査と書類審査の両方	無	200,000	200,000
21	企画政策部	交通政策課	鉄道軌道近代化設備整備費補助金		単年度	鉄道事業の近代化を促進し、その経営収支の改善及び保安度の向上を図るため。	平成5		定率	県と国の両方	営利法人	しなの鉄道株式会社・長野電鉄株式会社	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	4,050,000	2,674,000
22	企画政策部	交通政策課	長野県内乗降施設設置期成会補助金		継続	長野県内各地域内への乗降施設設置について調査研究を行う。	平成5		その他	県	法人格の無い団体(町内会等)	北陸新幹線長野県内乗降施設設置期成会	有	有	書類審査	無	2,000,000	2,000,000
23	企画政策部	交通政策課	新幹線長野以北対策委員会運営等補助金		継続	北陸新幹線の建設を促進するため。	平成7		定額と定率の併用	県	法人格の無い団体(町内会等)	長野地区北陸新幹線対策委員会	有	有	書類審査	無	161,000	161,000
24	財政部	管財課	長野市財産区連絡協議会運営補助金		継続	会運営のため。	昭和62		その他		その他	長野市財産区連絡協議会	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	90,000	90,000
25	生活部	市民課	生鮮食料品小売店育成奨励補助金	長野市消費者のための生鮮食料品小売店育成奨励補助金交付要綱	継続	身近な地域の生鮮食料品小売店の育成を図るため。	昭和61	平成15	定率		営利法人	長野県肉商業協同組合 長野水産物協同組合	有	有	書類審査	無	1,800,000	1,478,898
26	生活部	市民病院課	市民病院建設補助金		単年度	地方公営企業法の繰出基準等に従い、病院事業会計の健全経営を図るため。	平成4		その他		その他	長野市病院事業会計	無	有	無	無	525,374,000	481,386,870
27	生活部	市民病院課	病院事業会計繰出金		単年度	地方公営企業法の繰出基準等に従い、病院事業会計の健全経営を図るため。	平成7		その他		その他	長野市病院事業会計	無	有	無	無	852,429,000	852,428,541
28	生活部	男女共同参画課	長野市女性団体連絡会補助金		継続		平成7		定額		その他	長野市女性団体連絡会	無	有	書類審査	無	500,000	500,000
29	生活部	男女共同参画課	長野市女性指導者海外研修補助金交付要綱		継続	国際的視野を持った女性指導者の育成。	昭和61	平成14	定額		個人		無	有	書類審査	無	200,000	200,000
368	保健福祉部	厚生課	長野市民生児童委員協議会補助金		継続	民生・児童委員の活動費及び民生児童委員協議会事務高運営費の補助をし、民生・児童委員活動の推進と組織の強化を図り、地域福祉を推進する。	昭和		その他		法人格の無い団体(町内会等)	長野市民生児童委員協議会	無	有	無	無	31,465,000	31,464,020
369	保健福祉部	厚生課	長野市民生児童委員協議会補助金		継続	民生・児童委員の日常福祉活動に要する経費を補助し、活動の充実を図る。	平成		その他		法人格の無い団体(町内会等)	長野市民生児童委員協議会	無	有	無	無	46,490,000	46,659,520
370	保健福祉部	厚生課	社会福祉活動団体補助金		継続	地域福祉の推進を図るため、社会福祉活動を行う団体の運営を必要範囲で支援する。	昭和		その他		社会福祉法人	長野市社会福祉協議会	無	無	無	無	273,609,000	272,027,000
371	保健福祉部	厚生課	長野市民生児童委員協議会補助金		継続	民間社会福祉施設の入所者の処遇向上及び処遇改善の推進を図る。	平成11		定率		社会福祉法人	信濃福祉施設協会	有	無	書類審査	無	540,000	104,000
372	保健福祉部	厚生課	中核市社会福祉施設代替職員雇用事業補助金	長野市社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付要綱	単年度	社会福祉施設に勤務する職員の労働条件の向上及び施設入所者の処遇の適正な実施の確保を図る。	平成11		定率	国	社会福祉法人	長野市社会事業協会	有	無	書類審査	無	616,000	605,880
373	保健福祉部	厚生課	長野市中国帰国者会補助金		継続	本市に定着する中国帰国者が自主的に組織した会を支援することと、会の活動を通じ中国帰国者に広く定着・自立の支援を行う。	平成4		定額		法人格の無い団体(町内会等)	長野市中国帰国者会	無	有	無	無	100,000	100,000

参考資料 アンケート調査票一覧表 (3/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	決算	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
374	保健福祉部	厚生課	長野市遺族会運営補助金	長野市遺族会運営補助金	継続	会の運営の安定化を図り、会の活動を通して会員相互の情報交換や親睦を深め、戦没者の慰霊・顕彰と遺族等の福利増進を図る。	昭和		定額と定率の併用	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	長野市遺族会	無	有	無	無	1,604,000	1,420,000
375	保健福祉部	厚生課	軍恩連盟長野市連合支部運営補助金	軍恩連盟長野市連合支部運営補助金	継続	会の運営の安定化を図り、会の活動を通して会員相互の情報交換や親睦を深め、会員の福利増進や戦没者の慰霊・顕彰を図る。	昭和		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	軍恩連盟長野市連合支部	無	有	無	無	100,000	100,000
376	保健福祉部	厚生課	長野市傷痍軍人会運営補助金	長野市傷痍軍人会運営補助金	継続	会の運営の安定化を図り、会の活動を通して会員相互の情報交換や親睦を深め、会員の福利増進や戦没者の慰霊・顕彰を図る。	昭和		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	長野市傷痍軍人会	無	有	無	無	257,000	257,000
377	保健福祉部	厚生課	平成7年7月11日から14日までに発生した梅雨前線豪雨災害に係る災害援護資金貸付金利息補助金		継続	被災者の負担軽減を図る。	平成7	平成17	定率	個人			無	無	無	無	24,000	9,667
378	保健福祉部	厚生課	長野市特定非営利活動法人保健福祉活動補助金	長野市特定非営利活動法人保健福祉活動補助金交付要綱	単年度	設立間もない、保健福祉活動を行うNPO法人の活動の健全な発展を促進する。	平成13		定率	公益的法人(社会福祉法人を除く)	公益的法人(社会福祉法人を除く)	NPO法人「コミュニケーションながの」	有	有	書類審査	無	5,000,000	1,757,000
33	保健福祉部	高齢者福祉課	地域福祉サービス事業補助金		継続	高齢者等が、日常生活で困ったときに身近な地域で家事援助などを行う有料在宅福祉サービス事業を実施するため。	昭和62		その他	社会福祉法人	社会福祉法人	長野市社会福祉協議会	無	無	書類審査	無	22,855,000	22,855,000
34	保健福祉部	高齢者福祉課	長野市福祉自動車購入補助金	長野市福祉自動車購入補助金交付要綱	継続	身体機能低下のため独力で交通機関を利用することが困難な者を、病院等へ移送するための心身のリフレッシュを図る。	平成8		定額と定率の併用	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	篠ノ井地区社会福祉協議会	有	有	書類審査	無	2,500,000	2,337,346
35	保健福祉部	高齢者福祉課	在宅介護者リフレッシュ事業	長野市在宅介護者リフレッシュ事業補助金交付要綱	継続	寝たきり・痴呆性・重度心身障害者の介護者の心身のリフレッシュを図る。	平成3		その他	社会福祉法人	社会福祉法人	長野市社会福祉協議会	有	有	書類審査	無	923,000	920,200
36	保健福祉部	高齢者福祉課	ふれあい会食・自宅訪問活動事業	長野市ひとり暮らし高齢者友愛活動事業補助金交付要綱	継続	地域のボランティア団体によるひとり暮らし高齢者の孤独感を和らげ、安否確認等を行う事業を支援するため。	昭和61		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	西長野町友愛会	有	無	書類審査	無	22,771,000	21,747,450
37	保健福祉部	高齢者福祉課	長野市ゲートボール等設置事業補助金	長野市ゲートボール等設置事業補助金交付要綱	単年度	高齢者の健康増進と福祉の向上を図るため、高齢者がスポーツに親しみ健康づくりが行えるような環境づくりを推進する。	昭和61		定率	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	老人クラブ又は地区区長会	有	無	現地調査と書類審査の両方	無	600,000	0
38	保健福祉部	高齢者福祉課	老人クラブ補助金	長野市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱	単年度	豊かな老後の生活及び明るい長寿社会づくりに資するため。	昭和46		その他	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	老人クラブ(会員30人以上)	有	有	書類審査	無	13,307,800	13,042,400
39	保健福祉部	高齢者福祉課	老人クラブ補助金	長野市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱	単年度	豊かな老後の生活及び明るい長寿社会づくりに資するため。	昭和46		その他	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	老人クラブ(会員30人未満)	有	有	書類審査	無	331,200	331,200
40	保健福祉部	高齢者福祉課	高齢者写真撮影事業補助金		継続	長寿を祝う高齢者に対する敬愛の精神と高齢者福祉について理解と関心を高めるため。	昭和46		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	長野市写真館協会	無	有	無	無	2,500,000	2,500,000
41	保健福祉部	高齢者福祉課	老人ホーム等施設整備補助金	長野市老人福祉施設整備事業補助金交付要綱	継続	社会福祉法人が行う老人福祉施設の整備事業で、自己資金の負担軽減を図ることを目的とする。	平成8		定額	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人「シエーエー」長野市	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	276,514,000	246,186,000



参考資料 アンケート調査票一覧表 (5/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	決算書	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
51	保健福祉部	障害福祉課	長野市心身障害者生活寮設置運営事業補助金	長野市心身障害者生活寮設置運営事業補助金交付実施要綱	継続	心身障害者の自立促進を図るため。	平成11		定額	社会福祉法人	社会福祉法人		有	有	書類審査	無	16,474,000	17,855,600
52	保健福祉部	障害福祉課	長野市心身障害者共同作業所運営費補助金	長野市心身障害者共同作業所運営費補助金交付実施要綱	継続	在宅の心身障害者や老人等に対し技能取得や就労の機会をあたえるため。	平成11		定額	その他	知的障害者育成会		有	有	書類審査	無	30,606,000	31,278,000
53	保健福祉部	障害福祉課	長野市福祉タクシースーパー整備事業補助金	長野市福祉タクシースーパー整備事業補助金交付要綱	継続	歩行が困難な者の社会参加を促進するため。	平成12		定額と定率の併用		営利法人		有	無	現地調査と書類審査の両方	無	3,000,000	3,000,000
54	保健福祉部	障害福祉課	長野市障害児社会適応訓練事業補助金	長野市障害児社会適応訓練事業補助金交付要綱	継続	養護学校等に通学する障害児の将来的な社会性の向上を図るため。	平成14		定額	その他	社会福祉法人・任意団体	社会福祉法人・任意団体	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	18,037,000	13,795,000
55	保健福祉部	障害福祉課	希望の旅		継続	障害者団体が主催する「希望の旅」事業のため。			定額	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人協議会	有	有	書類審査	無	900,000	900,000
56	保健福祉部	障害福祉課	豊巣移住者福祉施設運営調整費支給	長野市民間社会福祉施設運営調整費支給要綱	継続	民間社会福祉施設の入所者の処遇向上及び処遇職員の勤務条件等の改善を図る。	平成11		定率	社会福祉法人	社会福祉法人	知的障害者授産施設 知的障害者更正施設 身体障害者療護施設	有	有	書類審査	無	6,413,000	5,859,000
57	保健福祉部	障害福祉課	障害児保育料補助金	長野市障害児保育料補助金交付要綱	継続	障害児を保育する世帯の生活安定と福祉の向上を図る。	昭和63		定率	個人	個人	保護者	無	無	書類審査	無	1,080,000	1,030,446
58	保健福祉部	障害福祉課	中核市産休代替職員費	長野市社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付要綱	継続	社会福祉施設に勤務する職員の労働条件の向上と同施設の入所者の適正な処遇の確保のため。	平成11		定額と定率の併用	国	社会福祉法人	長野市社会事業協会	有	有	書類審査	無	1,184,000	862,920
59	保健福祉部	障害福祉課	心身障害者団体運営補助金	市福祉工場運営費補助金交付要綱	継続	障害者団体の円滑な活動運営を図るため。	平成11		定額		社会福祉法人	長野市身体障害者福祉協会	有	有	書類審査	無	2,420,000	2,420,000
60	保健福祉部	障害福祉課	障害者スポーツ振興事業補助金	市福祉工場運営費補助金交付要綱	継続	福祉工場の円滑な運営を図るため。	平成11		定額	国	社会福祉法人	長野市若槻園	有	有	書類審査	無	54,294,000	53,124,920
61	保健福祉部	障害福祉課	障害者スポーツ振興事業補助金		継続	障害者が日常的にスポーツを楽しむことができる態勢づくりを促進し、スポーツを通じ、障害者の心身の健康の維持促進と社会参加意欲の高揚を図る。	平成9		定額	その他	その他	長野市障害者スポーツ協会	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	7,000,000	7,000,000
62	保健福祉部	障害福祉課	長野市障害者施設整備事業補助金	長野市障害者施設整備事業補助金交付要綱	単年度	社会福祉法人が行う障害者に係る社会福祉施設の施設及び設備の整備事業促進のため。	平成11		定額と定率の併用		社会福祉法人	社会福祉法人 ながの障害者生活支援協会	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	40,959,000	40,959,000
63	保健福祉部	障害福祉課	中核市障害者福祉施設整備補助金	平成14年度(平成13年度からの繰越分)社会福祉施設整備補助金交付要綱、社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金交付要綱	単年度	地方公共団体等が整備する障害者(児)の施設整備及び設備整備促進のため。	平成3		定額と定率の併用	国	社会福祉法人	社会福祉法人 ながの障害者生活支援協会	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	122,872,000	122,872,000

参考資料 アンケート調査票一覧表 (6/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実情報告	決算書	検査	初見判定	14年度予算	14年度決算
64	保健福祉部	児童福祉課	民間保育所施設整備補助金	長野市私立保育所施設整備資金交付要綱	継続	社会福祉施設の整備を促進するため。	平成11		定率	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人新志福祉会	無	無	書類審査	無	1,190,000	1,186,949
65	保健福祉部	児童福祉課	保育団体補助金		継続	乳幼児の保育内容に関する調査研究を行うと共に、保育事業の充実を図り、もって地域社会に貢献するため。			その他	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	長野市私立保育協会	有	有	書類審査	無	4,100,000	4,100,000
66	保健福祉部	児童福祉課	保育園災害共済掛金補助金		継続	私立保育園管理下における児童の災害について共済掛金を補助することで、保護者の負担軽減を図る。			定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	長野市私立保育協会	有	有	書類審査	無	1,925,000	1,917,900
67	保健福祉部	児童福祉課	無認可保育所振興補助金		継続	認可保育所が置けない地区に設置された特定の無認可保育所において、認可保育所と同等の保育士配置を維持することで、入所児童の福祉向上を図る。	平成14		定額	個人		無認可保育所	有	有	現地調査と書類審査	無	5,570,000	4,725,470
68	保健福祉部	児童福祉課	夜間保育所運営費補助金		継続	夜間保育所の経営の安定化を図るため。	平成15		定額	社会福祉法人	社会福祉法人	秋葉保育園・若葉保育園	有	有	書類審査	無	1,000,000	500,000
69	保健福祉部	児童福祉課	保育料収納事務費交付金		継続	保育所保育料の徴収事務のため、交付金を交付し、市保育行政の円滑な運営を図ることを目的とする。	平成13		定額	社会福祉法人	社会福祉法人	市内の私立保育所	無	無	書類審査	無	2,700,000	2,710,000
70	保健福祉部	児童福祉課	長野市特別保育事業補助金(国補)		単年度	必要ときに利用できる多様な保育サービスを整備及び在宅の乳幼児も含めた子育て支援の充実を図るため。	平成2		定額	国	社会福祉法人	私立保育所	有	無	現地調査と書類審査の両方	有	333,666,000	298,758,813
71	保健福祉部	児童福祉課	長野市特別保育事業補助金(市単)		単年度	必要ときに利用できる多様な保育サービスを整備及び在宅の乳幼児も含めた子育て支援の充実を図るため。	平成2		定額	国	社会福祉法人	私立保育所	有	無	現地調査と書類審査の両方	有	7,552,000	10,393,720
72	保健福祉部	児童福祉課	長野市母親クラブ活動補助金	長野市母親クラブ活動補助金交付要綱	単年度	児童の健全育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織(母親クラブ)の活動の推進のため。	昭和63		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	(例) 児童館母親クラブ	有	有	書類審査	無	4,347,000	4,347,000
73	保健福祉部	児童福祉課	長野市里親会補助金		単年度	盆と正月に各1週間程度の間、児童養護施設の入所児童を預かる長野市里親会の活動を支援するため。	平成6		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	長野市里親会	無	有	書類審査	無	60,000	60,000
74	保健福祉部	児童福祉課	長野市社会福祉施設代替職員雇用事業補助金	長野市社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付要綱	継続	社会福祉施設に勤務する職員の労働条件の向上を図り、同施設の入所者の処遇の適正な実施を確保するため。	平成11		定額と定率の併用	社会福祉法人	社会福祉法人	児童福祉施設	有	有	書類審査	無	3,182,400	599,250
75	保健福祉部	児童福祉課	長野市社会福祉施設代替職員雇用事業補助金	長野市社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付要綱	継続	社会福祉施設に勤務する職員の労働条件の向上を図り、同施設の入所者の処遇の適正な実施を確保するため。	平成11		定額と定率の併用	社会福祉法人	社会福祉法人	児童福祉施設	有	有	書類審査	無	397,800	0
76	保健福祉部	児童福祉課	幼児教育補助金	長野市私立幼稚園連盟補助金交付要綱	継続	幼児教育の振興を図るため。	昭和51		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	長野市幼稚園連盟	有	無	書類審査	無	126,320,000	123,928,000
77	保健福祉部	児童福祉課	長野市私立幼稚園就業奨励費補助金	長野市私立幼稚園就業奨励費補助金交付要綱	継続	私立幼稚園への就業を促進し、保護者負担の軽減を図るため。	昭和53		定額	国	公益的法人(社会福祉法人を除く)	篠ノ井幼稚園ほか3園	有	無	書類審査	無	213,251,000	203,232,150
78	保健福祉部	児童福祉課	私立幼稚園障害児就業奨励費補助金(市単)	長野市私立幼稚園就業奨励費補助金交付要綱	継続	障害児が健常児とのふれあいの中でその心身の発達を助長するため。	平成5		定額	国	公益的法人(社会福祉法人を除く)	学校法人篠ノ井学園他6園	有	無	書類審査	無	1,600,000	1,280,000
79	保健福祉部	児童福祉課	幼稚園災害共済掛金補助金	長野市私立幼稚園災害共済掛金交付要綱	継続	私立幼稚園に在園する園児について、日本体育・学校健康センターが行う災害共済に加入する場合の掛金助成。	昭和62		定額	国	公益的法人(社会福祉法人を除く)	学校法人信州学園他18園	有	無	書類審査	無	1,387,000	1,359,360

参考資料 アンケート調査票一覧表 (7/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	決算	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
80	保健福祉部	児童福祉課	子どもフェスティバル開催補助金		単年度	少子化対策、子育て支援事業として有意義なもの、公共性があると思われるため。	平成12	平成14	定額		公益的法人(社会福祉法人を除く)	NPO法人「なごのこども」の城がいきいきプロジェクト	有	有	書類審査	無	500,000	500,000
81	保健福祉部	児童福祉課	民間施設経営調整費市加算金	長野市私立保育所助成要綱	継続	私立保育所の円滑な運営と保育内容の向上を図るため。	昭和50		その他		社会福祉法人	私立保育所	無	無	書類審査	無	168,427,000	138,132,280
82	保健福祉部	児童福祉課	母子福祉資金・専業主婦福祉資金利子補給金	母子福祉資金・専業主婦福祉資金利子補給金交付要綱	単年度	母子家庭等の経済的自立また生活意欲の助長を図るため。	昭和48	昭和48	その他		個人	母子専婦福祉資金受取者	有	無	書類審査	無	196,738	82,161
83	保健福祉部	児童福祉課	長野市母子専婦福祉会活動補助金		単年度	長野市母子専婦福祉会の活動を支援するため。	平成2	平成2	定額		法人格の無い団体(町内会等)	長野市母子専婦福祉会	無	有	書類審査	無	431,000	431,000
84	保健福祉部	児童福祉課	保育園(バス)通園児童補助金	長野市保育園(バス)通園児童補助金交付要綱	継続	通園費の軽減を図るため。	昭和47	昭和47	その他		個人	該当する保育園に通園する児童の保護者	有	無	書類審査	無	2,824,000	1,161,660
85	保健福祉部	児童福祉課	民間保育所等施設整備補助金	長野市私立保育所及び私立幼稚園施設整備事業補助金交付要綱	継続	社会福祉法人、学校法人等が行う施設整備事業支援。	昭和56	昭和56	定額と定率の併用		その他	社会福祉法人、学校法人	有	有	書類審査	無	34,458,000	33,551,000
86	保健福祉部	児童福祉課	中核市・民間保育所施設整備事業補助金	長野市社会福祉施設整備事業補助金交付要綱	継続	社会福祉法人等が行う社会福祉施設整備事業支援。	平成11	平成11	定額と定率の併用	国	社会福祉法人	社会福祉法人聖徳保育園	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	368,501,000	353,267,000
87	保健福祉部	児童福祉課	県単移譲・民間保育所施設整備補助金	長野市私立保育所及び私立幼稚園施設整備事業補助金交付要綱	継続	社会福祉法人、学校法人等が行う施設整備事業支援。	平成11	平成11	定額と定率の併用		その他	社会福祉法人、学校法人	有	有	書類審査	無	2,700,000	1,800,000
88	保健福祉部	人権同和対策課	部落解放同盟長野市協議会補助金		単年度	部落解放協議団体の活動支援。	昭和47	昭和47	定額		法人格の無い団体(町内会等)	部落解放同盟長野市協議会	無	有	書類審査	無	21,260,000	21,260,000
89	保健福祉部	人権同和対策課	部落解放推進の会長野市協議会補助金		単年度	部落解放協議団体の活動支援。	昭和56	昭和56	定額		法人格の無い団体(町内会等)	部落解放推進の会長野市協議会	無	有	書類審査	無	3,750,000	3,750,000
90	保健福祉部	人権同和対策課	全日本同和会長野支部補助金		単年度	部落解放協議団体の活動支援。	昭和55	昭和55	定額		法人格の無い団体(町内会等)	全日本同和会長野支部	無	有	書類審査	無	1,800,000	1,800,000
91	保健福祉部	人権同和対策課	長野県部落解放運動連合会長野市協議会補助金		単年度	部落解放協議団体の活動支援。	昭和56	昭和56	定額		法人格の無い団体(町内会等)	長野県部落解放運動連合会長野市協議会	無	有	書類審査	無	450,000	450,000
93	保健福祉部	人権同和対策課	自動車運転免許取得奨励金	同和地区技能修得奨励金交付要綱	単年度	運転免許取得の支援。	昭和50	平成14	定額	県	個人	運転免許取得者	無	無	無	無	30,000	30,000
94	保健福祉部	人権同和対策課	保育料補助金	同和地区保育料補助金交付要綱	単年度	同和地区世帯の保育料軽減。	昭和50	平成18	定率		個人	園児の保護者	無	無	無	無	594,000	45,600
95	保健福祉部	人権同和対策課	人権擁護委員協議会活動費補助金		単年度	人権擁護委員協議会の活動支援。	不明		定額		法人格の無い団体(町内会等)	長野市人権擁護委員協議会	無	有	無	無	1,145,000	1,144,287
96	保健福祉部	長野市保健所総務課	医師会事業補助金	医師会事業補助金交付要綱	継続	市民の保健衛生事業推進。			定額と定率の併用		公益的法人(社会福祉法人を除く)	医師会	有	有	書類審査	無	3,384,000	3,383,400

参考資料 アンケート調査票一覧表 (8/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実情報告	決算	検査	初見判定	14年度予算	14年度決算
97	保健福祉部	長野市保健所総務課	歯科医師会事業補助金	歯科医師会事業補助金交付要領	継続	市民の保健衛生事業推進。			定額と定率の併用	公益的法人(社会福祉法人を除く)	公益的法人(社会福祉法人を除く)	歯科医師会	有	書類審査	無	1,505,000	1,504,300	
98	保健福祉部	長野市保健所総務課	看護学院運営費補助金	看護学院運営費補助金交付要領	継続	地域の看護職の人材確保。			定率	公益的法人(社会福祉法人を除く)	公益的法人(社会福祉法人を除く)	長野市医師会附属看護専門学校	有	書類審査	無	10,161,000	8,741,000	
99	保健福祉部	長野市保健所総務課	歯科急患医療事業補助金	協定書による(豊要綱)医療施設運営費補助金交付要領	継続	休日の歯科救急医療の確保。	昭和53		その他	公益的法人(社会福祉法人を除く)	公益的法人(社会福祉法人を除く)	歯科医師会	有	書類審査	無	995,000	988,000	
387	保健福祉部	長野市保健所総務課	病院群輪番制病院運営事業	(豊要綱)医療施設運営費補助金交付要領	継続	第2次救急医療の確保。	昭和52		定額	県と国の両方	公益的法人(社会福祉法人を除く)	公的病院	有	無	無	28,669,000	28,668,120	
100	保健福祉部(長野市保健所)	保健予防課	健康診断予防接種事業補助金	長野市健康診断予防接種事業補助金交付要領	継続	結核予防法の規定に基づき実施した、定期健康診断の助成。	平成11		定額	その他	その他	学校法人 長野日本大学学園	有	書類審査	無	2,009,000	2,008,780	
101	保健福祉部(長野市保健所)	保健予防課	共同住居運営事業補助金	長野市精神障害者共同住居運営事業補助金交付要領	継続	民間事業者の施設運営費の助成。	平成3		定額	県	社会福祉法人	社会福祉法人長野南福祉会	有	現地調査と書類審査の両方	無	4,992,000	4,992,000	
102	保健福祉部(長野市保健所)	保健予防課	共同作業所運営事業補助金	長野市精神障害者社会復帰訓練事業補助金交付要領	継続	民間事業者の施設運営費の助成。	平成4		定額	県	法人格の無い団体(町内会等)	りんどう会	有	現地調査と書類審査の両方	無	51,066,000	52,220,000	
103	保健福祉部(長野市保健所)	保健予防課	共同作業所運営事業補助金・市単	長野市精神障害者社会復帰訓練施設通所要助費交付要領	継続	施設に係る固定資産税相当額の助成。	平成7		その他		法人格の無い団体(町内会等)	りんどう会	無	無	無	19,900	19,900	
104	保健福祉部(長野市保健所)	保健予防課	精神障害者通所奨励費補助金	長野市精神障害者社会復帰訓練施設通所要助費交付要領	継続	施設通所者に対する交通費助成。	平成10		定額と定率の併用		個人	個人	有	書類審査	無	2,788,000	2,041,440	
105	保健福祉部(長野市保健所)	保健予防課	精神障害者社会復帰施設整備事業補助金	長野市障害者施設整備事業補助金交付要領	単年度	民間事業者の施設及び設備整備費に対する助成。	平成11		定額		社会福祉法人	社会福祉法人長野南福祉会	有	書類審査	無	29,672,000	28,775,000	
106	保健福祉部(長野市保健所)	保健予防課	精神障害者グループホーム運営事業補助金	長野市精神障害者地域生活援助事業補助金交付要領	継続	民間事業者の施設運営費に対する助成。	平成14		定額	県	法人格の無い団体(町内会等)	りんどう会	有	現地調査と書類審査の両方	無	31,800,000	31,202,070	
107	保健福祉部(長野市保健所)	保健予防課	精神障害者ショートステイ事業補助金	長野市精神障害者短期入所事業補助金交付要領	継続	ショートステイ受入に係る事業費に対する助成。	平成14		定額	県	社会福祉法人	社会福祉法人長野南福祉会	有	書類審査	無	4,368,000	1,750,070	
109	保健福祉部(長野市保健所)	保健予防課	精神障害者家族会補助金	精神障害者家族会補助金	継続	家族会の事業活動費に対する助成。	平成1		定額		法人格の無い団体(町内会等)	長野社会復帰促進会	無	無	無	200,000	200,000	
110	保健福祉部	生活衛生課	献血推進事業補助金	献血推進事業補助金交付要領	継続	民間事業者の施設運営費に対する助成。	昭和		定額と定率の併用		法人格の無い団体(町内会等)	地区献血協力団体	有	書類審査	有	400,000	400,000	
111	保健福祉部	生活衛生課	休日夜間当番薬局実施事業補助金	長野市休日夜間当番薬局実施事業補助金交付要領	継続	ショートステイ受入に係る事業費に対する助成。	平成14		定額		公益的法人(社会福祉法人を除く)	社団法人長野市薬剤師会	有	書類審査	無	3,575,000	3,575,000	
112	保健福祉部	生活衛生課	長野県食品衛生推進大会補助金	長野県食品衛生推進大会補助金	単年度	長野市民の食品衛生意識の高揚と安全、な食生活の推進に資するため。	平成14		定額		公益的法人(社会福祉法人を除く)	公益的法人(社会福祉法人を除く)長野県食品衛生協会	有	書類審査	無	200,000	200,000	



参考資料 アンケート調査票一覧表 (9/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	決算書	検査書類	効果測定	14年度予算	14年度決算
113	保健福祉部	生活衛生課	公衆浴場経営安定化補助金	継続	家族会の事業活動費に対する助成。	昭和58	昭和16	定額		その他	長野公衆浴場組合	有	無	無	無	1,800,000	1,650,000
114	保健福祉部	生活衛生課	公衆浴場経営安定化助成事業補助金	継続	専業経営者に対し助成を行い、経営の安定化を図るとともに公衆衛生上必要とされる公衆浴場の利用機会の確保を図る。	昭和62	昭和62	定率	県	個人	普通公衆浴場経営者	有	有	書類審査	無	1,740,000	1,920,000
115	保健福祉部	生活衛生課	公衆浴場設備改善事業補助金	継続	施設が改善され衛生水準が向上し効率的な経営を図る。	昭和62	昭和62	定率	県	個人	普通公衆浴場経営者	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	4,700,000	3,168,000
116	保健福祉部	生活衛生課	犬・ねこ繁殖制限手術助成事業実施要綱	継続	野良犬・野良ねこ防止対策の一環として、望まれないに生まれ捨てられる犬やねこの減少を図るために、市民に大々ねこの不妊去勢手術を推進する。	平成12	平成12	その他	その他	その他	市内の動物病院開業獣医師	無	無	書類審査	無	2,700,000	2,769,000
117	保健福祉部	生活衛生課	水道事業会計に対する一般会計補助金	継続	水道の安定供給に資するため、市水道事業の経営の健全化と経営基盤強化を図る。	平成11	平成11	その他	個人	個人	長野市水道局	有	有	書類審査	無	31,258,000	30,923,000
118	環境部	環境管理課	太陽光発電システム普及促進事業補助金	継続	CO2を排出しない自然エネルギー利用の促進を図る。	昭和50	昭和50	定額	個人	個人	個人	有	有	書類審査	無	10006000	9,969,000
119	環境部	環境管理課	クリーン長野運動推進本部補助金	継続	長野市をきれいにする運動を市民総参加のものとして展開する。	昭和42	昭和42	定額	個人	個人	クリーン長野運動推進本部	有	有	書類審査	無	2,000,000	2,000,000
120	環境部	環境管理課	環境美化運動推進本部補助金	継続	地域の環境美化活動の推進、環境美化意識の普及啓発に寄与する団体支援。	昭和49	昭和49	定額	個人	個人	長野市環境美化推進本部	有	有	書類審査	無	22100000	22,100,000
121	環境部	環境管理課	河川水路をきれいにする推進活動補助金	継続	河原のごみ散乱状況等、河川の監視、河川浄化の啓発活動を行なう団体支援。	平成14	平成14	定額	個人	個人	長野市河川水路をきれいにする推進本部	有	有	書類審査	無	250,000	250,000
122	環境部	環境管理課	ながの環境パートナーシップ会議運営費補助金	継続	市民・事業者・行政の協働により運営される「ながの環境パートナーシップ会議」の活動費支援。	平成4	平成4	定額と定率の併用	個人	個人	ながの環境パートナーシップ会議	有	有	書類審査	無	2,000,000	2,000,000
123	環境部	環境第一課	長野市生ごみ自家処理機器購入費補助金	継続	家庭から排出される生ごみの減量・再資源化を図るため。	平成14	平成14	その他	個人	個人	生ごみ処理機器購入者	無	無	現地調査と書類審査の両方	有	12,346,000	11,936,964
124	環境部	環境第一課	地元対策事業(小松原地区INC整備事業)	単年度	天狗沢最終処分場埋立期間延長に伴う協定締結を受け、地元条件及び必要事項の事業を行う。	平成14	平成14	その他	個人	個人	長野市篠ノ井小松原不燃物最終処分場対策委員会	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	90,000,000	89,994,870
125	環境部	環境第一課	地元対策事業(小松原地区有線テレビ現施設撤去事業)	単年度	天狗沢最終処分場埋立期間延長に伴う協定締結を受け、地元条件及び必要事項の事業を行う。	平成14	平成14	その他	個人	個人	長野市篠ノ井小松原不燃物最終処分場対策委員会	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	12,000,000	10,479,000
126	環境部	環境第一課	地元対策事業(松岡公民館分館建設事業)	単年度	周辺7町村の可燃ごみ受入れに関する地元要望事項の事業を行うため。	平成14	平成14	その他	個人	個人	松岡区	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	17,000,000	17,000,000
127	環境部	環境第一課	長野市ごみ集積所設置事業補助金	継続	ごみ集積所の衛生的機能的改善を図るため。	昭和56	昭和56	定額と定率の併用	個人	個人	区若しくは区環境美化推進会	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	7,799,000	9,715,817
128	環境部	環境第一課	長野市ごみ集積所改修事業補助金	継続	ごみ集積所の衛生的機能的改善を図るため。	平成12	平成12	定額と定率の併用	個人	個人	区若しくは区環境美化推進会	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	1,930,000	1,100,168

参考資料 アンケート調査票一覧表 (10/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	決算	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
129	環境部	環境第一課	長野市リサイクルハウス設置事業補助金	長野市リサイクルハウス設置事業補助金交付要綱	継続	資源の団体回収活動を活性化し、ごみの減量と再資源化を促進するため。	平成9		定額	法人格の無い団体(町内会等)	資格の無い団体(町内会等)	資源回収団体	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	1,915,000	5,036,188
130	環境部	環境第一課	フェア実行委員会補助金		継続	ごみの減量、再資源化・再利用推進の啓発のため。	平成9		定額		法人格の無い団体(町内会等)	ながの環境フェア実行委員会	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	600,000	600,000
131	環境部	環境第一課	長野市リサイクル連絡会補助金		継続	リサイクル活動団体への支援・育成のため。	平成11		定額		法人格の無い団体(町内会等)	長野市リサイクル連絡会	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	100,000	100,000
132	環境部	環境第一課	リサイクル活動推進費補助金		継続	リサイクルプラザでのリサイクル体験コーナーの企画運営支援。	平成13		定額		法人格の無い団体(町内会等)	長野市リサイクル連絡会	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	200,000	200,000
133	環境部	環境第二課	し尿収集運搬業者合理化事業転廃交付金		継続	減少するし尿収集量に対し、収集車両の計画的な減車をを行い、効率的な収集体制を維持し、市民の生活環境に影響を及ぼさないため。	平成12	平成14	その他		その他	長野市生活環境協同組合	無	無	書類審査	有	132,600,000	132,600,000
134	環境部	環境第二課	住宅団地共同合併浄化槽改善事業補助金	長野市住宅団地共同合併浄化槽改善事業補助金交付要綱	継続	県又は市が住宅団地の建設又は分譲に伴い設置した合併浄化槽で、当該団地の自治会が維持管理を行っていない場合、その改善に要した費用に対して補助することにより、住民の負担を軽減するため。	昭和55		その他		法人格の無い団体(町内会等)	みこと川団地	有	無	現地調査と書類審査の両方	無	400,000	0
135	環境部	環境第一課	合併処理浄化槽設置事業補助金	長野市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱	継続	下水道等の整備計画の無い地域の住民に対し、合併処理浄化槽の設置に対し補助金を交付し全戸水洗化を図るため。	昭和63		定額	県と国の両方	個人	吉原登外	有	無	現地調査と書類審査の両方	無	37,750,000	26,000,000
136	環境部	環境第二課	生活雑排水簡易浄化槽清掃事業	長野市生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金交付要綱	継続	清掃を促進し、もって中小河川の水質を保全するため。	昭和59		定額		営利法人	一般廃棄物収集運搬許可業者	有	無	現地調査と書類審査の両方	無	113,726,000	113,700,444
137	農林部	農政課	農林漁業資金借入補助金		継続	農業構造改善事業等のために借り入れた農林漁業資金の償還分支援。	昭和62		その他		その他	グリーン長野農業協同組合	無	無	書類審査	無	1,355,389	1,355,389
138	農林部	農政課	天災資金利子補給金	天災による被害農業者に対する経営資金融資利子補給金交付要綱	継続	天災により農作物等に著しい被害を受けた農業者に対し、借入金の利子に対し補給する。	平成11		その他	県と国の両方	その他	ながの農業協同組合グリーン長野農業協同組合	無	無	書類審査	無	208,799	212,067
139	農林部	農政課	農作物等災害経営支援利子補給金	平成10年度台風7号災害対策資金交付要綱	継続	平成10年台風7号災害により、農作物に著しい被害を受けた農業者が農業経営の安定を図り、借入金利負担を軽減するため。	平成10		その他	県	その他	ながの農業協同組合グリーン長野農業協同組合	無	無	書類審査	無	1,668,145	1,374,449
140	農林部	農政課	農業経営基盤強化資金利子補給金	長野市農業経営基盤強化資金融資利子補給金交付要綱	継続	農業経営の規模拡大及び効率化を図るうえで、農業経営者に対し、借入金利負担を軽減するため。	昭和56		その他	県	個人	(有)山一農産羽生田春樹	無	無	書類審査	無	2,227,809	1,385,985

参考資料 アンケート調査票一覧表 (11/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	決算書	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
141	農林部	農政課	農業近代化資金利子補給金	長野市農業近代化資金融資利子補給金交付要綱	継続	農業者等の農業経営の近代化を推進するに必要な生産施設等の整備拡充を図る。	昭和42		その他		その他	ながの農業協同組合 グリーン長野農業協同組合 (有)マルヒ農場	無	無	書類審査	無	9,376,018	7,314,970
142	農林部	農政課	農業経営改善資金利子補給金	長野市農業経営改善資金交付要綱	継続	増大する農業者の資金需要を充足し、農業の近代化を推進する。	昭和56		その他		その他	グリーン長野農業協同組合	無	無	書類審査	無	68,400	45,786
143	農林部	農政課	認定農業者育成推進資金利子補給金	長野市認定農業者育成推進資金交付要綱	継続	認定農業者の経営改善を推進し、農業経営の体質強化を図る。	平成10		その他		その他	グリーン長野農業協同組合	無	無	書類審査	無	41,150	41,149
144	農林部	農政課	認定農業者育成確保資金利子補給金	長野市認定農業者育成確保資金交付要綱	継続	認定農業者の経営改善を推進し、農業経営の体質強化を図るため。	平成14		その他		その他	グリーン長野農業協同組合	無	無	書類審査	無	112,500	4,295
145	農林部	農政課	農業災害対策資金	長野市農業災害対策資金交付要綱	継続	平成11年の記録低気圧豪雨により、農作物等に著しい被害を受けた農業者が生産の建て直しを図るため借入した場合に、金利負担の軽減を図るため。	平成11		その他		その他	グリーン長野農業協同組合	無	無	書類審査	無	17,300	17,170
146	農林部	農政課	平成13年度降ひょう被害による農業災害対策資金	平成13年度降ひょう被害による農業災害対策資金交付要綱	継続	平成13年に発生した降ひょうにより、農作物等に著しい被害を受けた農業者が生産の立て直しを図るため、借入した場合に、金利負担の軽減を図るため。	平成13		その他	個人		グリーン長野農業協同組合	無	無	書類審査	無	90,000	60,981
147	農林部	農政課	養豚経営活性化資金	長野市養豚経営活性化資金交付要綱	継続	大家畜経営の体質強化及び養豚経営安定のため。	平成13		その他		その他	グリーン長野農業協同組合	無	無	書類審査	無	9,229	9,229
148	農林部	農政課	大家畜経営改善支援資金等利子補給金	長野市大家畜経営改善支援資金交付要綱	継続	大家畜経営の体質強化及び養豚経営安定のため。	平成13		その他		その他	グリーン長野農業協同組合	無	無	書類審査	無	25,459	3,584
149	農林部	農政課	農業共済事業補助金	農業共済事業補助金交付要綱	継続	共済加入農家の費用の軽減。	平成		その他		公益的法人(社会福祉法人を除く)	長野地区農業共済事務組合	無	無	書類審査	無	2,751,287	2,392,314
150	農林部	農政課	農業共済事業補助金	農業共済事業補助金交付要綱	継続	共済加入農家の費用を軽減し、加入の促進を図る。	平成13		定率		公益的法人(社会福祉法人を除く)	長野地区農業共済事務組合	無	無	書類審査	無	4,755,188	3,138,387
151	農林部	農政課	農業協同組合事業活動補助金	農業協同組合事業活動補助金交付要綱	単年度	農業者の協同組合組織の發達を促進し、農業生産力の増進と農業者の経済的、社会的地位の向上を図るため。	昭和46		その他		その他	ながの農業協同組合 グリーン長野農業協同組合	有	有	書類審査	無	24,639,500	21,445,300
152	農林部	農政課	長野市農業青年協議会補助金	農業振興団体等の補助金交付要綱	単年度	協議会の運営、存続維持のため。	不明		定額		法人格の無い団体(町内会等)	長野市農業青年協議会	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	960,000	960,000
153	農林部	農政課	長野市農村女性ネットワーク研究会補助金	農業振興団体等の補助金交付要綱	単年度	協議会の運営、存続維持のため。	昭和46		定額		法人格の無い団体(町内会等)	長野市農村女性ネットワーク研究会	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	450,000	450,000

参考資料 アンケート調査票一覧表 (12/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	決算	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
155	農林部	農政課	地域営農組織育成事業補助金	長野市農業振興事業補助金交付要綱	継続	土地利用型農業の生産性向上と営農組織の育成を図る。	不明		定率	法人格の無い団体(町内会等)		東部受託者組合	有	現地調査と書類審査の両方	無	4,727,000	3,426,000	
156	農林部	農政課	生産合理化型農業推進事業	長野市農業振興事業補助金交付要綱	継続	野菜、花き等の低コスト、高品質生産を推進する。	昭和不明		定率	その他		農業協同組合	有	現地調査と書類審査の両方	無	3,600,000	1,821,000	
157	農林部	農政課	花き産地開発種苗対策推進事業	長野市農業振興事業補助金交付要綱	継続	将来発展することが予想できる種苗を導入し、特産花きとして育成を推進する。	昭和不明		定率	法人格の無い団体(町内会等)		長野平芝所花き部会	有	書類審査	無	4,140,000	3,283,000	
158	農林部	農政課	永年作物生産振興改植等対策事業	長野市農業振興事業補助金交付要綱	継続	アスパラガスの生産振興を図るため、改植及び新植にかかる種苗の導入を推進する。	平成不明	平成14	定率	その他		グリーン長野農業協同組合野菜専門部アスパラ部会	有	書類審査	有	680,000	466,000	
159	農林部	農政課	生物利用等環境保全型農業推進事業	長野市農業振興事業補助金交付要綱	継続	環境負荷軽減を図るため、並びに減農薬及び省力化を図るため、生物利用等による農業を推進する。	平成不明	平成17	定率	その他		農業協同組合	有	書類審査	無	7,540,000	6,198,000	
160	農林部	農政課	農業用廃プラスチック収集輸送処理対策事業	長野市農業振興事業補助金交付要綱	継続	環境保全と資源の有効利用を図るため、農業用廃プラスチックの適正処理を推進する。	昭和不明		定率	その他		農業協同組合	有	書類審査	無	1,200,000	3,733,000	
161	農林部	農政課	園芸王国づくり推進事業	長野市農業振興事業補助金交付要綱	単年度	野菜産地の生産性向上を図るため、生産管理用機械施設等の整備を推進する。	平成不明		定率	県		農業協同組合	有	現地調査と書類審査の両方	無	4,000,000	2,775,000	
162	農林部	農政課	農業生産総合対策事業	長野市農業振興事業補助金交付要綱	単年度	産地から流通までの一貫した高度な産地体制の構築、生産者と消費者との連携体制の整備、新技術や新品種の導入・実証を進めるとともに、それに必要な共同利用施設・機械の導入及び小規模農地集約整備を実施する。	不明		定率	国		グリーン長野農業協同組合	有	現地調査と書類審査の両方	無	26,900,000	22,011,000	
163	農林部	農政課	園芸地育成事業	長野市農業振興事業補助金交付要綱	単年度	優良新品種の早期普及、高度・省力栽培の導入、生産出荷体制の強化を図る	不明		定率	県		結内灌水組合	有	現地調査と書類審査の両方	無	0	1,167,000	
164	農林部	農政課	りんごわい化等栽培推進事業	長野市農業振興事業補助金交付要綱	継続	りんご栽培等の省力化と生産安定を図るため、わい化栽培を推進する。	不明		定率	法人格の無い団体(町内会等)		JAグリーン長野りんご生産組合	有	書類審査	無	1,050,000	1,087,000	
165	農林部	農政課	新興果樹産地等育成事業	長野市農業振興事業補助金交付要綱	継続	新興果樹の振興を図るため産地の育成を推進する。	不明		定率	法人格の無い団体(町内会等)		中部果樹振興部	有	書類審査	無	1,650,000	644,000	
166	農林部	農政課	ぶどうウィルスフリー園設置事業	長野市農業振興事業補助金交付要綱	継続	生産性の高いウィルスフリー苗木を導入し、優良園の設置を推進する。	不明		定率	法人格の無い団体(町内会等)		JAグリーン長野ぶどう生産組合	有	書類審査	無	2,400,000	1,506,000	
167	農林部	農政課	果樹品質向上対策推進事業	長野市農業振興事業補助金交付要綱	継続	果樹栽培の生産性の向上と品質の向上を図るため、雨よけ施設等の設置を推進する。	不明		定率	法人格の無い団体(町内会等)		JAグリーン長野オウトウ生産組合	有	書類審査	無	3,311,000	3,042,000	
168	農林部	農政課	果樹難防除病害虫対策事業	長野市農業振興事業補助金交付要綱	継続	りんご園に合わせ、実施する病害防止策及び地域の実情に要する経費に対し補助金を交付し、病害の被害軽減と発生拡大防止を図る。	不明		定率	法人格の無い団体(町内会等)		松代防除組合	有	書類審査	無	288,000	159,000	
169	農林部	農政課	病害防止特別対策事業	長野市農業振興事業補助金交付要綱	継続	被害の被害軽減と発生拡大防止を図る。	不明		定額	法人格の無い団体(町内会等)		若穂地区有事鳥獣対策協議会	有	書類審査	無	2,000,000	640,000	
170	農林部	農政課	有害動物防除対策事業	長野市農業振興事業補助金交付要綱	継続	農作物に有害な動物植物に対し、組織的な防除及び駆除を推進し、被害の軽減と発生拡大防止を図る。	不明		定額	法人格の無い団体(町内会等)		松代地区有害動物対策委員会	有	書類審査	無	1,540,000	781,000	

参考資料 アンケート調査票一覧表 (13/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	決算	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
171	農林部	農政課	畜産経営改善事業補助金	長野市農業振興事業補助金交付要綱	継続	畜産経営の安定的継続に必要な施設等を整備する。	不明		定率	その他	任意団体(受益参加戸数3戸以上)		有	現地調査と書類審査の両方	無	360,000	332,000	
172	農林部	農政課	獣医師会長長野支部補助金	農業振興団体等の補助金交付要綱	継続	農業振興団体の活動を支援する。	不明	平成14	定額	その他	長野県獣医師会長野支部		有	書類審査	無	50,000	50,000	
173	農林部	農政課	公共牧場利用促進事業	長野市農業振興事業補助金交付要綱	継続	大家畜の体質向上と低コスト飼養により経営の安定を図るため公共牧場利用の放牧料を助成する。	不明		定率	その他	農業協同組合		有	書類審査	無	680,000	679,118	
174	農林部	農政課	畜産改良協会長野支部補助金		継続	農業振興団体の活動を支援する。	不明	平成14	定額	その他	長野県畜産改良協会長野支部		有	書類審査	無	45,000	45,000	
175	農林部	農政課	葉たばこ安定対策事業	長野市農業振興事業補助金交付要綱	継続	葉たばこの病害虫の防除、霜害、ひょう害防止のための不織布の導入により、葉たばこの栽培安定、農地の荒廃防止を図る。	平成10		定率	その他			有	書類審査	無	924,000	251,000	
177	農林部	農政課	中山間地域農業活性化推進事業補助金	中山間地域農業活性化推進事業補助金交付要綱	継続	農業・農村の振興と中山間地域の活性化を図る。	平成13	平成17	定率	法人格の無い団体(町内会等)	浅川、小田切、茅井、信里、西条、豊栄、保科、七二会、会、更野地区遊休農地活性化委員会		有	書類審査	無	1,300,000	1,118,239	
178	農林部	農政課	中山間地域農業活性化事業補助金	中山間地域農業活性化事業補助金交付要綱	継続	中山間地域に存する遊休荒廃農地を復元し地域農業の活性化を図る。	平成10	平成17	定率	法人格の無い団体(町内会等)	浅川、小田切、茅井、信里、西条、豊栄、保科、七二会、会、更野地区遊休農地活性化委員会		有	現地調査と書類審査の両方	無	558,000	414,000	
179	農林部	農政課	長野市農業経営構造対策事業補助金	長野市経営構造対策事業補助金交付要綱	継続	地域農業の担い手となるべき農業経営者の育成・確保を図るため、総合的な環境整備を行う。	平成12		定率	その他	ながの農業協同組合		有	現地調査と書類審査の両方	有	82,500,000	35,000,000	
180	農林部	農政課	長野市地域づくり総合支援事業補助金	長野市地域づくり総合支援事業補助金交付要綱	継続	地域の特性を生かして創意と工夫による事業の実施により、個性ある地域の振興を図る。	平成14		定率	法人格の無い団体(町内会等)	中曽根地場産品直売部会		有	現地調査と書類審査の両方	無	12,871,000	12,871,000	
181	農林部	農政課	山村畑作地域活性化事業補助金	山村畑作地域活性化事業実施要綱	継続	生産性の低い山村畑作地域の活性化を図るため、地域に適合した作物を導入する。	平成9		定率	その他	グリーン長野農業協同組合、ながの農業協同組合		有	現地調査と書類審査の両方	無	3,269,000	3,269,000	
182	農林部	農政課	生産調整対策推進活動費	長野市生産調整対策推進活動事業補助金交付要綱	継続	生産調整の円滑な推進を図る。	平成8		定率	その他	グリーン長野農業協同組合		有	現地調査と書類審査の両方	無	2,700,000	2,259,268	
183	農林部	農政課	水田農業経営確立対策団地化推進事業	長野市農業振興事業補助金交付要綱	継続	農業振興を図る。	昭和49		定額	法人格の無い団体(町内会等)	団地化実施者が組織する団体		有	現地調査と書類審査の両方	無	1,050,000	646,020	

参考資料 アンケート調査票一覧表 (14/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	測定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	決算書	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
184	農林部	農政課	水田作付体系転換緊急推進事業	長野市水田作付体系転換緊急推進事業補助金交付要綱	単年度	米の需給と稲作経営の安定を図る。	平成13		定額	国	その他	グリーン長野農業協同組合	有	有	現地調査と書類審査	無	550,000	527,260
381	農林部	農政課	野鼠駆除対策事業	長野市農業振興事業補助金交付要綱	継続	農作物等への被害を未然に防ぐため、野鼠の駆除。	昭和43		定率		その他	グリーン長野農業協同組合	有	無	現地調査と書類審査	無	400,000	344,667
382	農林部	農政課	長野市農業団体協議会補助金	農業振興団体等の補助金交付要綱	継続	農業振興団体の活動を支援する。	平成12		定額		法人格の無い団体(町内会等)	長野市農業団体協議会	無	有	書類審査	無	2,100,000	2,100,000
383	農林部	農政課	農畜産物生産安定対策事業	長野市農畜産物生産安定対策事業補助金交付要綱	継続	主要農畜産物の安定した生産、及び計画的出荷を行う集団の育成を図る。	昭和50		定率		その他	グリーン長野農業協同組合	無	無	書類審査	無	6,500,000	5,324,647
185	農林部	農業者木課	国営造成施設管理体制作業	国営造成施設管理体制作業促進事業実施要綱	継続	農業水利施設の適正な管理を通じた農業、農村の持続的発展に資するため、国営造成施設を管理する土地改良区が、適切な管理、管理体制、費用分担の構築を図る。	平成12	平成16	その他	県	公益的法人(社会福祉法人を除く)	長野平土地改良区	有	無	現地調査と書類審査	無	15,337,849	15,340,000
186	農林部	農業者木課	国営造成施設管理体制作業	国営造成施設管理体制作業促進事業実施要綱	継続	農業水利施設の適正な管理を通じた農業、農村の持続的発展に資するため、国営造成施設を管理する土地改良区が、適切な管理、管理体制、費用分担の構築を図る。	平成12	平成16	その他	県	公益的法人(社会福祉法人を除く)	長野平土地改良区	無	有	書類審査	無	6,546,100	6,456,000
187	農林部	農業者木課	土地改良事業団体補助金	長野市土地改良区等運営費補助金交付要綱	継続	農業の生産基盤の整備改善を行なう土地改良区等に対し補助金を交付することで農業基盤の整備強化を図る。			その他		公益的法人(社会福祉法人を除く)	長野平土地改良区	有	有	書類審査	無	3,540,000	3,540,000
188	農林部	農業者木課	農業基盤整備補助金	長野市農林土木事業補助金交付要綱	継続	土地改良施設の改良にかかる費用に対し補助金を交付し、農業生産基盤の確立を図る。	昭和51		定率		その他	長野平土地改良区	有	無	書類審査	無	18,534,604	14,090,000
189	農林部	農業者木課	農林漁業資金借入補助金	長野市農林土木事業補助金交付要綱	継続	市が行なうべき工事を土地改良区等に借入をしてももらない先行投資した。本事業では借入金還金の補給を行なう。			その他		その他	ながの農業協同組合	無	無	無	無	622,767,711	621,767,335
190	農林部	林務課	みどりの少年団補助金	長野市みどりの少年団補助金交付要綱	継続	みどりの少年団の結成を促進し、活発な活動を展開するため。	昭和61		定額	県	法人格の無い団体(町内会等)	信田小学校みどりの少年団外10団	有	有	書類審査	無	1,100,000	1,100,000
191	農林部	林務課	しいたけ栽培事業補助金	長野市しいたけ栽培事業補助金交付要綱	単年度	しいたけ生産の振興を図るため。	昭和47		その他		法人格の無い団体(町内会等)	松代椎茸生産組合	有	無	現地調査と書類審査	無	92,000	37,200
192	農林部	林務課	林道整備農林漁業資金借入補助金	長野市農林土木事業補助金交付要綱	継続	受益者に代わり森林組合が借入れた元利償還金を補助金として交付する。	昭和45	平成30	その他		公益的法人(社会福祉法人を除く)	長野森林組合	無	無	無	無	81,859,000	81,858,693
193	農林部	林務課	間伐対策事業補助金	長野市間伐対策事業補助金交付要綱	単年度	森林の総合的な整備を促進し、健全な森林の造成を図るため。	昭和53		定率		法人格の無い団体(町内会等)	松代町第19区(関屋組)	有	無	現地調査と書類審査	無	2,399,000	2,398,124
194	農林部	林務課	林業構造改善事業補助金	長野市林業構造改善事業補助金交付要綱	単年度	林業構造改善の促進を図るため。	昭和57		定率	県	公益的法人(社会福祉法人を除く)	北信地域材加工事業協同組合	有	有	現地調査と書類審査	有	21,424,000	21,424,000
197	商工部	商工課	商工団体運営費補助金	長野市商工団体運営費補助金交付要綱	単年度	商業指導体制の強化。			その他		その他	長野商工会議所	有	有	書類審査	無	61,117,000	61,117,000

参考資料 アンケート調査票一覧表 (15/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	決算	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
198	商工部	商工課	指導育成強化事業助成金		単年度	商業指導体制の強化。	昭和57		定率		公益的法人(社会福祉法人を除く)	長野商工会議所	有	無	書類審査	無	32,415,000	31,654,000
199	商工部	商工課	商店街事務局職員雇用事業助成金		単年度	商業指導体制の強化。	平成3		定率		公益的法人(社会福祉法人を除く)	長野銀座商店街振興組合	有	無	書類審査	無	1,500,000	2,100,000
200	商工部	商工課	販路拡張及び技術向上事業助成金		単年度	技術力の向上と人材の確保・育成を図るため。	昭和57		定率		その他	長野駅前商店会	有	有	書類審査	無	640,000	400,000
201	商工部	商工課	環境整備事業(商店街環境整備事業)		単年度	商業指導体制の強化。	昭和57		定率		その他	柳盛会	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	23,100,000	5,137,000
202	商工部	商工課	環境整備事業(電灯料助成事業)		単年度	商業指導体制の強化。	平成5		定率		その他	長野駅前商店会	有	有	書類審査	無	6,000,000	5,404,000
203	商工部	商工課	環境整備事業(商店街駐車場設置事業)		単年度	商業指導体制の強化。	昭和57		定率		その他	朝陽駅前通り商店会	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	120,000	220,000
204	商工部	商工課	長野市商店街花いっぱい運動推進事業補助金		単年度	「花いっぱい運動推進事業」を通じ、花と緑を利用した活力と賑わいのある商店街づくりに取り組み商店街団体の活動を推進する。	平成13		定率		その他	南石堂商店街振興組合	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	3,000,000	459,000
205	商工部	商工課	長野市商店街イベント事業補助金	長野市商店街イベント事業補助金交付要綱	単年度	活力とにぎわいのある商店街づくりを推進するため、商店街団体が実施するイベント事業を支援。	平成4		定率		その他	吉田商工振興会	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	12,150,000	8,403,000
206	商工部	商工課	新規イベント補助金		単年度	商工団体が開催する新規イベントは、街に賑わいと活力を取り戻し、地域の活性化につながることを目的とする。	平成12		その他		その他	ながの花フェスタ2002組織委員会 会長 仁科恵敏	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	35,000,000	21,500,000
207	商工部	商工課	中心市街地活性化事業補助金		単年度	買物客・観光客の滞留時間の延長及び回遊性の拡大を図るため、中心市街地の活性化につなぐため。	平成13		定率		その他	(有)長野大門会館 代表取締役 清水翔太郎	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	31,379,000	8,838,000
208	商工部	商工課	事業所等設置事業(工場等設置事業)		継続	商業指導体制の強化。	昭和52		定率		営利法人	(有)八幡屋鐵五郎	有	有	書類審査	無	57,157,000	115,149,000
209	商工部	商工課	事業所等設置事業(事業所設置事業)		継続	商業指導体制の強化。	昭和52		定率		営利法人	新日本設計(株)	有	有	書類審査	無	159,423,000	149,477,000
210	商工部	商工課	工場用地等取得事業		継続	商業指導体制の強化。	昭和57		定率		営利法人	(株)プラセス	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	275,297,000	232,194,000
211	商工部	商工課	公害防止施設設置事業		継続	商業指導体制の強化。	昭和57		定率		営利法人	長野牛乳協同組合	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	20,000,000	10,596,000

参考資料 アンケート調査票一覧表 (16/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	決算書	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
212	商工部	商工課	環境整備事業 (工場等緑化事業)		継続	商工業者の育成と企業立地の促進を図るため、必要な助成を行い、もって商工業の振興と雇用機会の拡大に寄与することを目的とする。	昭和57		定率	営利法人	営利法人	ベイクックコーポレーション(株)	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	4,000,000	2,041,000
213	商工部	商工課	指定地域振興事業 (工場新設・増設事業)		継続	商工業者の育成と企業立地の促進を図るため、必要な助成を行い、もって商工業の振興と雇用機会の拡大に寄与することを目的とする。	昭和57		定率	営利法人	営利法人	大丸合成薬品(株)	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	2,326,000	2,325,000
214	商工部	商工課	指定地域振興事業 (雇用促進事業)		継続	商工業者の育成と企業立地の促進を図るため、必要な助成を行い、もって商工業の振興と雇用機会の拡大に寄与することを目的とする。	昭和57		定額	営利法人	営利法人		有	有	書類審査	無	0	0
215	商工部	商工課	長野市国際標準規格 認証取得事業	長野市国際標準規格 認証取得事業補助金交付要綱	継続	市内中小企業者が、販路の拡大及び営業機会の創出並びに地球環境に配慮した、物づくりの推進を図るため。	平成11	平成15	定率	営利法人	営利法人	信和建設(株)	有	有	書類審査	無	10,000,000	9,500,000
216	商工部	商工課	知的クラスター本部 運営補助金		継続	長野・上田地域的クラスター創成事業の推進を図るため。	平成14	平成18	その他	公益的法人(社会福祉法人を除く)	公益的法人(社会福祉法人を除く)	(財)長野県テクノ財団	有	有	書類審査	無	5,000,000	4,543,192
388	商工部	商工課	長野市空き店舗等活用事業補助金	長野市空き店舗等活用事業補助金交付要綱	単年度	活力とにぎわいのある商店街づくりを推進するため。	平成8		定率	その他	その他	長野TMO	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	14,644,000	29,686,000
389	商工部	商工課	長野市新入社員 大会補助金		単年度	長野市内の事業所に入社した新入社員に社会人としての自覚を促すため。	平成14		その他	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	長野市新入社員大会実行委員会	有	有	書類審査	有	400,000	400,000
390	商工部	商工課	長野市推奨士 選定事業		単年度	長野市の地場産業・伝統工業の振興を推進することを目的とする。	平成14		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	長野市推奨士選定実行委員会 会長 青木恵太郎	有	有	書類審査	無	5,000,000	5,000,000
391	商工部	商工課	商店街活性化計画策 定事業		単年度		平成5		定率	その他	その他	長野市権堂商店街同組	有	有			1,000,000	1,000,000
392	商工部	商工課	まちづくり協議会活 動事業補助金	長野市まちづくり協議会活動補助金交付要綱	単年度		平成2		定率	その他	その他						300,000	197,000
217	商工部	観光課	はあてい観光推進協 議会補助金		継続	おもてなしの心あふれる観光地づくりを推進するため。	平成11	平成14	定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	はあてい観光推進協議会	無	無	無	無	1,000,000	1,000,000
218	商工部	観光課	長野市観光協会補助 金		継続	長野市の観光の振興と活性化を図るため。	昭和9	平成14	定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	長野市観光協会	有	有	書類審査	無	22,200,000	20,690,249
219	商工部	観光課	長野市民祭実行委員 会補助金		継続	まつりにより観光客誘致と地域の活性化を図る。	昭和46		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	長野市民祭実行委員会	無	無	無	無	8,600,000	8,600,000
220	商工部	観光課	飯綱火まつり補助金		継続	まつりにより観光客誘致と地域の活性化を図る。	昭和46		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	飯綱火まつり実行委員会	無	無	無	無	2,000,000	2,000,000
221	商工部	観光課	古戦場フェスティバ ル事業補助金		継続	まつりにより観光客誘致と地域の活性化を図る。	平成7		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	古戦場フェスティバル実行委員会	有	有	書類審査	無	1,400,000	1,400,000
222	商工部	観光課	真田まつり事業補助 金		継続	まつりにより観光客誘致と地域の活性化を図る。	昭和42		定額	公益的法人(社会福祉法人を除く)	公益的法人(社会福祉法人を除く)	真田まつり事業協議所	有	有	書類審査	無	3,000,000	3,000,000
223	商工部	観光課	屋台収蔵庫建設補修 事業補助金	長野市祭礼屋台事業補助金交付要綱	継続	市街地の活性化及び観光客の誘致に資するため祭礼屋台巡行祭り及び祭礼屋台の収蔵庫の建設等助成。	平成8		定額と定率の併用	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	祭礼神社御祭礼各加盟町	有	有	書類審査	無	1,500,000	2,463,880



参考資料 アンケート調査票一覧表 (17/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	決算書	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
224	商工部	観光課	真田サミットinながの実行委員会補助金		単年度	真田氏ゆかりの全国の市町村による交流を深め、広域的な連携のもと地域の活性化を図るため。	平成14	平成14	定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	真田サミットinながの実行委員会	有	有	無	2,500,000	2,351,138	
225	商工部	観光課	私代観光戦略推進会議準備委員会補助金		継続	私代の歴史文化を生かした観光戦略を構築し、全国ブランドの観光地として知名度の向上を図る。	平成14		その他	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	私代観光戦略推進会議準備委員会	無	無	無	2,200,000	2,200,000	
226	商工部	観光課(商工課)	市商工振興公社補助金		単年度	コンベンションの推進。	昭和62		その他	公益的法人(社会福祉法人を除く)	公益的法人(社会福祉法人を除く)	長野市商工振興公社	有	有	無	89,824,000	77,683,845	
393	商工部	観光課	長野市コンベンション開催事業補助金	長野市コンベンション開催事業補助金交付要綱	単年度	コンベンションを誘致し、その開催を促進するため。	平成4	平成14	定額	その他	その他	(社)日本水彩画会	有	有	無	10,000,000	8,800,000	
227	商工部	労政課	長野地区労働者福祉協議会事業運営費補助金		継続	労働者の福祉向上のため。	昭和57		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	長野地区労働者福祉協議会	有	有	無	2,390,000	2,390,000	
228	商工部	労政課	更埴職業安定協会補助金		継続	企業ガイドブック作成のため。	昭和59		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	更埴職業安定協会	有	有	無	300,000	300,000	
229	商工部	労政課	長野労働対策協議会補助金		継続	雇用促進・ガイドブック作成。	昭和59		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	長野労働対策協議会	有	有	無	400,000	400,000	
230	商工部	労政課	長野地域職業訓練センター補助金		継続	技能者の技能向上等のため。	昭和55		定額	県	県	職業訓練法人(社会福祉法人を除く)	有	有	無	2,883,000	2,833,000	
231	商工部	労政課	職業訓練事業費(長野共同高等職業訓練校)補助金		継続	技能者養成訓練のため。	昭和55		定額	県	県	職業訓練法人(社会福祉法人を除く)	有	有	無	3,050,000	3,050,000	
232	商工部	労政課	長野地域職業訓練センターパソコン更新補助金		継続	I T 職業訓練のため。	平成12	平成16	定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	職業訓練法人(社会福祉法人を除く)	有	有	無	620,000	620,000	
233	商工部	労政課	中小企業退職金共済掛金補助金	長野市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱	継続	中小企業退職金共済制度への加入奨励等のため。	平成14		定率	その他	その他	中小企業	有	有	無	5,000,000	4,128,200	
234	商工部	労政課	(財)長野市勤労者共済会補助金		継続	中小企業労働者の福祉の増進等のため。	昭和49		定額	国	国	(財)長野市勤労者共済会	有	有	無	38,000,000	38,000,000	
235	商工部	労政課	長野市針灸マッサージ師会事業補助金		継続	視覚障害者の構成による互助会の福祉の増進。	昭和		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	長野市針灸マッサージ師会	有	有	無	250,000	250,000	
236	商工部	労政課	長野県建設国民健康保険組合補助金		継続	建設労働者の健康保険組合の維持促進のため。	昭和59		定率	その他	その他	長野県建設国民健康保険組合(長野・長埴支部)	有	有	無	500,000	500,000	
237	商工部	労政課	勤労青少年ホーム連絡協議会補助金		継続	勤労青少年の日の行事開催のため。	昭和58		定額	その他	その他	長野市勤労青少年ホーム連絡協議会	有	有	無	114,000	114,000	
238	商工部	労政課	シルバー人材センター運営費補助金		継続	高齢者の就業援助と福祉の増進。	昭和56		定額	国	国	(社)長野シルバー人材センター	有	有	無	18,710,000	18,600,000	
239	建設部	道路課	県道入山小市線整備促進期成同盟会		継続	県道入山小市線の整備促進。	昭和48		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	県道入山小市線整備促進期成同盟会	無	有	無	80,000	80,000	
240	建設部	道路課	北長野(停)中俣線及び北長野(停)線整備促進期成同盟会		継続	北長野(停)中俣線及び北長野(停)線の整備促進。	昭和58		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	北長野(停)中俣線及び北長野(停)線整備促進期成同盟会	無	有	無	240,000	240,000	

参考資料 アンケート調査票一覧表 (18/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	決算書	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
241	建設部	道路課	県道塩崎バイパス建設促進期成同盟会		継続	県道塩崎バイパス建設、早期完成。	平成2		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	県道塩崎バイパス建設促進期成同盟会	無	有	無	無	115,000	115,000
242	建設部	道路課	県道戸隠篠ノ井線・安庭篠ノ井線道路改良舗装期成同盟会		継続	県道戸隠篠ノ井線・安庭篠ノ井線道路改良舗装の早期実現。	平成4		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	県道戸隠篠ノ井線・安庭篠ノ井線道路改良舗装期成同盟会	無	有	無	無	40,000	40,000
243	建設部	道路課	県道犀口下居返線改良期成同盟会		継続	県道犀口下居返線の建設促進。	昭和61		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	県道犀口下居返線改良期成同盟会	無	有	無	無	30,000	30,000
244	建設部	道路課	古牧・朝陽線建設促進期成同盟会		継続	古牧・朝陽線の建設促進。	平成9		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	古牧・朝陽線建設促進期成同盟会	無	有	無	無	40,000	40,000
245	建設部	道路課	県道療養所上野線先線建設期成同盟会		継続	県道療養所上野線先線の建設とその促進。	平成11		定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	県道療養所上野線先線建設期成同盟会	無	有	無	無	50,000	50,000
246	建設部	河川課	雨水貯留施設助成金	長野市雨水貯留施設助成金交付要綱	継続	総合的な治水対策の一環として、雨水の流用抑制と有効利用を図る。	平成14	平成18	定額と定率の併用	個人	個人		無	現地調査書類審査	現地調査書類審査の両方	無	1,500,000	2,806,000
247	建設部	河川課	急傾斜地等整備事業補助金交付要綱	長野市急傾斜地等整備事業補助金交付要綱	継続	急傾斜地に隣接した家屋等の安全を図る。	平成11		定額と定率の併用	個人	個人		有	現地調査書類審査	現地調査書類審査の両方	無	0	2,000,000
248	建設部	河川課	下水道事業会計補助金		継続	事業費用及び資本的支出に充当のため一般会計から下水道事業会計に繰り入れる。			その他	その他	その他	長野市水道局	有	書類審査	書類審査	無	5,400,000,000	5,400,000,000
249	建設部	河川課	一般河川改修工事促進期成同盟会補助金		継続	防災体制の充実のため、国・県が管理する一般河川等の改修事業を促進する団体の活動を支援する。			定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	一般河川改修工事促進期成同盟会	無	書類審査	書類審査	無	120,000	120,000
250	建設部	河川課	阿田川改修促進期成同盟会補助金		継続	防災体制の充実のため、国・県が管理する阿田川等の改修事業を促進する団体の活動を支援する。			定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	阿田川改修促進期成同盟会	無	書類審査	書類審査	無	40,000	40,000
251	建設部	河川課	更北地区千曲川犀川堤防改修促進期成同盟会補助金		継続	防災体制の充実のため、国・県が管理する更北地区千曲川犀川等の改修事業を促進する団体の活動を支援する。			定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	更北地区千曲川犀川堤防改修促進期成同盟会	無	書類審査	書類審査	無	80,000	80,000
252	建設部	河川課	新田川駒沢川改修期成同盟会補助金		継続	防災体制の充実のため、国・県が管理する新田川駒沢川等の改修事業を促進する団体の活動を支援する。			定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	新田川駒沢川改修期成同盟会	無	書類審査	書類審査	無	40,000	40,000
253	建設部	河川課	聖川改修促進期成同盟会補助金		継続	防災体制の充実のため、国・県が管理する聖川等の改修事業を促進する団体の活動を支援する。			定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	聖川改修促進期成同盟会	無	書類審査	書類審査	無	24,000	24,000
254	建設部	河川課	赤野田川改修期成同盟会補助金		継続	防災体制の充実のため、国・県が管理する赤野田川等の改修事業を促進する団体の活動を支援する。			定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	赤野田川改修期成同盟会	無	書類審査	書類審査	無	43,000	43,000
255	建設部	河川課	浅川改修古里地区期成同盟会補助金		継続	防災体制の充実のため、国・県が管理する浅川等の改修事業を促進する団体の活動を支援する。			定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	浅川改修古里地区期成同盟会	無	書類審査	書類審査	無	40,000	40,000
256	建設部	河川課	長野市東北部水害対策問題懇話会補助金		継続	防災体制の充実のため、国・県が管理する長野市東北部水害対策問題懇話会等の改修事業を促進する団体の活動を支援する。			定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	長野市東北部水害対策問題懇話会	無	書類審査	書類審査	無	80,000	80,000
257	建設部	河川課	逢橋川護岸改修期成同盟会補助金		継続	防災体制の充実のため、国・県が管理する逢橋川等の改修事業を促進する団体の活動を支援する。			定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	逢橋川護岸改修期成同盟会	無	書類審査	書類審査	無	24,000	24,000

参考資料 アンケート調査票一覧表 (19/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	決算書	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
258	建設部	河川課	浅川ダム建設対策委員会補助金		継続	防災体制の充実のため、浅川ダムの建設を促進する団体の活動を支援する。			定額		法人格の無い団体(町内会等)	浅川ダム建設対策委員会	無		書類審査	無	400,000	400,000
259	建設部	河川課	茶臼山地すべり対策委員会補助金		継続	防災体制の充実のため、災害処理対策を策定する団体の活動を支援する。			定額		法人格の無い団体(町内会等)	茶臼山地すべり対策委員会	無		書類審査	無	51,000	51,000
260	建設部	河川課	八竜沢地すべり対策委員会補助金		継続	防災体制の充実のため、災害処理対策を策定する団体の活動を支援する。			定額		法人格の無い団体(町内会等)	八竜沢地すべり対策委員会	無		書類審査	無	40,000	40,000
261	建設部	河川課	矢沢地すべり対策委員会補助金		継続	防災体制の充実のため、災害処理対策を策定する団体の活動を支援する。			定額		法人格の無い団体(町内会等)	矢沢地すべり対策委員会	無		書類審査	無	40,000	40,000
262	建設部	河川課	篠ノ井下石川地すべり対策委員会補助金		継続	防災体制の充実のため、災害処理対策を策定する団体の活動を支援する。	平成11		定額		法人格の無い団体(町内会等)	篠ノ井下石川地すべり対策委員会	無		書類審査	無	50,000	50,000
263	建設部	維持課	河川愛護会補助金		継続	松代町内千曲川・鯉川・神田川・その他諸河川を愛護し、洪水等による水害を未然に防止し、水辺の環境保全を行う。	昭和45		定額		法人格の無い団体(町内会等)	松代町河川愛護会	無		無	無	120,000	120,000
264	建設部	建築指導課	長野市ブロック塀等除却事業補助金交付要綱	長野市ブロック塀等除却事業補助金交付要綱	単年度	災害に強い都市・安心して住めるまちをつくること。	昭和62		定額と定率の併用		個人	上村 孝子	有		現地調査と書類審査の両方	無	700,000	379,000
265	建設部	建築指導課	長野市窓ガラス落下防止対策事業補助金交付要綱	長野市窓ガラス落下防止対策事業補助金交付要綱	単年度	災害に強い都市・安心して住めるまちをつくること。	昭和62		定額と定率の併用		個人	無電算	有		現地調査と書類審査の両方	無	200,000	200,000
266	都市整備部	区画整理課	長野市土地区画整理事業推進協議会補助金		継続	会員相互の連絡調整並びに研修を通じ、土地区画整理事業の円滑な推進を図るため。	平成3		定額		その他	長野市土地区画整理事業推進協議会	無		書類審査	無	500,000	500,000
267	都市整備部	区画整理課	中条土地区画整理組合補助金		単年度	組合土地区画整理事業の促進を図るため。	平成11		定率		公益的法人(社会福祉法人を除く)	長野市中条土地区画整理組合	有		書類審査	無	5,000,000	5,000,000
268	都市整備部	区画整理課	瀬原田一丁土地区画整理組合補助金		単年度	組合土地区画整理事業の促進を図るため。	平成8		定率		公益的法人(社会福祉法人を除く)	長野市瀬原田一丁土地区画整理組合	有		書類審査	無	30,800,000	30,800,000
269	都市整備部	公園緑地課	地区計画区域等緑化事業補助金(緑化事業補助金)	長野市地区計画区域等の区域における緑化の推進	継続	地区計画区域等の区域内における緑化の推進。	平成3		定額と定率の併用		個人		有		現地調査と書類審査の両方	無	280,000	180,000
270	都市整備部	公園緑地課	事業所等緑化事業補助金(緑化推進)	長野市事業所等緑化補助金交付要綱	継続	事業の用に供する敷地の緑化の推進。	平成7		定額と定率の併用		営利法人		有		現地調査と書類審査の両方	無	3,000,000	2,171,600
271	都市整備部	公園緑地課	緑化推進団体等補助金(緑化推進)		継続	長野市緑を豊かにする計画の実施に協力する公共的団体及びその活動の支援。	平成7		その他		公益的法人(社会福祉法人を除く)	(財)長野市都市緑化基金	有		書類審査	無	3,500,000	3,760,000
272	都市整備部	公園緑地課	コミュニティ緑化推進団体等補助金(緑化推進)		継続	長野市緑を豊かにする計画の実施に協力する公共的団体及びその活動の支援。	平成11		その他		法人格の無い団体(町内会等)	緑化推進コミュニティ団体	有		現地調査と書類審査の両方	無	1,800,000	1,800,000
273	都市整備部	公園緑地課	保存樹木等管理補助金(保存樹林樹木指定制)	長野市保存樹木等管理補助金交付要綱	継続	都市的美観風致を維持するために市が法により指定した保存樹木等の維持管理活動を支援する。	昭和57		定額		その他	法に基づき市が指定した保存樹木等の管理者	無		無	無	762,000	739,000

参考資料 アンケート調査票一覧表 (20/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	償還方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	決算書	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
274	都市整備部	公園緑地課	長野市地区市民遊園地新設・整備事業補助金	長野市地区市民遊園地新設・整備事業補助金交付要綱	継続	児童の健全育成及び健康増進を図る。	昭和47		定率の併用	法人格の無い団体(町内会等)	宮沖区地区及び行政区域内の自治会に交付	有	有	書類審査	無	3,400,000	7,032,773	
275	都市整備部	まちづくり推進課	長野市再開発促進助成金	長野市再開発促進助成金交付要綱	継続	再開発事業の促進を図る民間団体の準備活動に支援する。	昭和62		その他	法人格の無い団体(町内会等)	長野A・1親歴地区市街地再開発準備組合	有	有	書類審査	無	400,000	400,000	
276	都市整備部	まちづくり推進課	第5地区まちなみデザイン推進	長野市市街地再開発事業等補助金交付要綱	継続	市街地再開発事業等を施行する再開発組合等への支援。	平成14	平成14	その他	法人格の無い団体(町内会等)	第5地区まちなみ再開発協議会	有	有	書類審査	無	2,000,000	2,000,000	
277	都市整備部	まちづくり推進課	東後町・権堂町A地区市街地再開発	長野市市街地再開発事業等補助金交付要綱	継続	市街地再開発事業等を施行する再開発組合等への支援。	平成10	平成18	その他	国	東後町・権堂町A地区市街地再開発組合	有	有	書類審査	無	1,400,000	1,400,000	
278	都市整備部	まちづくり推進課	阿田町第1地区市街地再開発	長野市市街地再開発事業等補助金交付要綱	継続	市街地再開発事業等を施行する再開発組合等への支援。	平成13	平成16	その他	県と国の両方	大成産業株式会社	有	有	書類審査	無	11,600,000	11,600,000	
279	都市整備部	まちづくり推進課	県町第3地区市街地再開発	長野市市街地再開発事業等補助金交付要綱	継続	市街地再開発事業等を施行する再開発組合等への支援。	平成13	平成14	その他	県と国の両方	株式会社電算・株式会社エス・ケー	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	17,600,000	17,600,000	
280	都市整備部	まちづくり推進課	長野駅東口第9地区市街地再開発	長野市市街地再開発事業等補助金交付要綱	継続	市街地再開発事業等を施行する再開発組合等への支援。	平成13	平成14	その他	県と国の両方	有限会社東峯商会	有	有	現地調査と書類審査の両方	無	135,200,000	135,200,000	
281	都市整備部	まちづくり推進課	東後町・権堂町A地区市街地再開発	長野市市街地再開発事業等補助金交付要綱	継続	市街地再開発事業等を施行する再開発組合等への支援。	平成10	平成18	その他	県と国の両方	東後町・権堂町A地区市街地再開発組合	有	有	書類審査	無	38,800,000	38,800,000	
282	都市整備部	まちづくり推進課	長野市街なみ環境整備事業協議会補助金	長野市街なみ環境整備事業協議会補助金交付要綱	継続	街なみ環境整備を積極的に推進しようとする協議会の活動支援。	平成14	平成16	定率	国	私設中心市街地活性化協議会	有	有	書類審査	無	800,000	759,533	
283	都市整備部	まちづくり推進課	長野市街なみ環境整備事業協議会補助金	長野市街なみ環境整備事業協議会補助金交付要綱	継続	街なみ環境整備を積極的に推進しようとする協議会の活動支援。	平成14	平成16	定率	国	善光寺周辺地域まちづくり協議会	有	有	書類審査	無	800,000	776,000	
284	都市整備部	まちづくり推進課	長野市景観形成推進事業補助金	長野市景観形成推進事業補助金交付要綱	継続	長野市の景観を守り育てる条例の規定により、景観形成市民団体の活動支援。	平成8		定率	法人格の無い団体(町内会等)	景観形成市民団体	有	有	書類審査	無	400,000	200,000	
285	都市整備部	駅周辺整備局	長野駅東口地域街づくり対策連絡協議会事業補助金	長野駅東口地域街づくり対策連絡協議会事業補助金交付要綱	継続	長野駅東口地域の現状を正しく知り、文化的で明るく住み良い快適な街づくりの早期実現のため。	平成4	平成28	定額	法人格の無い団体(町内会等)	長野駅東口地域街づくり対策連絡協議会	無	有	現地調査と書類審査の両方	無	550,000	550,000	
286	都市整備部	駅周辺整備局	水と緑の市民会議補助金	水と緑の市民会議補助金	継続	長野駅東口地域の環境改善活動を通して住み良い街づくり実現のため。	平成13	平成28	定額	法人格の無い団体(町内会等)	水と緑の市民会議	無	有	現地調査と書類審査の両方	無	30,000	30,000	
287	行政委員会	農業委員会事務局	農業委員会海外研修事業	長野市農業委員会海外研修事業補助金交付要綱	継続	長野市農業委員会が行う海外研修支援。	平成7		定額と定率の併用	個人		有	有	無	無	1,950,000	1,950,000	
288	教育委員会	総務課	長野市学校事務研究会補助金	長野市学校事務研究会補助金	継続	学校事務運営の研究及び相互の連絡調整。	昭和45	平成14	定額	法人格の無い団体(町内会等)	長野市学校事務研究会	無	無	無	無	無	80,000	80,000
289	教育委員会	総務課	長野市私立学校等振興補助金	長野市私立学校等振興補助金	継続	私立学校通学者の親の負担軽減と経営健全化。	昭和59		定額	法人格の無い団体(町内会等)	長野市私立高等学校協会	有	有	書類審査	無	11,490,000	11,174,600	

参考資料 アンケート調査票一覧表 (21/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	決算書	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
290	教育委員会	総務課	高等学校建設事業補助金	長野市私立学校等振興補助金交付要綱	継続	私立高等学校等の教育環境の整備。	平成3		定額と定率の併用		その他	H14年度(学)長野日本大学(長野市) (長野市立大) (大高校)	有	有	書類審査	無	0	2,000,000
291	教育委員会	総務課	短期大学・専門学校等建設事業補助金	長野市私立学校等振興補助金交付要綱	継続	私立の高等教育機関の教育環境の整備。	平成3		定額と定率の併用		その他	清泉女子大学	有	有	書類審査	無	41,526,000	91,526,000
292	教育委員会	学校教育課	遠距離通学費助成金	長野市立小中学校児童・生徒遠距離通学費助成金交付要綱	継続	遠距離通学をする児童・生徒の身体的負担の軽減と保護者の経済的負担の軽減。	平成7		定額と定率の併用		その他	児童・生徒の保護者へ直接または学校を通じて保護者へ交付	有	無	書類審査	無	56,999,192	44,970,514
293	教育委員会	学校教育課	分校児童本校行事参加バス代補助金		継続	本校行事に参加する分校児童の身体的負担と保護者の経済的負担の軽減。	昭和61		その他		その他	学校を通じて保護者へ交付	無	有	書類審査	無	62,000	10,440
294	教育委員会	学校教育課	教職員夏季大学補助金	教職員夏季大学補助金交付要綱	継続	長野市立学校教職員を対象に行う夏季研修に補助金を交付し、教職員の資質向上に資するため。	昭和61		その他		公益的法人(社会福祉法人を除く)	社団法人長野市教育会	有	有	書類審査	無	300,000	300,000
295	教育委員会	学校教育課	定時制高等学校生徒奨学金	長野市定時制高等学校生徒奨学金交付要綱	継続	高等学校の定時制課程に在学している生徒の中から有為な人材を育成するため。	昭和49		定額		個人	高等学校の定時制課程に在学している生徒	無	無	書類審査	無	5,400,000	5,698,625
296	教育委員会	学校教育課	学校図書館運営費補助金	長野市立学校図書館運営費補助金交付要綱	継続	長野市立学校の児童、生徒の教育向上のため、学校図書館の蔵書及び運営の充実を図るため。	昭和58		定額と定率の併用		その他	長野市立小・中学校	有	有	書類審査	有	57,563,000	62,189,000
297	教育委員会	学校教育課	校長会交付金	長野市校長会交付金交付要綱	継続	長野市校長会の事業費に対し交付金を交付し、市立学校の児童生徒への教育効果を高めるため。	昭和61		定額		法人格の無い団体(町内会等)	長野市校長会	有	有	書類審査	無	3,120,000	3,120,000
298	教育委員会	学校教育課	小・中学校部会補助金	長野市校長会小・中学校部会補助金交付要綱	継続	長野市校長会の小・中学校部会の事業費に補助金を交付し、小・中学校の児童生徒への教育効果を高めるため。	昭和61		定額		法人格の無い団体(町内会等)	長野市校長会小中学校部会	有	有	書類審査	無	1,720,100	1,720,100
299	教育委員会	学校教育課	教科研究費交付金	教科研究費交付要綱	継続	児童・生徒の教育の向上を図るために行う、各学校長の教科研究を助長し、奨励するため。	昭和42		定額		その他	長野市立小・中、高等学校	有	有	書類審査	無	4,244,600	4,404,800
300	教育委員会	学校教育課	校長会教科研究費交付金	長野市校長会教科研究費交付金交付要綱	継続	市立小中学校の教員の資質向上と、教科研究を行い、児童・生徒の学力向上を目的とする。	昭和61		定額		法人格の無い団体(町内会等)	長野市校長会	有	有	書類審査	無	1,790,000	1,790,000
301	教育委員会	学校教育課	中学校進路指導補助金	長野市中学校進路指導補助金交付要綱	継続	市立中学校における生徒の進路指導の円滑な運営を図るため。	昭和61		定額		その他	市立中学校	無	無	無	無	95,000	95,000
302	教育委員会	学校教育課	たて笛改造費又は片手笛購入費補助金	たて笛改造費又は片手笛購入費補助金交付要綱	継続	市立小中学校児童・生徒の中で、手指に障害を持つ児童・生徒が、音楽科の授業でたて笛を改造又は片手笛を購入して使用する場合、保護者の経済的負担を軽減する。	昭和58		定率		その他	学校長	有	有	書類審査	無	48,000	0
303	教育委員会	学校教育課	特殊教育担任者会事業補助金	長野市特殊教育担任者会事業補助金交付要綱	継続	長野市特殊教育の向上に寄与するため。	昭和61		定額		法人格の無い団体(町内会等)	特殊教育担任者会	有	有	書類審査	無	200,000	200,000
304	教育委員会	学校教育課	特色ある教育・学校づくり推進事業補助金	特色ある教育・学校づくり推進事業補助金交付要綱	継続	地域や子供の実態等に応じた創意工夫し、特色ある教育・特色ある学校づくりのための教育活動を支援する。	平成11	平成15	その他		その他	市立小・中学校	有	有	書類審査	無	10,000,000	10,000,000

参考資料 アンケート調査票一覧表 (22/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	決算書	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
305	教育委員会	学校教育課	第36回関東甲信越地区特殊教育協議会会長野大会開催補助金		単年度	関東甲信越地区特殊教育協議会を長野市で開催するに当たり、開催市としてその運営費を支援する。	平成14	平成14	定額	その他	その他	第36回全日本特別支援教育研究連盟関東甲信越地区特殊教育研究会協議会会長野大会	有	有	無	100,000	100,000	
306	教育委員会	学校教育課	第23回北信越中学校総務大会開催地補助金		単年度	北信越中学校総務大会を長野市で開催するに当たり、開催市としてその運営費を支援する。	平成14	平成14	定額	その他	その他	北信越中学校体育連盟	無	無	無	800,000	800,000	
307	教育委員会	学校教育課	小・中学校学校評価員運営費補助金	長野市立小・中学校学校評価員運営費補助金交付要綱	継続	小・中学校における学校評価員の円滑な運営を図るため。	平成14	平成14	定額	その他	その他	市立小・中学校	有	有	無	2,040,000	2,040,000	
308	教育委員会	学校教育課	長野朝鮮初中級学校児童・生徒通学費助成金	長野朝鮮初中級学校児童・生徒通学費助成金交付要綱	継続	長野市から長野朝鮮初中級学校に通学している児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減する。	平成14	平成14	定額	個人	個人	長野朝鮮初中級学校の児童・生徒の保護者	無	無	無	70,000	60,000	
309	教育委員会	学校教育課	長野市学校医師会補助金		継続	学校保健の向上を図るため、各種事業を通じて、児童生徒・教職員の健康保持増進に資する。	昭和		定額		公益的法人(社会福祉法人を除く)	長野市学校医師会・更級学校医師会・須高学校医師会・上水内中学校医師会・埴科医師会	有	有	無	215,200	209,600	
310	教育委員会	学校教育課	長野市学校歯科医師会補助金		継続	学校保健の向上を図るため、各種事業を通じて、児童生徒・教職員の健康保持増進に資する。	昭和		定額		公益的法人(社会福祉法人を除く)	長野市学校歯科医師会・更級学校歯科医師会・須高学校歯科医師会・上水内郡埴科医師会・埴科医師会	有	有	無	135,200	136,600	
311	教育委員会	学校教育課	長野市学校薬剤師会補助金		継続	学校環境衛生の向上を図るため、各種事業を通じて児童生徒・教職員の健康保持増進に資する。	昭和		定額		公益的法人(社会福祉法人を除く)	長野市学校薬剤師会・篠ノ井川中高等学校薬剤師会	有	有	無	108,200	106,800	
312	教育委員会	学校教育課	長野市PTA安全互助会補助金		継続	県安全互助会の会費の一部を補助することに より、保護者の負担軽減を図る。	昭和		定額		法人格の無い団体(町内会等)	長野市PTA連合会	有	有	無	870,000	844,920	
313	教育委員会	学校教育課	中学校校外活動(登山・キャンプ)交通費補助金	長野市立中学校体育事業補助金交付要綱	継続	集団による校外教育活動に要する費用の、保護者の経済的負担を軽減する。	昭和58		定額		その他	長野市立中学校	有	有	無	7,367,700	7,035,300	
314	教育委員会	学校教育課	長野市中学校体育大会交通費補助金	長野市立中学校体育事業補助金交付要綱	継続	大会参加に要する費用の、保護者の経済的負担を軽減する。	昭和58		定率		その他	長野市立中学校	有	無	無	1,650,000	1,650,000	
315	教育委員会	学校教育課	中学校体育大会出場補助金	長野市立中学校体育事業補助金交付要綱	継続	中学校体育大会(県大会・北信越大会・全国大会)に出場する生徒の保護者の経済的負担を軽減する。	昭和58		定額		その他	長野市立中学校	有	有	無	3,650,000	2,668,140	
316	教育委員会	学校教育課	小・中学校芸術鑑賞音楽会補助金		継続	小・中学生が、一流の芸術を身近で体験できるように開催される芸術鑑賞音楽会の経費を一部補助し、保護者の経済的負担を軽減する。	昭和		定額		法人格の無い団体(町内会等)	長野市校長会 小・中学校部会	有	有	無	8,741,940	8,407,180	
317	教育委員会	学校教育課	小・中学校児童生徒音楽コンクール参加事業補助金	長野市立小・中学校児童生徒音楽コンクール参加事業補助金交付要綱	継続	小・中学校の児童生徒が、音楽コンクールに参加する場合は、その経費の一部を補助し、保護者の経済的負担を軽減する。	昭和58		定率		その他	市立小・中学校	有	有	無	1,400,000	1,176,900	
318	教育委員会	学校教育課	校外活動振興補助金	校外活動振興補助金交付要綱	継続	小・中学校の児童生徒の教育向上を図るための校外活動の経費を一部補助することにより、事業の円滑な推進を図る。	昭和53		定額		その他	市立小・中学校	無	無	無	2,143,800	1,995,900	

参考資料 アンケート調査票一覧表 (23/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
319	教育委員会	学校教育課	市体育大会アイスホッケー協働施設使用料補助金	長野市中学校体育大会アイスホッケー競技会の施設使用料を補助し、長野市中学校体育連盟の負担を軽減する。	継続	長野市中学校体育大会アイスホッケー競技会の施設使用料を補助し、長野市中学校体育連盟の負担を軽減する。	平成11	平成11	定額	法人格の無い団体(町内会等)	長野市中学校体育連盟	長野市中学校体育連盟	有	書類審査	無	90,000	90,000
320	教育委員会	学校教育課	長野市一校一団運動活動補助金	長野市一校一団運動活動補助金	継続	長野市一校一団運動活動のより一層の発展。	平成13	平成13	その他	その他	長野市立小中学校	長野市立小中学校	有	無	無	3,775,000	3,775,000
321	教育委員会	学校教育課	長野市姉妹都市派遣者補助金	長野市姉妹都市派遣者補助金	継続	姉妹都市との教育交流を通じてより一層の友好親善を図る。	昭和51	昭和51	定額	個人	個人	長野市立小中学校	無	書類審査	無	1,560,000	1,560,000
322	教育委員会	学校教育課	長野市小中学校国際化教育推進補助金	長野市小中学校国際化教育推進補助金	継続	市立小中学校における国際化教育の一層の発展	平成7	平成7	定額	その他	その他	長野市校長会	有	無	無	4,000,000	4,000,000
323	教育委員会	生涯学習課	長野市地域公民館連絡協議会連合会補助金	社会教育関係事業補助金交付要綱	継続	音楽団体の活動を通じ児童・生徒の感性を豊かにする。	昭和53	昭和53	定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	地域公民館連絡協議会連合会	有	書類審査	無	600,000	600,000
324	教育委員会	生涯学習課	長野市地域公民館建設事業補助金	長野市地域公民館建設事業補助金交付要綱	継続	地域公民館建設事業の支援。	昭和46	昭和46	定額と定率の併用	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	地域公民館	有	現地調査と書類審査の両方	無	62,000,000	57,499,000
325	教育委員会	生涯学習課	社会教育団体補助金	社会教育関係事業補助金交付要綱	継続	社会教育の振興のため。	昭和41	昭和41	定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	長野市連合婦人会、長野市PTA連合会、長野市専修学校各種学校協会	有	書類審査	無	4,545,000	4,545,000
326	教育委員会	文化課	災害復旧事業補助金	文化財保護事業補助金交付要綱	継続	文化財の所有者が実施する文化財保護活動事業の支援。	昭和48	昭和48	定率	個人	個人	徳永 長寿	有	書類審査	無	1,613,000	1,503,950
327	教育委員会	文化課	指定文化財環境整備事業補助金	文化財保護事業補助金交付要綱	継続	文化財の所有者が実施する文化財保護活動事業の支援。	昭和48	昭和48	定率	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	葛山城跡保存会	有	書類審査	無	807,500	803,500
328	教育委員会	文化課	文化財管理運営補助金	文化財保護事業補助金交付要綱	継続	文化財の所有者が実施する文化財保護活動事業の支援。	昭和48	昭和48	定額	公益的法人(社会福祉法人を除く)	公益的法人(社会福祉法人を除く)	(財)瀬脇観世音保存会	有	書類審査	無	21,000	21,000
329	教育委員会	文化課	防災設備保守点検補助金	文化財保護事業補助金交付要綱	継続	文化財の所有者が実施する文化財保護活動事業の支援。	昭和48	昭和48	定率	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	葛山落合神社	有	書類審査	無	6,000	6,000
330	教育委員会	文化課	無形文化財保存補助金	文化財保護事業補助金交付要綱	継続	文化財の所有者が実施する文化財保護活動事業の支援。	昭和48	昭和48	定率	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	三十三灯籠奉賛会	有	書類審査	無	545,000	545,000
331	教育委員会	文化課	文化財保護育成団体補助金	社会教育関係事業補助金交付要綱	継続	社会教育等の振興のため。	平成2	平成2	その他	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	大室古墳群保存会	有	書類審査	無	1,055,000	1,055,000
332	教育委員会	文化課	伝統芸能後継者育成事業補助金	長野市伝統芸能後継者育成事業補助金	継続	郷土の伝統芸能を保護しその技を受け継ぐ伝承者の育成事業の支援。	昭和54	昭和54	定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	赤沼上組獅子保存会	有	書類審査	無	210,000	180,000
333	教育委員会	文化課	文化財保護補助金(重要文化財善光寺三門保存修理事業)	文化財保護事業補助金交付要綱	継続	文化財の所有者が実施する文化財保護活動事業の支援。	平成12	平成12	定率	その他	その他	善光寺代表役員中島道生	有	書類審査	無	6,000,000	6,000,000
334	教育委員会	文化課	長野市伝統環境保存事業補助金	長野市伝統環境保存事業補助金交付要綱	継続	伝統環境を保存し、後代の市民に継承するため。	昭和59	昭和59	定額と定率の併用	個人	個人	市民	有	書類審査	無	8,000,000	7,537,000
335	教育委員会	文化課	驛山館書初展補助金		継続	書道の普及・振興を図るため。	昭和38	昭和38	定額	公益的法人(社会福祉法人を除く)	公益的法人(社会福祉法人を除く)	財団法人 驛山館	有	書類審査	無	810,000	810,000
336	教育委員会	文化課	芸術文化振興基金運営委員会補助金		継続	市民の芸術文化活動の振興を図るため。	平成3	平成3	その他	その他	その他	長野市芸術文化振興基金運営委員会	有	書類審査	無	10,151,000	10,151,000

参考資料 アンケート調査票一覧表 (24/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
337	教育委員会	体育課	長野市スポーツ事業補助金	長野市スポーツ事業補助金交付要綱	継続	地区を総括するスポーツ団体の補助金を交付し市民のスポーツの振興を図る。	昭和50		定額と定率の併用	法人格の無い団体(町内会等)		第一地区体力づくり推進協議会 外2.5団体館連(地域公民館連絡協議会等各地区のスポーツ振興団体)	有	書類審査	無	2,643,000	2,651,780
338	教育委員会	体育課	長野市市民スポーツ全国大会出場補助金		単年度	全国大会に出場する市民に補助金を交付し市民のスポーツの振興を図る。			定率	個人		長野県や北信越などの地区予選を勝ち抜き、全国大会に出場する者または団体で、市内に住所を有するもの。	有	書類審査	無	300,000	561,000
339	教育委員会	体育課	スポーツ団体組織育成・大会出場補助金		継続	スポーツ団体組織育成・市代表チームの激励。			その他	法人格の無い団体(町内会等)		長野市体育指導委員会協議会外3団体	有	書類審査	無	1,008,000	908,000
340	教育委員会	人権同和教育課	長野市企業人権同和教育推進協議会補助金		継続	企業人権同和教育のより一層の充実を図るため。	昭和52		その他	法人格の無い団体(町内会等)		長野市企業人権同和教育推進協議会	有	書類審査	無	639,000	639,000
341	教育委員会	人権同和教育課	人権同和教育女性研修会実行委員会補助金		継続	人権同和教育の一環として、女性を対象とした研修会が開催されており、研修会により充実した運営のため。	平成3		その他	その他		人権同和教育女性研修会実行委員会	有	書類審査	無	300,000	200,000
342	教育委員会	人権同和教育課	地区市民集會開催事業補助金		継続	啓発活動の一環として、各地区において開催される市民集會により多くの地区住民の参加が得られるため。	昭和59		定額	法人格の無い団体(町内会等)		地区人権同和教育促進協議会	有	書類審査	無	455,000	485,000
343	教育委員会	人権同和教育課	長野市人権同和教育事業補助金		継続	部落差別や様々な差別解消を図るため。	昭和61		定率	その他		部落解放同盟長野市協議会	有	書類審査	無	2,160,000	166,000
344	教育委員会	人権同和教育課	長野市人権啓発学習会補助金		継続	自主的に人権問題に関する学習及び啓発事業を行うため。	平成不明		定額	その他		さざなみの会	有	書類審査	無	100,000	60,000
345	教育委員会	人権同和教育課	長野市学校人権同和教育振興補助金		継続	学校における人権同和教育の振興のため。	昭和51		その他	その他		長野市立小・中学校	有	書類審査	無	5,844,000	5,769,251
346	教育委員会	人権同和教育課	長野市社会人権同和教育啓発促進事業補助金		継続	地域における人権同和教育を推進するため。	昭和50		その他	法人格の無い団体(町内会等)		地区人権同和教育促進協議会	有	書類審査	無	7,747,000	7,747,000
347	教育委員会	人権同和教育課	長野市人権同和教育促進連絡協議会補助金		継続	各地区人権同和教育促進協議会が相互に連絡協調を図り、全市の人権同和教育を進めるため。	昭和53		その他	法人格の無い団体(町内会等)		長野市人権同和教育促進連絡協議会	有	書類審査	無	1,080,000	1,080,000
348	教育委員会	人権同和教育課	長野市児童生徒人権同和教育活動促進補助金		継続	児童及び生徒の人権意識の高揚を図るため。	昭和52		その他	その他		解放子ども会	有	書類審査	無	2,126,000	1,041,711
349	教育委員会	人権同和教育課	解放子ども会市合同行事実行委員会補助金		継続	解放子ども会合同行事への参加を促進し、会員相互の学習・交流を推進するため。	昭和不明		その他	その他		解放子ども会市合同行事実行委員会	有	書類審査	無	150,000	127,200
350	教育委員会	青少年課	青少年市民会議補助金		継続		昭和59		定額	法人格の無い団体(町内会等)		青少年市民会議	有	書類審査	無	855,000	855,000
351	教育委員会	青少年課	青少年地区会議補助金		継続		昭和59		定額	法人格の無い団体(町内会等)		青少年市民会議	有	書類審査	無	5,500,000	5,500,000
352	教育委員会	青少年課	長野市子ども会育成連絡協議会補助金		継続		昭和59		定額	法人格の無い団体(町内会等)		長野市子ども会育成連絡協議会	有	書類審査	無	2,700,000	2,700,000



参考資料 アンケート調査票一覧表 (25/25)

整理番号	部	課	補助金(事業)名	要綱名称	補助区分	補助の理由(目的)	開始年度	終了年度	算定方法	交付主体	交付先	交付先名称	実績報告	決算書	検査	効果測定	14年度予算	14年度決算
353	教育委員会	青少年課	長野子ども劇場協議会補助金		継続		昭和59		定額	法人格の無い団体(町内会等)	長野子ども劇場協議会	無	有	書類審査	無	127,000	127,000	
354	教育委員会	青少年課	長野子どもまつり実行委員会補助金		継続		昭和59		定額	法人格の無い団体(町内会等)	長野子どもまつり実行委員会	無	有	書類審査	無	100,000	100,000	
355	教育委員会	青少年課	日本ボレー協会長野地区協議会補助金		継続		昭和59		定額	公益的法人(社会福祉法人を除く)	日本ボレー協会長野地区協議会	無	有	書類審査	無	189,000	189,000	
356	教育委員会	青少年課	長野市ガールスカウト育成会補助金		継続		昭和59		定額	公益的法人(社会福祉法人を除く)	長野市ガールスカウト育成会	無	有	書類審査	無	180,000	180,000	
357	教育委員会	青少年課	長野少年・少女発明クラブ補助金		継続		昭和62		定額	法人格の無い団体(町内会等)	長野少年・少女発明クラブ	無	有	書類審査	無	30,000	30,000	
358	教育委員会	青少年課	子ども会安全会費補助金		継続		昭和59		定率	法人格の無い団体(町内会等)	第一地区子ども会育成連絡協議会他41地区育成連協	無	有	書類審査	無	1,600,000	1,495,850	
359	教育委員会	青少年課	子ども体験活動等活性化補助金		継続		平成13	平成15	定率	法人格の無い団体(町内会等)	第一地区子ども会育成連絡協議会他41地区育成連協	有	有	書類審査	無	10,000,000	6,496,000	
360	教育委員会	高専等学校教育センター	生徒等活動費補助金		継続	教科の学習以外の分野で生徒の活動を支援し、 健康豊かな人間性を養い、 長野市教育の発展に資する実証的な研究を行うため。	昭和不明		定額	その他	その他	生徒芸術鑑賞補助金	有	有	書類審査	無	1,100,000	1,100,000
364	教育委員会	教育センター	視聴覚教育研究指定校補助金		継続		昭和59		定額	その他	その他	豊栄小学校・川中島中学校	有	有	書類審査	有	60,000	60,000
365	教育委員会	教育センター	少年補導委員協議会研修事業補助金		継続	長野市少年補導委員協議会及び地区少年補導委員会の円滑な活動を図る。	昭和45		その他	その他	その他	長野市少年補導委員協議会 榎花小学校・篠ノ井東中学校・柳井中学校	無	有	書類審査	有	1,480,000	1,480,000
366	教育委員会	教育センター	教育センター研究指定校補助金		継続	長野市教育の発展に資する実証的な研究を行うため。	昭和59		定額	その他	その他	長野市少年補導委員協議会 榎花小学校・篠ノ井東中学校・柳井中学校	有	有	書類審査	有	120,000	120,000
361	消防局	予防課	長野防火管理協議会補助金		継続	事業所等の防火管理を通じて、社会公共の福祉増進に寄与する。	昭和45	平成14	定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	長野防火管理協議会	無	無	書類審査	有	63,000	63,000
362	消防局	予防課	長野危険物安全協会補助金		継続	危険物の安全管理を通じて、社会公共の福祉増進に寄与する。	昭和45	平成14	定額	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	長野危険物安全協会	無	無	書類審査	有	63,000	63,000
363	消防局	警防課	長野市自主防災組織強化事業補助金	長野市自主防災組織強化事業補助金 交付要綱	単年度	自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災器材等に要する経費の補助をし育成強化を図る。	昭和62		定額と定率の併用	法人格の無い団体(町内会等)	法人格の無い団体(町内会等)	自主防災組織	有	無	書類審査	無	1,500,000	1,232,000